

エタイ—エダガ

と爲ることあり、磯多に至りては曾て此事なし、然るに慶應四年正月幕府彈左衛門が防長征伐の際の功を賞して平民に陞せたり、因て彈内記と改稱し、手下の者の穢多の稱をも停む、明治四年八月二十八日一般に其稱を廢して平民の籍に編入し地租調免の制を罷む、此時全國に於ける賤民の員數は總計三十八萬二千八百八十六人、内穢多二十八萬三千九十一人、非人二萬三千四百八十八人、皮作等雜種七萬九千九百五十人なりといふ(賤考考、穢多非人考、穢多非人の由来)

エダイツオサ

往大豆納 江戸時代、年貢として納むる大豆及び荏をいふ、地方凡例録に、關東方往大豆納高百石に大豆二斗、荏一斗かゝる、尤も往大豆共二斗に代米一斗、代米なれば往大豆石代一石に代米一貫文つゝ被下之、右納方正大豆もあり、又其年々石代金納に成るもあり、或は何分は正大豆、或は石代なるもあり、何れも前々引付通に取計ふ、又越後國蒲原郡は取米懸の大豆あり、正納并に上振大豆と唱ふ石代金納もあり、取米十石に大豆七升かゝるなり、納方は凡三分過、正大豆七分通内外、上振大豆一石代銀四匁五分づ、六十目管にて金納に成す、又正納のみの村もあり、上振のみの所もありて村々異同あり、何故上振と號し安石代にて納るといふ事知り難し、前記の如く代米渡上方は田畑取米の十分一大豆銀納とて石代にて納むる、又前々の引付にて十分一の内、何程は正大豆、何程は銀納と分るもあり、上方筋にては荏納なく、石代の儀は定法の相場を書出す場所極り直段吟味の上勘定所下知を得て直段を定む云々といふ(一)。

エダガミ

枝神 末社のことといふ、貞觀宮符に奇神と見えたり。

エダクミ—エチコ

エダクミノツカサ 書工司 グラコウシ

エダジヤク 枝籍 別籍小籍を云ふ、中古以後院崩去の後、本宮の人を以て内堅所大舍人に寄せらる、の名なり、或は四所の窮者と云ひ、又四所の巡籍と號す、四所の籍とは、内堅所、校書殿、大舍人、進物所の籍を云ふ(魚魯愚抄、倭訓栞)

エダチ

役 役立の意、役は充の約ならん、立は民の其事に發越を云ふ、古事記應神天皇の條に、新羅人參渡來、是以建内宿禰命引率、爲之堤池、而作百濟池云とあり、文武天皇大寶元年制定して、正丁は歳に十日を役し、次丁は五日を役せしむ、詳しくは課役(ワヤク)を見よ。

エタノコホリ

英多郡 アイメノコホリ

エチコノクニ

越後國 西は越中、西南は信濃、南は上野、東は岩代、東北は羽前、西北は海、東西凡六拾二里、南北凡拾七里、北陸道に屬す、陸前の大東山脈東北より來り、蜿蜒南方に繞り、信濃に連なる、洪流縱橫國內の運輸便なり、古へ越前以北本國に至る總て高志國と稱す、後ち越前越中越後と分たる、國府は頸城郡に置く(春日山) 延暦十七年本國の田若干を朝原内親王に賜ふ、是賜封の始めとす、寬弘長和の際、平維茂邑の頸城郡に食し、子繁茂秋田城介に任じ、城を以て氏とす、支孫實長に至り平宗盛奏請して國守に任じ、木曾義仲を討たしむ、實長尋て卒し、弟長茂蒲原郡赤谷に居り、後ち源頼朝に降る、文治元年頼朝安田義實を以て國守に任じ、守衛に補す、建仁元年長茂謀叛して誅せられ、其從子實盛頭城島坂に據て叛す、佐々木盛綱伐て之を平く、將軍源賴朝功を賞して其子實盛に邑

エチゴマルコバン

越後國小判 一名藤信丸小判ともいふ、重さ四匁、形ち小丸形を爲す、相傳ふ、越後國の上杉謙信造る所なりと、制作藤云金色精華なり(金銀圖錄)

エチコリウ

越後流 宇佐美駿河守が祖述せる軍學の一派、澤崎主水といふものに至て之を唱ふ、澤崎は越後の人なり、加治景明に就き兵法を學びて其奥旨に達し、承應元年、東武に來りて名聲あり、其略系左の如し(武術流祖錄)

エチセンケ

越前家 松平氏(マツダヒラウヱ)の條福井藩の部を見よ。

エチセノクニ

越前國 東北は加賀、東南は美濃、南は近江、西は若狹、西北は海、東西凡拾九里、南北凡拾七里、北陸道に屬す、形ち白山の山脈東南に聳ち、西北漸く低し、三河その中を貫流し一港に合す、西南の一隅木茅嶺を以て屏障と爲し海に灣曲す、古昔此國より北、越後に至るまで總稱して越國、又三越路といふ(越前越中越後越後三國とし、養老二年越前國羽咋、能登、鳳至、珠洲の四郡を割て能登國を置き、弘仁二年又越前國加賀江沼二郡を割て、加賀國を置く、成務天皇の朝に、國郡に造長を立てられしより、當國また國造の任地となり、後ち國司といふ、又國守と稱し國府を丹生郡に置く(今の南條郡武生藩府中)鎌倉幕府の時、北條時政守護の事を行ひ、目代を遣はして國事を管す、足利尊氏の反する族弟斯波高經をして本國を侵

Table with 6 columns: 六國史、紀事、石船、三島、古志、沼垂、魚沼、頭城. Includes geographical and historical information.

エチコ

Table with 6 columns: 六國史、紀事、石船、三島、古志、沼垂、魚沼、頭城. Includes geographical and historical information.

エチコ—エチセ

を國內に賜ふ、建武中新田義顯を以て守護とす、延元の初足利尊氏上杉朝房をして守護たらしむ、足利基氏關東管領たるに及びて、執事上杉憲顯を以て朝房に代ふ、憲顯孫房方(憲顯の第四子憲方の子)に傳へ、春日山城に治す、五世房能に至り家宰長尾爲景と陳あり、永正三年爲景房能を弑し、上條城主定實(房方の孫房實の子)を迎え、陽尊して主となし春日山城に治す、既にして上杉憲政來奔し約して父子となる、輝虎因て上杉を冒し京師に朝す、將軍足利義輝以て關東管領と爲す、天正六年輝虎卒し、義子景虎景勝と國を争ひ管内大に亂れ、越中、能登、上野、信濃の地を失ふ、景勝終に景虎を殺して自立す、慶長二年豊臣秀吉之を會津に徙し、堀秀治を春日山に封じ(三拾五萬石)浦口秀勝を新發田に(徳川氏の時封故の如し)村上義明を本莊(後ち村上と稱す)に封す、後ち義明罪ありて封除し、易封數氏、享保中内藤一信を封す、十二年秀治徒て頸城郡島島に治す、十五年子忠俊事に坐して國除し、松平忠輝六十萬石に封じ、徒て高田に治す、元和二年罪有て封を没し、酒井家次に高田十萬石を賜ふ、四年嗣忠勝信濃松代に轉じ、松平秀康の二子忠昌を二十四萬石に封す、寛永元年越前に改封せられ、從子光長之に代る、天和元年罪を獲て國除し、貞享中稻葉正則を封じ、戸田忠眞松平定重之に次ぎ、五世定賢白河に轉じ、寛保の初柳原政永封せらる、其餘國內封を受くる者、長岡(初堀直寄、後ち牧野忠成)與板(初牧野康成、後に井伊直矩)村松(堀直時)推谷(堀直之)絲魚川(初稻葉正成、後に松平直之)黒川(柳澤經隆)三日市(柳澤時隣)とす、最後長岡の支封三根山(牧野忠孝)藩列入り、後ち陸奥と改む、絲魚川を改めて清崎と稱し凡十一藩、天保中奉行を新潟に置く、明治維新新潟藩越後

エチセ

略せしむ、延元中新田義顯皇太子恒長及び督長親王を奉じて敦賀金崎城に入り、高經と相持す、國人瓜生重、兄保等と共に義貞に應じ山(今南條郡)に據る、因て重を國守に任ず、既にして皇太子賊に陥り、義貞及び子義顯細時能等前後難に殉じ、重等兵潰ゆ、高經遂に北陸の諸國を定む、尊氏乃ち高經を本國に封す、其子義將嗣き京師に在て管領となり世襲し、家宰朝倉高景を以て守護代とす、義將六世の孫義敏に至り義弟義隆と相闘ぐ、高景六世の孫敏義隆に黨附す、義敏高景を誘ふに本國を讓るを以てす、敏義遂に義敏に歸す、文明三年甲斐の民亂を作す、敏義擊て之を平く、將軍義政因て守護となす、足利初、乗谷に治す、支孫義景に至り勢威益振ひ、弘治の初、眞宗僧徒を撃て加賀半國を取る、元龜中織田信長と兵を構へて累敗し、天正元年義景自盡し朝倉氏亡ぶ(五世百三年)信長朝倉の將前波長後を以て假守となす、尋て柴田勝家を北莊五十萬石に封じ、北陸を控制せしめ、今立郡を佐々成政に(五部一城に居)南條郡を前田利家に(府中に治す)與ふ、九年成政を越中に徙し、其地を勝家に加封す、十一年豊臣秀吉勝家を滅し、利家を加賀に徙し、丹羽長秀を全國に封じ北莊に治す、十三年秀吉長秀の子長重の封を削り、堀秀政を北莊十八萬石餘に封じ、大谷吉繼を敦賀五萬石に、長谷川秀一を東郷拾壹萬石に、(後)に丹波長昌(青山忠元を丸岡四萬六千石に、織田秀雄を大野五萬石に、分封す、慶長二年秀政の子秀治を越後に徙し、北莊八萬石を青木一矩に與へ、五年府中六萬石を堀尾吉晴に加賜す、是歳關ヶ原の役吉繼以下皆西軍に屬す、徳川氏悉く其地を取め、吉晴を出雲に徙し、二子秀康を全國に封じ北莊に治す、十八年本多成重を丸岡に封す(後に有馬清純)寛永元年秀康の子忠

エチコ

エチゼ

直罪あり論せらる、第二子忠昌代り封ぜらる、北莊を福井と改め、世襲す、忠昌其弟直政を大野に(後に土井利房)直基を勝山に(後に小笠原貞信)直良を木本(直良徒封の後城廢す)に分封す、其後封を受ける者敦賀(酒井忠綱、若狭酒井氏の支封)鯖江(間部詮言)凡て六藩、明治維新改て縣とし、別に本保縣(丹生郡)を置く、既にして皆廢して敦賀福井二縣を置き福井を改めて足羽と稱し、尋で之を廢し、敦賀に併せ本國及び若狹を治す、明治九年又之を廢し本國七郡を石川縣に屬し、敦賀郡若狹全國を滋賀縣に隸す、十四年再び福井縣を置き、本國若狹二國を管治す

Table with columns for historical names (e.g., 古史, 延喜, 式抄) and modern names (e.g., 敦賀, 足羽, 丹生) for the Echizen region.

エチノ

Table showing administrative divisions for Echino, including locations like 坂井, 吉田, and 坂南.

エチノコホリ

愛智郡 所在近江國起原 元正天皇養老元年九月始めて郡名見えたり、和名抄に、蚊野(カノ)八木(ヤギ)大國(オホクニ)長野(ナガノ)平田(ヒラタ)養父(ヤブ)等の郷あり、天保郷帳愛智に作る、今は愛智に仍る(郡名異同一覽、國郡沿革考)

エツカイ

越階 ヲツカイと訓むを正しとす、其條を見よ、

エツサコバン

越座小判 一名謙信小判ともいふ、重さ四匁、相傳ふ、天正中越後國の上杉謙信の作る所なりと、表には、菊桐の紋を上に、其下に越座の文字を書し、右に天、左に正の字を印す、背には、天と正との字を上と下とに印せり(金銀圖録)

エツチユウノクニ

越中國 越東は越後及び信濃、南は飛騨、西は加賀、西北は能登、北は海、東西凡て拾壹里餘、南北凡拾九里餘、北陸道に屬す、形勢立山の山脈東南に疊累し、飛騨信濃に連なる、北方沿海の地稍平坦、大河貫流し瀧瀆の利あり、古く越前以北越後に至るを總て越國と稱し、後ち之を分て越前、越中、越後とす、本國の建置詳かならず、景行天皇の時、大阿音尼を伊弉諾の國邊に定め賜ふ、伊弉諾は今の射水なれば、是本國國邊の始めなり、而して初、磯波、射水、婦負、新川、頸城、古志、三島、魚沼の八郡を以て國を立て、大寶二年本國四郡(頸城、古志、三島、魚沼)を分て越後に

エツチ

屬す、天平四年田口年足を本國の守となす、是を國守の始めとす、而して國府を射水郡に置く(今新湊町舊古府村)天平十三年能登を併せ、天平寶字元年亦分立す、爾後磯波射水婦負新川の四郡を以て國を建つ、降りて保元の頃平教盛等國政を執る、壽永二年平氏衰へ、文治元年源光隆に此地を賜ふ、源賴朝總追捕使となるに及び守護を置く、北條氏の末名越時を守護とす、元弘三年王師興り時存誅に伏し、建武中少將中院定清を以て國司に任ず、明年桃井直常を守護となす、足利尊氏の反する國人普門利清之に應ず、定清之を伐て戰殺す、尋で直常叛して尊氏に附し、正平五年再び吉野に歸順す、尊氏乃ち足利高經を守護とし、子義將職を襲ぎ、直常を伐て之を破る、天授六年將軍義滿管領島山基國に本國を賜ひ、長子滿家に傳ふ、再傳して政長に至る、明應二年政長同族義豐と戰て敗死す、明年上杉顯定其弟越後守護房能をして國事を兼攝せしむ、永正三年房能其臣長尾爲景に弑せられ、七年顯定爲景を伐て敗死し、椎名神保諸氏各其地に割據し、皆爲景と絶す、天文七年爲景大舉來り侵し、松倉(椎名泰胤)瀧山(皆神保氏)諸城を陥れ、其地を掠るす、十一年神保長衡、江波三河等爲景を誘殺す、神保氏純(忠氏の子)富山城に據て新川婦負二郡を併せ、聲威頗る振ひ、永祿の初磯波郡を併せ、椎名石黒諸氏を降す、爲景の子輝虎報仇を圖り、屢々來り攻む、六年大舉して入侵し、長衡三河を殺し數城を徇ふ、元龜二年、輝虎松倉城を陥れ椎名泰胤を滅し、神保氏張(氏純の子)を富山に圍み、明年之を拔き國の大牛を略す、氏張走て守山(射水郡)に保ち、後田信長に納る、六年輝虎卒し内訌大に起り州家皆離畔し、志は織田信長に通ず、七年信長在々成政に全國を賜ひ、富山に治す、十三

エツテンラク

越天樂 「ヲツテンラク」を見よ、

Table with columns for historical names (e.g., 古史, 延喜, 式抄) and modern names (e.g., 射水, 新川, 利波) for the Echizen region.

年豐臣氏成政の地を削て、新川一郡に居しめ、磯波射水婦負三郡を以て前田利家に與へ守山に治す、十五年成政を肥後に従し、文祿四年新川郡を以て利長の父利家に加賜す、慶長の初利家從て富山に治す、尋で父の封を繼ぎ加賀に移り、本國を兼領し世襲す、其支封を富山とす(利常の第二子利次)明治維新廢して縣とす、既にして改めて新川縣を置く(初魚津に置き後ち富山に徙す)明治九年新川縣を廢し石川に合併し、十六年又改めて富山縣を置く、明治二十九年上新川郡の一部を割て中新川郡を、射水郡の一部を以て水見郡を、磯波郡を東西の二郡に孰も分ち置く、古より管郡の變遷左表の如し、尙ほ詳しくは、各郡につき見て見るべし(古事記傳、地誌提要、兵要地誌、郡名異同一覽、法令全書)

エツニ

越任 ヲツニシを見よ、 エト 千支 十千十二支を云ふ、千支は幹枝の義、兄弟の意なり、日本紀に千支を、このかみ、おととよめり、固と、エトと云ふ訓は、十千の陰陽「エ」は剛日、「ト」は柔日を云ふ、即ち甲を木の兄、乙を木の弟と云ふ類にて、甲丙戊庚壬を兄、乙丁己辛癸を弟とし、併せて「エト」と云ひ、十二支はひよみと云ひしが、又轉じて千支を併せてエトとも云ふなり、曆林問答に、支千者、葵月令草句云、昔大堯採五行之情、占斗機所建也、始作「甲乙」以爲「日」、謂之「幹」、作「子丑」以名「辰」、謂之「支」、甲丙戊庚壬爲「陽爲剛」、乙丁己辛癸爲「陰爲柔」、是合「十千天」之數也、子寅辰午申戌爲「陽」、丑卯巳未亥爲「陰」、是合「十二支地」之數也、皆天地陰陽造化之根元也、陽剛陰柔主歲月日時、と見えたり、

エド

江戶 所在武藏國豐島、葛飾、荏原の三郡に亘れる地、今の東京、古は武藏野の内なりし由は、諸記紀行の類にも載せたり、故に其境域詳かならず、然れども昔武藏野と呼びしは十郡に跨りて、西は秩父郡、東は江海、北は河越、南は向ヶ岡

エド

永四年北條氏の有に歸す、而して其檢地帳によれば、江戸川崎、江戸麻布、江戸駒込、江戸赤塚、江戸岩淵、江戸千束、江戸板橋等の名散見す、江戸地域の遠く諸郷村に及ぶを知るべし、天正十八年徳川家康封を此地に移すに及び、江戸城を以て柳營となしたれども、當時の江戸城下には、僅に八代洲河岸と麴町の附近に、百餘戸の百姓町家ありしのみにて、西北は武蔵野に接して蒼茫たる原野なり、東南は内海に臨みて、今の下町は一圓に潮入の野地に、蘆茅繁茂して滿目蕭然たる有様なりしが、先づ城廓の修理、番町の開拓、續いて常盤橋外へ町割を爲し、やゝ面目を改めたれど、なほ商賈の徒は多からざりき、既にして天下の大權家康に歸するに及び、江戸は富と權力とを集むるに至りしかば、市街も狹隘を感ずるに至れり、故に慶長八年結城秀康以下の諸大名に命じ、神田駿河臺を崩して、其前面なる一帯の蘆原を埋立て、三十餘町の平地を得、市街を開きしもの即ち今の下町なり、これを後世古町と唱へ、其町人は年頭拜講等種種の特典を有したりき、尋で慶長十三年江戸城の改築、寛永十三年總曲廊の築造ありて、邸宅、寺院、町家等の移轉せるもの尠ならず、明暦三年江戸大火ありて、府下の大半焼亡せり、茲に於て松平伊豆守信綱の計畫に依り、市區改正の事業あり、延て寛文中に及びし、これが爲め府下の形勢殆ど一變す、寛文二年に至り、町奉行の支配地を東は今戸橋、南は高輪、北は坂本(西は詳かならず)を限りとなしたりしは、蓋し府下の廣まりしが爲めなるべし、其後天和二年大火の後また多少の改革あり、元禄元年本所の地を開きて旗本二百四十餘家を移す、十年に又麻布、赤坂、青山、千駄谷、大久保、四谷、小石川、駒込、本郷、淺草、本所等の地を開き、旗本をして移轉せしむ、

エトウ

正徳三年江戸廻りなる百姓町家を町奉行の支配に屬す、深川、本所、淺草、小石川、牛込、市ヶ谷、四ッ谷、赤坂、麻布にて二百五十九ヶ町あり、從來の六百七十四ヶ町に加へて、府下の町數、九百三十三ヶ町となれり、享保四年本所深川を町奉行の支配と爲す、茲に於て府内の地は、隅田川を隔て、其東に及べり、爾來府下は益々繁華を極め、天保年間には町數千六百七十九ヶ町に及び、人口も十五年には、凡五十六萬人ありき、但し此統計は、武家及び其家來、他支配の町人、能役者、僧尼、修験者、盲人、巫祝、新吉原の遊女等を除きしものなれば、全體を總計すれば、優に百五十萬を數ふべし、かくの如く盛なりし府内も、明治維新の變亂に際し、一時衰頽に歸したれども、明治元年七月七日江戸を東京と改稱し、聖駕東幸ありて、帝都と定めらるゝに及び、再び繁榮の地となりて以て今日に及べり(御府内備考、江戸名所圖會、古今要覽稿、江戸人口小記、東京地理沿革誌、東京地學協會報)

し、五年司法卿となり、頗る司法制度を整正する所あり、即ち改定律例を制定して新律綱領に代へ、或は全國司法事務の統一を企て裁判權の獨立を計り、或は、人身賣買を禁じたり、六年參議に任ず、時に征韓の議あり、新平亦之に賛す、終に其議行はれず職を辭し野に下る、尋で民選議院建設の建白をなす容れられず佐賀に歸る、此時佐賀藩士政府に據りたるものあり、政府兵を出して鎮壓せしむるに會す、新平島義勇等と共に勢に擁せられ終に兵を擧ぐ、之を佐賀の亂(サカノラン)と參看)といふ、新平戰ひ敗れ鹿兒島に走り西郷隆盛に説き、去て宇和島に到る、政府新平を案むること甚だ嚴、新平等高知に赴きて林有造等に説き、更に中國に赴かんとし終に捕はれ、明治七年四月十三日刑に處せられ、斬罪の上梟首せらる、年四十(南白遺稿)

エトウ エドウ

エトウタイシ

慧燈大師 蓮如(レンニョ)を見よ、

エドウチ

江戸氏 姓は平氏、其先は村岡長文二男忠頼より出づ、其子將常武藏備守となり、秩父氏を稱す、將常の曾孫重綱の四子重氏武藏江戸の地に居し、江戸四郎と稱す、子孫依て氏を稱す、其子江戸太郎重長治承四年一族葛西河越島山と共に源頼朝に従て功あり、其子太郎重忠、喜多見小二郎重重、四郎重通、七郎重宗同じく従ひ勢あり、子孫世々鎌倉幕府に仕ふ、其裔勝重初め北條氏に仕へ、後徳川家康に仕ふ、家康江戸に入るに及び、江戸を改めて喜多見氏と稱す、又支流の裔高繼豐後守と稱し、長尾氏の内執事となり、上野國新田郡、下野國足利鹽谷郡等の地を食む、其子高政徳川家康に召され、江戸氏を改め小野氏と稱し、世々江戸幕府に仕ふ(吾妻鏡、系圖纂要)

エドコロアツカリ

繪所預 畫所(エドコロ)を見よ、

エドサキジャウ

江戸崎城 國信太郎、江戸崎町城山の高八十尺、面積五六千坪、地味固く弘安中土岐師親信太莊の地頭たり、其孫秀成足利持氏を討て功あり、信太莊及び信濃上田莊、上總の地等を加賜す、因て本郡に移り、信太總綱政所と稱す、孫景秀本城を修築し子孫世襲す、天正十八年豊臣秀吉關東の諸城を攻略せし時、景秀九世の孫治綱城を棄て逃る、佐竹義宣弟藤名盛重を置く、慶長七年五月徳川家康松平信一に命じて此城を守らしめ佐竹氏を抑へしむ、七月信一に命じ水戸城番を勤めしめ、其子信吉をして當城を警衛せしむ、後ち遂に之を廢す(廢城考、新編常陸國誌)

エドサコバン

江戸座小判 江戸時代に

エドフリシハウツ井ハウ

江戸十里

四方追放 江戸時代の刑名、追放の一種、日本橋より五里四方以外に放逐し、再び立ち入るを禁ずるをいふ、江戸市外及び各直轄地の者にして、此刑に處せらるれば、又其居村をも合せ加ふ、而して犯罪の性質利慾に關せるは、田島家屋敷を沒收し、年貢の未進あらば家財をも沒收せり、(シキハツ)參看(御定書百箇條、徳川政史料)

エドシヤウ

江戸城 國信武藏國豐島郡江戸(舊徳川氏の居城、今は皇居、周圍二十町十五間、本城の面積十萬五千三百九十三坪餘、西丸の面積八萬二千八百七十七坪餘、吹上の苑十萬三千八百六十

エドウ エトコ

○重政 重方 重持 泰重 長門 高重 康重 重隆 重廣 又六郎 定重 信重 重廣 重行 重光 重房 重兼 兼忠 忠高 重高 高繼 高政(小野氏) 高盛 高幸 門重 常光 賴忠 朝忠 勝重 重恒 重政

エドウチ

江戸氏 姓は藤原、秀郷より出づ、秀郷五世の孫公通の子通直常陸に至り、那珂郡河邊郷に居す、其子通資始めて那珂氏を稱す、八代通幹官軍に屬して戦功あり、延元元年六月、北畠の別將と金沙城を攻めて利あらず戦死す、其子通泰逃れて足利尊氏に降る、後ち功を以て那珂郡江戸郷を食む、子胤通始めて江戸氏と稱す、元中五年其子通景川和田に城を築き、佐竹氏に仕へ、常陸守護たり、應永三十四年通房水戸城を襲取り遷居す、六世重通の時、天正十七年佐竹義重の爲めに襲はれ城陥り、江戸氏亡ぶ(系圖纂、新編常陸國誌)

エドエ

江戸繪 繪繪(ニシキエ)を見よ、

エトキビクニ

繪解比丘尼 歌比丘尼(ウタビクニ)を見よ、

エドニシ

江戸曆 曆の一種、江戸時代江戸にて作りし曆○小宮山綴介の曆書沿革に、江戸には昔より曆屋と稱するもの、書籍用達出雲寺等

エドコロ

畫所(繪所)

首として數人あり、毎年京都の曆本に據りて開版し、府内は云に及ばず諸國へも賣弘むるなり、此曆屋むかしは二十八人ありしに、元禄十年に其内十七人を廢し、殘る十一人を以て永く曆屋と定められたり、世に之を曆版行屋といふ、其元本は毎年八月天文方より新曆七卷を政府へ呈し、政府より町奉行へ下げらる、を寫本といふ、是を町年寄へ渡せば、其内二卷を留置て控本となし、殘る五卷を曆屋十一人へ下げ渡すなり、十一人は之を大小六種に分て印行す、折層、大形縮層、小形縮層、大柱層、小柱層、懷中層是なり、新板の曆已に成れば天文方へ差出して検査を受け、其上に町奉行の檢閲を経て、始て賣出を得るなり、仍て毎年十月に町奉行より、曆屋十一人の外は一切賣買を許さずとの令あること例なりといへり、

エドコロ

畫所(繪所)

式範門内東殿御書所の北とし、拾芥抄は、建春門内東殿御書所の北、蘭林坊の内となす、蘭書朝廷の繪畫等の事を掌る、別當五人あり、多くは五位藏人頭之に補して預る、是を繪所預といふ、(起原)平城天皇大同三年正月畫工司を内匠寮に合す、初めは、内匠寮の雜工等射騎射などの的の畫、或は節會の泥障板の繪などをかきたるものみに止まりたるが如し、後ち畫所となりしと見え、延喜式に、(御書泥障板方三丈、行幸之前二日、令畫所繪ことみえたり、長曆の頃宅間爲成繪所の長者となり、降りて寛治の頃土佐氏の祖隆能繪所預に補せられてより、子孫相繼ぎ此職に補せらる、文明九年十三代の孫光信の時、繪所預論の事あり、更に勅裁にて任ぜらるゝに至る、光信の卒去後、狩野元信繪所預となり、若し土佐家に其人なき時は代りて預となる、土佐家の子孫世襲して、明治維新に至る(扶桑諸人傳、國華、繪所

江戸

- (一) 新御門
- (二) 冠木御門
- (三) 御成口腕木御門
- (四) 御長中門
- (五) 西丸御裏御門(元)
- (六) 御切手御門
- (七) 御廣敷御門
- (八) 大ッ御門
- (九) 御成御門石橋御門
- (一〇) 御寶藏御門
- (一一) 埋御門
- (一二) 上埋御門
- (一三) 御書院御門
- (一四) 新御門
- (一五) 中御門
- (一六) 御長屋御門
- (一七) 二ノ丸銅御門
- (一八) 二ノ丸御長屋門
- (一九) 御成門
- (二〇) 御廣敷門
- (二一) 沙見御門

- (一) 東照宮御廟
- (二) 台徳公同
- (三) 大猷公同
- (四) 殿有公同
- (五) 常憲公同
- (六) 文昭公同
- (七) 有徳公同
- (八) 澄明公同
- (九) 孝恭公同

右の圖は、江戸會館所蔵のものにして、圖中の符號を左の如し、

- (一) 新御門
- (二) 冠木御門
- (三) 御廣敷御門
- (四) 中仕切門
- (五) 梅林御門(御太鼓)
- (六) 仕切トモ云フ)
- (七) 中御門
- (八) 喰違門
- (九) 張番所
- (一〇) 大番所
- (一一) 腰掛
- (一二) 辻番所
- (一三) 東照宮御廟
- (一四) 台徳公同
- (一五) 大猷公同
- (一六) 殿有公同
- (一七) 常憲公同
- (一八) 文昭公同
- (一九) 有徳公同
- (二〇) 澄明公同
- (二一) 孝恭公同

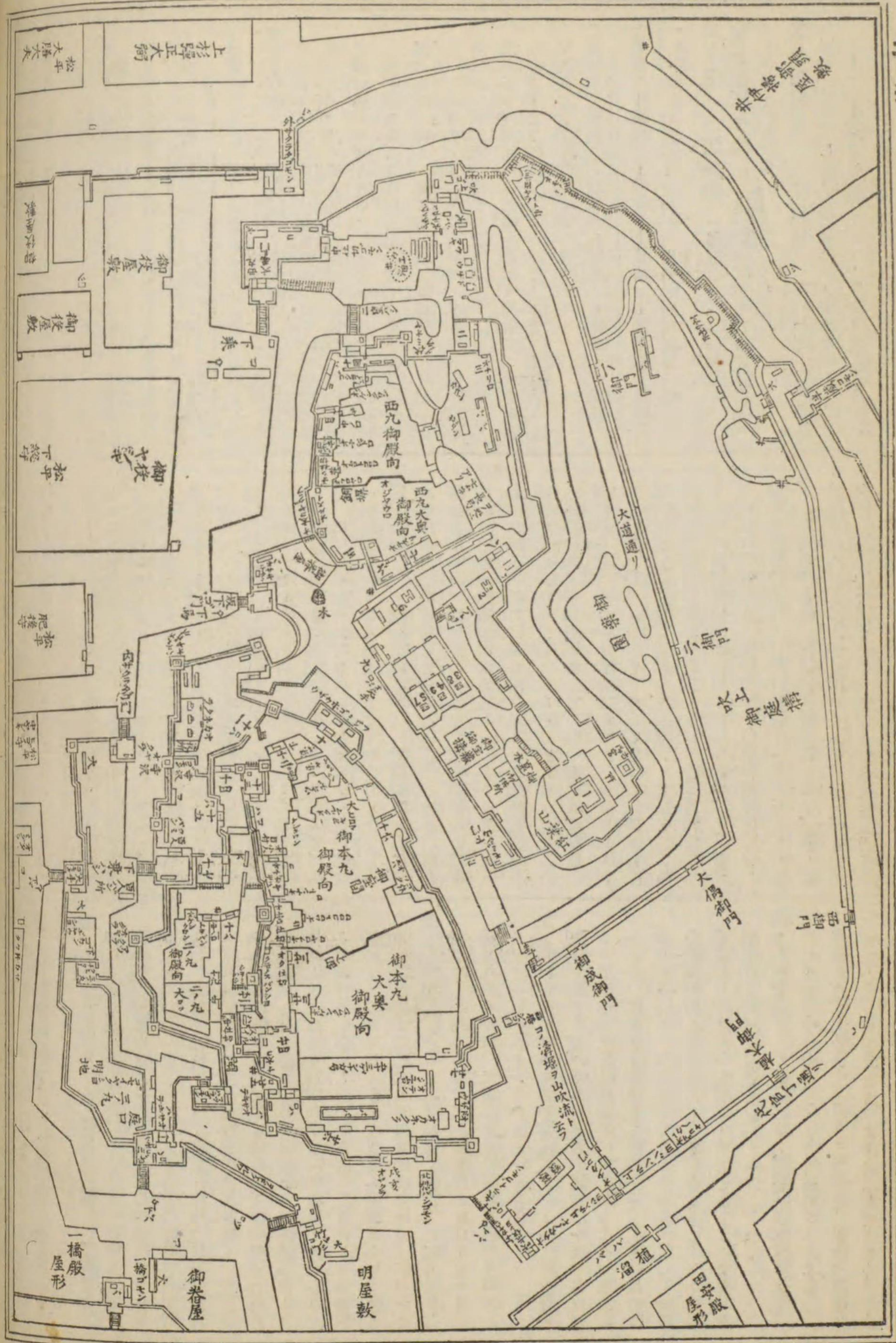
九坪餘、總計二十九萬五千四百九十九坪餘とす、又現今の宮城は、總建坪一萬二千七百三十三坪餘、内、表宮殿向二千二百十坪餘、宮内省千九百四十七坪餘、近衛三百五十五坪餘とす。後花園天皇康正二年鎌倉管領上杉定正の家臣太田持資入道道灌、武藏國豐島郡江戸に地を相して城を築き長祿元年に功成る、之を江戸城といふ(北條五代記に、鎌倉山内管領上杉憲忠の家臣太田道真、長祿元年始めて城を築き、其子持資入道道灌相繼て居城と爲すと)文明十八年七月、持資上杉定正の爲めに殺さる、定正の子朝長其執事曾我兵庫頭を川越城に置き、曾我豊後守を城代とし江戸城を守らしむ、永正二年、山内顯定川越城を圍む、朝長和を乞ひ出で、江戸城に歸入す、大永四年正月、上杉氏の老臣太田資高其子資貞俱に江戸城に在りて、小田原北條氏綱に内應す、資高は資長の子なり、氏綱豆相の兵を率ゐて江戸を攻む、城主朝興(朝長の子)敗走して川越城に入る、氏綱江戸城に入て修築の功を加へ、本丸に富永四郎左衛門、二の丸に遠山四郎兵衛、月亭に太田父子を置く、永祿四年の頃、太田三樂城を襲取り北條等と屢々戦ふ、後北條氏の有に歸し修理す、時に天正五年なり、其後上杉太田北條諸氏皆尋で滅亡し、天正十八年徳川家康關東八州を領し江戸城に入る、尋で幕府を創め諸將諸侯を近郊の居城に置き、江戸城の護衛に備ふ、而して當時江戸城の有様を見るに、落穂集に云、「遠山時代の城は、石垣など築きし所なく皆芝土居にて、土手には竹木茂れり、本丸、二の丸、三の丸ありて、から堀甚だ多くありしを、入國(徳川氏)の際之を埋め、本丸の内廣きを以て、しきりの石垣などを作り、殆ど昔の跡を存せず、當時外構の大手門は、只今の百人御番所の門にて、その時代には只今の内

江戸

江戸

江戸大手御門の邊より、三の丸平川口までの間には、かさあげ土居の様な總構への形あり、土手には竹木おひ茂り、四五箇所ばかりに海抜出入せり、又堀き木戸門もあり、その内に遠山が家中の侍どもの居屋敷あり、後ち皆内曲輪になり、大手内櫻田等の門築かれても、其内に老中方諸役人衆の居屋敷などあり大猷院様御代までの義なりと、以てその一斑を知るべし、その後屢々諸侯に課して修築する所ありてその規模完備を見るに至りしは、元和十三年家光の時、總曲輪を造營したる後であり、然れど火災に罹ること五回(享保十六年八月十一日、明暦三年正月十九日、弘化元年五月十日、安政六年十月十七日、文久三年十一月十五日)その度毎に諸侯をして修築せしむ、斯くて徳川氏相繼ぐこと十五世三百七十九年の久しきに及ぶ、慶應三年に至り慶喜政權を朝廷に奉還す、明年有栖川熾仁親王大總督となり東下し、江戸城に入り城中に鎮將府を置く、明治元年十月明治天皇江戸に幸し、左の詔勅を發し給ひて江戸城を皇居とし、東京城と稱し給ふ、朕今萬機を親裁し億兆を綏撫す、江戸は東國第一の大鎮、四方輻湊の地、宜く親臨以て其政を見るべし、因て自今江戸を稱して東京とせん、是朕の海内一家東西同視する所以なり、衆庶此意を體せよ、六年五月六日皇城炎上す、後ち功を起し二十一年に至り城を、翌年一月十一日還御し給ふ、尋で宮城と改稱すべき旨を達せらる、江戸(エド)參看、(九西)【四九】徳川氏の隱居所と爲す、本丸の南西に位し、今の二重橋門内は此地なり、前將軍並に世子等これに住す、創建の年月詳かならず、家忠日記に、文祿元年三月二十九日御普請、御隱居城搦當り候とみえ、

江戸



江戸

又板坂卜齋記、慶長五年九月朔日、西丸出御の注に、此時は御隠居曲輪と諸人申候とあるを見れば、文祿の頃より在りしものか、又落堀集に據れば、關東入國の節、野山にて江戸中貴殿の遊山所となせり、後ち家康隱居所を築かんとて外構の堀及び石垣を作り、屋形を立揃へ御新築と稱せり、關ヶ原戦争以後、後府を隱居所となせしを以て、新城を曲輪内となし、紅葉山下と坂下兩所に門を設けし、本丸と一橋内となすといふ、其概略の沿革を知るに足る、

【大奥】徳川氏御壺所の住む所、今千代田城大奥に據れば、居間の名左の如し、御休息間、切形間、御化粧間、御納戸、十疊間、御清間、大納戸、御小座敷、御座間、御小座敷、葛間、上下御鈴廊下、御中蔵控所、御對面所、宇治間、御佛間、吳服間、溜間、北御部屋、御膳所、奥御膳所、三ノ間詰所、御始筆詰所、御末間、使座敷、御廣座敷、御表使詰所、御鏡口詰所、長局、御牛下部屋等あり○孰れも挿繪參看(御府内備考、北條五代代記、小田原記、鎌倉九代後記、徳川實紀、江戸城建築考、法令全書、東京地理沿革誌)

江戸シヤウノタマリ 江戸城溜 營中詰所(エイチユウノツメシヨ)を見よ、

エドツ井ハウ 江戸追放 江戸十里四方追放(エドツフリシハウツキハウ)を見よ、

エドテンマヤク 江戸傳馬役 名義江戸城内の用度雜物の運輸に従事する常傳馬及び常人夫を云ふ、宮邊氏世襲して、その總務を行ふ、傳馬元祿二年四月、傳馬役に命じ江戸開府以來出所所傳馬馬の事項を陳せしめたるものに據れば、其從事する職務の一斑を窺ふに足る、曰く、將軍上洛及び日光廟拜、夫人千代子及び鶴子の用事、日光廟祭典名代及び上使、日光廟修葺、日光廟旅行、東叡山

須能を脱し、駿河にて後手に轉り、士ならば控領より砂利へ引加し、肩衣の前をなれ、控領を輪にかく、斯くして吟味方與力は、御機嫌と唱ふる書付を讀み聞かせ、追放の場所を示して本人へ投げ與ふ、控領同心之を取て本人の懐中に差入る、而して年寄同心、若同心附添ひて、最寄の曲輪外へ護送し、士ならば其場にて大小を渡し追放す、ソレハハ(參看、御定書百箇條、御仕置類例集、刑罪總論、刑罪詳説)

エドフシ 江戸節 淨瑠璃節の一種、江戸中大夫なる者、説經祭文に巧みなりしが、江戸肥前大夫に就きて淨瑠璃を學び、諸流の長所を和合して一家を成し更に一派を創めたる節をいふ、貞享元祿の頃最も其名著はれ、江戸節と稱するに至る○中大夫は幼名半之丞、後年剃髮して坂本樂奏といふ(聲曲類纂)

エドホリギンシチフサツ 江戸堀銀七分札 江戸時代の紙札にて、元和申、江戸堀開鑿のときに、用ひしものと云、札の表面に、攝州大阪江戸堀河銀札、萬民用之、永代重寶也とあり、背には、結梗屋伍郎左衛門、紀伊國屋藤左衛門の印記あれど、塗抹の痕あれば蓋し交換を経ならん、今尙ほ結梗屋の子孫山科某の家に傳ふるよし、是等は皆民間に於て、私に制して、通用したりしもの也(近代紙幣考)

エドマス 江戸樹 樹の一種、江戸にて造りし樹の名、榎屋藤左衛門支配の下にありて、東海、東山、北陸の諸道及び、丹波、丹後、但馬の諸國都合三十三箇國內にて之を使用す、寛文九年二月、江戸樹は、一般京樹の如くに改め、明和撰要集に、其寸積を六十二箇半と爲せり、即ち宣旨樹なり、寛文に至て一般の制に従ふ、マス(參看、牧民金鑑、大日本租稅志)

エドマチトシヨリ 江戸町年寄 名義

エドフ 江戸マ

エドマ

エドマ

エドマ

エドマ

エドマ

エドマ

エドマ

エドマ

エドマ

エドマ

エドマ

エドマ

エドマ

エドマ

エドマ

エドマ

エドマ

エドマ

エドマ

江戸

法用及び佛事、日光監察及び消防司の交番、朝廷の御用及び婚紳家用事、宇治茶壺運送、二條大阪駿府城諸士及び三崎走水船解諸士の交代、諸國上使の往復、諸侯に賜はる將軍手獵の鳥及び酒肴、監察の巡視、諸國普請奉行、諸檢使、寺社造營奉行及び其被官工人等、台命を奉じて派遣する醫員、代官、途急鷹師、奥州小金府中諸牧の公用及び驛傳に付して選送する諸高札、知恩院入院、遊行上人巡國、琉球人歸國、流入囚人及び罪人の首級送達等の爲めに皆之を出すといふ(驛遞志稿)

エドノシヤウモン 江戸城門 江戸城に入る口々の門をいふ、門に内外の曲輪門あり、外の曲輪門は、凌草門、筋違橋門、小石川門、牛込門、市ヶ谷門、四ノ谷門、赤坂門、山下門、幸橋門、敬寄屋橋門、鍛冶橋門、吳服橋門、常盤橋門、神田橋門、一橋門の十六門、内の曲輪門は、和田倉門、馬場先門、日比谷門、外櫻田門、牛藏門、田安門、蓮子橋門、竹橋門、清水門、大手門の十門と内櫻田門、西丸大手門となり、各城門には番所を置きて之を守衛す、各條に就きて其詳細を見るべし、

エドノハカリサ 江戸秤座 名義江戸時代關東三十三箇國の秤の事を掌る所、守隨彦太郎之を掌る(所在國華方彙記に、日本橋南四丁目寶曆十四年の武鑑に、京橋具足町、慶應二年の武鑑に、日本橋はくや町とあり、清江三河後風土記に、天正十八年九月十二日(中略)其頃甲州にて研商賣せし守隨兵三郎といへる者、關東御入國と聞き、早速甲州より江戸に來り、多門傳八郎にゆかりあれば、傳八郎を頼み、井伊直政へ願ひ、關八州權衡を掌らん事を申出る、神君、彼は、甲州より早速參たるを御所美にて、直に願の通御免有て、御朱筆を下さされ

俗に御所と稱す、是れ町奉行の番所に對する名なり、町奉行の命を奉じて政令の頒行、名主の進退、其他町に係る上報下命、一切の事を掌る(天正十八年樽氏館氏喜多村氏之に任ざられし以來世襲す、是を世に三年寄と稱す、寛文中月番を以てかざる、之を取扱へり、寛文十年神田玉川兩上水を支配して、關口小日向金杉三村の代官を兼務す、元祿六年代官を罷む、其後元文四年上水を支配す、其他關東三十三箇國の樹政の役をつとむ、明和五年やむ、慶應四年地割役權三右衛門町年寄並勤方を命ぜられて、一時四人となる、明治維新となり、四人共に鎮座府附を命ぜられて廢絶す、此三家は毎年正月三日の年頭、又は正月十日同二十四日、或は御法事、御祝式上野増上寺御成の節、物を獻じ目見を賜はるを例とす、其給料は本町以下數箇所の町屋敷を賜はりて地代を收納す(寛政元年の調査に、喜多村氏毎歳五百六十六兩、樽氏は同五百五十兩、館氏は同六百十九兩所得とあり)又晦日錢とて、古町中より收納する者あり(毎歳樽氏三十一兩餘、館氏三十三兩餘、喜多村氏五十兩餘、其他系割符等の所得あり)而して三家は、天明四年熨斗目白帷子の着用を許さる、其内樽氏は寛政二年姓を稱し帶刀を許され、館氏は天保五年姓を稱し、安政五年諸與力格に進み、萬延元年佩刀を許され、新に十人俸を賜はるに至る(徳川禁令考、江戸會誌、江戸町奉行之事)

エドマチフキヤウ 江戸町奉行 江戸幕府の職名、老中の支配に屬し江戸市内の行政、司法及び警察に關する一切の事を掌り、寺社奉行勘定奉行と並びて三奉行と稱せらる、評定所に列し、最も顯要の職なり、席次は芙蓉閣詰とす、屬吏に與力同心等あり、奉行の指揮を受けて、大小庶務に従

ける、と見えたり、承應二年より東國三十三箇國守隨之を支配すること、なれり(守隨由緒書)

エドバクフ 江戸幕府 徳川家康天正十八年江戸城に入りて居住す、慶長五年關ヶ原戦後兵馬の權を握り、八年遂に征夷大將軍となりて政を行ふ、子孫相繼ぎ十五代二百六十五年間に及び、慶應三年慶喜職を辭す、これを世に江戸幕府、又は徳川幕府といふ、幕府大政の出づる所を御用部屋と稱し、大老、老中、若年寄此に會同す、大老は將軍に次で政務を總ぶ、文書を掌るもの典、表右筆と稱し、訴訟を裁斷する所を評定所といふ、財政を掌る所を勘定所といひ、勘定奉行之を總ぶ、大名の糾彈、諸役人の非違を監察し、旗下以下諸士の非禮を糾すべき目付所ありて大目付、目付等あり、寺社の事を掌るを寺社奉行、江戸府内の事を掌るを町奉行といひ、勘定奉行と併せて三奉行と稱す、最も重職となす、其他各々に奉行ありて之が長となり事を掌り、その下に與力同心處吏あり、後房を大典と稱し、老女、上臈、中臈、表使等の女中及び廣敷用人、廣敷番頭等あり、地方の職には、京都に所司代、二條、大阪、駿府に城代、定番、加番、樞要都會の地に郡奉行、長時、佐渡、堺、山田、日光、浦賀に奉行、各地公料に代官等を置きて政を行はしむ、詳しくは各條を見よ、

エドバラヒ 江戸拂 江戸時代の刑名、追放の一種、品川、板橋、千住、本所、深川、四谷大木戸以外に放逐し再び立ち入るを禁するをいふ、江戸市外及び各直轄地の者に於て此刑に達せば、又其居村をも合せ加ふ、罪の重き者は敵の附加あり、而して其犯罪の利慾に關するは、田島家屋敷を沒收し年貢の未進あらば家財をも沒收せり○此刑を行ふには奉行白洲に於て申渡す時、諸同心、犯罪人庶人ならば

事、又三年寄以下町役人は、奉行の監督の下に在りて、市の民政を行ふ○其後所を町奉行所と稱し俗に御番所と云ふ、創置の年代詳かならず、江戸町奉行目録には、慶長五年板倉勝重市中の仕置を勤めたることを記し、仕官格義辨には、慶長九年始置とせり、蓋し江戸市内の市廛次第に稠密と爲りし爲め慶長六年、内藤清成及び青山忠成を任ぜしに起因す、慶長十三年八重洲河岸及び道三河岸の兩所に奉行所を設けて南北に分ち、上屋橋右衛門を南に、米津勘兵衛を北に任じ、奉行二人を置く、寛永元年一人となし、吳服橋内に一箇所を置く、八年又二人に復し吳服橋内を南番所と爲し、常盤橋内に北番所を新置す、明暦三年奉行所焼失の後、一人に更めしが、寛文元年亦兩奉行所を建て、二人と爲す、元祿十五年更に一人を加へ、鍛冶橋門内に奉行所を新置して中番所と稱し、南北中の三奉行所を設く、其後奉行所の移轉ありしが、享保四年正月内定鑑役を免ぜられてより二人に復し永く鍛冶橋常盤橋の南北兩奉行所と爲る、八年祿高三千石に定む、初め寛永以前往々萬石以上に進む、とを得、其後五六十石に達するを得たりしが、茲に至て定まる、慶應三年開市場を市内に設くるや、二人の兼勤者を任じ、一時四人となる、明治元年五月之を廢し、市政裁判所と稱す、七月廢す、今左に其任免を表に示す(明正實錄、武家名目抄、徳川禁令考、法令全書、江戸會誌)

關東入國の時 板倉四郎右衛門勝重

同 彦坂小利部

慶長六年 青山常陸介忠成

同 内藤修理亮清成

慶長九年 土屋權右衛門由政

慶長十八年—寛永八年 島田強正忠守利

エドマ

エドマ

エドマ

エドマ

エドマ

エドマ

エドマ

エドマ

エドマ

エドマ

エドマ

エドマ

エドマ

按ずるに、町奉行職制の定まりしは三代將軍以後にして、殊に寛永以前にありては、其沿革を詳かにししがたし、今累代の武鑑より右に抄出して參考に供ふ、寛永以後は、左表に掲ぐ

Table with columns for names (氏名), dates (年月), and titles (任). Lists various officials and their appointments from the Edo period.

エドマ

Table with columns for names (氏名), dates (年月), and titles (任). Continuation of the list of officials and their appointments.

エドマ

Table with columns for names (氏名), dates (年月), and titles (任). Continuation of the list of officials and their appointments.

江戸六組 通日雇 名義 東海道通ひの日雇人、即ちひやとひ人を云ふ、江戸市中便宜の地に六組日本橋、京橋、芝口、本芝、赤坂、神田に分ち置たる故に名づく

エドロケグミカヨヒヒヨウ 江戸六組 通日雇 名義 東海道通ひの日雇人、即ちひやとひ人を云ふ、江戸市中便宜の地に六組日本橋、京橋、芝口、本芝、赤坂、神田に分ち置たる故に名づく

エナガヒサコ 柄長瓢 柄の長き抄をいふ、瓢は抄なり、鎌倉年中行事に、公方様御發向の事(中略)二番目の御力者柄長抄を持(中略)長刀は左柄長瓢右也、抄の柄は、ひるまきをして柄口の金物にとちがれを打、越後布幅にて包み、柄を巻くべし、其中を長さ一尺二寸黒革にて結切りてさげべし、是は夏など路次にて水を飲ん時に、水を通さんか爲也とあり、越後布は、今の越後縮なり、水を通さん爲めに、此の布を用ふるなり、水を通すとば、水を通すなり、又柄長抄に、手巾を付くる事、前九年合戦給巻に見えたり、其圖茲に示す、又薩成記應永三十二年九月十日の條、今日上皇御幸東山泉涌寺第一(中略)次下北面六人着三布衣、一人持御抄、在御右方、抄黒漆時

エドロ—エナガ

將軍秀頼の支孫公通より出づ、公通の支孫通始めて江戸と稱す、道勝は其子(中略)從五位下に叙し、大塚氏を滅し、水戸城を取り、又頼田成家を頼田城に攻め之を奪ふ、二男道榮をして守らしめ、親ら水戸城に據る、年五十六にて卒す(野史)

エナノ—エノマ

エナノコホリ 蕙奈郡 所在 美濃國(起原) 沿革 延喜式に始めて見えたり、和名抄に、淡氣(タケ)安岐(アキ)繪上(エノカミ)繪下(エノシモ)坂本(サカモト)竹折(タケナリ)等の郷あり、正保圖蕙那に作り、元禄以後又蕙奈に復し、明治に至り又蕙那となる(郡名異同一覽、國郡沿革考)

エノミ—エハウ

エノモトキカク 榎本其角 寶井其角(タカラキキカク)を見よ、エノヤマノミササキ 可愛山陵 瓊々杵尊の御陵、薩摩國薩摩郡東水引村大字宮内に在り(陵墓一覽)古來御陵所につき異説多し、神代紀に、天津彦火瓊杵尊崩、因葬筑紫日向可愛山之陵(延喜式に、日向埃山陵、天津彦火瓊杵尊、在日向國、無陵戸こと見えたり、古事記傳に、神代の三御陵は、今大隅と薩摩とに在りて、日向國には非ず、然るを諸陵式に在日向と記されたるは、書紀に、日向國とあるまゝに記されたるものにて、歴代の御陵は、皆其郡を記されたるに、此三陵のみ郡を記されざるにても、日向國とあるは、書紀の文に依れるのみなる事を知るべしと論ぜり、エハウ 蕙方 歲德神の在る方を云ふ、鹽尻に、徳は得也、和訓「エ」にて吉の意なりと云ふ、蕙を受くる方なる故に蕙方と云ふは誤なり、又兄方とも、吉方とも書す、青陽唱話に、ふはう年徳十幹配五、順輪而陽陰幹相合、以陽幹方爲二年徳在所、俗名之

エハツ

曰、惠方、陽幹とは、甲丙戊庚壬なり、十幹の陰陽配合し、一年の間萬物を生ずる徳ある方とて、年徳とも云ふなるべし、惠方とは「キノエ」「ヒノエ」など云へる「エ」にて、兄弟なり、「エト」は兄弟なり、しかれば惠方と書は誤也」とあり、其様様は、関田耕筆に見えたり、左に示す、

甲巳歳は甲方 寅卯間 乙庚歳は庚方 申酉間
丙辛歳は丙方 巳午間 丁壬歳は壬方 亥子間
戊癸歳は丙方

而して正月元旦にその年惠方に當りたる神佛に參詣するを惠方詣といふ、

エハツ

衣鉢 名義釋家にて、佛の心法を授受する證據として傳へたる金襴の袈裟と應量器といふ、後ち轉じて佛法世法通じて師資の間其心法を授受することに用ふ、

佛の心法を授受する證據として傳へたる金襴の袈裟と應量器といふ、後ち轉じて佛法世法通じて師資の間其心法を授受することに用ふ、
佛の心法を授受する證據として傳へたる金襴の袈裟と應量器といふ、後ち轉じて佛法世法通じて師資の間其心法を授受することに用ふ、
佛の心法を授受する證據として傳へたる金襴の袈裟と應量器といふ、後ち轉じて佛法世法通じて師資の間其心法を授受することに用ふ、

エハラ

エハラ 武蔵國 所産 萩原郡

と云ふ、是れ資錢を貯るは僧の本志にあらず、故に露骨に言ふを忌みてかく名づく、多くは叢林老成の僧を以て之に補す(釋林集器考)

エハラノコホリ

所産 武蔵國 萩原郡

起原 延喜式に始めて見えたり、和名抄、蒲田(カマダ)田本(タモト)蒲田(マンダ)萩原(エハラ)覺志(カ、シ)御田(ミタ)木田(キタ)櫻田(サクラダ)の八郷驛あり、後世御田櫻田二郷は豊島郡に入り、爾後變遷なし(郡名異同一覽、國郡沿革考)

エビガラケソク

海老殻貝足 手輕く威を付けたる貝足をいふ、自分の卑き者之を著用す○落穂集小十人衆の事の條に、小十人方の御借貝足と申は、世俗に海老から貝足と申ならはし置て、手輕くおどしたるにて候へば云々」とあり、

エビサヤマキ

海老鞘巻 刀の鞘を海老の殼の如く、さざみめを付けたる刀をいふ、軍用記に、鞘を海老の殼の如く、刻み目を付けて朱塗にするなり、是には必ず飛喜女下緒を付くるなり(中略)小尻は海老の腰をかめたる形にして、尾の形をも作るか、後松日記に、白石の説を駁して、ふるき世の物ともみえず、大かた足利の末の世に其名聞えたるものならん(中略)思ふに色は黒漆にてもあれ、小尻は海老の尾の如くならでも、さざみ鞘のうれたちたるが、海老の形にかみたるによりて、鞘塗などのいひ出たる名なりけらし、云々」とあり、

エビジャウラフ

海老上臍 江戸時代に

行はれたる兒童の遊戯、銀の目を頭とし、いろ／＼の紙衣裳をきせ、ひいなりにつくりたるを云ふ、寛永の頃既にありしと見え、寛永十二年の詩話三つ物に、うら白や海老上臍のしたがり」と見えたり(骨董集)

エビス

惠比須 七福神の一、大黒天と共に祀りて崇敬す、此神像は、左に鯛を抱へ、右に釣竿を持ち、無目龍を傍に置て尻をかけたなり、古來より蛭兒を以て夷三郎に充つ、神皇正統錄に、蛭兒は西宮大明神にて夷三郎と云へり、蓋し西宮は攝津國廣田社の末社或社を云ふなりと、神社啓蒙に、西宮者蛭子神也、俗號夷三郎非也、蛭子天照大神弟也、夷者別一氣神也、其在釣磯、則號夷、蓋河伯名馮夷亦相似、非謂夷是河伯也」と、神代傳受記に、西宮夷社は即太田の所變也、蓋乘三蛭兒心而忽現、漁翁云々、これは火々出見尊の海濱にさまよひし時に、事勝神亦名は鹽土翁と現出せし事あり、此説古記にあればにや、大黒を猿田彦命なりと云ふ、猿田彦を事勝神なりと云ふ説あるに依て惠比須大黒配合の本據とせるなるべし」とみえたり、宗義記に、解按るに、中葉より夷の神と唱ふるものは蛭兒と彦火々出見尊とこれ也(中略)日神は第一にをほします、月神は第二、蛭兒は三郎なり、故に夷三郎と稱す、さて蛭兒を「エビス」と稱する由は、此神冠弱不具にて三歳になるまで脚の立給はざればなり、總て物の異なるを指して「エビス」といふ、此神、天警標禰船に乘られて順風放棄られ、遠き島峯を宿としつ、其標、同胞の神だちには異なる故に「エビス」と申さんも亦其由あり、蛭兒の釣を好み給ふといふ事は紀に見えども、既に海濱に漂流し給は、又海の幸を獲給ひけ、且冠弱不具なるによりて、早く世を遊給へば、桀桀得失につきて一切煩ひなし、是眞の福神にあらずや、云々」とあり、山本時亮惠比須に就き辨じて曰く、蛭兒魚を釣る事所據許ならず、大國神の子事代主神、魚を釣る事を以て大國神の兄の事代八十神とすは、其名等きを以てなり、惠比須大黒につきて説四あり、一、

刑罪大詔録、徳川政刑史料)

エビシメ

葡萄染 染色の名、薄紫に染めた

一合、薪四十斤、帛一疋紫草一斤、酢一合、灰二升、薪二十斤とあり○織色の名、經赤、緯薄紫なるを云ふ○變の色目の名、表紫、裏赤なるものを、又表蘇芳裏花田なるものをいふ、冬より春にかけて是を着用す、筋抄に、嘉祿四年三月二十八日春日行幸、翌朝、左大将實經、立片舞、着葡萄染下重(黃圖文)と見えたり(名目抄、源氏裝束抄、裝束集成、重色目)

エビト

江人 御厨子所膳部の役人にて、御用の魚類をとるものを云ふ、

エビメ

愛比賣 伊豫國を云ふ、古事記傳に、兄弟の女子を兄比賣弟比賣と云へば、女子の始の意にて兄比賣か、又宜島の意にて愛は宜き意か、比賣は比古に對て女を美て云ふ稱、比は産葉日の日、賣は女なりと云へり、伊豫國(イヨノクニ)と云へり、

エビラ

名義 武器の名、箭を盛る器を云ふ、もと胡藤、箆と書きて共に「ヤナグヒ」と呼びしが、其形ち「エビラ」と稱する意薄に似たる故に、俗に「エビラ」と稱したるより、遂に本名の如くなれり、古今要覽稿に、東大寺寶物の聖武天皇の笛と稱するもの、外二三種の圖、及び平家物語の竹ふびらとあるを引きて、箆とは全く別物なりとし、且つ此の笛は胡藤より輕きを以て、山野を眞ひ行くに便よければ、遂に常に用ひなれしより、「ヤナグヒ」をも「エビラ」と呼び、もとの箆は竹箆と稱するに至りしなるべしと云ひて、笛と云ふ一種の武器ありしが如く云へども、確證なきを以て、今一説として存し置くのみ(源流考)上代の朝(ユキ)と云へり、

エビシ

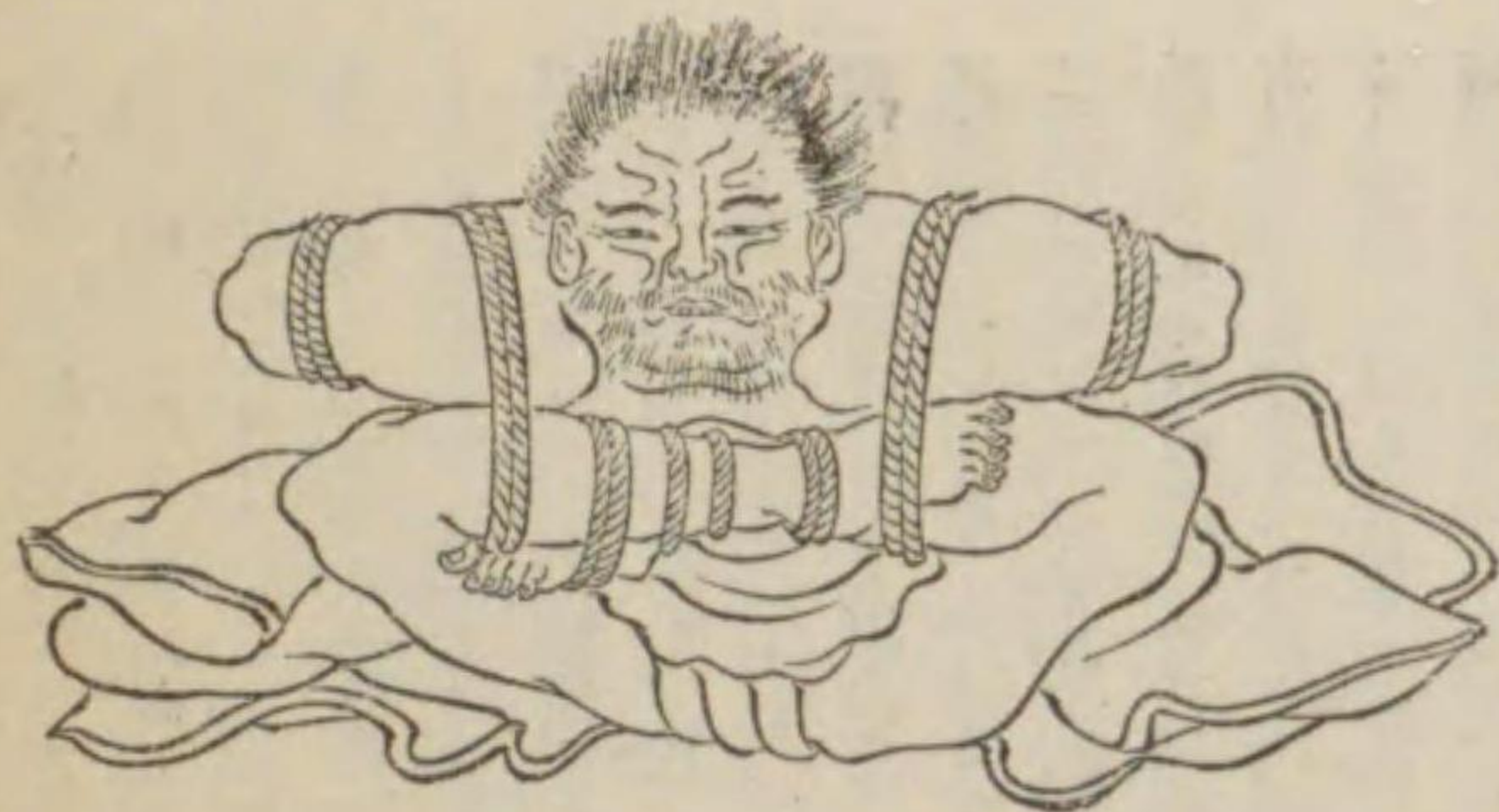
夷弓 外國の弓を指して云ふ、

エビス

夷弓 外國の弓を指して云ふ、

エビセ

海老責 江戸時代に



凡て外國を夷と云ふを以て然か云ふか○吾妻鏡貞應三年二月二十九日の條に、去年冬比高麗人乗船流し寄子或後國寺泊浦、仍今日式部大夫朝時、執進其弓箭以下具足於若君御方、則覽之、奥州以下群參、弓二張(假令如常但短似夷弓、以皮爲弦)とあり、又參考太平記直冬上洛の條に、足利直冬は内務跡大極殿の額門の跡に敷皮布きて座し給ふに、籠弓征矢をば籠崎に持せられ、我身は黒革腹巻に夷弓持ちて、草鞋に着單皮を著せらる」とあり、

エビシ

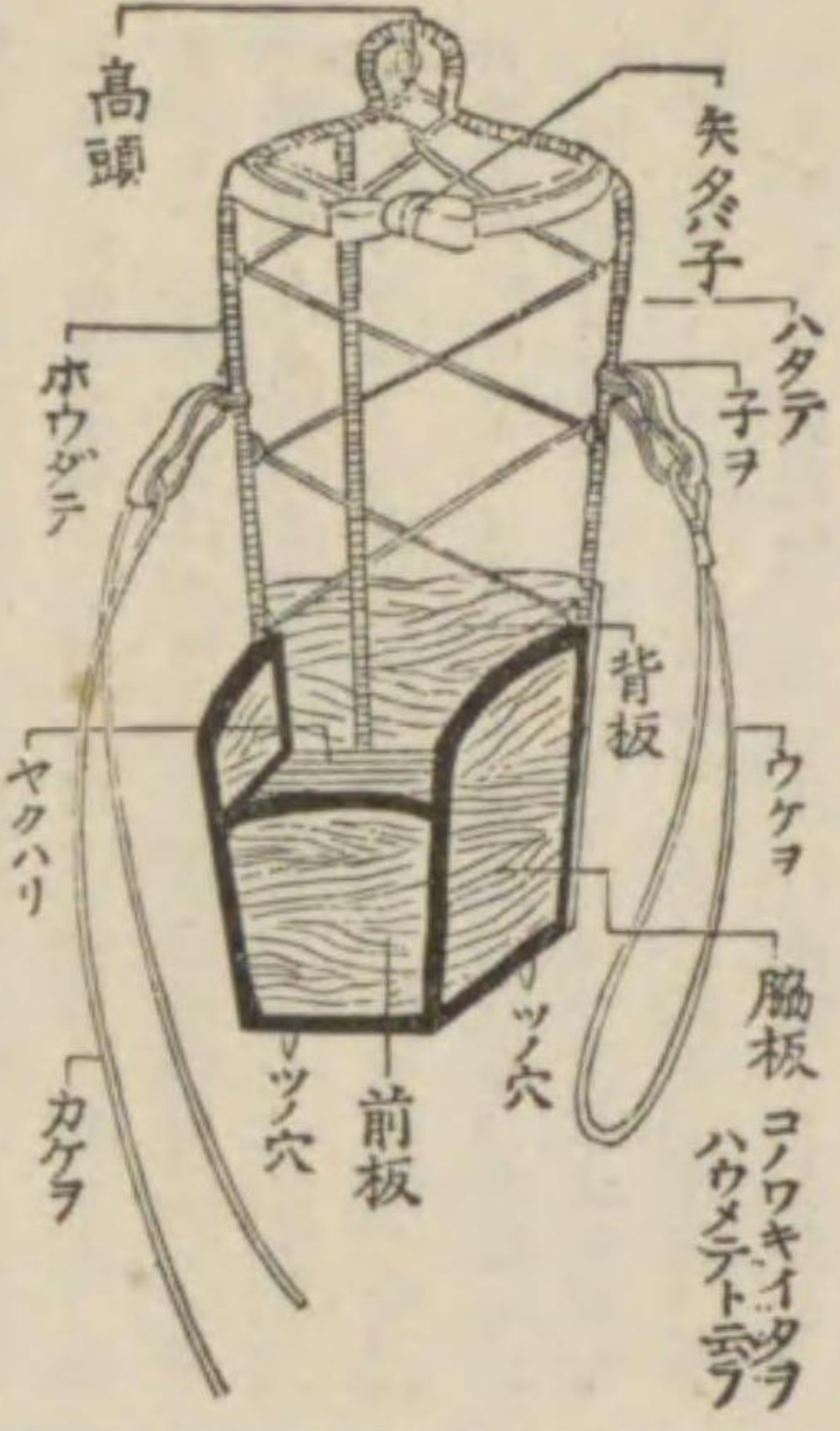
夷弓 外國の弓を指して云ふ、

エビシ

夷弓 外國の弓を指して云ふ、

エビラ

眞と稱し、其物の具は概して胡(服)と呼びて、神寶にのみ姫朝浦錦朝等の名を残すのみ、三代實録貞觀十六年九月十四日の條に、應誠定諸府舍胡服之箭數一事、案右所行准於令條、兵士箭數以五十隻、令盛於一服、而今人力微弱、帶五十隻、勸責不肯准行、或乃二十隻已下、二十隻已上、非常之備豈容如斯、誠是科責無所重、人心不甘、服之所致也、望請尋常平懷之時、以三十隻爲定、今使放帶着、但節會行幸及臨時警固之日、依法備於五十、不令武備闕乏とあるを、胡服、服の同物たること知るべし、然るに後には胡服も儀仗に用ふるもののみ唱へて、兵仗のものは服と呼び、遂に鎌倉以後に至りては、服と云へば、武士の用ふるもの、胡服と云へば朝廷の儀式にのみ用ふるもの、如くなれり、但し公卿の日記には、服と書して胡服の意に用ひしもの少からず、又中古の物語類には、猶古風を存して、矢を盛りたるものを指しては胡服と云ひ、器のみを云ふ時には服と云ひたることあり、其何つ頃より、別稱となりしか詳かならざれども、源平盛衰記に、梶原は咲き亂れたる梅枝を、やなぎひにそへてさしたりける、花ふびらとて、ゆうにやさしと感じけりしとあれば、源平盛衰記平家物語等より推し



を混同し、胡服と別にするに至りしなるべし、柳服(柳にて作る)逆顔服、竹服(竹にて作る)逆紫服、塗服(漆にて塗りたるもの)葛服、指服、革服、角服(小角の角にて作りたるもの)惣服、狩服(狩に用ふるもの)竹服を用ふと云ふ等あり、逆顔服は別條にあり、就て見るべし、逆顔服、服の宮の中を云ふ、縮形とも、箆竹とも云ふ、箆に似たるより云ふ、矢のさし様は、五々二十五、四五二十、四四十六、數を重にして四角になる様にす、其内尖り矢二、鎖矢二、其の他は征矢をさす、(ウハザシヤ)參看)他は是に准じて知るべし、矢束、高頭の左右より革を用ひて黒革の先を詰り頭に切りて兩わなに結ぶ、懸緒、緒左右のつるに着く、負ふ時、左の肩に懸緒、右の腋下より緒を出して結ぶ、腰緒、腰に結び、上帯を附し、旅行及び儀式の時に用ひ、要用の時には解き去るものにて戰爭中には着けず、然るに近世誤て肩に懸るものとするは誤なり、但し、調度懸とて、主人の服を負ふ時に、腰緒を肩より取り、上帯にて更に腰固することあり、常のものに混すべからず、上帯、うけ緒の根の緒の根とに着く、負ふ時には前に結び、負ざる時はたばれて高頭につく、猶挿圖に就きて了得すべし、(ナナケヒ)參看(本朝軍器考、貞丈雜記、安齋隨筆、軍用記、古今要覽稿)

エフ

衛府 禁衛の官府を云ふ、起原 太古大伴佐伯氏の祖先天押日命、天孫に従て大來目を率ゐて前導し、日向高千穂峰に降る、因て大來目と號し、天の朝貢と云ふ、神武天皇の時、道臣命大來目を帥ゐて賦を征す、天下平定の後、宮門を護衛し、其開闢を掌る、後世衛府の兵はより起る、(略)雄略天皇の時、大連大伴室屋に親領部を賜ひ、宮門を前らしむ、後、室屋奏して開闢の職に重し、臣

エフ

エフエー エフク

一身始と堪へず、請ふ臣子と左右之を共にせん、並に於て別て二宗となし、一を大伴氏、一を佐伯氏と云ふ、世々衛門に管して宮城を護る、文武天皇大寶元年左右兵衛、左右衛士、及び衛門の五府を定め置く、聖武天皇神龜五年八月、中衛を置く、五府と合せ稱して六衛府と號す、天平寶字三年十二月、授刀衛を置く、神龜元年二月改めて近衛府と云ふ、又外衛府を置く、前の六衛府と併せて八府と稱す、寶龜三年二月外衛を罷め、其舍人を近衛左右兵衛の三府に分配す、大同二年四月近衛中衛を左右近衛と改稱す、三年七月衛門府を罷めて左右衛士府に併せ、仍て左右朝貢府と號す、依て六府と稱す、或は四衛二府と云ふ、弘仁二年十一月左右衛士府を左右衛門府と改む、是より六府の官、變更なし、其權を失ふに及びて武人京師を禁衛す、京都守護即ち是なり、江戸時代に至り所司代あり、皆各條に詳かなり、就て見るべし(古事記、書紀、續紀、令集解、武家名目抄、職官志)

エフエチンホフ 葉衣鎮法

祈る法、不動安鎮法の一なり、胎藏に、披衣是なり、葉は種々の色、披は着義にて被の借音、即ち種々の意、樂に隨て圓滿ならしめんとする義なり、(作法)追鬼法祭文亂聲二十八夜又壇等あり、常人は安鎮を行し、王公は之を修す、十二種法中朝廷には多く第三法を用ふ、十二種法とは、第一除疫病、第二長壽無病、第三護持國王、第四除宿曜、第五除人疫、第六除毒疫、第七除頭痛、第八除鬼魅、第九除瘧疾、第十除嬰魅、第十一除却賊、第十二除苗稼患等なり、(起原)開闢新造の時全支座主之を修し、久安四年十二月七日大緣房法印相賀院宣により、賀陽院新御所にて之を修す(諸法要略記)

エフノ

て人の食物を入れて携ふるものいへり、(今昔物語)に、飯袋に干飯を入れて堅き鹽、和布など持來て云々、二十日許有て亦前の女來り、飯袋に精たる米を入れて云々と見えたり(雜遊笑覽) 衛府の官人の帶する太刀を云ふ、目貫の形、毛抜をニツ合せたるが如し、故に一名毛抜形の太刀と云ひ、又平緒太刀、平緒太刀、繪野太刀とも云ふ、(衛府の官人は、禁中守護の司なれば、大中少將以下以下の官人等、武勇の人を獲びて任じ、太刀も隨て銳刀なりしが、後にはたゞ貴族の人をのみ任ずる事となり、徒に華奢風流を事とせしを以て、武備衰へ、武器も又隨て風流の玩物となりて、飾を競ふに至る、即ち本は兵仗なれども、後世には儀仗の如くなりしなり(貞丈雜記、安齋隨筆) 衛府馬場 左右近衛の馬場を云ふ、左近馬場は一條西洞院に、右近馬場は一條大宮に在り(河海抄) 閻浮身 凡俗の身を云ふ、閻浮は印度の國名、須彌山の南にあり、閻浮とは樹の名にて、此樹多きを以て國名となす、此樹林中に河あり、河底に金沙あり名づけて閻浮檀金と云ふ(翻譯名義集) 繪踏 踏踏に同じ、(フミエ)を見よ、 雪又は土塊等をかき寄する具を云ふ、柄振とも書す、長き柄の先に横板を打ちつけたるものなり(箋註和名抄) 烏帽子 名義冠の屬、頭に被るものを云ふ、倭訓乘に、倭名抄に、烏帽子俗訛、烏爲焉と、されど、(を)はし共に聞のよかられば、轉じてえぼしと云ふ成べし、(を)はしとも書たりとあり、古今要覽稿は、烏帽子は漆をぬる色烏ゆゑに名付たるなり

エボシ

らんと云へり、(上代は、禮服にのみ被りし頭巾なりしが、延喜以後冠と別に用ひられ、冠は朝服以上用ひ、帽は平服に用ふるに至る、無官の者は朝夕常に被る、貴人の被りし事は西宮記に、烏帽子太上天皇或時着之、自餘公卿已下裝時所用也と見えたり、庶民の被りし事は今昔物語、宇治拾遺、若聞集等に見えたり、(古)は紗絹などを漆塗して、袋の如く縫ひたる柔かき者にて、サビ、肩、掛緒などなかりしが、鳥羽天皇以後は天鳥、及び花園左大臣源有仁衣文を好み、裝束を剛く張り、烏帽子を堅く塗り用ひしより、紙にて張り漆を塗り、縁を付け剛く作る事となりて、サビ、肩、掛緒などあるに至れり、是より、立烏帽子、さび烏帽子等のもの多く出づ、塗様に三種あり、(一)黒塗、漆にて黒くつやある様に塗りたるもの、(二)棕實、漆にて黒く光なく、サラ／＼と塗りたるもの、(三)サハシ、漆にて光澤なく薄く塗りたるものを云ふ、又塗塗とは漆にて塗色に塗りたるものなりと云ふ、然れど、宿老の物は淡くぬり、壯年の物は濃く塗りて用ふ、何れも皆數あり、(略)烏帽子の數をサビといひ、烏帽子の前正面に、内より押出して大に尖りたる所あり、此尖りたるひだの下に少し押出したるひだを眉といふ、左にあるを左眉又左上りともいふ、右にあるを右眉といふ、又右上りとも云ふ、兩方にあるを諸眉とも諸類とも、諸上りともいふ、諸眉の小さき小諸眉といふ、立烏帽子(タテエボシ)折烏帽子(チリエボシ)風折烏帽子(カザチリエボシ)參看 立烏帽子(イ)風折烏帽子(ロ)採烏帽子、梨子打烏帽子(ハ)引立烏帽子(ニ)細烏帽子(ホ)侍烏帽子(ヘ)長烏帽子、引入烏帽子、袋烏帽子、ナットウ烏帽子(ト)塗塗烏帽子、縁塗烏帽子、打梨烏帽子、萎烏帽子、推入烏帽子、折烏帽子、柳佐

エボシ

烏帽子親 元服の時烏帽子を加冠したる人を指して云ふ、源平盛衰記文覺頼朝勸進謀叛事の條に、文覺は渡邊黨に遠藤左近將監齋光が一男上西門院の北面の下臈也、十三に成ける年、

(イ) (ロ) (ホニ) (ヒニ) (ヘニ) (ト) (チ) (リ)

エボシ

一門に遠藤三郎瀧口遠光と云者、呼寄て元服せさせ...

エボシコ 烏帽子子 烏帽子親に對し、元服を加へし人...

エボシナ 烏帽子子名 元服の際に附する名、元服前は幼名を稱し...

エボシナホシ 烏帽子子直 直衣に立烏帽子を着けたる装い...

エマ 繪馬 名義馬を畫きたる額にて、神社佛寺に奉納するもの...

エマコシラウ 江馬小次郎 北條義時(ホウテウ)

エマタラウ 江馬太郎 北條泰時(ホウテウ)

エミ 笑 刀又は鐙の名所、刀は種之事、鐙は鳩むねに三つの隆起を有せるもの...

エミシ 夷 蝦夷をいへる古語、夷は凡て身に長き鬚多きを以て...

エマキ

をながきて奉ることばなりぬ、武者繪を奉ること古く建曆中よりあり...

エマキモノ 繪巻物 繪に詞書を添へて記したる巻物をいふ...

Table with columns: 繪巻物名, 繪師, 巻数, 所蔵者. Lists various scrolls and their authors/holders.

エマキ

古今著聞集に、後白河院の時年中行事の繪を畫かせて御覽ありしこと見えたり...

エンチノノヤ 宴飲樂 胡飲酒(コンジュ)をいふ...

エンガ 垣下 朝廷又は公卿等の家にて覽應の時の相伴人をいふ...

エンガクシ 圓覺寺 所在山城國愛宕郡鳥居小路西二條...

エンガクシ 圓覺寺 所在山城國愛宕郡鳥居小路西二條...

エンガクシ 圓覺寺 所在山城國愛宕郡鳥居小路西二條...

エンガクシ 圓覺寺 所在山城國愛宕郡鳥居小路西二條...

エンガクシ 圓覺寺 所在山城國愛宕郡鳥居小路西二條...

エンガクシ 圓覺寺 所在山城國愛宕郡鳥居小路西二條...

エンガクシ 圓覺寺 所在山城國愛宕郡鳥居小路西二條...

エンガクシ 圓覺寺 所在山城國愛宕郡鳥居小路西二條...

エンガクシ 圓覺寺 所在山城國愛宕郡鳥居小路西二條...

エンガクシ 圓覺寺 所在山城國愛宕郡鳥居小路西二條...

エンガクシ 圓覺寺 所在山城國愛宕郡鳥居小路西二條...

エンガクシ 圓覺寺 所在山城國愛宕郡鳥居小路西二條...

エンガクシ 圓覺寺 所在山城國愛宕郡鳥居小路西二條...

エンガクシ 圓覺寺 所在山城國愛宕郡鳥居小路西二條...

エンガクシ 圓覺寺 所在山城國愛宕郡鳥居小路西二條...

エンガクシ 圓覺寺 所在山城國愛宕郡鳥居小路西二條...

エンガクシ 圓覺寺 所在山城國愛宕郡鳥居小路西二條...

エマコシラウ

エマキ

エマキ

エマコシラウ 江馬小次郎 北條義時(ホウテウ)

エマキモノ 繪巻物 繪に詞書を添へて記したる巻物をいふ...

エンガクシ 圓覺寺 所在山城國愛宕郡鳥居小路西二條...

エンガ

筆の額を下す、康安二年五月後光嚴天皇勅して、開山に開滿常照國師の論議を賜ふ、應安七年十一月二十三日出火して堂宇灰燼となる、永和二年義堂造營奉行人等と議し、十州管内棟別錢及び鎌倉中の課役を以て速に功を終らしむ、四年佛殿成る、至徳三年將軍足利義滿京鎌倉五山の座位を定む、當寺第二位たり、其後後小松天皇宸筆の扁額を賜ふ、應永十四年十一月、二十八年十一月、再度焼失す、永正十二年、天文十一年北條氏令して公役を免す、永祿六年十二月又同様の災あり、是より諸堂荒廢する年あり、然れども今猶山門佛殿以下の堂宇宏大なもの十數字あり、山門の額は花園天皇の宸筆、佛殿は寛永二年の建築にかゝると云ふ、元和三年寛永十三年の兩度、江戸幕府より寺領の朱印を賜ふ、塔頭、正倫院、萬年山と號す、北條貞時建立、建武二年後醍醐天皇勅して開山塔となす、舍利殿、佛牙の舍利を收む、北條貞時の造營する所、今特別保護建造物となる、開山塔、舍利殿の後にあり、伏見天皇の宸筆勅諭佛光禪師の額あり、開山佛光の木像を安置す、○黃梅院、傳衣山と號す、徑山傳來の法衣、當院の什寶たり、○續燈菴、萬富山と號す、文中足利尊氏佛滿の爲に創建し師を開祖とす、中興の開基今川範國、大永四年今川氏親再造す、後ち古河義氏所願所となす、○佛日菴、北條家の祠堂、鶴慶を中興開祖とす、○雲頂菴、開山塔の號なりと、中興の開基長尾忠秋入道俊忠、傳衣菴、文保元年の創建、僧士雲開祖、臥龍菴、舊二字あり山上を潤香、山下を臥龍と稱す、開祖大川、○歸源菴、開祖是英、僧奇文を中興の開基、北條氏康中興の開基、龍隱菴、開祖大雅、中興の開基尼寺春、○法球院、應永の創建、開祖芳隆、○瑞光菴、開祖天外、○寶物に、北條時宗時貞の眞蹟、足利義氏自筆の法華經、道隆祖

- 元一山の墨蹟、道隆正念疎石等の畫像は、何れも天下の絶品にして、其外古文書、什器歴史上の參考となるべきもの頗る多し、○左に歴代を示す(新編相模國風土記稿、國寶目錄)
○祖元(鎌倉) 正念(大徳) 覺圓(鎌倉) 徳愷(鎌倉) 道然(鎌倉)
子登(鎌倉) 一寧(也) 圓範(鎌倉) 昭元(鎌倉) 惠日(鎌倉)
士雲(鎌倉) 首隆(鎌倉) 惠輪(鎌倉) 巧安(鎌倉) 疎石(鎌倉)
正澄(鎌倉) 道通(鎌倉) 喜宗(鎌倉) 志高(鎌倉) 居中(鎌倉)
妙環(鎌倉) 通川(鎌倉) 禪鑑(鎌倉) 正因(鎌倉) 士曇(鎌倉)
永瓊(鎌倉) 智越(鎌倉) 可允(鎌倉) 印元(鎌倉) 法忻(鎌倉)
宏潤(鎌倉) 友丘(鎌倉) 契開(鎌倉) 士啓(鎌倉) 光一(鎌倉)
妙謙(鎌倉) 靈辨(鎌倉) 是英(鎌倉) 善政(鎌倉) 祖能(鎌倉)
大圓(鎌倉) 妙在(鎌倉) 契光(鎌倉) 慶芳(鎌倉) 全快(鎌倉)
妙積(鎌倉) 海壽(鎌倉) 識桂(鎌倉) 道欽(鎌倉) 徳俊(鎌倉)
存圓(鎌倉) 通妙(鎌倉) 有承(鎌倉) 奧伊(鎌倉) 謙珍(鎌倉)
性珍(鎌倉) 元勝(鎌倉) 周應(鎌倉) 周潘(鎌倉) 圓方(鎌倉)
文昱(鎌倉) 知春(鎌倉) 得智(鎌倉) 奧忻(鎌倉) 祖松(鎌倉)
中圓(鎌倉) 正隆(鎌倉) 妙佐(鎌倉) 敬忠(鎌倉) 全用(鎌倉)
梵興(鎌倉) 僧可(鎌倉) 等敬(鎌倉) 了善(鎌倉) 中樹(鎌倉)
長會(鎌倉) 結暉(鎌倉) 妙冲(鎌倉) 永旭(鎌倉) 淨覺(鎌倉)
中季(鎌倉) 惟中(鎌倉) 中央(鎌倉) 聖昭(鎌倉) 見機(鎌倉)
友修(鎌倉) 法節(鎌倉) 珠珍(鎌倉) 宗地(鎌倉) 中哲(鎌倉)

エンガ

- 德聰(鎌倉) 巨幢(鎌倉) 天松(鎌倉) 曾妙(鎌倉) 純乾(鎌倉)
梵松(鎌倉) 心奥(鎌倉) 梵淳(鎌倉) 嵩一(鎌倉) 心永(鎌倉)
天哲(鎌倉) 省音(鎌倉) 間爾(鎌倉) 繼道(鎌倉) 一峯(鎌倉)
存香(鎌倉) 英胃(鎌倉) 祥政(鎌倉) 中疊(鎌倉) 本雄(鎌倉)
飯才(鎌倉) 長旭(鎌倉) 昌猷(鎌倉) 昌薫(鎌倉) 景芳(鎌倉)
正安(鎌倉) 妙薰(鎌倉) 周南(鎌倉) 法勤(鎌倉) 芳深(鎌倉)
周有(鎌倉) 梵輝(鎌倉) 用章(鎌倉) 心林(鎌倉) 心正(鎌倉)
士倫(鎌倉) 純清(鎌倉) 中和(鎌倉) 徳瑛(鎌倉) 妙訓(鎌倉)
光温(鎌倉) 中蓮(鎌倉) 守旭(鎌倉) 正文(鎌倉) 徳荷(鎌倉)
法紹(鎌倉) 省菊(鎌倉) 長全(鎌倉) 徳徳(鎌倉) 周顯(鎌倉)
妙然(鎌倉) 妙續(鎌倉) 奧徳(鎌倉) 徳準(鎌倉) 中淳(鎌倉)
中恩(鎌倉) 紹俊(鎌倉) 法聚(鎌倉) 正心(鎌倉) 禪傳(鎌倉)
省輔(鎌倉) 周隨(鎌倉) 梵禪(鎌倉) 禪才(鎌倉) 法曼(鎌倉)
昌伊(鎌倉) 昌圓(鎌倉) 妙意(鎌倉) 玄端(鎌倉) 是應(鎌倉)
昌益(鎌倉) 妙壽(鎌倉) 碩林(鎌倉) 梵千(鎌倉) 昌俊(鎌倉)
中圓(鎌倉) 碩秀(鎌倉) 昌泉(鎌倉) 是倫(鎌倉) 昌激(鎌倉)
昌益(鎌倉) 碩然(鎌倉) 碩柳(鎌倉) 昌昌(鎌倉) 是岱(鎌倉)
周法(鎌倉) 碩隆(鎌倉) 周幹(鎌倉) 周珊(鎌倉) 周棟(鎌倉)
周朴(鎌倉) 周雅(鎌倉) 是鈞(鎌倉) 周朝(鎌倉) 梵仲(鎌倉)
法敬(鎌倉) 法如(鎌倉) 碩朝(鎌倉) 周標(鎌倉) 周古(鎌倉)

エンガ

エンガクジウタイジン 圓覺寺右大臣 藤原長相(フナハラノヨシスケ)を見よ、
エンガクジハ 圓覺寺派 臨濟宗の一派、無學祖元禪師を祖とす、祖元(ソゲン)禪宗(センシユウ)臨濟宗(リンサイシユウ)を見よ、
エンガクジフギヤウ 圓覺寺奉行 室町時代の職名、鎌倉圓覺寺の事を掌る、室町記永和元年五月二十二日の條に、布施彈正大夫入道爲圓覺寺奉行と見えたり、
エンガノサ 垣下座 朝廷及び公卿等の家にて變遷の時、正客の外の人の相伴する座を云ふ、又地下座とも云ふ、凡て其役にあらずして座に列する者を垣下と云ふ、故に相伴人を、エガノ人とも、カイモトとも云ふ、又「カイモトアルツ」とも稱す、源氏物語勾宮の條に、しん殿の南のひさしにつれのこ、と、南むきに中少將つきわたり、北むきにむかへて、えがのみこたち上塗部の御座あり」と見え、細流抄に、垣下也、請伴の心也、孟津抄に、垣下をふかとよむ也、花鳥餘情、庇の座、中少將は奥の方につき、親王公卿は端につく、是をば垣下の座と云ふ、中少將を遷座する請伴の心也、のり(貞丈雜記、安齋隨筆、建武年中行事略解)
エンガマヒ 垣下舞 垣下座に於て爲す舞をいふ、別に一定の舞曲なし、此座は地下にて、此處にて、舞ひしとて堂上へは見えず、此故に俗間時

エンキ

エンキ 縁起 佛敎にて因縁生起の義、因と縁と相應じて高法の生起するを云ふ、縁起説とは、小乘に所謂樂感縁起、中乘に類耶縁起、大乘に眞如縁起にして、此等の説皆萬有の大元を論究する節目なり、大日經に從因縁起、有心性相生、俱舍論に有情縁起、又明本縁起と見えたり(佛敎いろは辭典)(一)佛敎の縁起より起りて神社佛閣の由来を云ふ、又轉じて其由来を書したる書籍巻物の類を云ふ、或は故實を記せるものをも云へり、諺草に「神社佛閣の故實を記せるを俗に縁起と云ふ、縁起起れる事を記せるにや、縁起の字は佛書に出てたり、楞伽經に佛説縁起」とあり、俗説辯に、神社由来を記したるを縁起と云ふは非なり、縁起は佛家より出でたり、法華經方便品に佛種從縁起とあるを考ふべし、と云へり(二)我國にて縁起の尤も古きは、聖武天皇天平十九年二月十一日法隆寺大安寺等より奉りし伽藍縁起并流記資財帳とす、全文は日本古文書二に收められたり、就て見るべし、
エンキウ 延久 後三條天皇御宇の年號、治暦五年四月十三日改元、代始を以てなり、五年を経て承保と改む、延久尙書に、我以道惟安寧、王之德欲延久也とあるに據る、式部大輔藤原實綱

エンキ

エンキウセウジマヌ 延久宣旨辨 辨の一種、後三條天皇延久四年九月二十九日、斗升法は一條天皇長保の例に據用すべき由を下知せられたるものを世に稱していふ、古事談に、延久善政にて先器物を作られけり、實仲卿職人頭にて之を奉行せり、辨を召よせて、とりん御覽じて履を折て寸法などさ、せ給けり、米をば穀倉院より召寄せて殿上小庭にて貫首以下藏人出納など檢知して小舎人玉たすきして量けり、本来をば紙屋紙に裏て持参りたりければ、穀覽有て勅封を加へられてぞ御持僧の許などへつかはされける、斛器は方なる横を差す、石をく、り下ておもしろにして二またの木に懸て穀倉院にして國々の米をば納られけり、仍何石とは石の字を用なり、件器石等子今穀倉院に有といへり」と見えたり、然れども當時は只に量の偽りを正し給ひしのみにて、量法を改められしは、堀河天皇の寛治中であり、宣旨辨(センジマス)、辨(マス)參看(扶桑略記、古今要略稿、宣旨斗考)
エンキウタウ 延休堂 大内裡八省院十二堂の一、大極殿の西方北より第一の堂にて、龍尾道の南にあたり、長さ七間とす、朝堂の座者は、親王にして、一品は北階より、二品以下四品以上は、中階及び南階より昇降し、北を以て上と爲す(大内裡圖考證)
エンキウノマツリ 圓丘祭 郊祀(カウシ)を見よ、
エンキカウタイシキ 延喜交替式 交替式(カウタイシキ)を見よ、
エンキキヤク 延喜格 十二卷、今は類聚三代格に收む、内九、十一、十三缺く、國史大系十二卷に收む、眞觀十一年より延喜七年に至る迄の格を集めたるものなり、延喜格序に、弘仁格

エンシ

エンシヨウジ 圓勝寺 山城國愛宕郡、粟田口金剛寺の北に在り、土俗に、舊蹟は二條南鴨川の東に在りといふ。帝王編年記に、大治三年三月十三日待賢門院御願供養圓勝寺とあるものなり。本朝續文粹に、藤原敦光が大治三年三月十三日圓勝寺供養願文に、檀那仙院、堯衢之側、周洛之東、法勝最勝蓮宮、佛三層五層華塔接、砌、就、斯吉土、建以、伽藍、中央精舍、兩界圍、大日如來二丈師像、其餘四座皆丈六姿云々あり、以て當時堂塔の壯麗なりしを知るべし、承久元年燒亡す(山城名勝志)

エンシヨウジ

圓乘寺 山城國葛野郡龍安寺の南方住吉山の麓に舊跡あり(地原沿革)後冷泉天皇仁和寺の南に堂を建て圓乘寺と號す、丈六の釋迦如來、普賢、文殊、延命、如意輪等の菩薩を安置す、大門廻廊、經藏、鐘樓等莊嚴美麗を極む、功成りて天喜三年十月供養を行ふ、是れ後朱雀天皇の御願の意を繼ぎ、遂げ行ひ給ひしなり、類聚せし年代詳ならず○北方龍安寺主山に、後朱雀天皇、皇后陽明門院の御陵あり、圓乘寺陵と稱す(百練抄、扶桑略記、山城名勝志、陵墓一覽)

エンシヨウジノミササキ

圓乘寺陵 後朱雀天皇及び皇后陽明門院の御陵、山城國葛野郡花園村大字谷口主山の麓龍安寺方丈の北背數十歩に在り、後冷泉後三條兩帝陵と相並ぶ(陵墓一覽)

エンシヨウゼニ

厭勝錢 凶災を厭ひ、吉祥を求むる爲めに禁厭として用ふる錢をいふ、泉貨鑑、錢神論に、周通元寶錢を卜家懸錢に用ゆる事、諸書に見えたり、又狐狸のつきたるを拂ふ術あり、俗に通天錢と云、此錢は五代後周の世宗天下の銅佛を毀て鑄る所なれば、其奇端あるべし、凡て古錢を携る人には、狐狸の類、近付くと能はずといへり、唐

エンズ

國通寶の篆書錢をさすかみと云、七錢を以て邪魅妖氣を拂ひ退く、又常に携て運強し、或は云陰指神、富壽神寶を日本さすかみと云、もつとも妙多し、守鏡の下に納て、不祥を去る、或は云、陽指神、長年大寶、萬年通寶、長命富貴、百千長壽、萬曆通寶、福壽双泉、永壽通寶、壽昌元寶、此外長壽の稱ある錢を産湯に入れば、其子長命なり、布泉の男錢を佩る時は、男子を生と云傳ふ、是はま、其奇端を見たり、然れども布泉世に希にして得がたし、若しこれを得ざる時は、揚形を以て婦人に守りとなさしめて可なり、云々に見え、此外厭勝品と云ふ類凡て祥瑞多し、舉て算し難しといふ。

エンズ井

潤醉 禁中にて賜はる酒宴を云ふ、深醉の義、毎年十一月中の五日五節朝台試の翌日、即ち寅の日に此事あり、公事根源に、寅日は殿上の潤醉あり、潤醉今様などうたひて、三獻はて、亂舞あり、次第に香をばきて北陣をめぐりて五節所に向ふ、其後所々に参りて推參などあり、野曲の輩をして参らんなどうたふ、后宮女院など潤醉あれば今日明日のほどなり、代始和抄に、殿上の潤醉は、寅卯の日、この事あり、殿上人ども、直衣あるひは衣冠にて、色々の出衣をして盃酌をす、潤醉今様などうたふ、寅の日は歡無極靈山御山をいたす、卯の日は新豐蓬萊山をうたふと云へり、貫首の人紐をとき風舞の事あり、すそかつぎと云ひて女房など見物せし事ども、昔はありけるに云々しと見えたり。

エンセイモン

延政門 大内裡内御十二門の一、内裡の東、宣陽門の南十二間の所にありて南角に至る十二間、土門二間の兩扉とす○延喜式監物條に、凡諸三司同管輪、各、毎日監物并典論等共候、延政門外、近衛門、云々しと見えたり(拾遺抄、大

エンセ

内裡圖考證) 延政門院 名譽院子内親王、出家して清淨智と云ふ、宣陽門院と同名たるを以て通照院と改む(後醍醐天皇の第二皇女、母は太政大臣藤原公經女、弘安七年二月十九日内親王となり、二十八日准三宮、同日院號宣下あり、八年八月尼となる、元弘二年二月崩す、年七十四(皇胤源運録、女院小傳)

エンゼツガキ

演説書 江戸幕府の時、裁判の事につきて掛り奉行より他の奉行へ協議する際、其協議の要件を記したるものをいふ(古事類苑法律部評定所留役覺書に、左の如く見えたり、上州矢田堀村四郎右衛門、外登人、相手同國仲ノ郷村清吉外登人、理不盡出入、是は如何の訴狀面に付、不及三裏判、先達而御演説之上、相手方之もの共呼出之儀、夫々地頭と相逢候處、相手方之内、清吉外登人は欠落いたし、行衛不、相知、由に而、兵藏外登人欠落いたし候、兩人之親類組合、村役人差出候間、兵藏は手鎖申付置候、依之訴訟方之もの共、一同今日評定所へ差出可致、吟味と存候、依之及御演説候、以上、

エンタイ

衍臺 泚州(カンシウ)を見よ、エンタイジ 圓提寺 山城國相樂郡鹿野山に在り○橘氏の氏寺、以呂波字類抄に、太后橘氏嘉智子(嵯峨皇后)祭、氏神於圓提寺、此神始大養夫人所祭也、其後遷祭、祀於持山、仁明天皇近移、葛野川頭、今梅宮是也、と見えたり(山城名勝志)

エンタイレキ

圓太曆 高本三十三册(國史大記)とも號す、延慶四年、康永三、四年、貞和、三、四、五、六年、觀應二、三、四、五年、延文二、三、四、五年の間に於ける記、朝家の政へたる事、皇統

エンタ

の流行の、と、餘日の時に作名の事等々に見えたり、觀應の頃の事を記せる中に、兼好法師の履歴もつとも詳かなり、又勳文多くありて古例を知るには尤も必要のものなり(國史大記)中興太政大臣公賢の記録せしもの、因て中興の國、太政大臣の太を取りて名とす(國太曆、群書一覽)

エンタウ

筵道

通路に敷き續くるむしる、絹を縁にす、縁道とも書す、倭訓栞に、源氏枕草子集にえんだうしきてと見え、又えんだうの絹とも見えたり、緞紳家に今毛氈も用うといへり。

エンチ

園地 王稱時代に其戸の品部により、男女の差等を立てず、其土地の廣狭に隨ひ、每人に均分して給する土地を云ふ○若し此地一給の後更に收授せず、大約一人に三四段を給す、其戸絶ゆるれば公に還す、地主存日に既に賣り訖らば、更に還すべからず、園地には其戸の品部に隨ひ、課して五年内に定數の桑漆を種ふしむ、新に別に戸を爲す者も、亦此の例に依る、但し園地無き者は課する限にあらす、其郷土の桑漆に宜しからざると、狹郷とに於ては必ずしも其定數に滿たしめざるなり、園地は賣買することを得る、宅地に同じ、寺院に捨施し、賣買することを得ざる、宅地に同じ(田制)

エンチ井ノナイタイジン

園智院内大臣 三條西公國(サンテウニシキョク)を見よ、エンチシ 園地司 名譽、ソノイケノソカサしとも書す(園地司、種殖、蔬菜、果樹等の事を掌る)正一人正六位上、佑一人從七位下、令史一人大初位上、使部六人、直丁一人、園戸三百戸品部と爲して調難を免す(園地司、上代園部氏ありて代々死池の事を司る、文武天皇大寶元年制定して上記の如くす、宇多天皇寬平八年内膳司に合併す(合義解、三代格、官職秘抄後附)

エンチン

圓珍 名譽論して智證大師といふ(源朝)俗姓和氣氏、讚岐那賀郡の人、弘法大師の姪、父は宅成、母は佐伯氏(弘仁五年生る、頂骨隆起、兩眼重瞳なり、十歳毛詩漢書文選を讀み、十五歳叡山に登り、義真九師として難髮す、天長十年菩薩戒を受け、山に居して十二年修練す、仁壽三年七月奉勅唐に航し、物外良語法全般若恒羅等に謁して、或は深祕を受け、悉曇を學ぶ、居ること六年、天安二

エンツウジ

圓通寺 山城國愛宕郡岩倉村字權枝(國濟宗妙心寺派、本尊聖觀音大士)源朝(初め圓光院と云ふ、後水尾天皇の女御園基子(左大臣基任女)の居所なり、基子は後光明天皇の御生母にて延寶六年薨す、文英尼と號す、即ち院を捨て、寺となす、景川を開祖とし、勅願寺となす、後水尾天皇より孝明天皇に至る歴代の尊儀を奉安し、朝勤暮禮冥福を修めしめらる(山城名勝志、平

エンチラク

園地樂 地久樂(チキカラク)を見よ、エンツウジ 圓通寺 山城國愛宕郡岩倉村字權枝(國濟宗妙心寺派、本尊聖觀音大士)源朝(初め圓光院と云ふ、後水尾天皇の女御園基子(左大臣基任女)の居所なり、基子は後光明天皇の御生母にて延寶六年薨す、文英尼と號す、即ち院を捨て、寺となす、景川を開祖とし、勅願寺となす、後水尾天皇より孝明天皇に至る歴代の尊儀を奉安し、朝勤暮禮冥福を修めしめらる(山城名勝志、平

エンチ

エンシ

安通志) エントク 圓通寺 下野國芳賀郡大澤村○大澤山虎溪院と號す

山とす、寺田六十石を領す(下野國誌) エントクタイオウコクシ 圓通大應國師 紹明(セウミヤウ)を見よ、

エントクタイシ 圓通大師 章昭(シヤクセウ)を見よ、 エンテイ 淵底 事物の根源をいふ、下學集に、淵底窮事義也とあり、古今著聞集に、昔今をかんがみて、その淵底をあなぐらせ給ふに云々とあり、

エントウウチ 遠藤氏 東氏(トウウチ)を見よ、 エントウウサウ 豌豆瘡 「ハウサウ」を見よ、

エントウモリトホ 遠藤盛遠 出家して文覺と號す、父を左近衛將監茂遠と云ふ、幼にして親を喪ふ、軀幹壯大、驕悍武藝に精はし、上四門院の北面となり又院の武者所となる、年十八、誤て源波の妻袈裟を殺し、痛恨の餘髪を削りて僧となる、勤修勇猛、盛夏隆寒を避けず、山林に露臥し飛泉に凝立す、名山大川古洞洞利に至らざるなし、高雄神護寺の傍に居し、梵宇の頽毀を嘆きて營繕し、父母の冥福を祈らんとし、遂に化疎を作りて普れく淨捨を求め、また一日後白川法皇の御所法住寺殿に至りて奏請す、法皇時に群臣と宴せるを以て左右通ぜず、文覺大に怒り殿庭に入り高聲疏を讀み、檢非違使を殺し、法皇を罵罵す因て之を縛して廷尉の獄に下す、後赦に遂ひて



(集苑撰纂編科史) 藏所寺護神都京

出づると雖も、意氣少しも撓まず、益々譏刺して顯弊する所なし、終に伊豆に流す、即ち奈古屋寺に居し、自ら善相人と稱す、遠近頗る歸嚮す、時に源賴朝亦諷せられて伊豆にあり、一日寺に至りて文覺を訪ふ、文覺見て謂て曰く、吾曾て四方に周流して、源氏諸族を見るに、皆大事を濟すに足らず、今公を見るに心操平釋將帥の器あり、公誠に大事を興さば、公の爲めに盡さんと、乃ち急に福原に赴き、後白川法皇の院宣を得て還る、豫め賴朝期するに、事もし成らば丹波、播磨、土佐、豊饒の地十三ヶ所を神護寺の寺田と爲すべきことを以てす、既にして賴朝大將軍となり兵馬の權を握るに及び、寵を恃み勢を市り頗る威權を弄し、終に神護寺及び東寺を修す、而して賴朝の禮遇日に隆なり、平氏滅するの後、北條時政京師にありて、平氏の子孫を捕ふるや、平維盛の子六代また擒へられて當に斬られんとす、文覺賴朝に請うて之を助く、姓散浪老いて止まず、正治元年賴朝の薨後不軌を圖る、顯

エントク 延徳 後土御門天皇御宇の年號、長享三年八月二十一日改元、三年を経て明應と改む、孟子に、開延道徳とあるに據る、菅原長直之を勸進す(元祿抄) エントク井 圓徳院 三千院(サンセンケン)を見よ、 エントク 圓頓 天台宗の教法、即ち法華の妙法を云ふ、此妙法は、圓滿に頓速に成佛することを得る法なる故にかく名づく(法華は、梵語薩達摩芬陀利修多羅、譯して妙法蓮華經と云ふ、即ち十界十如權實の法、微妙不可思議なる妙法と云ふ、之を蓮華の華果同時なるに譬へて以て權實同體の妙法を彰はすなり) 圓とは、不偏を義とし、圓融無礙、圓滿具足して眞妄を隔てず、迷悟染淨隨緣不變の旨を證知する者、之を圓教と云ふ、頓とは、初頓直頓の義にて、對機利根なれば漸次誘引の方便を用ひず、佛成道の當初躋直に中道の實理に依る、深高の法門を頓説する者之を頓教と云ふ、即ち天台宗は法華の一念三千の妙理を頓悟し、迷悟染淨隨緣不變の旨を證知し、未來際を盡して自他の功徳を満足するにあり、故に其宗を圓頓宗、戒を圓頓戒、戒壇を圓頓戒壇と云ふ(佛教各宗綱要)

エントク 圓頓戒 天台宗の戒を云ふ、 「エントク」參看、 エントクシユウ 圓頓宗 天台宗を云ふ、宗祖智者大師天台山に入て苦行し、法華經に由て一實圓頓の妙旨を解了し、止觀明靜の妙行を修むるを以て天台法華圓頓宗と云ひ、又單に圓頓宗とも云ふ、 「テンドウイシユウ」 「エントク」參看(佛教各宗綱要)

エントクノカイタン 圓頓戒壇 天台宗の戒壇を云ふ、大乗圓頓戒を授くる故にかく名づく、嵯峨天皇弘仁十年僧最澄、表を奉りて戒壇を建つる事を請ふ、天皇諸寺に降して之を許せしむ、元興寺の護命、東大寺の景深皆之を斥く、然れども翌十一年春、請を入れ建立を許す、是より先戒壇は奈良東大寺、下野樂師寺、太宰府觀世音寺の三戒壇なりしが、茲に至り四戒壇となる(元亨釋書)

エニニチ 緣日 佛神に有緣の日を云ふ、倭訓栞に、佛菩薩降誕日示現或某神誕辰降現飛升等の日と云ふ、道書並月令廣義などに見え侍る、是我俗に云ふ緣日也とあり、櫻陰廣談に、相傳有二説一謂、昔於日本造觀音或藥師寺之殿堂、用初致遷宮之日、習來爲其緣日乎、一謂、緣日名髮髮有緣之日、若再用尊之初現釋迦說經座之日、爲其緣日乎、久來但有此兩説、更無全取決之證と見え、古今著聞集に、十五日十八日は阿彌陀觀音の緣日なれば、畜生なども心あればさもあるべし、太平記雲客下車事の條に、其日は殊更聖廟の御緣日にて參詣の貴賤布引なりけるか云々とあり、

エンニシ 延任 地方官の一定の赴任年限を延べて、久しく其國を治するを云ふ、官職難儀に、一任四ヶ年を又四ヶ年任するを重任といふ、四ヶ年の内を一年にても、又二ヶ年三ヶ年にてもすべてなされる、なば延任と申す也といへり、文武天皇大寶元年の制に任期は六年なりしが、後、屢々沿革して仁明天皇承和元年七月諸國は四ヶ年、陸奥出羽太宰府は六ヶ年と定めらる(令義解、三代格、有職小説)

エンニシ 圓仁 淳和天皇天長八年七月慈覺大師と諡す、姓は壬生氏、其先は崇神天皇の皇子豐城入彦命より出づ、下野都賀郡の人、

エニシ 延年舞 僧家の舞、延年とは、庭訓往來に、詩歌管絃者、遐齡延年方也とある意なり○吾妻鏡要目集成に云ふ、延年は少年の法師二人裏頭として白袈裟にて包み、赤き袍を着し、白き大口をつけ短刀を脊に指し、中啓鼻高杏を用ふ、又舞の中に、如此なる立烏帽子を着る、唱方は六人一同、袍赤五人、白一人、五條袈裟、縁帽子、中啓、鼻高杏等なり、各一行に進出て唱ふ、舞畢て舞方唱方一同に退去、僧徒天下安全の爲めに

エニシ 延年舞 僧家の舞、延年とは、庭訓往來に、詩歌管絃者、遐齡延年方也とある意なり○吾妻鏡要目集成に云ふ、延年は少年の法師二人裏頭として白袈裟にて包み、赤き袍を着し、白き大口をつけ短刀を脊に指し、中啓鼻高杏を用ふ、又舞の中に、如此なる立烏帽子を着る、唱方は六人一同、袍赤五人、白一人、五條袈裟、縁帽子、中啓、鼻高杏等なり、各一行に進出て唱ふ、舞畢て舞方唱方一同に退去、僧徒天下安全の爲めに



(圖一第) (圖二第)

エンノ

修行する舞なり、叡山南部の僧傳來することなり、毎年四月十七日辰刻日光三佛堂の前にて延年の舞を奏す、とて其一斑を窺ふに足るべし、(延年舞)文治三年源頼朝信濃白拍子を召して延年舞を見しこと吾妻鏡に見え、四年九月またありしこと、圓光大師傳に見えたり、吾妻鏡著聞集によれば、建曆建長頃僧家のみならず、少年も嗜みしが如し、寛正中に至りて盛に行はれ、専ら奈良興福寺の僧徒之を行ひたるが如し、(歌曲)興福寺延年舞式に、寄樂、連、遊僧、當舞、東舞、開口、射拂、鉦者、絲綸、風流、白拍子、相亂拍子、走等の標目あり、舞手扇を持って舞ふ、烏帽子着たる男銅拍子と鼓とを打つ(嬉遊笑覽、歌舞音樂略史)

エンノサ

宴座 中古以來朝廷の節會の宴、臣下の大宴等の時に獻酬する座を云ふ、西宮記列見の條に、宴座上卿以下一々降揖、右廻出、於造曹所著靴、上卿入廳、以下立南廂西三間以西、共再拜、上卿著(西面)次々入著、辨以下各分著、一獻、次辨執レ令飲、獻孟大辨已下、復座、二史令飲、獻孟辨及六位、復座、二史又立令飲、獻孟史二獻、次辨酌、公卿以下辨少納言座料、復座、次史酌、獻孟辨及六位座、如初、三獻、次辨史酌如前、上卿立著七、即披、一々立出著、東廂、辨以下著、同廂内平敷座、史申、東畢由、釋座、上卿已下著、釋座、辨少納言著座、三獻畢、召、史生、召、近衛諸司、兩日於、壇上、謝、之、召、雅樂、頭、大

エンノ

辨見三見參、申文、史獻孟、事畢各退出し見えたり、(エンノセウカク) 役小角 (名) 賀茂役公氏、大和葛城上郡茅原村の人、佛氏を好み咒術を善くす、年三十二家を棄て、葛城山に入り、巖窟に居る事三十餘年、松果を食ひ藤葛を衣とし、鬼神を驅役し、水を汲み薪を採るなど、唯意の欲するがまゝなり、もし命を用ひざるものあらば、則ち之を咒縛す、時に韓國廣足といふものあり、妖妄衆を惑はすよしを朝に誣告す、文武天皇詔して小角を撃つ、吏捕ふること能はず、因て其母を收む、小角自ら出て縛に就く、即ち伊豆島に流す、後ち赦に逢ふに及び母と共に唐に行くといふ(大日本史)

エンボ

遠墓 八墓以外の墓を云ふ、近墓に對しての名、近陵(キンリヨウ)八墓(ハチボ)を見よ、(エンビ) 燕尾 (綴、エイ)を見よ、(エンブ) 振舞(厭舞) (名) 舞樂の始めに必ず奏する樂にて、左右の伶人袴を執て舞ふなり、厭舞と書するを正しとす、所謂厭舞の舞にて、惡魔調伏の新儀なり、振舞は袴とりて舞ふ姿よりいへるならん、延舞、流舞、進舞と書くは皆借字なり、歴代に、厭の字をばまじなふともむ、姿色は傳には、厭は伏也と釋せり、されば那鳥等を降伏し、災疾をけすがた

エンブ

めなる故に、祝ひて最初に是をなす、えぶの亂聲とて、三度袴を振る、始めの亂聲は天の分、第二度は地の分、第三度は人の分、三才に配當して、袴を振る間に、唱ふる頌文あり、終の一句は兩説あるべし、新造の御堂御所などにて、此事あるをば鎮舞と云ふ、定案摩と云ふも、鎮する心ある故に、餘の舞に先ちて、始に必ず是を舞、二の舞は地神の形を表すことあり、舞を延と云ふ心にて延舞と書き、振舞を「エンブ」といふは、シとエと似たるを以て、訓み違へたるなりと云へるは共に誤なり、(作法)左方より舞人一人、紅袍を着し、左を祖き、木袴(黒柄にて又は左金右銀)を持って舞臺に出で、舞ひ、了りて退き、次に右方より一人、綠袍を着し、右を祖き、木袴を持し、出で、舞ひ、退て次に、左右並び進み合舞す、是を合せ袴といひ、又三節の振舞といふ、舞臺に上り袴を振る三度、初節は天神に供し、中節は地祇を和し、後節は先靈を祭る、口中に、天長地久、政和世理(二節)王家太平、雅音成就(二節)一天雲殊靜、四海波最澄、十雨不破壤、五風不鳴枝、天地和合禮(三節)の鎮詞を唱ふ、猶教訓鈔に詳しく見えたり、(起原)傳に云、周武王、殷紂王を討つ時に、商郊の牧野に至り、左に黃鉞を杖き、右に白旄を執り、戰勝を神祇に祈りし時の形に象りて世に傳ふと(禮樂志、舞樂圖說)

エンブクジ

延福寺 (所在) 相模國鎌倉郡淨妙寺村淨妙寺域内○山號雲谷山(起原)源平足利尊氏の兄高義、母契尼禪尼追福の爲めに創建し、足利尊氏開祖とす、觀應三年二月足利直氏當寺に卒す、或は圓福寺と書す、後ち管領成氏の時々々二月當寺に參す、廢滅に歸せし年代明ならず(新編相模國風土記稿)

エンフクジ

圓福寺 (所在) 武藏國江戸愛宕○愛宕權現社の別當たり、(宗旨) 新義派眞言宗、江戸四箇寺の一、觸頭なり、(起原)源平慶長八年石川六郎左衛門台命を受け當山を開き堂宇を建立し、神證上人を開山と爲す、十五年本社を初め悉く建立、元和三年王子村に於て百石の領地を附す(江戸名所圖會)

エンマ

閻魔(琰魔、炎魔、燄魔) 佛教にて地獄の王、梵語閻摩羅と云ふ、靜息と譯す、能く造惡者の不善業を靜息する故に名づく、又遮と譯す、遮りて惡を遣らざらしむる故なり、又閻魔鬼王とも、閻羅王とも、琰魔天とも、閻多とも、夜摩盧迦とも、閻魔羅社とも云ふ、雙王、雙王、息諍と譯す、兄妹與に地獄主となり、兄は男事、妹は女事を治むる故に雙王と云ひ、罪人の諍を止むる故に息諍と云ふ、又十王とも云ふ、鬼官の總司となり、生死罪福の業を司り、常に鬼を使役し、五趣中に入りて罪人を追攝し、平等に治罪擄擄すと云ふ(釋氏要覽、希麟音義、孟開益記、類聚名義考、佛敎いろは辭典)

エンマテンク

閻魔天供 (名) 義罪人を助げんが爲めの供養、華嚴音義に、閻魔之を遮止と云ひ、試白と云ふ、(起原)崇徳天皇保延四年、相實法印藤原賴長の北政所發心地東三條殿に於て始めて之を修す、五年美福門院御産の爲めに修す(諸法要略記)

エンマン

圓滿院 (所在) 近江國滋賀郡大津町園城寺境内、金堂の東北、初めは山城國愛

エンマン

圓滿院 (所在) 近江國滋賀郡大津町園城寺境内、金堂の東北、初めは山城國愛

エンバウ

延寶 (名) 靈元天皇御宇の年號、寛文十三年九月二十一日改元、此年京都火災及び洪水あるに因てなり、九年九月に至り天和と改む、(起原)隋書志に、分三序、續三光、延寶、祚無疆とあるに據る、權中納言菅原爲庸之を勸進す(元祕別錄、野史)

エンマン

圓滿院 (所在) 近江國滋賀郡大津町園城寺境内、金堂の東北、初めは山城國愛

エンマン

圓滿院 (所在) 近江國滋賀郡大津町園城寺境内、金堂の東北、初めは山城國愛

ハンリ

なせり○前唐院、大講堂の後にあり、慈覺の廟なり、唐土傳來の眞言秘教曼荼羅等を納め置きし所なり、慈覺は智證より前に入唐して傳へし經卷を納めし堂なるが故に名づく云ふ○戒壇院、大講堂の西一段高き所にあり、淳和天皇長四年五月、近江國に符を下し創立す、貞觀十六年十一月勅して中門を造らしむ、本尊金色釋迦座像、文珠彌勒を安置す、是より先弘仁十三年最澄顯戒論を述獻す、翌年四月眞傳戒師、圓仁教授師となり、圓頓戒を授く、是れ本邦一乘圓頓戒を授くる始めなり、僧徒大衆の妙戒を受けんとするもの皆此壇に昇るなり、昔時は五間の堂宇、七間の講堂、東西四十四丈、南北十二丈の廻廊、三間の中門ありしが、現存のものは寛永中徳川家光の建つる所、檜皮葺五間の堂宇なり○山王院、雲母坂の下口にあり、法華護國山王院又は千手堂と云ふ、本尊千手觀音、仁壽中建立す、智證此所に住す○淨土院、山王院の西一町餘にあり、最澄の廟所なり、大師自作の阿彌陀佛を本尊とす○法華堂、淨土院の西北にあり、本尊普賢菩薩、天長二年の建立、法華三昧を行する道場なり、
 無動寺谷 東塔の別所にして十三坊あり○無動寺、明王堂とも云ふ、根本中堂の南十町にあり、貞觀六年相應の圓基する所、不動明王を本尊とす○大衆院、皇嘉門院の御祈願所にして、建久五年八月藤原實實の建立する所、慈鎮之に住す、
 西塔 西塔院の義にして、根本中堂の西北十餘町にあり、元と山城國に屬せしが、近時改めて滋賀郡に入る、釋迦堂、相輪堂、法華堂、椿堂(元三堂)當行堂等あり、之を總べて寶輪院と云ふ○椿堂、西塔の入口にあり、聖徳太子此山に登り、靈地を求むる時、堂を立て椿林を此所に置く、後ち枝葉繁茂するを以て名づく、

ハンシ

本尊千手觀音○常行堂、椿堂の西の上にあり、寛平五年辭親の建立する所、常行三昧を行する道場なり、本尊阿彌陀佛○法華堂、椿堂の東方にあり、天長二年延秀、最光と力を競せて建立する所、最澄自筆の法華經を納む、法華三昧を行する道場なり、本尊普賢菩薩○釋迦堂、又、轉法輪堂、法華延命寶幢院と云ふ、西塔の本堂とも云ふべきものなり、天長二年圓澄弟子延秀と共に建立する所、勸學會を此堂にて執行す、勅使は辨官之を勤む○相輪探、釋迦堂の後二町上にあり、淨菩提心無垢淨光摩尼輪相輪探と云ふ、又は法華延命寶塔探と云ふ、高四丈五尺、頂上は金銅の相輪探にて九層あり、上の輪の下に法華經大日經二十三部五十八卷の聖教を安す、弘仁十一年九月最澄の造る所なり、銘も亦最澄の作、土俗に玉城の鬼門を護ると云ふは妄なり○黒谷青龍寺、黒谷にあり、釋迦堂の北八町にあり、慈惠大師の草創する所、山城國愛宕郡に屬す、今八瀬村の管内たり、僧源空此に居して修業す、
 横川 西塔の東北三十町許にあり、十四坊あり、別院に飯室あり、五坊あり○楞嚴院、横川の中堂にて天長六年慈覺大師(元三大師)の草創、本尊聖觀音、脇士毘沙門天(慈覺作)不動明王(佛師明定作)○根本如法堂、舊址中堂の西半町許にあり、天長中慈覺の四種三昧を行し、石墨草筆を以て法華經を書寫する所、我邦如法經最初の地なるを以て根本塔と云ふ、後白河、後深草、伏見三天皇御書寫の法華經を納め給ふ○四季講堂、定心房とも大師堂とも云ふ、康保四年四季の論議を行ふ、爾來毎年法華八講を執行す、
 飯室 横川の別所にて寶滿寺と云ふ、安樂院、不動堂、慈惠堂等あり○安樂院、兜卒谷にあり、本尊阿彌陀、寛和元年空寂禪師の圓基、慈心僧都も之に應接す、

ハンシ

す、中古騒亂の際山中の淨侶交衆を謝し、籠居して専ら修業せし五箇別所の一、元祿七年大明院宮より靈空に賜ひて律院とす、十五年新知百石の朱印を賜はり、永く天台律宗總本寺となる○飯室谷明王堂、寶滿寺と云ふ、本尊不動明王、慈惠和尙の建立する所、昔し飯櫃童子老仙となり、慈覺を供養せし故に飯室と云ふ、嘗て中納言義懷籠居の地たり○今座主を左に示す(續紀、扶桑略記、叡岳要記、佛事志、近江輿地誌略、近江國名跡案内、諸門跡傳、國寶日錄)
 ○眞眞 圓澄 (光定) 圓仁 安惠
 圓珍 惟首 猷憲 康濟 長意
 增命 眞男 玄鑒 尊意 義海
 延昌 鎮朝 喜慶 眞源 尊禪
 餘慶 陽生 道賀 覺慶 慶圓
 明救 院源 慶命 教圓 明尊
 源心 源泉 明快 勝範 覺圓
 覺尋 眞眞 仁覺 慶朝 增舉
 仁源 賢通 仁豪 寬慶 行尊
 仁實 忠尋 覺猷 行玄 最雲
 覺忠 重輪 快修 俊圓 快修
 明雲 覺快 明雲 俊幾 全玄
 公顯 眞眞 慈圓 承仁 辨雅
 慈圓 眞全 直性 承圓 慈圓
 公顯 慈圓 眞全 直性 承圓 慈圓

ハンシ

眞快 尊性 慈源 慈賢 慈源
 道覺 尊覺 尊助 最仁 澄覺
 尊助 慈禪 澄覺 道玄 公豪
 最源 尊助 最助 慈賢 慈助
 尊助 慈助 源惠 慈基 尊教
 眞助 道潤 道玄 覺雲 公什
 慈道 仁澄 覺雲 慈勝 親源
 澄助 慈道 性守 承覺 承鏡
 慈道 尊雲 恒守 尊覺 慈殿
 尊澄 尊圓 尊胤 尊澄 尊胤
 聖慈 尊圓 祐助 承胤 亮性
 尊胤 尊圓 慈殿 尊胤 尊胤
 尊道 恒豪 承胤 恒鏡 尊道
 承胤 慈濟 道圓 鏡仁 明承
 慈辨 尊道 道順 恒教 眞順
 鏡仁 恒教 眞圓 相殿 眞圓
 持辨 義承 眞什 義承 公承
 教覺 尊慈 鏡胤 覺胤 尊鏡
 尊尊 應胤 覺慈 尊朝 常胤
 最胤 眞恕 慈然 慈胤 尊純

ハンリ

眞快 尊性 慈源 慈賢 慈源
 尊敬 慈胤 尊助 盛胤 尊胤
 眞恕 尊證 盛胤 眞恕 公辨
 眞延 公辨 眞延 眞應 眞延
 道仁 尊祐 公寬 道仁 尊祐
 公寬 道仁 尊祐 眞恭 公遵
 尊祐 眞恭 眞恭 眞恭 公啓
 眞仁 尊眞 公澄 尊眞 承眞
 公猷 承眞 公猷 承眞 尊寶
 承眞 眞仁 眞仁 眞仁 眞融
 眞仁 慈性 眞仁

エンリヨ 遠慮 江戸時代における士人及び僧侶の門刑、門扉を鎖して謹慎せしむるをいふ、**法**大體通塞と同じ、即ち門を鎖し晝は出入すれども、潜門は引寄おのみにて鎖すに及ばず、夜中は陰に出入するを、默許せられたり、通塞に比し更に輕きものとす、なほ此刑は士人僧侶の刑なれど、又公卿にも適用せしことあり、文化九年に、西洞院三位信順が不行跡を以て遠慮を命ぜられしが、ときは、其一例なり(徳川政利史料、大臣俊矩公公私雜日記、古事類苑法律部)

エンリヨウ 遠陵 十陵以外の陵を云ふ、近陵に對しての名、キンリヨウを見よ、

エンレウクワン 延遠館 濱御殿(ハマゴ)

ハンロ

エンロククワウ 延祿堂 大内親八僧院十二堂の一、院の西方、顯章堂の南四丈に在りて、北より第四の堂、長さ十五間、朝堂の座者は大藏、宮内、正親等の官人にて、北を上座と爲す(拾芥抄、大内親圖考證)

エモン 衣文 名義(一)衣のこをいふ(二)衣服のきなしをいふ、即ち裝束を著くる時、衣の折目を正し、或は襷などを延ばして裝束を著くるをいふ、**俗**古へ裝束は柔にして強からざりし故、衣文といへること白河天皇の時までも聞えざりしが、鳥羽天皇甚だきらを好み給ひ、花園左大臣(有仁)と共に裝束を強くし、烏帽子の額などいふことを始め給ひしより、衣文といふこと始まり、續世繼に、この大將殿は、この外に衣文を好み給ひて、うへのきぬなどの長さ短かさなどのほど、こまかにした、め給ひてその道にすぐれ給へり、云々また、鳥羽院の花園のおと(有仁)大かたも御みめとらん、に姿もえいばず、おはします上に、細かにさせさせ、世のさがになりて、肩あて、腰あて、烏帽子とどめなどせぬ人なし、冠烏帽子のしりは雲を穿ちたれば、さらば落ちぬべきなるべし、此世に見るには袖のかゝり、袴のきはなど、つくるひたてたるは、つきんしく、打とけたるは、かひなく人見ゆる、衣紋の雑色などいひて、藏人になれりしも、この家の人なり」とみえたり、而して衣文の故實は大炊御門、徳大寺兩家に傳はりて、世々其事を掌りたりしが、應永大嘗會記に據れば、永和の頃まで大炊御門一流相傳し來り、永徳二年四月後小松天皇即位の時、始めて高倉家勤仕し、以來は大炊御門の傳を繼ぎて近代に至れり、また薩戒記言繼繼記等によれば、徳大

エモン

寺家は、正長の頃既に断絶し、文明六年より山科家其傳を受けて事にあがりし以来代々に傳へ近代に至り、斯くて高倉山科の兩家は衣文の事を掌りて代々に傳へしが、貞和以來山科家は御服調進の事を主に司り、高倉家は著御の事を奉行し、又調進の儀をも兼ね司り、明治維新に至りては、高倉家にて衣文の事を掌る、徳川氏は、天正慶長の頃は勤修寺家にて掌り、元和の頃は山科家なりしが、寛永三年以後専ら高倉家の掌る所となり、正保二年四月徳川家綱元服の時、江戸に參候して衣文の事を掌りしより、將軍宣下、轉任兼任の度毎に參候することとなり、若し故障ある時は、樋口家(高倉庶流)參候の事もあれど、裝束は必ず高倉家より調進せらるゝよしなり(續世繼、古今要覽稿)

エモンノタイフ

衛門大夫 衛門の尉にて五位に叙せられたるものを云ふ、

エモンノチン

衛門陣 建春門、及び宣秋門を云ふ、左衛門の陣は建春門内に、右衛門の陣は宣秋門内にありし故にかく名づく(拾芥抄)

エモンフ

衛門府 名義又 靴 府と云ふ、唐名金吾、また監門と云ふ、宮城の外門を守る職、諸門の禁衛、出入を管し、禮義、時を以て所部を巡檢して不法の徒を戒め、并に軍人、門籍、門榜の事を掌る、被管に軍人司あり、督一人正五位上(桓武天皇の時從四位下とす)佐一人從五位下(桓武天皇の時從五位上とす)大尉二人從六位下、少尉二人正七位上、大志二人正八位下、少志二人從八位上、醫師一人正八位下、門部二百人、物部三十人、使部三十人、直丁四人、衛士(原宿衛)衛門の事は上世大伴久米二氏の掌る所、初め二氏の祖先天押日命、天津久米命天石觀を眞ひ、弓矢を執り、天孫を護衛す、

エモンノタヒ

其部兵を天朝貢品と云ふ、子孫世々其職を掌る、久米氏良ふるに及で大伴佐伯兩氏並ひ掌る、皇極天皇の時、衛門府の名始めて見えたり、文武天皇の朝、舊制に從ひ親賀府と名づい右の職員を置く、平城天皇大同三年勝して左右衛士府に合併す、嵯峨天皇弘仁二年十一月左右衛士府を左右衛門府と爲す(書紀、續紀、後紀、令義解、令集解)

エモンフノタヒ

衛門府手結 衛門佐が左近府の廳に於て射禮の練習を爲すを云ふ、荒手結真手結の二あり、王朝時代の行事なり、年中行事秘抄に、左右衛府手結事、射禮之前行之、正權佐參入、此間書手結、手結上、以紙押之、正權佐爲前後頭と見えたり、尙ほ詳しきことは江次第にあり、

エヤミ

疫病 流行病にて後世の熱病なり、疫病、疫疾等とも書す、一度岐乃介と云ふ、説文に、民皆病也とあり、役は、延とも延陀知とも云ひて役立なり、即ち人毎に病が、恰も役に差されて立に似たる故に名づけしなるべし、或は云ふ、役を、エと云ふはもと字音にて、神氣ある病なればカミノイナキと訓むべしと云へり、古事記崇神天皇の條に、疫氣と見え、書紀崇神天皇五年國內多疾疫、民有死亡者且大半矣、欽明天皇紀に、國行疫氣、民天疫、久而愈多不能治療とあり、又舊のことも云ふ、和名抄に、瘧、俗云衣夜美、一云和良波夜美、と見えたり(和名抄、古事記傳)

エラコレズ

惠良惟澄 小次郎と稱す、肥後の人、宇治惟時の族、元弘中惟時と令旨を得て賊を撃つ、後醍醐天皇の京師に遷るに及び、少貳兵を撃つ、後醍醐天皇の京師に遷るに及び、所在の官軍皆賊に反附す、惟澄は甲佐に據り、

エリヤ

賊を撃つ、是より先菊池武重賊の拘扼を脱して義兵を擧るや、惟澄河内義直と之に應ず、並に於て尊氏一色範氏をして來り攻めしむ、惟澄衛大に破り範氏の弟賴行を斬る、朝廷五辻宮をして九國の兵を總管せしむ、其將三條少將範氏と戦ひ將に破られんとす、惟澄奮闘して範氏を走らす、三年小貳賴尚兵を以て居城に迫る、惟澄僅に三十餘騎にて防ぐ、尋て日向の野尻小國二城を抜く、小國城に居す、與國中征西大將軍僅真親王至り、惟澄を賞して肥前曾根崎莊肥後右富庄の地頭職となす、市下道惠南郷城に據り叛す、惟澄等打て之を陥る、正平の初賴尚河内義直を八代城に攻め之を抜く、惟澄小河城に在り撃つて賊を走らし、賴尚を攻めて八代城を復し、義直を城に入れしむ、三年功を以て肥後權守となり、日向の吏務を兼ぬ、十三年朝廷阿蘇大宮司となし一家の宗となす、後數年にして卒す(大日本史)

エリ

襟 衣服の頸を圍めて前にて打交ふ處を云ふ、唯心院裝束抄に、公卿より衣服二襟、殿上人は一襟なり、但束帯の時公卿も一襟なり、私云、中古迄は親王たる御方も勅定あり、二襟を着御し給御參云々と見えたり、

エリン

影 矢の名所、ヤシを見よ、

エリン井ンドノ

惠林院殿 足利義種(アカカヨシタチ)を見よ、

エリンジ

惠林寺 山城國葛野郡、天龍寺の北野宮東北の間〇尼寺五山の一、神宗(應永)永享九年に創立す、永享日録に、永享九年八月嵯峨の舍利を獻せられ惠林寺建立の事披露の由見えたり(山城名勝志)

エリヤク

撰役 江戸幕府の時、銀座の役名、丁銀或は小玉銀の善惡を撰擇すること、を掌る、銀座

の手代之を勤む、先づ出来の丁銀の善惡を撰び、三十枚宛銅盆に並べ、大算役へ渡し、小玉銀の善惡を撰び盆に入れて銀座奥書へ相渡すべしことを行ふ、(ギンザ)參看(金銀吹替次第)

松を

ヲアサツマワクコノムケネノスメラミコト 雄朝津間稚子宿禰天皇 允恭天皇の御名、インギヨウテンツカを見よ、

オアツケニン

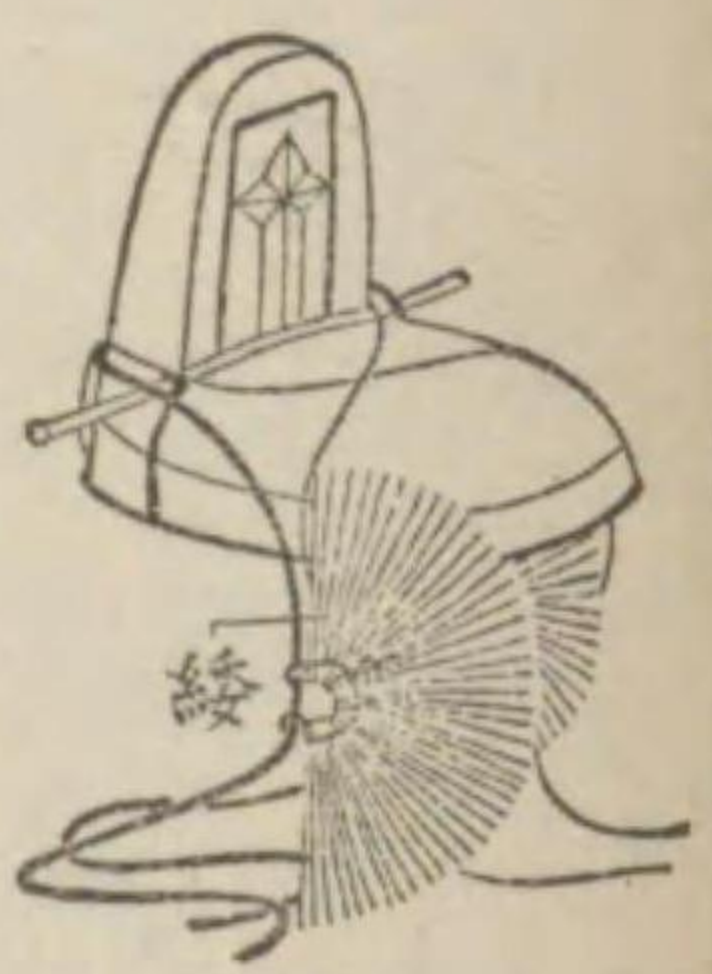
御預人 江戸幕府の時、罪ありて諸大名の家に禁錮せられし大名旗本等ないふ、預(アツケ)參看、

ヲアネノキミ

小姉君 大臣蘇我稻目の女、欽明天皇の妃となり、茨木皇子、葛城皇子、穴穗皇子、及び崇峻天皇を生む(大日本史)

オイカケ

綏(老懸) 武官の冠の兩耳の上に着くる飾物、毛を以て作る、形は菊花を半切したるもの、様なり、和名抄老懸の註に、和名冠之手、一云保々須介、又云於以加計、或説云老人髻落、以此懸冠使不墜、故名老懸也、今不論老少武官皆用之とあるは、老懸の義なり、或は、於以加計は、オホヒカケルなりとも、又、オキカケルなりとも云ふ、何れも髻の上に置き懸くるよりの名なり、一名保々須介とは、類スガなり、すげとは穴に糸を通すを云ふ、類の上にすげたるの意、古は老人髻落して、冠を止むる法なきを以て、冠の縁へ緒の端を結び付け、其端を菊綴の如くせしが、武官に常に運動の烈しければ、何日しか老少とも、冠



の落ちざらん爲めに此緒をかくるに至れり、然るに中古に至りては、全く華飾の具となり、上圖の如く別に作り取つくるに至り、古の形は、全く廢れたり、飾抄に、古今厚薄異也、古者外薄也、今甚厚、但隨身可ノ用事歟、檢非違使別當用三厚老懸爲吉也、緒葉或緒糸可著之云々と見えたり(倭名抄、裝束抄、飾抄、裝束温故抄、桃華葉葉)

オイトタミノコホリ

置賜郡 舊陸奥國、後ち出羽に屬し、今は羽前國置賜郡に、持統天皇三年陸奥國置賜郡見えたり、是れ置賜郡なり、或は宇多郡となすものあれども誤なり、元明天皇和銅五年十月出羽國に屬す、和名抄オイトタミと訓す、置賜(オイトタミ)廣瀬(ヒロセ)屋代(ヤシロ)赤井(アカキ)宮城(ミヤク)長井(ナガキ)等の郷を管す、後世過半は長井庄と稱し、又長井郡の稱あり、天保郷帳オイトタミと訓む、明治九年西、東、南置賜の三郡となる(郡名異同一覽、國郡沿革考)

オイデフギヤウ

御出奉行 武家の職名、將軍出行の時に供奉人の交名を定め、路次の行列を整へ、其他出行の事總て掌る、鎌倉時代には御所奉行之を兼任す、承元元年八月始めてこの職を置く、室町時代に至りて御所奉行の兼任を停めて、更に奉行人中より撰て二人を定め置く、織田豊臣二氏の時中絶し、江戸時代には、慶長八年家康參内の時、所司代板倉勝重御出奉行を命ぜられしが、臨時の者に當置の役にあらず(吾妻鏡、康富記、當代記、武家名目抄)

オイハヒカカ

御祝方 「イハヒカカ」を見よ、

オイハヒフギヤウ

御祝奉行 「イハヒフギヤウ」を見よ、

オイヘリウ

御家流 伏見天皇の皇子青蓮院圓法親王の始めたる入木道の一派、青蓮流、御家様ともいふ、梅窓筆記に、當時の書家に御家様と云事有り、実驗断餘云、世尊寺清水谷は、能書の家也、是を家様といふ也、舊院様より後圓融院家様をあそばし、改めて勅筆額をいかにも風流に遊ばし出し諸家に學之とありといへり、今左に、天朝墨談によりて系圖を示す、

- 尊圓親王 祐助親王 尊道親王
- 一慈濟大僧正 道圓親王 義圓准三后
- 一義快准三后 尊應准三后 尊傳親王

ヲアサ オイカ

オイタ オイデ

オイヌ オイへ

オイマ—オウエ

尊親親王 尊朝親王
 尊純親王 (以下略之)
 田島清左衛門尉清原重吉—雲空祖龍上人諸玉和尚—
 冠空徹山上人雪洞和尚 高田久左衛門英興—
 高田與八郎祐久—五十嵐篤好

オイマリ

老舞 退宿徳(タイシヨウタク)を見よ、

ライミ

小忌 「ヲミ」を見よ、

オウアン

應安 名義後光嚴天皇御宇の年號、貞治七年二月十八日改元、七年(末三年)後醍醐天皇の御宇を経て永和と改む、出雲毛詩正義に、今四方既已平服、正三國之内、幸應安定とあるに據る、菅原時親之を勳進す(元祿抄)

オウエイ

應永 名義後小松天皇御宇の年號、明德五年七月五日改元、三十四年(末十五年)稱光天皇の御宇)を経て正長と改む、出雲會要に、久應稱之、永有天下とあるに據る、藤原重光之を勳進す(元祿抄)

オウエイキ

應永記 卷一、詳書類、從合戰部三百七十四に收む、内、寄後小松天皇の應永六年十月、大内義弘、時の將軍足利義滿を怨望し、嫡子新介、執事平井備前等の諫を用ひず、遂に和泉國境に於て叛逆を企つ、將軍、細川京極斯波赤松等を率ゐて之を討じ、十二月遂に義弘を亡ぼす、本書は即ち其事を記せるものなり、故に一名大内退治記ともいふ(未詳(應永記))

オウエイノラン

應永亂 應永六年(北合一)の後、備前關東未だ統服せず、探題今川了俊、肥前後部に據り、少貳千葉義満氏之に屬して征西府に抗す、

オウケ

御請 室町幕府以後請取りたる由を記せる證書を云ふ、古は請文と云ふ、(ウケアミ)参看) 書札種珍寶に、御内書并應永御請之事見えたり、左の如し、

被成下、御内書、殊更御鷹拜領、重疊恭謹而致頂戴、早々罷下可申上、候條、御次而之冠、御前宜様奉願候恐々謹言

月日

名字

オウケンシヤ

應滅者 滅の取扱を受くべき資格を有する者、(ケン)参看、

オウジンテンワウ

應神天皇 名義御名譽田皇子、また大輦別命、胎中天皇とも稱す、(應神)仲哀天皇の第四皇子、母は神功皇后、第十五代の天皇

仲哀天皇の九年十二月筑紫に生れたまふ、時に仲哀天皇既に崩じ、應神天皇いまだ幼弱なるを以て御母神功皇后政を攝し、立て、皇太子と爲す、皇后崩するに及び、年七十一にしてはじめて即位す、五年諸國に海人部、山部を定め、山海の政を整ふ、尋で伊豆國に命じて大船を造らしむ、長さ十丈、輕疾馳るがごとし、名づけて枯野といふ、また當時は三韓征服の後なりしかば、韓土の人來り投ずるもの多く、技藝學術を輸入せることも尠ならず、即ち十四年には百濟より縫衣女を買し、弓月君歸化し、十五年にはまた百濟より馬を買し、翌年には王仁、治工草葉、吳服西素、釀酒仁番等を率ゐて來朝し、論語千字文等を獻じ、二十年には漢の靈帝の孫なる阿知使主十七縣の民を率ゐて來歸せる等、我邦文明史上に於て注意すべき史實甚だ多し、四十一年二月崩

オウケ—オウジン

オウエ

大友島津二氏謀を通じて隨はず、了俊一族を派して澁谷氏を助けしめ、又子貞兼を日向守護として島津氏を奪む、尋で義滿に稟して守護職を奪ひ、往て之を伐ち、九州豪族削除の策を行ふ、大友親世大内義弘と婚す、相謀り斯波義將に因て了俊を讒す、義滿之を信じ應永三年了俊を罷め、澁川滿頼を探題となし義弘に命じて之を助けしむ、茲に於て九州大に亂れ、大友島津は滿頼に隨ひ、少貳千葉は皆菊池に隨ふ、義弘之を撃て兵力益強し、義弘漸く春日陰に足利滿兼と謀り、東西相援て以て義滿を圍る、滿兼又密に貞世を招く、貞世其書を封じて義滿に上る、義滿義弘を召す、來らず、終に應永六年十月長門周防の兵を擧げて河内堺城に據る、土岐詮直等之に應じ、滿兼又武藏府に出陣す、義滿急に貞世を召す、義弘前に山名氏清京師を攻めて敗れしを見て守計を爲し、壘壘を修め、樓櫓を起す、義滿備中津を遣して起兵の由を詰問す、答ふるに削國の謀あり、且つ少貳菊池をして我を誅せしむ、故に入て幕下の虐政を諫めんとするなりと、義滿自ら諸將を率ゐて出陣、山名に至る、近畿將士來り屬する者三萬餘騎、細川頼元等十一將を以て往て堺城を攻む、城固くして拔けず、義滿長圍の計を爲す、十二月四面より火を放て進撃す、大戦良久、義弘走り出づ、誤て島山基國の軍に入る、基國の子滿家、奮闘して之を斬る、義滿乃ち紀伊を滿家に賜ふ、頼元の子滿功あり、和泉を賜ふ、土岐詮直等尋で平く、滿兼義弘の敗を聞き、乃ち兵を引て鎌倉に還る、或人貞世を問して貞世子弟の遠江にある者鎌倉に集ると云ふ、貞世懼て遠江に還る、義滿怒りて貞世及び滿兼を討たんす、上杉朝宗百方和を講す、義滿乃ち滿兼に足利莊を賜ひ、其他謀に與るもの皆誅して問はず、貞世の如く親任す、壽百十一、(古事記百三十とす、今書紀に従ふ)河内國惠我漢伏崩に葬る、後ち元明天皇の和銅五年天皇を豐前國宇佐に祭り八幡大神宮と號す、清和天皇は山城國男山石清水社を創め、共に歴朝の崇拜頗る厚かりき(大日本史)

オウセイシヤ

應請者 請の取扱を受くべき資格を有するもの、(セイ)参看、

オウソクシヤ

應贖者 贖によりて罪を償ふことを受べき特別の資格を有する者、(ソク)参看、

オウチカタ

御内方 武家時代の詞、主人の妻室をいふ、(ウチカタ)参看、

オウチキノヒト

御廷人 藏人の中にて天皇の御髪をかき、裝束をたてまつるもの云ふ、日中行事に、御手水間にて御衞の人をぬす、其人めしによりて馬形障子にかけたる素袍のうちきを上に引き着て參る、御髪をかき、御裝束(御直衣)を奉りて其人はまかり出づ云々、花鳥餘情に、藏人私記云、御衞御院事、侍臣之間、撰事之人、供、無定例、皆著當色袍、謂之之性、染紫色絹也、納藏人所こと見えたり、

オウチャウ

應長 名義花園天皇御宇の年號、延慶四年四月二十八日改元、一年にして正和と改む、(應長)唐書志に、應長曆之規、象中月之度、廣陰陽之數、傍通寒暑之和とあるに據る、菅原朝臣在兼之を勳進す(元祿別錄)

オウテンモン

應天門 名義大内親八倉院南面の正門、東西の扉凡四十六間、其中間十丈、則ち應天門也、會昌門と相去るも二十五丈七尺、瓦葺にして屋脊の兩端に鴟尾を付く、門の兩廂に、栖鳳翔鸞の二棟連接す、其處を步廊とも云、大儀の時軍人等左右步廊の傍に楯楯座胡床等を並立つ、額は弘法大

オウエ—オウキ

せらる(應永記、野史、續本朝通鑑)
 應圓滿院 近衛基熙
 (コノエモトヒロ)を見よ、
 オウキ 應器 應量器(オウキヤウキ)を見よ、
 オウキ 應其 名義木食上人と稱す、(應元)近江佐々氏に仕ふ、主家没落の後、轉じて大和越智氏に仕ふ、越智氏亡びて後、遂に佛門に歸し、高野山に登りて修學す、天正十三年豐臣秀吉根來山を攻め



(收菟掛墓繩料史)藏所院定華蓮伊紀

オウギシヤ

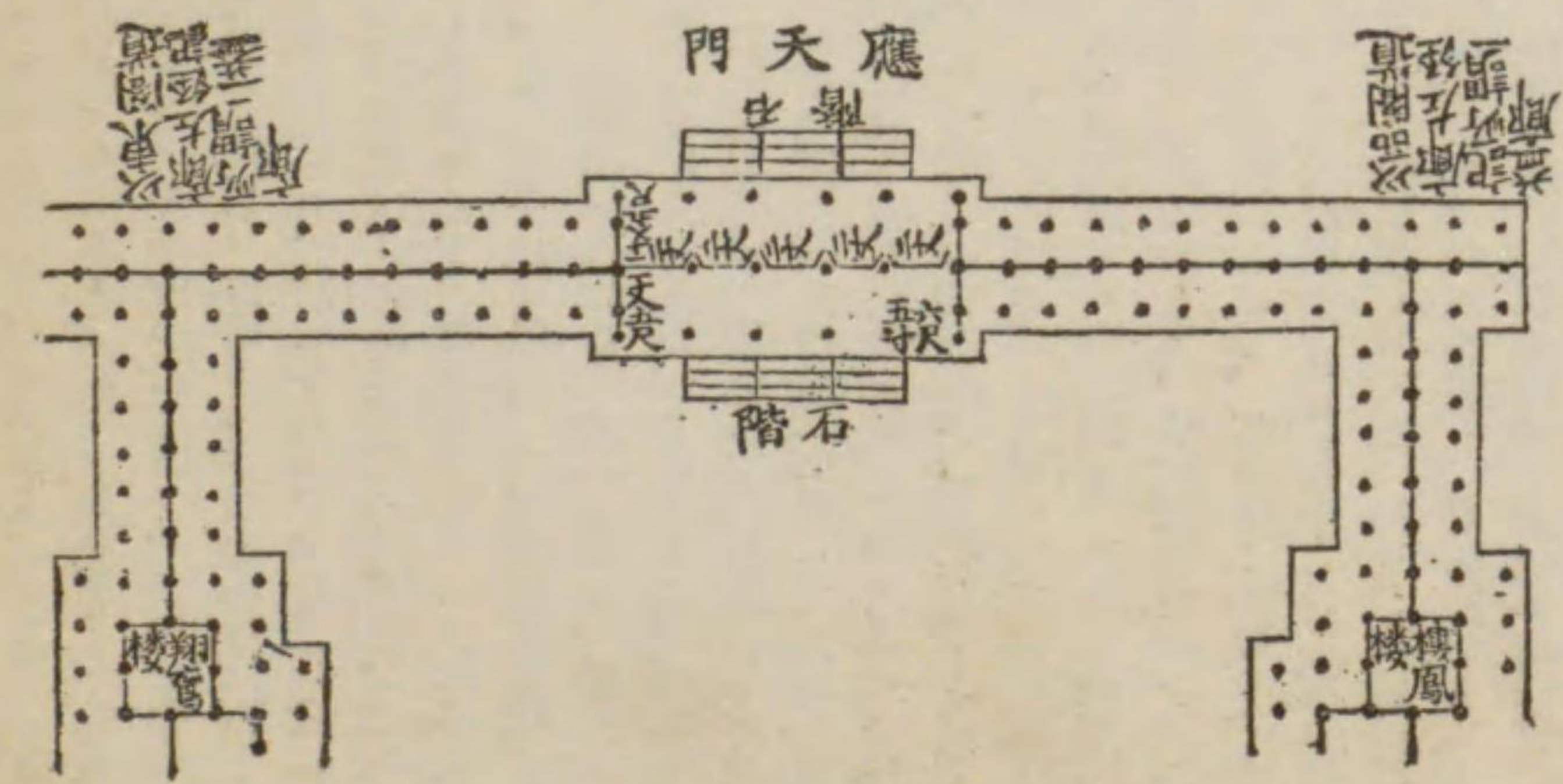
應議者 六議に應すべき人云ふ、(ギ)参看、

オウキヨ

應舉 丸山應舉(マルヤマオウキヨ)を見よ、

オウセ—オウテ

オウテ



師空海の筆、應天門の三字あり、弘仁中藏く所、一説に敏行中將の筆ともいへど誤なるべし、(應圓)滿院、桓武天皇創建す、貞觀八年閏三月伴善男放火して之を燒く、十年功を起し、十三年十月二十一日成る、この時諸博士に改名すべきか否かを議せしむ、されど遂に改めず、永祿元年八月十三日、大風東西廊四十間顛倒、長元七年八月九日、風の爲めに東西の廊據諸圖書所考定應天門及東西廊圖

オウテ—オウニ

順倒す、十九日諸國に命じて西二階廊十七間を修造せしむ。元日即位、舊客入朝等の大儀ある時は、官人三人、史生二人、卒大衣二人、蕃上人二十人、今來華人二十人、白丁華人百三十二人、門外左右に分陣し、群官入るの後、今來華人吹笙を發する事三聲、但し蕃客入朝の時、吹笙を發せず、只陣列す、天皇の臨御なき時は其儀なし(三代實錄、宇治拾遺、大内裡圖考證)

オウテンラク

應天樂(應殿) 名義唐樂、黃鐘調二十一曲中の一、新樂にて中曲、起原唐樂、仁明天皇の大嘗會の時、大戸清上樂を作り、尾張濱主舞を作て、之を應天門下に奏せしより名づく、源氏重親王の始めて拜謁の際、之を御前に奏す、舞ありしかども後世絶えたり(禮樂志、歌舞音樂略史)

オウトク

應德 白河天皇御宇の年、永保四年二月七日改元、甲子革命に依てなり、三年を経て寛治と改む(白虎通に、天下泰平、符瑞所三以來至者、以爲王者承統、順理調和陰陽和、萬物序、休氣充塞、故符瑞并臻、皆德而臻とあるに據る、文章博士藤原有綱之を勸進す(元祿抄))

オウニ

應仁 後土御門天皇御宇の年、文正二年三月五日改元、二年を経て文明と改む(維城典訓に、仁之感物、物之應仁、若影隨形、猶聲致響とあるに據る、菅原朝臣繼長之を勸進す(元祿抄))

オウニシキ

應仁記 三卷、群書類從合戦部三百七十六に收む(後土御門天皇應仁元年より文明五年に至る七年間に於ける細川山名兩氏の争の事蹟を記せるものなり、卷一には、應仁元年義政將軍政道の不正より論じ、義政長官亂に至れることと論じ、卷二には、細川勝元の兵起せし、

オウニ

とより山名氏と所々の戦を記し、卷三には、應仁二年より文明五年細川山名の死去に至るまでを記せり(群書類從かならず(應仁記))

オウニシノラン

應仁亂 後土御門天皇寛正五年十一月足利八代將軍義政三十に至て子なし、弟淨土寺門主義隆を遺俗せしめ義親と稱し、職を譲らんとす、細川勝元執事たり、六年十一月夫人富子男義尚を生む、僧となすに忍びず、日夜涕泣嗣となさんとし、密に山名持豊に囑して彌子を授けしむ、持豊之を請す、山名氏、國大に族強く、時照持豊父子權要に參與し、其勢力細川氏と相當る、持豊難嬖して宗全と號す、初め宗全女を以て勝元に妻す、子なし、宗全の子は豊を養て嗣となす、已にして子を生み是豊を廢す、持豊憚ばず、又勝元赤松氏の邑を復す、宗全依て義尚を立て執事となし、勝元を傾けんとす、是より先山出政長、義就兄弟河内に相闘ぐ、義政共に之を救す、既にして義就を逐ひ政長に命じて討す、勝元之を援く、義就吉野に走る、宗全義就を援けて京師に入らしむ、時に管領斯波氏嗣なく、族人義敏を立つ、家宰服せず、幕府の奏者貞親に因て義敏を廢し、義隆を立てるを請ふ、之を許す、義隆は持豊の女婿なり、已にして貞親義敏の妹を妾となす、故に亦請て義敏を立て、貞親亦義隆を護して義隆を援くとなし、義視を殺さんとす、勝元持豊怒りて貞親義敏を攻む、二人皆出奔す、茲に於て京師始めて兵亂起り、近畿の民黨蜂起す(應仁元年正月宗全政長を勤け義隆を管領となし、悉く勝元の黨を逐ふと謀る、茲に於て山出政長の政長義就兩黨京師に戰ふ、義政命じて二人惟快開せしむ、勝元政長をして吉野に逃れしめ兵を聚む十萬人、室町の第を擁護す、政長、義敏、京師持豊、武田國信、本松政則等に

オウニ—オウノ

屬す、宗全亦黨を集むる九萬人、族教幸、敬清、及び斯波義隆、山出義就、義純、六角高頼、一色義直等皆之に屬す、宗全幕府の西に陣す、諸國の守護地頭兩黨の破裂に乗じ、封疆を争ひ故地を復せんとして各自全の計を爲し、貢租を納れず、幕府の號令復た行はれず、京師には東西兩軍市内に戦ひ、邸宅寺院に放火し煙燭絶えず、義政義視をして西軍を伐しめんとす、夫人富子之を沮む、勝元復貞親を納て探偵となす、義視伊勢に奔る、人心相離る、勝元遂に天皇太上皇を室町第に迎ふ、大内河野兩族來て宗全に附す、西軍強盛なり、勝元上皇に迫り宗全追討の院宣を受く、宗全義視を其軍に迎へて人心を屬す、義政終に義視と絶て義尚を嗣とす、宗全又小倉宮の王孫を奉じて南朝の徒を誘ふ、兩軍相持して戰ふ數年、文明二年少貳教頼對馬より歸りて其國を復するを謀る、大内政弘走て周防に歸る、四年義統東軍に降り小倉宮行く所を知らず、義政越中能登を賜ふ(應仁五年三月持豊病て卒す、五月勝元亦卒す、十二月義政政仕し子義尚嗣ぐ、政長管領となり尋て義統代る、九年十一月西軍悉く解て國に歸り、義視美濃に往て土岐氏に依る、東軍亦解く、京師戰場となる凡十一年、内裏を始め天龍相國寺公卿の第宅莊墅、異朝の書籍寶物等大槪灰燼となる(應仁記、應仁別記、應仁略記、野史)

オウニシノラキ

應仁別記 應仁記と同じく應仁の亂を記したるもの、群書類從合戦部三百七十八に收む(應仁別記)

オウニシヤクキ

應仁略記 應仁記と同じく應仁の亂を記したるもの、群書類從合戦部三百七十七に收む(應仁略記)

オウノコホリ

意字郡 出雲國

オウヘ—ヲエノ

應仁 應仁天皇御宇の年、永曆二年九月四日改元、天下痲瘡に依てなり、二年を経て長觀と改む(應仁)尙書に、汝惟小子乃服、惟弘王應保殷民とあるに據る、左大辨實長之を勸進す(元祿抄)

オウリヤウキ

應量器 僧侶の托鉢の器をいふ、略して應器ともいふ、僧侶の食量は此一鉢の分量を限りとなすといふことより起れる名なり、

オウワ

應和 村上天皇御宇の年、天德五年二月十六日改元、革命及び後宮の同祿に因りてなり、三年を経て康保と改む(國朝年號譜)

ヲエノコホリ

麻殖郡 阿波國

應仁 應仁天皇御宇の年、永曆二年七月の條に始めて郡名見たり、和名抄に、吳島(クレンシマ) 思部(イムベ) 川島(カハシマ) 射立(イタチ)等の郷あり、戰國の時、郡の西境是郡美馬郡に入る、正保元歲國以後皆麻殖に作る、明治九年以來麻殖に

ヲラ—オカク

唯々 應答の詞、口を開けたるまゝに聲を出し、口を漸々に閉きて去聲にいへり、文選注に、唯々謙應也と見えたり、又警蹕にもチ、と呼ぶ、玉聲間に、世俗淺深秘抄に、稱唯時塞口、警蹕時開口也とある稱唯は乎々と申す、乎は上に字を帶る音にて字於なる故に塞口といへるなり、警蹕の聲は、於々なる故に開口といへり云々といへり、侍中群要に、稱警蹕其詞チ、ンと見ゆ、或説に警蹕にチ、ンと唱ふるは唯の字也とあり、神武紀に、唯々傍訓に越々トマウスとあり、源氏物語に、チ、とあら、かにと見え、枕草紙に、チ、と目うちひさきとあり、詳しくは伴信友の應答考に見えたり、

オラモテ

御表 江戸幕府城中の表御殿をいふ、表向に關したる規式を行ふ所、奥に對しての稱、

オカウスヤクニシ

御香水役人 朝廷に於て毎年正月大元帥法執行以前、大和國秋篠に至り御香水壺、及び米供御を取り來る使を云ふ、多く左衛門府の衛士之を勤む(地下語役人記)

オカカヘモノ

御抱者 「カ、ヘモノ」を見よ、

オカクモンシヨ

御學問所 天皇御講學の所をいふ、平安皇居小御所の北に在り、長廊を以て之に通じ、此より又長廊ありて御三ノ間御殿と常御殿とに通ず、殿は、南北築、東面、檜皮葺、檜木造り、其北を上段とし床並に違棚あり、次を中段とし二重棚あり、次を下段とす、各十二帖半、上段の西に菊御間あり、東に違棚あり、次に山吹の御間、次に雁の御間あり、三方に内條あり、廣一間其外に外條あり、高欄を施し東南二方に木階あり、西は長廊に接す、其旗地沙土泥引彩色、上段には、十八學士登

オカク—ヲカサ

應仁 應仁天皇御宇の年、永曆二年九月四日改元、天下痲瘡に依てなり、二年を経て長觀と改む(應仁)尙書に、汝惟小子乃服、惟弘王應保殷民とあるに據る、左大辨實長之を勸進す(元祿抄)

オカケマヅリ

御蔭參 伊勢神宮へ參詣することにて、もと「マケ」參りといふ、御蔭參とは、一錢も無くして人の蔭に依り、參詣を爲すことを得るに因り名づくといふ(應仁)何頃より起りしか詳かならず、傳へいふ、伊勢國某所の武家の下人大神宮を信じ、主に暇を請はすして參宮す、主人怒り歸るを待て斬殺し其屍を埋む、然るに其後殺されたる人の立歸り居れるを、主人見て驚きしが、只今大神宮より下向せりと云へるを怪く思ひ、彼屍を掘り起して見るに、大神宮の祓の大庭に刀疵つき有りけり、天より伊勢參宮をゆけ參りといひ、時々流行せりといふ、後おかけ參りといふ、別に定まりたる時日なし、寶永二年頃より流行したるが如し、武江年表に據れば、閏四月上旬(寶永二年)の頃落中浴外童男童女七八歳より十四五歳に至り貧富を論せず扱參りを致す事多し、難波樂樂を始め畿内一時にいひばやらかして妻子從僕其主に暇を乞はす家を出で參詣す、一日二三萬より四五萬人或は六七萬人といへり、時に洛中有福の人神威を敬ひ或は米金錢或は布木綿の小袋襦袢菅笠を整へ五橋三條の橋詰に持出て扱參の男女に與ふ、然かのみならず近江膳所之城主報恩の爲め船を出され、又伊勢路の所々には貧き諸人の所勞の宿、旅籠等を設ける、又秋七八月に至ては諸國遠國よりの參詣請て計ふべからずといへり、その盛なること推して知るべし(玉勝間、嬉遊笑覽)

ヲカサキウチ

岡崎氏 姓は藤原、中御門大納言經繼十三世權大納言尙良の二男宣持始めて岡

ヲカサ

廣島中に來往して水標を二所に立て、一に日本國天照皇大神宮地島長源家康公幕下小笠原四位少將民部大輔源貞頼朝臣、一に、日本國天照皇大神宮地島長源家康公幕下小笠原民部大輔源貞頼朝臣と書せり、寛永二年に到り、外交の嚴禁と海路の遠險なるに因り渡海止む、元祿中に至り、再び渡航せんことを乞ふ者ありと雖も許されず、承應中紀伊橋商船難風に遭ひ此島に至り、歸帆して上言す、延寶三年閏四月五日長崎住島谷市左衛門外三十八人、記章資給を賜はり出帆、同五月五日着船、巡見の上地圖を製し地名を附し、島中に天照大神、春日、八幡の三神を勧請し、六月二十二日下田港へ歸帆す、享保十二年六月、貞頼末孫小笠原宮内より渡海を願ひ、由緒分明によりて願を許され、人家無きに於ては、追々民家を引移すべきを命ぜらる、元文元年江戸濱町船持善助等七人至る、四年正月堀江町船持善八等十人至る、天明五年三月土佐赤浦商人等七人至る、七年十二月大阪北堀江米商等九人至る、寛政元年六月薩摩の商人八人至る、天保十年十一月陸奥氣仙郡の漁人難風に遭ひ正月漂着、同年三月下總銚子浦へ歸帆、其他五六年十二月十七八年、或は二十年在留し、傾風を得て歸國す、弘化三年に至り幕府此島を開くの論起りしが、其後外國人來往すると聞き、終に文久元年九月に至り外國奉行水野忠徳、目附服部歸一等に命じ、此島を開かしめ、十一月其旨を英米等の公使に告ぐ、茲に於て忠徳等十二月父島に著し、島人に開拓殖民の意を諭す、島人我政府の保護を領受すべきの證狀を出す、依て明年正月定書、港則等を制す、然れど幕末國難の多端に因り復中絶す、明治六年大藏省の建言に據り開拓の舉に及ばんとすれども未だ果たさず、明治八年六月に至り文久の制を附し諸制

ヲカサ

を定む、爾後今日に至れり○外國人のカリホルニヤ沿岸、及び布哇等より廣東地方に往來する者、概れ此航路に由らざるはなし、今來往の沿革を見るに、文政二年甲比丹「ペーサー」此島に至り「アルソビスボ」の名を命ず、英の船卒二人爰に止る、後サントーイスに越き米人二人「アンメルク」一人、「タメハメハ」三世の臣男五人女十人を移住す、文政八年英の甲比丹「ヒューチュ」此島に至り英の所領とす、土人之を嫌ひ、此の地の頭取なる者政事を行ひ、英法に従ふを惡む、翌年魯の甲比丹「リュック」此島に至り領地とせんと計れり、又西班牙人の至りし時は「アルゴビスボ」と名付たり、天保元年米及び歐人サントーイス島の男女數人を伴ひ到れり、翌年英の捕鯨船中より九人、に住み、天保三年米の鯨船難船し此島に上り止る者あり、嘉永六年四月合衆國水師提督「ペルリ」我國砲台甲比丹「シヨイルロアボット」に命じ、此島を檢査せしめ、又書を本國の海軍省に寄せて汽船の砲台とせんことを述べ、且つ此島を領すべき國は日本にて此地を發見最も早しと爲し英人の早く此島を發見せしといふべからずといへり（被理日本紀行、小笠原新島誌、小笠原島誌）

ヲカサ

一流の宗となると云ひ(三)武藝小傳に、義光の遠裔小笠原貞宗、後醍醐天皇の師範となる、武田信元に傳へ、信元貞宗の子政長に傳ふ、長基義滿の師範となり、爾來子孫相繼て幕府の師範役となる、射術の一切の事を掌る、長時の時將軍義輝三好の爲めに殺され奥州に逃る、其子貞慶の時信濃に歸り、深志城を攻取り之に居す、秀政徳川家康に仕へ下總古河に居す、次で信濃松本城に移り、代々弓馬の藝を傳ふと云へり、系圖は、小笠原氏(ヲカサハラウケ)の條、豊前小倉の部を見よ、

ヲカサハラウケ

小笠原氏隆 小笠原氏隆の創めたる兵學の流派○氏隆は宮内大輔と稱し、小笠原大膳大夫頼氏に從ひて其奥旨を極め、遂に一派を開く、後世上泉流(又は氏隆流と稱す)の一流起る(武術流祖錄)

根本正次(小笠原氏)

○小笠原氏隆 岩室泰廣 中村盛世 同 盛名 上泉信綱 同 秀胤 大戸直光

ヲカサハラウケ

岡城 所在豊後國直入郡竹田町○竹田城ともいふ起原諸國文治元年緒方惟榮、始めて壘を築く、後に大友能直の弟八郎能綱、大野志賀を領して此に居る、遂に氏と爲す、嫡孫貞朝建武中舊壘を修築し、之を岡城と稱す、世々茲に在り、天正中大夫義統國除かる、日、城主志賀親次之を棄てて去る、文祿二年中川秀成播磨の三木より移りて之に治す、後世之を繼襲して明治維新に至る(豊後國誌、明治政覽)

ヲカサ

岡田 備中國下都郡岡田村 元和元年七月伊東長實地一萬三百石を備

ヲカタクワウリン

尾形光琳

名は惟富、字は伊亮、號を方祝、道榮、寂明、潤聲、長江軒、青々堂といふ、通稱雁金屋藤十郎、東福門院御所吳服物御用商人尾形主馬(實名は宗謙、治齋と號す、本阿彌光悦に從ひて書法を學び、別に一家を爲せり)の子、其祖先は日向鹽田村の人、緒方惟義の裔、主馬の祖父道柏(通稱新三郎)の時、京都尾形社に奉仕し、緒方の字を尾形に改めしと傳ふ、染物を業とす、後江戸に出で狩野常信に從ひて畫を學ぶ、又古土佐に畫を學び和畫の名手となる、尋で本阿彌光悦を慕ひ、書畫添作蒔繪に至る迄悉く之を學ぶ、後ち新意を出し、漆器中に鉛錫青貝を嵌入し、風流のものを製して一派を立て大に著る、又金銀泥を用ふるに巧なり、花鳥山水草木人物悉く金銀泥を混へて彩色し頗る麗美なり、世人光琳畫給といふ、終に法橋に叙せらる、また茶事を真休宗佐に學び、巧に假山をも造りしと云ふ、享保元年六月二日歿す、年五十九(或は七十六)京都小川頭妙顯寺中本行院に葬る、後ち文政二年十一月雨華卷抱一ために一碑を建て、題して長江軒青々光琳墓といふ、後人名畫を集めて光琳百圖を著す(扶桑畫人傳、工藝遺芳)

ヲカタクケンザン

尾形乾山

名は惟元、通稱を樞平といふ、深省、尙古、陶隱、紫翠、玉堂、霜海、逃禪、習靜堂等の號あり、尾形宗謙の子、光琳の弟、學問及び茶事を藤村庸軒に、畫を狩野安信に學ぶ、曾て陶窯を洛西鳴瀧村に築き、陶器を製し、種々の繪を畫き、自費を加ふ、頗る一種の雅致ありて人にもてはやさる、崇徳院宮公寬親王の

ヲカチ

ヲカチ

厚遇を蒙り、宮に從ひ江戸に出で入谷に寓し、陶器を製す、每品裏面に、紫翠乾山或は紫翠深省の落款あり、其造る處のもの、器械を以てするあり、又手頭を以て捏造するあり、共に樂燒に類す、寛保三年六月二日歿す、年八十一、宮、坂本の薬王山善養寺に葬り、碑をたて給ひしと云ふ(工藝遺芳、工藝志料)

ヲカタクコウアン

緒方洪庵

名は惟因の三子、世々備中國足守の藩主木下氏に仕ふ、年十五父に從ひて大阪の藩邸に祇役す、人となり偉岸にして弱く、武人たるに適せざるを以て、始めて醫學に志し、洋醫中天遊に從學すること四年、當時翻譯の書は、殆ど閱讀し畢る、思へらく、洋籍を讀まざれば、竟に一層の隔ありと、即ち江戸に遊びて坪井信道の門に入り、刻苦勉勵、學漸く進み、撰ばれて其塾長となる、また旁ら宇田川玄眞の教を受くること六年にして長崎に赴き、親しく蘭醫に就きて、研究すること三年に及べり、かくて再び大に阪歸りて開業し、洪庵と稱す、時に年二十九、これより名聲藉甚、生徒雲集し、治を請ふもの常に門に滿つ、而して諸大名の東觀して大阪を經るもの、疾に驅れば必ず診を求む、尋で木下侯召見して俸八人扶持を給ひ、藩の侍醫と爲す、文久二年幕府徵して侍醫と爲し法眼に叙し、兼ねて醫學館の事を督せしむ、翌年六月十日歿す、年五十四、本郷駒込高林寺に葬る(洋學大家列傳)

オカチ

御徒

カチを見よ、ヲカチジャウ 雄勝城 出羽國雄勝郡湯澤城○古の雄勝城なりと云ひ、或は雄勝郡大澤村宇天下屋敷、その舊跡ならんと云ふ(雄勝仁天

ヲカチ

ヲカチ

皇天寶字三年九月始して之を作らしむ、蓋し蝦夷防拒の爲めなり、續紀に、天平寶字三年九月己丑勅造三陸國桃生城出羽國雄勝城とあるものはなり(學藝志林、雄勝城考)

ヲカチノコホリ

雄勝郡

羽後國雄勝郡聖武天皇の天平五年十二月始めて之を建つ、或は又小勝とも書す、淳仁天皇天平寶字三年十二月雄勝城を築く、和名抄に、雄勝(ヲカチ)大津(オホツ)中村(ナカムラ)餘戸等の郷あり、爾後變革なし(郡名異同一覽、國郡沿革考)

オカチメツケ

御徒十目付

カチメツケを見よ、ヲカチビキ 岡引 江戸時代目明のことをいふ、盜賊方の役人の手先に使はれ、案内差口等を爲す者にて、今の探偵の如きものなり(官中要録)

ヲカチテラ

岡寺

所在大和國高市郡高市村大字岡○龍蓋寺と稱し、東光寺とも號す、寺傳に境内の小池に龍神を招請し、大石を以て龍穴を蓋ひしより名づくとも云ふ(眞言宗○本尊如意輪觀音、三十三所の第七番國廟天智天皇二年後岡本宮を捨て、寺となし、僧義淵に附す、天平寶字六年勅して越前山背郷五十戸を施入す、弓削道鏡弘法大師亦本寺に住せしことあり、後世數多の變遷を経て大に衰ふ、徳川氏に至り寺領五十石を寄す、今本堂、方丈、開山堂、樓門等の數字あり、本堂の如意輪(國寶)は丈六の塑像にして空海の作と傳ふ、開山堂には自作と稱する乾漆の義淵僧正座像(國寶)及び釋迦涅槃像を安置す、樓門は室町時代の建築とす、寶物に如意輪觀音小銅像(傳稱文作)天人浮刻碑(共に國寶)等あり(元亨釋書、拾芥抄、大和廻、地名辭書)

ヲカチノコホリ

遠賀郡

所在筑前國

ヲカチ

ヲカチ

ヲカノーヲカバ

【沿革】上代開縣の地、神武天皇東征の時、甲寅年十一月始めて崗水門に至る、或は瑞珂と書す、後ち遠河に改め、又遠賀とす、聖武天皇天平十二年九月遠河郡あり、延喜式以後遠賀となす、和名抄に、埴生(ハニフ)恒前、山鹿、宗像(ムナカタ)内浦、水夜等の郷あり、室町時代御牧郡と稱す、大内家壁書に見えたり、正保圖之に仍る、寛文四年舊名に復す、後ち之に仍る、天保郷帳之を「チンガ」とよむ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

ヲカノヤドノ

岡屋殿 近衛兼經(コノエカネツネ)を見よ。

ヲカハゴシヨ

小川御所 所在 京都一條南油小路小川殿町○足利氏の邸宅也(原簿)文明六年新に造る、もと裏松政光卿の亭にして室高水寺殿之に住す、繼で足利義政、同義尙の將軍の邸に在り、宣胤卿日記に、小川御所准后(義政公)同所也、細川左京大夫勝元遊覽所也、亂中有御所望、時々今後給、花御所矣上已後、爲不斷之御所とみえ、又、後土御門天皇里内裏とし給ひしとみえ、長興宿禰記に、文明八年十一月行幸於小川新造御所、内侍所同波御とあり(山城名勝志)

ヲカバシヨ

岡場所 所在 江戸時代、江戸市に於ける吉原以外の遊里をいふ、大概如電の説に、岡といふ語は、岡目八目の岡と同意にて、當局者にあらぬものをいふなり、遊里は新吉原を本場所とし、其他にあるを岡場所と呼ぶ、といへるにて其義を知るべし(原簿)江戸幕府の政策は、吉原を以て江戸唯一の遊里と定め、これと共に一切他の花街を禁じたりしが、幾干もなく禁令緩みて承應年間より別に遊里に類するものを生じたり、されど初めは品川千住等の宿驛なる遊女町二三箇所に通ざりし波御とあり(山城名勝志)

ヲガハーヲカフ

が、次第に増加して元祿中には、護國寺創建の時、音羽町に起り、正徳中根津神社新築の後、こゝもまた遊女町となれり、享保以降は淺草田原町の邊より、下谷筋邊の邊、本所深川までに推し及ぼし、芝三田、赤坂田町、麻布市兵衛町、四ッ谷鮫ヶ橋など、數ふれば數十箇所にも及ぶべし、かく岡場所の數多かりしが内に、全盛を吉原と競ひしものを深川とす、此地江戸の巽に當れりて、人呼びて辰巳の里といふ、文化文政の頃最盛なりき、幕府は屢々令して其迹を絶たんとしたれども、未だ曾て功を奏せず、天保十三年水野忠邦の改革の時、嚴令を發して、一切の岡場所を取拂はしめたるより、一時其勢を歴したれど、日ならずしてまた各地に生じ、延て明治年間乃至(岡場所考、藤岡氏著日本風俗史)

ヲガハバウシヤウウチ

小川坊城氏 坊城氏とも稱す、姓は藤原、權中納言勸修寺定實の二男俊實始めて氏を稱す、名家の一なり、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列して伯爵を授けらる(家譜、華族譜)

- 俊實 俊冬 俊任 俊繼 俊國 俊秀
- 俊顯 俊名 俊昌 俊隆
- 俊廣 俊清 俊將 俊逸 俊親 俊明
- 俊克 俊政 俊章

ヲカフシヤウ

岡豊城 所在 土佐國長岡郡岡豊村大字八幡○豐岡城とも云ふ(原簿)長曾我部氏代々の居る、其起り詳かならず、文明十年一條兼直の子放房、文策に迎へられて、この城に入り、二年を經、國中の領主参向して頼に繁華を致せり、餘序の時、吉良大平木山の兵來り攻めて遂に之を陷

ヲカベーヲガム

る、後ち兼直の子國親之を復して居住す、廢城詳かならず(古城傳承記、南略志)

ヲカベウチ

岡部氏(和泉岸和田) 姓は藤原、參議乙鷹の末裔、遠江守爲憲より出づ、其六代清綱駿河權守となり、同岡部郷に居住す、依て氏とす、子孫世々駿河國に住して今川氏の被官たり、正綱の時今川氏眞、武田信玄の爲めに改られ、諸城陷る、正綱小兵を以て武田と戦ひて屈せず、信玄之を招致す、天正十年武田氏亡び、織田氏尋で亡びし後、徳川家康に仕ふ、天正十一年正綱卒し、其子長盛繼ぐ、長久手の役、上田城の攻略共に大功あり、十六年上總下總の地一萬二千石を賜ふ、關原伏見役等の功により、丹波龜山に三萬二千石に封す、大阪役の功にて元和七年八月五萬石に同國福知山に移封、寛永九年美濃大垣城に移る、十年宣勝播磨龍野城に、十三年攝津國高槻城に移る、十七年九月一萬石加賜、和泉國岸和田城に治す、寛文元年十月五千石を次子高成に、二千石を三子豊成に分封す、元文五年二月長著の弟長略を三千石に分封す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(藩翰譜、家譜、徳川加除封録、華族譜)

- 清綱 泰綱 忠綱 時綱 長綱 家綱
- 康綱 照綱 明綱 永綱 春綱 仲綱
- 親綱 信綱 正綱 長盛 宣勝 行隆
- 長泰 長敬 長著 長住 長修 長備
- 長儀 長和 長發 長寛 長職

ヲガム

拜 屈を折り膝着するを云ふ、ヲロガムとの略語、折れ屈むの義、拜を重ぬるを再拜と云ひ、再拜を重ぬるを兩段再拜、又は四段拜と云ひ、兩段

ヲカモーヲカヤ

再拜を重ぬるを八段拜と云ふ、上代は普通一般の禮にも行ひしが、後には神拜にのみ用ふる事となれり、古事記重仁天皇本幸智和氣眞事波牟の條に、故其御子令拜其大神宮こと見え、書紀神功皇后十三年二月の條に、命武内宿禰從太子令拜角鹿筒飯大神こと見えたり、拍手(カシハテ)參看(倭訓栞、古事記傳、神道名目類聚抄)

ヲカモトデラ

岡元寺 法起寺(ホフキジ)を見よ。

ヲカモトノダウ

岡本堂 所在 山城國愛宕郡賀茂社の以東一里許の所也(原簿)賀茂の神戸百姓等賀茂大明神の爲めに建つる所なり、天長中檢非違使之を毀つ、仁明天皇勅して、神威佛力相須つ尙し、今本源を尋ぬるに事神分に縁る、宜しく彼堂宇を改め建つべしと、終に之を再興す(山城名勝志)

ヲカモトノミヤノスメラミコト

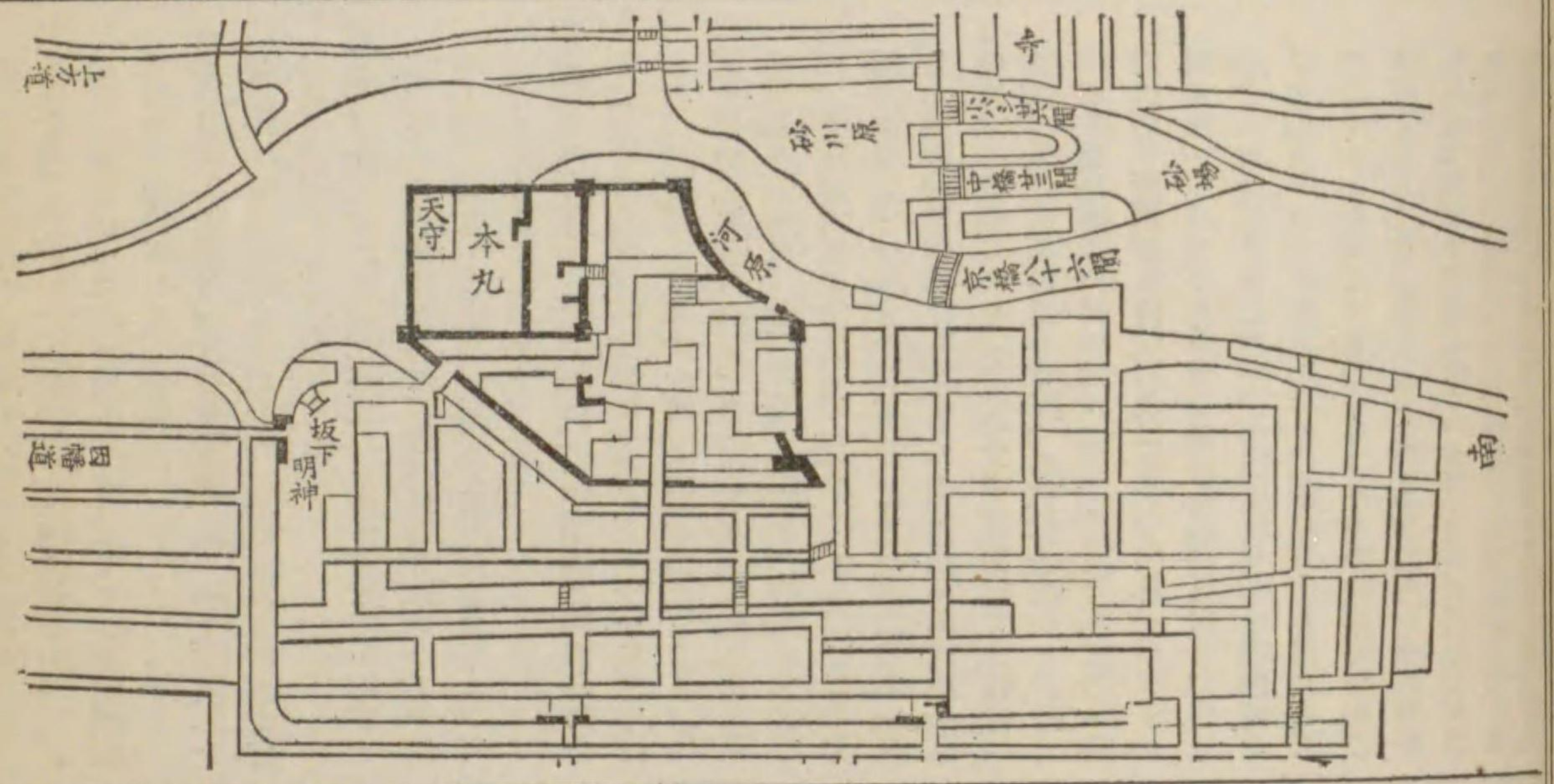
岡本宮 飛鳥岡本宮(アスカカモトノミヤ)を見よ。

ヲカモトノミヤ

岡本宮 飛鳥岡本宮(アスカカモトノミヤ)を見よ。

ヲカヤマジャウ

岡山城 所在 備前國御野郡岡山市の北偏〇一に鳥城と稱す、經路の壘城に對し、城樓の黒塗したるを以て名づく(起原沿革)天文永祿の頃、金光宗高此に城を構へ石山城と稱す、天正の初めより宇喜多直家金光氏を討じ、之に城廓を築く、是岡山城と爲す(岡山の起りは今の城山の巽南の山麓に巨石ありて小祠あり、時の人之を岡山殿と云へるに起るが如し)直家死後其子秀家之に居す、



ヲカヤ

慶長五年岡ヶ原の役、秀家利あらず終に没落す、徳川氏小早川秀秋(五十一萬石)を封じて治せしむ、八年正月池田輝政に備前三十一萬石を加封せらる、因て輝政を岡山に置きて治す、十八年五月輝政の二子忠繼分封せられしが城主となる、尋て弟忠雄之を承け、其子光伸の時因幡に移封せらる、寛永九年六月輝政の嫡孫光政此地に封せられ、夫より子孫相繼ぎて城主となり、明治維新に至る(和氣氣綱、吉備前鑑、主圖合結記、徳川加除封録、明治政覽)

ヲカヤマハンノガクカウ

岡山藩學校 所在 備前國御野郡岡山西山下(原簿)寛文八年十二月池田光政、假學館狭小なるに因り更に岡山西山下祈禱寺圓乘院の舊地にて學校を經營し、泉八右衛門、津田重二郎に命じ之を督せしむ、九年閏十月に至つて落成す、別に名を附せず、十年三月射圃を設け、七月調馬場を設く(長七十三間)貞享三年三月南方村の薬園を改めて菜園と稱す、十一月之を封信濃守政言に付與し、學校下屋敷を廢す、寶曆十二年正月校北の閑地八畝餘を更に學校に付屬す、元治元年六月新に演武場を校門内奉行邸宅の東に設け、武揚館と號し、生徒修文の餘暇、武技を勉勵せしむ、明治二年に至り學政及び職制を改革す、廢藩に及びて廢す(日本教育史資料)

オキカヘシ

起返 江戸時代、荒蕪の地を回復するをいふ、享保六年將軍吉宗、永荒の地引高の内勅力せば起返るべし、然るに其地主の力のみにては起返期し難く、徒に年月を過すの聞えあり、右等の分其村中協力して起返すべし云々と達し、爾後屢々督責の令あり、因て荒蕪の田地大に起返るもの多し(大日本租稅志)

ヲカヤーヲギシ

小城城 所在 肥前國小城郡

オキツ

小城町(延喜式)建武の頃懐良親王の西下に及び、千葉胤貞下總より來りて小城郡を領し、この地に城を築き世々居住す、永祿二年胤頼の時、龍造寺隆信の爲めに領する所となる、慶長中鍋島勝茂二男元茂に七萬三千石を分與し此に居らしむ、子孫相繼ぎて明治維新に至る(太宰管内志、明治政覽)

オキツカガミ

奥津鏡 天日槍新羅より持來る天津賣八種の一〇賀茂眞淵は海中より出でし寶なる故に名づけしともいひ、本居宣長は、遠く海上を経て持來る故に名づけしならんと云へり、猶之は普通名詞にして、固有名詞にあらず、混同すべからず、

オキテ

捉 おほやけの定めごとをいふ、又法度ともいふ、倭訓彙に、日本紀に支度をよめり、源氏物語に、心おきてなどいへり、措置の義也、俗の捉の字をよめり、字書に其義なし、定手二合の意に用ひ來れるなるべし、古事記延佳本に行定をおきてさだめとよめり、おこなふ意にや、今も公の御定めをおきてといへりしと見えたり、

オキテサク

捉作 江戸時代、小作のことをいふ、コサクと参看、

オキドホリ

沖通 耕地の真中根通離れたる田畑をいふ、海の沖磯といふ意なるべし(地方凡例録)

ヲキナカタラシヒヒロ又カノスメラミコト

息長足日廣額天皇 舒明天皇の御名、トヨミヤウテンアラウを見よ、

ヲキナカタラシヒメノミコト

息氣長 神功皇后の御名、ツンゴクアラウゴヤウを見よ、

ヲキナガノミササキ

息長陵 敏達天皇の皇后廣姫命の御陵、近江國坂田郡大原村大字村居

Table with 4 columns: 郡部, 同, 同, 同. Rows: 周吉, 同, 同, 同. 隠地(こ), 同, 同, 同. 隠地(こ), 同, 同, 同. 隠地(こ), 同, 同, 同.

ヲキノコホリ

小城郡 國郡沿革に、郡名始めて見えたり、和名抄に、川上(カハカミ)彌調(ミカツキ)高來(タカカミ)伴部(トモベ)等の郷あり、後ち川上郷佐嘉郡に入る、爾後遷遷なし(郡名異同一覽、國郡沿革考)

ヲキノシンジヤ

隠岐神社 國海士郡海士村田山(カウツ)後鳥羽上皇(聖德太子)初め國人、天皇の崩するや此處に一小祠を營み、陵廟となす、萬治元年松江の松平出羽守此島を預りし時、新に御廟を建つ、明治維新前供僧を置き源福寺と稱せしが、其後寺僧を停め廟堂を更に建てる(隠岐紀行、名勝地誌)

ヲキノパンカチ

隠岐番鍛冶 元仁元年北條泰時、後鳥羽上皇の意を慰せん欲し、劍工六人を撰り隠岐に獻す、上皇命じて毎月刀を作らしむ、是を隠岐の番鍛冶と云ふ、其人名左の如し(玉石雜誌、工藝志料)

ヲキノミツコノシマ

隱岐三子島 大八洲の一、隱岐國を云ふ、海原の奥にある嶋と云ふ義、三子とは此國三嶋より成れる故に名づく、「オキノクニ」を見よ、

ヲキノヤマナカジヤウ

萩野山中城

ヲキノ

ヲキナ

オキノ

田に在り、兆域方一町、守戸三烟(延喜式、陵墓一覽)ヲキナコパン 翁小判 金銀玩賞品の一、表に翁の面を極印したるを以て名づく(性質重四夕、金位下なり(金銀圖録))

オキノアマムラノミササキ

隱岐海士村陵 後鳥羽天皇の火葬所、隱岐國海士郡海士村にあり(陵墓一覽)

オキノ井

隱岐院 後鳥羽天皇を諱す、承久三年北條義時爲めに隱岐に遷され給ひしかば、斯く稱す、仁治三年七月に遷して後鳥羽天皇と云ふ、「ゴトバテンアラウ」を見よ、

オキノクニ

隱岐國 此國四島に分る、知夫島は、出雲島根郡加賀浦の正北一里三十町にあり、周囲六里三十一町十九間、東西一里十五町、南北二十五町、西ノ島は、東北一峽を隔て知夫島に對す、周囲二十里二十六町五十六間半、東西三十三町、南北二里、中ノ島は、西ノ島の東十二町にあり、周囲十六里二十一町十一間、東西一里三十町、南北一里二十四町、以上三島を島前と云ふ、島後一島は中ノ島の東北三里餘にあり、周囲三十里十七町五十四間半、東西四里、南北四里三十町、島前海士郡知々井村より島後隱岐郡都賀村に至る、海上直徑四里三町、山陰道に屬す(形勢)出雲の正北に位し、四島嶼を以て一國となす、其三小島鼎立する者を島前と稱し、其東北、一大島を島後と稱す、中間嶼嶼相接す(形勢)太古大八洲の一、古事記に、生隱岐之三子島、亦名モ之忍許呂とあるは、此國なり、王朝時代國府を周吉郡に置く(府址八尾村の西にあり)建久四年源賴朝全島を以て佐々木定綱に授く、尋て其弟義清をして出雲守護を以て兼領せしむ、承久三年、北條義時、後鳥羽天皇を島前海士郡海士村(萩野)に遷す、後ち十八

オキノ

年にして崩す、元弘二年北條高時、後醍醐天皇を知夫郡別府村(或は同郡知夫濱亦皇居の址ありと云ふ)に遷し、義清の支孫清高をして之を監護せしむ、明年天皇伯耆に遷幸し、王師四起し北條氏亡び、出雲守護鹽治高貞をして守護を兼れしむ、高貞諱死後、足利尊氏之を佐々木高氏に加賜す、正平中、山名時氏全島を略取し之を其孫氏之に傳ふ、元中七年將軍義満氏之の封を収め其弟滿幸に授く、既にして再び之高氏の孫高詮に賜ふ、高詮、島の豪族隱岐氏(義清の裔孫)を以て守護代とし、周吉郡宮田に居らしむ、大永天文の際、同族島前島後に分據して鬭争やまず、隱岐清政甲尾(古府の別稱)に城き、援を尾子經久に乞うて島内を平定し、終に其麾下に屬す、孫爲清に至て尾子氏亡び、毛利元就に附す、永祿の末尾子勝久恢復を圖り故黨を募る、爲清之に應じ兵敗れて自殺し、其弟清家代り立つ、天正十年從子經清に就せらる、毛利氏の兵來り伐ち經清を誅し、成を入尾に置き、後ち吉川廣家を分封す、關ヶ原役畢り徳川氏廣家の封を収め、堀尾吉晴に加賜す、孫忠晴卒して封絶ゆ、京極忠高之に代り嗣なく國除し、松平直政に命じて島事を管攝せしむ、明治維新島取藩をして之を管せしめ、明治二年隱岐縣を置く、既にして廢して石見の大森縣に併せ、四年島根縣に合せ、又改めて島取縣より兼治す、今島根縣に屬す(國郡沿革考)古より管轄の變遷左表の如し、尙ほ詳しくは各郡につきて見るべし(地誌提要、郡名異同一覽、國郡沿革考)

Table with 4 columns: 六國, 延喜式, 抄拾, 古圖, 郡名考, 明治沿革, 史, 抄拾, 元祿帳, 天保帳, 地誌提要, 知夫, 同, 同, 知夫里, 知夫里, 知夫

ヲギハラシゲヒテ

萩原重秀 國郡沿革に、名彦次郎(重秀)の先甲斐の人、重秀も勘定所の下役なりしが、元祿八年八月國用足らざるの故を以て綱吉將軍に用ひられ、勘定奉行に進み、近江守となり、三千七百石を領し、金銀改鑄の事を行ひ、私利を營む、常に曰く、凡貨幣は大政府の極印一つあれば、石瓦なりとも金銀となし用ふべしと、故に元祿金の粗惡なること極まれり、重秀益々舊法を改め、専ら財用の事を掌る三十餘年、弊政日に甚だし、新井白石深く切諫して重秀を彈劾す、正徳二年九月遂に職を罷められ寄合となる、三年九月廿五日食を斷て憤死す、年五十六、重秀在職中樞機を利して私利を營み、金銀改鑄のみならず、諸國の審價を巡檢して無役の所に運上をかけ、二歩の所は三歩と増加し、新田金銀山の開掘願出づる時は賄賂請託に依て事を爲す、世人皆之を憎む(折たく柴記、兼山麗澤私策、國朝舊章録、徳川太平記)

ヲギハラゼニ

萩原錢 名義 江戸時代に、行はれたる錢貨の一種、作銅にて作り、銅色白色、徑八分、重八分、小者徑七分五厘、凡六種、薄肉、厚肉、各三種、元祿十二年、京都七條及び江戸龜井戸にて鑄造す(新寛永錢譜)

ヲギフウチ

大給氏(豊後府内) 姓は清和源氏、舊は萩生氏、物部守屋大連の裔、越前守物部弓削連季定、源賴朝の時、三河國加茂郡萩生庄の地頭とたる、子孫世々に居す、十一世孫萩生季統松平信光と戦ひ終に降り仕ふ、孫加賀守兼元、松平西忠入道の婿となり、松平氏を尊ぶ、嫡子となる、二男兼正の二男左衛門尉親清、其子近正の時、加茂郡を武田信玄に侵略されし後ち、松平和泉守家老となり、徳川

ヲギノリウ 萩野流 萩野六兵衛安重の創めたる砲術の一派〇安重は、上野國左氏の城主萩野越後守安定の末裔、彦右衛門の二男、初め種島流の砲術を學び、遠江國濱松本多家に仕ふ、正保元年辭して正水流等の砲術十二流の奥義を究め、終に一家を成す、寛文七年池田光政に仕へ、二百石を食む、尋て明石の城主松平氏に仕ふ、元祿三年六月七日死す、年七十八、法名禪徹、須磨浦入磨寺に葬る、子照清其業を繼ぐ(武術流祖録)

ヲギノリウ

増補新術 坂本孫八郎俊豊萩野流砲術を學び、其遺奥を研め遂に砲臺を製し、一人力にて十數の大砲を、自在に廻轉せしむる法を發明し、萩野増補新術と稱す〇坂本は信濃國高遠城主内藤氏の家臣、天山と號す、父英臣砲術を萩野照清に學び、其奥旨を研め俊豊に傳ふ、明和五年俊豊猶大阪に至り、萩野氏につき、砲臺を論究し、遂に砲臺を製し周發と名づく、門人岡村忠興、岡村忠幹、北原恭温之を賛成し、改めて萩野流増補新術と稱せしむ、俊豊晚年漢音を好み長崎に遊ぶ、享和三年二月二十九日歿す、暗室寺内眞

ヲギノリウ

ヲギノリウ 萩野流 萩野六兵衛安重の創めたる砲術の一派〇安重は、上野國左氏の城主萩野越後守安定の末裔、彦右衛門の二男、初め種島流の砲術を學び、遠江國濱松本多家に仕ふ、正保元年辭して正水流等の砲術十二流の奥義を究め、終に一家を成す、寛文七年池田光政に仕へ、二百石を食む、尋て明石の城主松平氏に仕ふ、元祿三年六月七日死す、年七十八、法名禪徹、須磨浦入磨寺に葬る、子照清其業を繼ぐ(武術流祖録)

ヲギノリウ

ヲギノリウ 萩野流 萩野六兵衛安重の創めたる砲術の一派〇安重は、上野國左氏の城主萩野越後守安定の末裔、彦右衛門の二男、初め種島流の砲術を學び、遠江國濱松本多家に仕ふ、正保元年辭して正水流等の砲術十二流の奥義を究め、終に一家を成す、寛文七年池田光政に仕へ、二百石を食む、尋て明石の城主松平氏に仕ふ、元祿三年六月七日死す、年七十八、法名禪徹、須磨浦入磨寺に葬る、子照清其業を繼ぐ(武術流祖録)

ヲギノリウ

ヲギノリウ 萩野流 萩野六兵衛安重の創めたる砲術の一派〇安重は、上野國左氏の城主萩野越後守安定の末裔、彦右衛門の二男、初め種島流の砲術を學び、遠江國濱松本多家に仕ふ、正保元年辭して正水流等の砲術十二流の奥義を究め、終に一家を成す、寛文七年池田光政に仕へ、二百石を食む、尋て明石の城主松平氏に仕ふ、元祿三年六月七日死す、年七十八、法名禪徹、須磨浦入磨寺に葬る、子照清其業を繼ぐ(武術流祖録)

ヲギノリウ

ヲギノリウ 萩野流 萩野六兵衛安重の創めたる砲術の一派〇安重は、上野國左氏の城主萩野越後守安定の末裔、彦右衛門の二男、初め種島流の砲術を學び、遠江國濱松本多家に仕ふ、正保元年辭して正水流等の砲術十二流の奥義を究め、終に一家を成す、寛文七年池田光政に仕へ、二百石を食む、尋て明石の城主松平氏に仕ふ、元祿三年六月七日死す、年七十八、法名禪徹、須磨浦入磨寺に葬る、子照清其業を繼ぐ(武術流祖録)

ヲギノリウ

ヲギノリウ 萩野流 萩野六兵衛安重の創めたる砲術の一派〇安重は、上野國左氏の城主萩野越後守安定の末裔、彦右衛門の二男、初め種島流の砲術を學び、遠江國濱松本多家に仕ふ、正保元年辭して正水流等の砲術十二流の奥義を究め、終に一家を成す、寛文七年池田光政に仕へ、二百石を食む、尋て明石の城主松平氏に仕ふ、元祿三年六月七日死す、年七十八、法名禪徹、須磨浦入磨寺に葬る、子照清其業を繼ぐ(武術流祖録)

ヲギノリウ

ヲギノリウ 萩野流 萩野六兵衛安重の創めたる砲術の一派〇安重は、上野國左氏の城主萩野越後守安定の末裔、彦右衛門の二男、初め種島流の砲術を學び、遠江國濱松本多家に仕ふ、正保元年辭して正水流等の砲術十二流の奥義を究め、終に一家を成す、寛文七年池田光政に仕へ、二百石を食む、尋て明石の城主松平氏に仕ふ、元祿三年六月七日死す、年七十八、法名禪徹、須磨浦入磨寺に葬る、子照清其業を繼ぐ(武術流祖録)

ヲギノリウ

ヲギノリウ 萩野流 萩野六兵衛安重の創めたる砲術の一派〇安重は、上野國左氏の城主萩野越後守安定の末裔、彦右衛門の二男、初め種島流の砲術を學び、遠江國濱松本多家に仕ふ、正保元年辭して正水流等の砲術十二流の奥義を究め、終に一家を成す、寛文七年池田光政に仕へ、二百石を食む、尋て明石の城主松平氏に仕ふ、元祿三年六月七日死す、年七十八、法名禪徹、須磨浦入磨寺に葬る、子照清其業を繼ぐ(武術流祖録)

ヲギノリウ

ヲギノリウ 萩野流 萩野六兵衛安重の創めたる砲術の一派〇安重は、上野國左氏の城主萩野越後守安定の末裔、彦右衛門の二男、初め種島流の砲術を學び、遠江國濱松本多家に仕ふ、正保元年辭して正水流等の砲術十二流の奥義を究め、終に一家を成す、寛文七年池田光政に仕へ、二百石を食む、尋て明石の城主松平氏に仕ふ、元祿三年六月七日死す、年七十八、法名禪徹、須磨浦入磨寺に葬る、子照清其業を繼ぐ(武術流祖録)

ヲギノリウ

ヲギノリウ 萩野流 萩野六兵衛安重の創めたる砲術の一派〇安重は、上野國左氏の城主萩野越後守安定の末裔、彦右衛門の二男、初め種島流の砲術を學び、遠江國濱松本多家に仕ふ、正保元年辭して正水流等の砲術十二流の奥義を究め、終に一家を成す、寛文七年池田光政に仕へ、二百石を食む、尋て明石の城主松平氏に仕ふ、元祿三年六月七日死す、年七十八、法名禪徹、須磨浦入磨寺に葬る、子照清其業を繼ぐ(武術流祖録)

ヲギノリウ

ヲギノリウ 萩野流 萩野六兵衛安重の創めたる砲術の一派〇安重は、上野國左氏の城主萩野越後守安定の末裔、彦右衛門の二男、初め種島流の砲術を學び、遠江國濱松本多家に仕ふ、正保元年辭して正水流等の砲術十二流の奥義を究め、終に一家を成す、寛文七年池田光政に仕へ、二百石を食む、尋て明石の城主松平氏に仕ふ、元祿三年六月七日死す、年七十八、法名禪徹、須磨浦入磨寺に葬る、子照清其業を繼ぐ(武術流祖録)

ヲキノ

ヲギハ

オキフ

オキフ

家康に仕へ、家康の陣代となる、功を以て大給新田千五百石を領す、依て氏を稱す、天正十二年尾張豊江の役奮戦す、天正十八年上野三倉の地五千石を賜はり、其子一生近正伏見戦死の功により五千石加賜、下野國都賀郡板橋に所替へ、右近將監成重、元和元年大阪陣の功により同三年一萬石加賜、參河國幡豆郡西尾城に移る、七年二千二百石加賜、前封合せて二萬石、丹波國桑田郡龜山に封、忠昭の時豊後國龜川中郡留高松等に轉封、明暦四年二月豊後府内城を賜はり子孫相襲して封を受け、明治に至り華族に列し、子爵を賜はる(藩翰譜、徳川加除封録、家譜、華族譜)

○乗元—乗正—親清—近正—一生—成重—

忠昭—近陣—近禎—近貞—近形—近傳—

近義—近訓—近信—近説—近道—近孝—

オキフウチ

大給氏(信濃龍岡)

松平左近

眞乘の二男眞次參河國大給に生る、徳川秀忠に仕ふ、秀忠元和元年大阪の戦功を賞し、從五位下縫殿頭となし、所領千石を上野に賜ふ、寛永四年二千石加増、此時大給の地は先祖の地たるを以て、願により同地三千石を替與ふ、後ち四千石加増、乘次書院番頭、大番頭、大阪定番等を勤めしを以て、參河國足助頼田郡奥殿にて菜地一萬六千石を賜ふ、子孫相襲して明治に至り、四年に乘讓信濃國佐久郡龍岡に移る、後ち華族に列し子爵を授けらる(徳川加除封録、家譜、華族譜)

○眞次—乗次—乗成—乗眞—盈乘—乗權—

乗友—乗尹—乗榮—乗利—恒(乗利)

ヲギフリライ—萩生祖徠—

ヲギフ

松、字は茂卿、通稱繞右衛門、祖徠、藤園、赤城翁等の號あり、本姓物部たるを以て、また物徠とも稱す(藤園方菴(名は篤、字は支甫)の二子、藤園幼にして技藝、五歳字を識り、十歳能く文を屬す、延寶元年父の事に坐して江戸を逐はれ、上總に蟄居す、居ること十二年、教に達して父と共に江戸に歸る、父もと幕府の醫師にして法眼たり、此時再び召出されて醫官となり、三子親を以て嗣とす、茲に於て祖徠帷を芝浦に下し、教授自ら給す、柳澤吉保其聲名を聞き、徴して俸十五人扶持を給ふ、尋で累進して五百石に至り、番頭格に進む、是より先伊藤維禎古學を平安に



(集寛掛纂編料史)藏所氏彦文楓大

唱へ、力めて程朱を排す、徠徠即ち駿園隨筆を著して程朱を辯護せしが、既にして李王の書を讀むに及び、忽ち感發する處あり、盡く舊學を廢して古文辭を修む、之を復古學と稱す、名聲藉甚、一世を震動し、文藝爲めに一新す、徠徠人となり英氣高邁、卓犖不羈、眼一世に空しく、推す所あること罕なり、而して其學汪洋浩博、雅樂象音より、軍旅法律等に至るまで精該せざるはなし、又書を能くす、文を作る餘儀絶し、同

オキフ

オキマ

々詭怪に渉ることありと雖も、豪放快蕩一世に冠たり、時勢を論じ、法令を議するものまた多し、少時兵事を精習す、故に其仕途に就くたまた兵學を以てせり、晩年復た専ら武を談す、初め五代將軍徳川綱吉の歴々柳澤邸に臨むや、徠徠常に擲はれて經書を進講せること多し、後ち

物部

享保六年將軍徳川吉宗の命により、六論衍義を和譯す、十三年正月十九日歿す、年六十三(或云六十五)江戸三田長松寺に葬る、

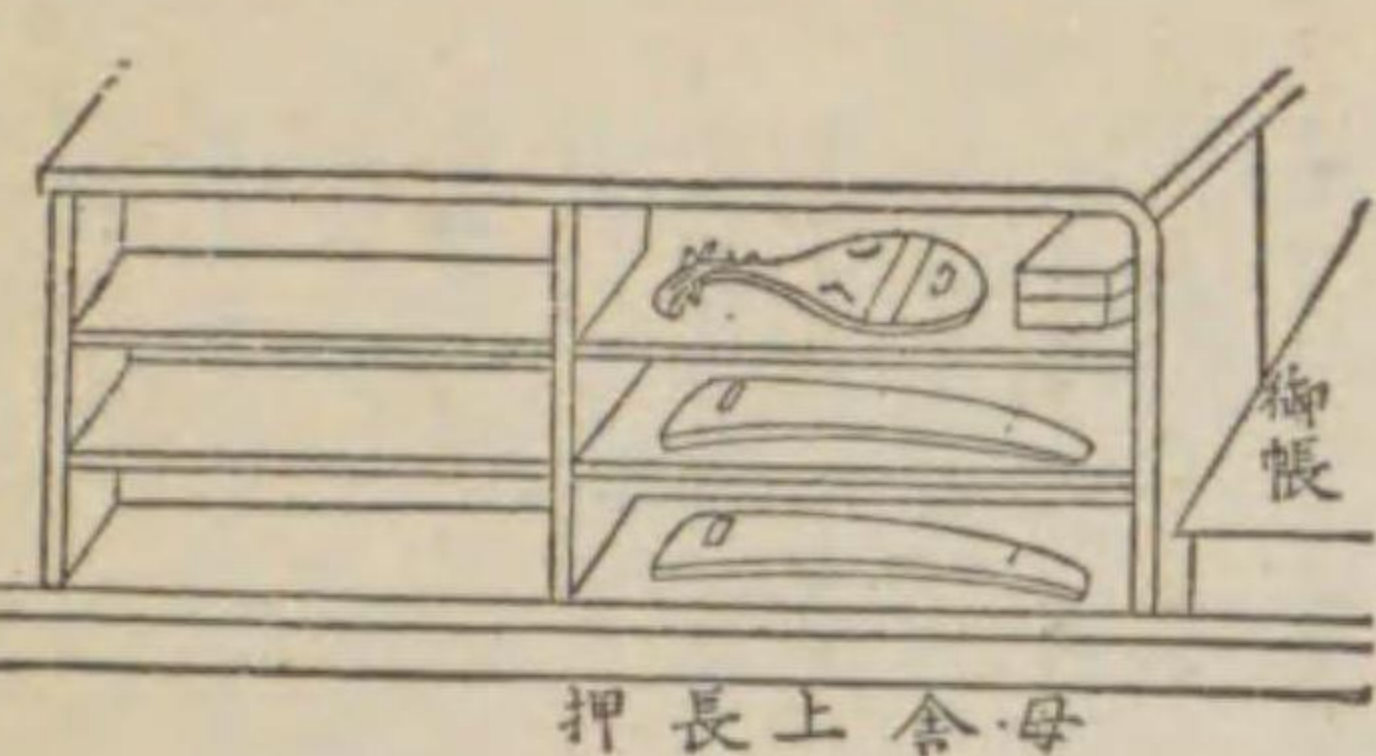
○大宰純、服部元喬、安藤東野、山縣周南、平野金華、成島鳳洲、大内子綽、高野闌亭、釋方庵、木下公達、宇佐美子迪、宇野士朗、菅谷甘谷、篠崎東海、釋元暗等名あり(藤園辨道、辨名、學庸解、論語微、孟子刪註、韓非子、孫子、吳子、素書國字解、譯文箋略、經子史要覽、南留別志、度量考、鈞錄、政談、太平策、古文矩、文變、文評、管子考、經濟總論、護國錄、樂律篇等數十種(近世大儒列傳、儒學源流、近代著述目録)

オキフミ

置文—遺書を云ふ、後世の書置なり、書き殘し置くの義、武家名目抄に、置文は後代をして其事を専ならしめんが爲に記し置かぬをいふ、又死後おのが意を人に告んが爲め書き置かぬをいふ、といへり○吾妻鏡承元四年五月廿五日の條に、陸奥國平泉保加監等與陸事、故右幕下御時任木願基衡之例、可致沙汰之旨、被殘置置文之處云々」と見え、延應元年五月廿六日の條に、今日被定置文云々とあり、又難太平記に、義家の御置文に云ふ、我が七代の孫に吾生れかばりて、天下を取るべしと仰せられしはと見えたり、

オキマイ

置米—江戸時代、地方の小役人等



涼殿の御帳の後と、第四間の奥とに据ゑたる御厨子棚を云ふ、二脚ありて上中下三段とし、上は支桌、中は鈴鹿、下は笛の筥、海部を飾く、小水龍笛二ノ(狛犬)拍子四を置く、又禁服秘抄に、西うしろの障子にそへて、三間に置物の机をたつ、北の机を立、北の机には樂器を置く、上に琵琶(玄上)其端に北方に笛の箱、

オキモノ

オキモノノツケ

清涼殿の御厨子の左右にある机を云ふ、左の机には銀櫃を置き、右には式の筥を置く、江次第に、左右各立置物机(各垂、總平文歟)と見えたり、

オキモノノミツシ

置物御厨子

内裡清涼殿の御帳の後と、第四間の奥とに据ゑたる御厨子棚を云ふ、二脚ありて上中下三段とし、上は支桌、中は鈴鹿、下は笛の筥、海部を飾く、小水龍笛二ノ(狛犬)拍子四を置く、又禁服秘抄に、西うしろの障子にそへて、三間に置物の机をたつ、北の机を立、北の机には樂器を置く、上に琵琶(玄上)其端に北方に笛の箱、

オキメ

オキモ

オクイ

オキモノ

御清間

江戸時代に於ける將軍家大奥の居間の名、二箇所あり、(一)御納戸の西に接す、平生は御臺所御兩親の位牌を安置し、御臺所毎朝拜ある所なれども、分曉又は婚禮の夜に入寢の時、臺目の役人臺目の法を修する處なり、又其南に室を接して御清の間あり、此所には平生信仰の鬼子母神などを祭る、二間あり、大なるは二十疊敷なり、西北隅に佛壇あり、其中西の方一半は間口九尺奥行三尺にて、北の一半は間口六尺奥行四尺餘、孰も板敷なり、入口は一段高く(三尺許り)敷居を設けて之に腰板にて黒塗本骨の障子を箝む、敷居の下は貼付けなり、障子内には錦襪の戸帳を絞り上げ、黒塗の壇を設けて之に位牌を安置す、佛間の四面の貼付は一切

オキモノ

御清間

江戸時代に於ける將軍家大奥の居間の名、二箇所あり、(一)御納戸の西に接す、平生は御臺所御兩親の位牌を安置し、御臺所毎朝拜ある所なれども、分曉又は婚禮の夜に入寢の時、臺目の役人臺目の法を修する處なり、又其南に室を接して御清の間あり、此所には平生信仰の鬼子母神などを祭る、二間あり、大なるは二十疊敷なり、西北隅に佛壇あり、其中西の方一半は間口九尺奥行三尺にて、北の一半は間口六尺奥行四尺餘、孰も板敷なり、入口は一段高く(三尺許り)敷居を設けて之に腰板にて黒塗本骨の障子を箝む、敷居の下は貼付けなり、障子内には錦襪の戸帳を絞り上げ、黒塗の壇を設けて之に位牌を安置す、佛間の四面の貼付は一切

オキモノ

御清間

江戸時代に於ける將軍家大奥の居間の名、二箇所あり、(一)御納戸の西に接す、平生は御臺所御兩親の位牌を安置し、御臺所毎朝拜ある所なれども、分曉又は婚禮の夜に入寢の時、臺目の役人臺目の法を修する處なり、又其南に室を接して御清の間あり、此所には平生信仰の鬼子母神などを祭る、二間あり、大なるは二十疊敷なり、西北隅に佛壇あり、其中西の方一半は間口九尺奥行三尺にて、北の一半は間口六尺奥行四尺餘、孰も板敷なり、入口は一段高く(三尺許り)敷居を設けて之に腰板にて黒塗本骨の障子を箝む、敷居の下は貼付けなり、障子内には錦襪の戸帳を絞り上げ、黒塗の壇を設けて之に位牌を安置す、佛間の四面の貼付は一切

オキモノ

御清間

江戸時代に於ける將軍家大奥の居間の名、二箇所あり、(一)御納戸の西に接す、平生は御臺所御兩親の位牌を安置し、御臺所毎朝拜ある所なれども、分曉又は婚禮の夜に入寢の時、臺目の役人臺目の法を修する處なり、又其南に室を接して御清の間あり、此所には平生信仰の鬼子母神などを祭る、二間あり、大なるは二十疊敷なり、西北隅に佛壇あり、其中西の方一半は間口九尺奥行三尺にて、北の一半は間口六尺奥行四尺餘、孰も板敷なり、入口は一段高く(三尺許り)敷居を設けて之に腰板にて黒塗本骨の障子を箝む、敷居の下は貼付けなり、障子内には錦襪の戸帳を絞り上げ、黒塗の壇を設けて之に位牌を安置す、佛間の四面の貼付は一切

オキモノ

御清間

江戸時代に於ける將軍家大奥の居間の名、二箇所あり、(一)御納戸の西に接す、平生は御臺所御兩親の位牌を安置し、御臺所毎朝拜ある所なれども、分曉又は婚禮の夜に入寢の時、臺目の役人臺目の法を修する處なり、又其南に室を接して御清の間あり、此所には平生信仰の鬼子母神などを祭る、二間あり、大なるは二十疊敷なり、西北隅に佛壇あり、其中西の方一半は間口九尺奥行三尺にて、北の一半は間口六尺奥行四尺餘、孰も板敷なり、入口は一段高く(三尺許り)敷居を設けて之に腰板にて黒塗本骨の障子を箝む、敷居の下は貼付けなり、障子内には錦襪の戸帳を絞り上げ、黒塗の壇を設けて之に位牌を安置す、佛間の四面の貼付は一切

オキモノ

御清間

江戸時代に於ける將軍家大奥の居間の名、二箇所あり、(一)御納戸の西に接す、平生は御臺所御兩親の位牌を安置し、御臺所毎朝拜ある所なれども、分曉又は婚禮の夜に入寢の時、臺目の役人臺目の法を修する處なり、又其南に室を接して御清の間あり、此所には平生信仰の鬼子母神などを祭る、二間あり、大なるは二十疊敷なり、西北隅に佛壇あり、其中西の方一半は間口九尺奥行三尺にて、北の一半は間口六尺奥行四尺餘、孰も板敷なり、入口は一段高く(三尺許り)敷居を設けて之に腰板にて黒塗本骨の障子を箝む、敷居の下は貼付けなり、障子内には錦襪の戸帳を絞り上げ、黒塗の壇を設けて之に位牌を安置す、佛間の四面の貼付は一切

オキモノ

御清間

江戸時代に於ける將軍家大奥の居間の名、二箇所あり、(一)御納戸の西に接す、平生は御臺所御兩親の位牌を安置し、御臺所毎朝拜ある所なれども、分曉又は婚禮の夜に入寢の時、臺目の役人臺目の法を修する處なり、又其南に室を接して御清の間あり、此所には平生信仰の鬼子母神などを祭る、二間あり、大なるは二十疊敷なり、西北隅に佛壇あり、其中西の方一半は間口九尺奥行三尺にて、北の一半は間口六尺奥行四尺餘、孰も板敷なり、入口は一段高く(三尺許り)敷居を設けて之に腰板にて黒塗本骨の障子を箝む、敷居の下は貼付けなり、障子内には錦襪の戸帳を絞り上げ、黒塗の壇を設けて之に位牌を安置す、佛間の四面の貼付は一切

オキモノ

御清間

江戸時代に於ける將軍家大奥の居間の名、二箇所あり、(一)御納戸の西に接す、平生は御臺所御兩親の位牌を安置し、御臺所毎朝拜ある所なれども、分曉又は婚禮の夜に入寢の時、臺目の役人臺目の法を修する處なり、又其南に室を接して御清の間あり、此所には平生信仰の鬼子母神などを祭る、二間あり、大なるは二十疊敷なり、西北隅に佛壇あり、其中西の方一半は間口九尺奥行三尺にて、北の一半は間口六尺奥行四尺餘、孰も板敷なり、入口は一段高く(三尺許り)敷居を設けて之に腰板にて黒塗本骨の障子を箝む、敷居の下は貼付けなり、障子内には錦襪の戸帳を絞り上げ、黒塗の壇を設けて之に位牌を安置す、佛間の四面の貼付は一切

オキモノ

御清間

江戸時代に於ける將軍家大奥の居間の名、二箇所あり、(一)御納戸の西に接す、平生は御臺所御兩親の位牌を安置し、御臺所毎朝拜ある所なれども、分曉又は婚禮の夜に入寢の時、臺目の役人臺目の法を修する處なり、又其南に室を接して御清の間あり、此所には平生信仰の鬼子母神などを祭る、二間あり、大なるは二十疊敷なり、西北隅に佛壇あり、其中西の方一半は間口九尺奥行三尺にて、北の一半は間口六尺奥行四尺餘、孰も板敷なり、入口は一段高く(三尺許り)敷居を設けて之に腰板にて黒塗本骨の障子を箝む、敷居の下は貼付けなり、障子内には錦襪の戸帳を絞り上げ、黒塗の壇を設けて之に位牌を安置す、佛間の四面の貼付は一切

オキモノ

御清間

江戸時代に於ける將軍家大奥の居間の名、二箇所あり、(一)御納戸の西に接す、平生は御臺所御兩親の位牌を安置し、御臺所毎朝拜ある所なれども、分曉又は婚禮の夜に入寢の時、臺目の役人臺目の法を修する處なり、又其南に室を接して御清の間あり、此所には平生信仰の鬼子母神などを祭る、二間あり、大なるは二十疊敷なり、西北隅に佛壇あり、其中西の方一半は間口九尺奥行三尺にて、北の一半は間口六尺奥行四尺餘、孰も板敷なり、入口は一段高く(三尺許り)敷居を設けて之に腰板にて黒塗本骨の障子を箝む、敷居の下は貼付けなり、障子内には錦襪の戸帳を絞り上げ、黒塗の壇を設けて之に位牌を安置す、佛間の四面の貼付は一切

オキモノ

御清間

江戸時代に於ける將軍家大奥の居間の名、二箇所あり、(一)御納戸の西に接す、平生は御臺所御兩親の位牌を安置し、御臺所毎朝拜ある所なれども、分曉又は婚禮の夜に入寢の時、臺目の役人臺目の法を修する處なり、又其南に室を接して御清の間あり、此所には平生信仰の鬼子母神などを祭る、二間あり、大なるは二十疊敷なり、西北隅に佛壇あり、其中西の方一半は間口九尺奥行三尺にて、北の一半は間口六尺奥行四尺餘、孰も板敷なり、入口は一段高く(三尺許り)敷居を設けて之に腰板にて黒塗本骨の障子を箝む、敷居の下は貼付けなり、障子内には錦襪の戸帳を絞り上げ、黒塗の壇を設けて之に位牌を安置す、佛間の四面の貼付は一切

オキモノ

御清間

江戸時代に於ける將軍家大奥の居間の名、二箇所あり、(一)御納戸の西に接す、平生は御臺所御兩親の位牌を安置し、御臺所毎朝拜ある所なれども、分曉又は婚禮の夜に入寢の時、臺目の役人臺目の法を修する處なり、又其南に室を接して御清の間あり、此所には平生信仰の鬼子母神などを祭る、二間あり、大なるは二十疊敷なり、西北隅に佛壇あり、其中西の方一半は間口九尺奥行三尺にて、北の一半は間口六尺奥行四尺餘、孰も板敷なり、入口は一段高く(三尺許り)敷居を設けて之に腰板にて黒塗本骨の障子を箝む、敷居の下は貼付けなり、障子内には錦襪の戸帳を絞り上げ、黒塗の壇を設けて之に位牌を安置す、佛間の四面の貼付は一切

オキモノ

御清間

江戸時代に於ける將軍家大奥の居間の名、二箇所あり、(一)御納戸の西に接す、平生は御臺所御兩親の位牌を安置し、御臺所毎朝拜ある所なれども、分曉又は婚禮の夜に入寢の時、臺目の役人臺目の法を修する處なり、又其南に室を接して御清の間あり、此所には平生信仰の鬼子母神などを祭る、二間あり、大なるは二十疊敷なり、西北隅に佛壇あり、其中西の方一半は間口九尺奥行三尺にて、北の一半は間口六尺奥行四尺餘、孰も板敷なり、入口は一段高く(三尺許り)敷居を設けて之に腰板にて黒塗本骨の障子を箝む、敷居の下は貼付けなり、障子内には錦襪の戸帳を絞り上げ、黒塗の壇を設けて之に位牌を安置す、佛間の四面の貼付は一切

オキモノ

御清間

江戸時代に於ける將軍家大奥の居間の名、二箇所あり、(一)御納戸の西に接す、平生は御臺所御兩親の位牌を安置し、御臺所毎朝拜ある所なれども、分曉又は婚禮の夜に入寢の時、臺目の役人臺目の法を修する處なり、又其南に室を接して御清の間あり、此所には平生信仰の鬼子母神などを祭る、二間あり、大なるは二十疊敷なり、西北隅に佛壇あり、其中西の方一半は間口九尺奥行三尺にて、北の一半は間口六尺奥行四尺餘、孰も板敷なり、入口は一段高く(三尺許り)敷居を設けて之に腰板にて黒塗本骨の障子を箝む、敷居の下は貼付けなり、障子内には錦襪の戸帳を絞り上げ、黒塗の壇を設けて之に位牌を安置す、佛間の四面の貼付は一切

オキモノ

御清間

江戸時代に於ける將軍家大奥の居間の名、二箇所あり、(一)御納戸の西に接す、平生は御臺所御兩親の位牌を安置し、御臺所毎朝拜ある所なれども、分曉又は婚禮の夜に入寢の時、臺目の役人臺目の法を修する處なり、又其南に室を接して御清の間あり、此所には平生信仰の鬼子母神などを祭る、二間あり、大なるは二十疊敷なり、西北隅に佛壇あり、其中西の方一半は間口九尺奥行三尺にて、北の一半は間口六尺奥行四尺餘、孰も板敷なり、入口は一段高く(三尺許り)敷居を設けて之に腰板にて黒塗本骨の障子を箝む、敷居の下は貼付けなり、障子内には錦襪の戸帳を絞り上げ、黒塗の壇を設けて之に位牌を安置す、佛間の四面の貼付は一切

オキモノ

御清間

江戸時代に於ける將軍家大奥の居間の名、二箇所あり、(一)御納戸の西に接す、平生は御臺所御兩親の位牌を安置し、御臺所毎朝拜ある所なれども、分曉又は婚禮の夜に入寢の時、臺目の役人臺目の法を修する處なり、又其南に室を接して御清の間あり、此所には平生信仰の鬼子母神などを祭る、二間あり、大なるは二十疊敷なり、西北隅に佛壇あり、其中西の方一半は間口九尺奥行三尺にて、北の一半は間口六尺奥行四尺餘、孰も板敷なり、入口は一段高く(三尺許り)敷居を設けて之に腰板にて黒塗本骨の障子を箝む、敷居の下は貼付けなり、障子内には錦襪の戸帳を絞り上げ、黒塗の壇を設けて之に位牌を安置す、佛間の四面の貼付は一切

オキモノ

御清間

江戸時代に於ける將軍家大奥の居間の名、二箇所あり、(一)御納戸の西に接す、平生は御臺所御兩親の位牌を安置し、御臺所毎朝拜ある所なれども、分曉又は婚禮の夜に入寢の時、臺目の役人臺目の法を修する處なり、又其南に室を接して御清の間あり、此所には平生信仰の鬼子母神などを祭る、二間あり、大なるは二十疊敷なり、西北隅に佛壇あり、其中西の方一半は間口九尺奥行三尺にて、北の一半は間口六尺奥行四尺餘、孰も板敷なり、入口は一段高く(三尺許り)敷居を設けて之に腰板にて黒塗本骨の障子を箝む、敷居の下は貼付けなり、障子内には錦襪の戸帳を絞り上げ、黒塗の壇を設けて之に位牌を安置す、佛間の四面の貼付は一切

オキモノ

御清間

江戸時代に於ける將軍家大奥の居間の名、二箇所あり、(一)御納戸の西に接す、平生は御臺所御兩親の位牌を安置し、御臺所毎朝拜ある所なれども、分曉又は婚禮の夜に入寢の時、臺目の役人臺目の法を修する處なり、又其南に室を接して御清の間あり、此所には平生信仰の鬼子母神などを祭る、二間あり、大なるは二十疊敷なり、西北隅に佛壇あり、其中西の方一半は間口九尺奥行三尺にて、北の一半は間口六尺奥行四尺餘、孰も板敷なり、入口は一段高く(三尺許り)敷居を設けて之に腰板にて黒塗本骨の障子を箝む、敷居の下は貼付けなり、障子内には錦襪の戸帳を絞り上げ、黒塗の壇を設けて之に位牌を安置す、佛間の四面の貼付は一切

オキモノ

御清間

江戸時代に於ける將軍家大奥の居間の名、二箇所あり、(一)御納戸の西に接す、平生は御臺所御兩親の位牌を安置し、御臺所毎朝拜ある所なれども、分曉又は婚禮の夜に入寢の時、臺目の役人臺目の法を修する處なり、又其南に室を接して御清の間あり、此所には平生信仰の鬼子母神などを祭る、二間あり、大なるは二十疊敷なり、西北隅に佛壇あり、其中西の方一半は間口九尺奥行三尺にて、北の一半は間口六尺奥行四尺餘、孰も板敷なり、入口は一段高く(三尺許り)敷居を設けて之に腰板にて黒塗本骨の障子を箝む、敷居の下は貼付けなり、障子内には錦襪の戸帳を絞り上げ、黒塗の壇を設けて之に位牌を安置す、佛間の四面の貼付は一切

オキモノ

御清間

江戸時代に於ける將軍家大奥の居間の名、二箇所あり、(一)御納戸の西に接す、平生は御臺所御兩親の位牌を安置し、御臺所毎朝拜ある所なれども、分曉又は婚禮の夜に入寢の時、臺目の役人臺目の法を修する處なり、又其南に室を接して御清の間あり、此所には平生信仰の鬼子母神などを祭る、二間あり、大なるは二十疊敷なり、西北隅に佛壇あり、其中西の方一半は間口九尺奥行三尺にて、北の一半は間口六尺奥行四尺餘、孰も板敷なり、入口は一段高く(三尺許り)敷居を設けて之に腰板にて黒塗本骨の障子を箝む、敷居の下は貼付けなり、障子内には錦襪の戸帳を絞り上げ、黒塗の壇を設けて之に位牌を安置す、佛間の四面の貼付は一切

オキモノ

御清間

江戸時代に於ける將軍家大奥の居間の名、二箇所あり、(一)御納戸の西に接す、平生は御臺所御兩親の位牌を安置し、御臺所毎朝拜ある所なれども、分曉又は婚禮の夜に入寢の時、臺目の役人臺目の法を修する處なり、又其南に室を接して御清の間あり、此所には平生信仰の鬼子母神などを祭る、二間あり、大なるは二十疊敷なり、西北隅に佛壇あり、其中西の方一半は間口九尺奥行三尺にて、北の一半は間口六尺奥行四尺餘、孰も板敷なり、入口は一段高く(三尺許り)敷居を設けて之に腰板にて黒塗本骨の障子を箝む、敷居の下は貼付けなり、障子内には錦襪の戸帳を絞り上げ、黒塗の壇を設けて之に位牌を安置す、佛間の四面の貼付は一切

オクイ

となる。又同時に奥右筆を置く、天明八年十二月見習四人を置く、右筆(イワヒツ)表右筆(オモテイワヒツ)参看(明良帶録、吏徴、官制沿革略史)

オクイシ

診候並に醫藥を掌る、法印若くは法眼に叙す、二十人内外あり(四九は別に其員あり)若年寄の支配に属す、二百俵高、番料二百俵なり、世襲の家のみならず、技術に精しき藩醫及び市中より拔擢せらるるもあり

オクガキ

奥書 書物の末に、其書の傳來由來等を記したる文を云ふ、書後とも云ふ(貞丈雜記)いふ、コシヤウを見よ、

オクコシヤウ

奥小性 奥勤めせる小性をいふ、コシヤウを見よ、

オクゴゼンシヨ

奥御膳所 江戸幕府江戸城大奥の居間の名、溜所の北に在り、將軍大奥へ御成の時、御膳所を調進する所、彼の中奥より送り越す料理の品を此所にて受取り、獻立して膳部を調進し將軍に進む、江戸城(エドヅヤウ)の挿繪大奥の部参看(千代田城大奥)

オクゴゼンシヨダイドコロガシラ

御膳所臺所頭 江戸幕府の職名、大奥の御膳所にて庖厨の事を統へ掌る、若年寄の支配にて高二百俵、役料百俵を給す、席は焼火間とす、其支配の下に組頭あり、其組のものを統へ掌る、高持扶持七十俵、役金十兩を給す(明良帶録)

オクシユシヤ

奥儒者 江戸幕府の職名、將軍侍講の職、若年寄の所管なり(世襲)初

オクチヨチユウ

奥女中 江戸將軍家及び諸侯の奥向に仕へたる婦人をいふ、御殿女中ともいふ、家々に因りて女中の役名及び人員異なるが、今幕府の分を記せば左の如し(千代田城大奥、大奥女中)

上

- 三 御年寄 七 中年寄 二
- 御客會釋 五 御中 八 御坊主 四
- 御小性 二 御錠口詰 二 表 使 七
- 御次頭 二 御次 次 七 御祐筆頭 二
- 御祐筆 五 御錠口衆 七 御錠口助 二
- 御切手 四 奥服ノ間頭 一 御三ノ間頭 一
- 奥服ノ間 一 御廣座敷詰 一

(以上御臺所の御目見を許さる者)

御末頭

- 二 御三ノ間 一 御仲居 六
- 御火ノ番 一 三 御使番 一 三 御末 五
- 御犬小供 二 〇 (以上御目見以下)

尙ほ、將軍附女中なるもの別にあれど、御臺所附の者と役名及び人員に異りなし、

ヲグツ

麻鞋 沓の一種、麻にて作りたるもの、延喜式に、凡除著靴之外、通著麻鞋と、西宮記裝束の條に、手振走襪之所用とみえたり、

オクツキ

奥津城 墳墓をいふ、奥ツ城の義なり、書紀に丘墓を訓めり、萬葉集に奥津城、奥城、奥禰とも書す、古事記傳に、奥津城、萬葉に多く見えて入を葬せる處を云ふ、天智紀に丘墓とあり、奥とは地下を云なりとあり、

オクツトメ

奥勤 江戸幕府の時、奥に出仕する者をいふ、奥勤に出仕する者は、人選によりて出づ、蟻の燒藻にも、何百人にても、一統に若年寄の室に於て吟味し、宜しかるべき者を六七十人すぐりて、後ち御側御用取次衆にて能々選み、又すぐりて三

オクチ

オクツ

オクダ

め特に此職を置かず、明暦以來、林氏世々奥詰を以て侍講を攝す、享保中、奥坊主成島信通文學あり、侍講の命を承く、曾孫直直まで此職を襲ぐ、二人あり、二百俵高にして、役料二百俵を給す(官制沿革略史)

オクダエイセン

奥田頴川 名諱名は庸徳、通稱は茂右衛門、また陸方山と號す、享和年中京師五條大黒町に住し、海老清に從て陶法を學び、好て唐山の古陶器を撰す、其門より木米、龜助、嘉助の徒いづ、攝津三田の青磁窯を開くや其師を聘せんとて、頼川に謀る、頼川龜助を遣はす、初め木米自ら行かんことを請ふ、頼川きかずして曰く、子を遣はさば三田青磁古器に紛れんと、木米後ち果して染付青磁を研究し、唐山の製に勝る法を開けり、名人の先見たがはざるを知るべし、文化八年四月二十七日歿す、年五十九(工藝錄)

オクダニハ

奥谷派 時宗の一派、宗祖の弟子心阿、伊豫奥谷寶嚴寺に住して法雨を注ぐ者を稱す、今は本宗に還歸して派名を廢す、時宗(シシユウ)参看(日本佛教史綱、佛教各宗綱要)

オクダヒラウチ

奥平氏(豊前中津) 姓は平氏、其先貞後上野國住人、後ち三河に移りて作手の地を領し、子孫傳へて貞能に至る、或は云ふ、村上天皇皇子具平親王の裔、赤松則景關東に下り、源賴朝に仕へ、其二男氏行秩父の一族兒玉が聲となり、未流上野國奥平郷に住す、依て氏とす、又一説に、兒玉貞政三河國奥平地に居るを以て家號とす、共に信じ難き説なり、貞能子信昌徳川家康に仕ふ、天正三年二月家康武田勝頼を取りて長篠城を取るや、信昌に賜ひ、女龜姫を信昌に嫁す、尋で長篠、田嶺、吉良、田原等の地を賜ふ、後ち慶長五年關ヶ原戰後京都守護となる、六年二月美濃加納城を賜ひ十

オクニカフキ

於國歌舞伎 慶長の初年、出雲國の巫女お國といふ者の興行せる歌舞伎をいふ、歌舞伎(カブキ)参看、

オクニノジンシヤ

小國神社 國領遠江國周智郡一宮村五川(小國天神ともいふ、本國の一宮、今は國幣小社に列す)大穴幸運神(原)欽明天皇十六年本宮此地に出現、勅幣使を遣はして新宮を建て、小國宮と稱す、文武天皇大寶元年二月十八日舞樂十二段を授く、爾來毎年此日勅幣を奉じ、神事を勤め舞樂を行ふ、仁明天皇承和七年六月從五位下、清和天皇貞觀二年正月從四位下、十六年二月從四位上を賜ふ、後醍醐天皇建武の年勅使の例廢す、元龜三年九月徳川家康神端によりて堂宇を燒き、武田信玄と戦て大勝を得たり、後ち家臣に命じて新に造營せしめ、天正十一年十二月成りて遷宮す、其後歲月を経て、社殿大破す、元祿中に至り徳川綱吉の命により、本社本社末社を再建す、神領は昔は五ヶ郷なりしが、慶長八年田五百九十石の朱印を賜ふ、明治六年六月國幣小社に列す(神祇志料、遠江風土記傳、官國幣社一覽)

オクニモノ

御國物 江戸時代、田舎侍のことといふ、又地方の人を總ていふ稱呼、

オクヌノ

奥布 古へ陸奥國より織り出したる布をいふ、新六帖に、今は世にあるもまれなるおくのの、用ひられしは昔なりけり」と見え、又吾妻鏡

オクダ

萬石に封す、同年十二月家昌十二萬石を下野宇都宮城に封す、元和五年其子千福磨一萬石加賜、下總古河城に移る、八年八月宇都宮に復す、寛文八年三月昌能二萬石を削られ、出羽山形城に移封、貞享二年六月昌章又宇都宮に治す、元祿十年二月昌春丹後宮津城に移封、享保二年二月昌成一萬石加賜、豊前中津城に移封、合せて十萬石を領す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し伯爵を授けらる(藩翰譜、系圖要、徳川加除封録、家譜、華族譜)

昌俊

昌久 昌昌 昌勝 貞能 信昌 家昌 昌昌 昌能 昌章 昌成 昌敦 昌鹿 昌男 昌高 昌暢 昌猷 昌服 昌道

オクダヒラノフマサ

奥平信昌 名諱通稱九八郎、初名定昌、後ち信昌と改む、美作守と稱す、貞能の子、今川氏に屬す、天正元年父と共に徳川家康に歸し、爾來家臣となる、長篠城を賜ひて之に居す、三年武田勝頼大兵を率ゐて來り圍みしも、信昌能く城を守りて屈せず、茲に於て長篠の戦あり(ナガシノノタカカヒ)参看、大に勝頼の兵を敗る、織田信長其功を賞して偏諱を賜ひ、始めて信昌と改む、四年三河國新城に移り、尋で家康の女龜姫に配し、十六年叙爵して美作守と稱す、十八年家康關東に移るに及び、上野國小幡にて三萬石を賜ひ、宮崎城に住す、慶長五年關ヶ原の役に從ひ、戰終るの後、命によりて京師を守護し、六年二月美濃國加納城に轉じ、十萬石に封す、九月三男忠政に四萬石を分ち、七年致仕す、因て六萬石を忠政に與へ、忠政が領せる四萬石を以て養老の料となす、元和元年三月十

オクノテ

奥手 左の手を云ふ、萬葉集に、香妹はくしろに有なん左手の奥手に纏ていなましを、古事記傳に、左の御手纏になれる三神には奥と云ひ、右の御手纏になれる三神には邊と云ふとあり、後世俗に祕策を云ふ、蓋し劍術の奥の手より轉ぜしものならむ、信世の句に、山々は奥の手を出す蔵かなとあり、

オクバウス

奥坊主 江戸幕府の時、奥向の雜事に給使す、皆剃髮にて世襲とす、其數百三十人、二十俵二人扶持高、役料二人扶持〇組頭二人あり、坊主を支配し、高五十俵を給す(明良帶録)

オクバウスクミガシラ

奥坊主組頭 奥坊主(オクバウス)を見よ、

オクパンヤク

奥番役 江戸幕府の時、銀座の役名、鑄造濟の丁銀を酢頭役より請取、當日吹方の出来高、丁銀の員數を合せて、銀座筋役の者と相届くることを掌る、銀座の手代之を勤む(金銀吹替次第)

オクヒバン

奥火番 江戸幕府大奥の火の番を掌る、晝夜各局女中の部屋を巡回す、留守居の支配にて八十俵扶持持高、焼火間詰とす、寛永十六年十月始めて九人を置く、寛政四年三月、勤向には、御廣敷番頭の差圖を受け、身分に關しては組頭の差圖を受くべきを達す〇又西丸奥火番は、慶安三年八月始めて十六人を置く(吏徴)

オクムラマサノフ

奥村政信 通稱源六、名は政信、文角、志道軒、芳月堂、丹鳥齋等の號あり、江戸通鹽町に居住して書肆を業とす、鳥居清信の門に入りて浮世繪を學び出藍の譽あり、また好みて鐘爐を繪き妙を極む、而して當時流行せ

オクノ

オクム

オクチヨチユウ

奥女中 江戸將軍家及び諸侯の奥向に仕へたる婦人をいふ、御殿女中ともいふ、家々に因りて女中の役名及び人員異なるが、今幕府の分を記せば左の如し(千代田城大奥、大奥女中)

上

- 三 御年寄 七 中年寄 二
- 御客會釋 五 御中 八 御坊主 四
- 御小性 二 御錠口詰 二 表 使 七
- 御次頭 二 御次 次 七 御祐筆頭 二
- 御祐筆 五 御錠口衆 七 御錠口助 二
- 御切手 四 奥服ノ間頭 一 御三ノ間頭 一
- 奥服ノ間 一 御廣座敷詰 一

(以上御臺所の御目見を許さる者)

御末頭

- 二 御三ノ間 一 御仲居 六
- 御火ノ番 一 三 御使番 一 三 御末 五
- 御犬小供 二 〇 (以上御目見以下)

尙ほ、將軍附女中なるもの別にあれど、御臺所附の者と役名及び人員に異りなし、

ヲグツ

麻鞋 沓の一種、麻にて作りたるもの、延喜式に、凡除著靴之外、通著麻鞋と、西宮記裝束の條に、手振走襪之所用とみえたり、

オクツキ

奥津城 墳墓をいふ、奥ツ城の義なり、書紀に丘墓を訓めり、萬葉集に奥津城、奥城、奥禰とも書す、古事記傳に、奥津城、萬葉に多く見えて入を葬せる處を云ふ、天智紀に丘墓とあり、奥とは地下を云なりとあり、

オクツトメ

奥勤 江戸幕府の時、奥に出仕する者をいふ、奥勤に出仕する者は、人選によりて出づ、蟻の燒藻にも、何百人にても、一統に若年寄の室に於て吟味し、宜しかるべき者を六七十人すぐりて、後ち御側御用取次衆にて能々選み、又すぐりて三

オクチ

オクツ

オクダ

め特に此職を置かず、明暦以來、林氏世々奥詰を以て侍講を攝す、享保中、奥坊主成島信通文學あり、侍講の命を承く、曾孫直直まで此職を襲ぐ、二人あり、二百俵高にして、役料二百俵を給す(官制沿革略史)

オクダエイセン

奥田頴川 名諱名は庸徳、通稱は茂右衛門、また陸方山と號す、享和年中京師五條大黒町に住し、海老清に從て陶法を學び、好て唐山の古陶器を撰す、其門より木米、龜助、嘉助の徒いづ、攝津三田の青磁窯を開くや其師を聘せんとて、頼川に謀る、頼川龜助を遣はす、初め木米自ら行かんことを請ふ、頼川きかずして曰く、子を遣はさば三田青磁古器に紛れんと、木米後ち果して染付青磁を研究し、唐山の製に勝る法を開けり、名人の先見たがはざるを知るべし、文化八年四月二十七日歿す、年五十九(工藝錄)

オクダニハ

奥谷派 時宗の一派、宗祖の弟子心阿、伊豫奥谷寶嚴寺に住して法雨を注ぐ者を稱す、今は本宗に還歸して派名を廢す、時宗(シシユウ)参看(日本佛教史綱、佛教各宗綱要)

オクダヒラウチ

奥平氏(豊前中津) 姓は平氏、其先貞後上野國住人、後ち三河に移りて作手の地を領し、子孫傳へて貞能に至る、或は云ふ、村上天皇皇子具平親王の裔、赤松則景關東に下り、源賴朝に仕へ、其二男氏行秩父の一族兒玉が聲となり、未流上野國奥平郷に住す、依て氏とす、又一説に、兒玉貞政三河國奥平地に居るを以て家號とす、共に信じ難き説なり、貞能子信昌徳川家康に仕ふ、天正三年二月家康武田勝頼を取りて長篠城を取るや、信昌に賜ひ、女龜姫を信昌に嫁す、尋で長篠、田嶺、吉良、田原等の地を賜ふ、後ち慶長五年關ヶ原戰後京都守護となる、六年二月美濃加納城を賜ひ十

オクニカフキ

於國歌舞伎 慶長の初年、出雲國の巫女お國といふ者の興行せる歌舞伎をいふ、歌舞伎(カブキ)参看、

オクニノジンシヤ

小國神社 國領遠江國周智郡一宮村五川(小國天神ともいふ、本國の一宮、今は國幣小社に列す)大穴幸運神(原)欽明天皇十六年本宮此地に出現、勅幣使を遣はして新宮を建て、小國宮と稱す、文武天皇大寶元年二月十八日舞樂十二段を授く、爾來毎年此日勅幣を奉じ、神事を勤め舞樂を行ふ、仁明天皇承和七年六月從五位下、清和天皇貞觀二年正月從四位下、十六年二月從四位上を賜ふ、後醍醐天皇建武の年勅使の例廢す、元龜三年九月徳川家康神端によりて堂宇を燒き、武田信玄と戦て大勝を得たり、後ち家臣に命じて新に造營せしめ、天正十一年十二月成りて遷宮す、其後歲月を経て、社殿大破す、元祿中に至り徳川綱吉の命により、本社本社末社を再建す、神領は昔は五ヶ郷なりしが、慶長八年田五百九十石の朱印を賜ふ、明治六年六月國幣小社に列す(神祇志料、遠江風土記傳、官國幣社一覽)

オクニモノ

御國物 江戸時代、田舎侍のことといふ、又地方の人を總ていふ稱呼、

オクヌノ

奥布 古へ陸奥國より織り出したる布をいふ、新六帖に、今は世にあるもまれなるおくのの、用ひられしは昔なりけり」と見え、又吾妻鏡

オクヤ

る紅繪、漆畫、浮繪（遠景の奥深くみゆる様に畫きたりといへば、按ずるに洋式を用ひしなるべし）等を畫き始めたり、明和五年二月十一日歿す、年七十九（浮世繪類考、扶桑名畫傳、名人忌辰錄）

オクヤマジヤウ

奥山城 遠江國引佐郡奥山村字奥山○郭外三方、溝を構へ、中央の地方凡そ三十歩、原清元中元年奥山次郎朝藤の築きし處、子孫世々に居住す、延元元年宗貞親王、この城に據る、足利義輝の時、城主奥山因幡守命に應ぜず、城遂に陥る（遠江風土記傳）

オクヤマネリウ

奥山念流 修験者光明院行海が創めたる劍術の流派をいふ、念流より出づ、念流（ネンリウ）參看、

オクヨコメ

奥横目 江戸幕府の職名、奥勤する人の事務を監察することを掌る、ヨコメ參看、

オクラウチ

小倉氏 姓は藤原、公季流太政大臣西園寺公經より出づ、公經の次子、左大臣實雄の二子公雄始めて小倉と稱す、官權中納言正二位に至り、文永九年出家す、爾來子孫相繼ぎ、梅官大納言たり、明治に至り華族に列し子爵を授けらる（尊卑分脈、家譜、華族譜）

○公雄

實教 公衡 實名 公種 實右 季種 公右 季藤 公根 實爲 實起 公運 實躬 照季 季永 宣季 實季 兄季 豐季 輔季 長季 英季

オクラヲサメゼニカタ

御倉納錢方 舊名納錢一衆と稱す、一は市の意、舊國室町幕府の職名、都部の土倉役錢、酒屋役錢を納め、其倉の出入納を知り、市店の貨物を沙汰し、兼て大名諸家の禮

オクラ

儀（代替其他の事につき、柳營へ獻する錢を云ふ）、國役錢をも收藏す、概ね僧形にて、長を正實坊と云ふ、玉泉坊、定泉坊等代職となることもあり、法師の倉庫を預り沙汰せるは中古以來の例にて、源平盛衰記西光、西景が事を記したる條に、信西平治の亂に討れし時、武人共に出家して、左衛門入道は西光右衛門入道は西景とぞ申ける、二人ながら御藏の預にて猶召仕はれり」とあり、室町幕府は、これに倣ひしなるべし、後世豊臣氏の藏奉行、及び甲州の藏前衆にも法體の者多し、慶長の頃にも、僧侶が年貢收納を承し、こと見えたり、慶長幕府の時、正和申日吉神輿を改造す、京師の土藏一字に稅錢七百五十四を課す、又元亨四年觀山火あり、客人飯宮以下災に罹る、又土藏に課して作る、室町幕府納錢方の職掌並に胚胎す、建武以來式目追加、永享二年九月の令に、酒屋土倉關所事若有、如此關所、可被付納錢方一焉」とあり、納錢方の始めなり、明應中には、朝廷内侍所の御神樂、又節會の費用等、御倉玉泉坊より納る由、宣風卿記に見ゆ（龜川親元記、武家名目抄）

オクラコドネリ

御藏小倉人 小倉人（コドネリ）を見よ、

ラグラドノ

小倉殿 山城國葛野郡嵯峨村に在り、里内裏の一、もと兼明親王の居所なりし小倉宮の遺跡なるか詳かならず、後龜山天皇明德三年十月此所に移らせ給ひ、三十餘年居住し應永三十一年四月崩御あり（山城名勝志）

ラグラノシンノウ

小倉親王 兼明親王（カネアキラシンノウ）を見よ、

ラグラノミササキ

小倉院 嵯峨小倉院（サカノラグラノミササキ）を見よ、

ラグラノミヤ

小倉宮 「ラグラヤマ」を見よ、

ラグラ

ヲグラノミヤ 小倉宮 名蹟實名詳かならず、居處によりて小倉宮、小倉殿、小倉皇子等と稱す、後龜山天皇の皇子、華嚴南北合一の際、父天皇に從ひて嵯峨にありしが、正長元年稱光天皇大漸に及び、將軍足利義持が、兩統迭立の特約に背きて後花園天皇を擁立せるや、宮は其皇子教導を立つるの意ありしがゆゑ、大に違約を憤りて、伊勢に走り、北島滿雅に頼りて恢復を圖る、滿雅皇子を奉じて兵を擧げしも、利なくして戦死し、皇子は成を乞ひてまた嵯峨に歸る、將軍義教（是より先義持歿す）これを厚遇し、費用として年三萬疋を給與し、且つ其王子を猶子と爲して出家せしめ、勸修寺に入らしむ、教導是なり、其以後の歴史詳かならず○小倉宮の誰なるかは、今なほ疑問中にあり、或は眞泰親王なりとも、或は泰成親王なりとも稱し、いまだ定説を見ず、按ずるに、諸門跡教導の傳に、南方小倉宮（後村上天皇孫、後龜山天皇皇子）男とあれば、小倉宮が、後龜山天皇の皇子たるは疑なげれば、泰成親王なりとの説は信じがたし（親王は後村上天皇の皇子なり）而して眞泰親王なりとの説も、亦的證なしと雖も、起立系譜、南朝紹運圖、南山小譜、南山巡狩錄等皆此説に従へり、速断し得ざれども、小倉宮を以て、眞泰親王に擬せんこと或は當れるに近からんか（後龜山、野史、南朝の末路）

オクラモント

御藏門徒 名蹟江戸時代に行はれし邪法の一、土藏の中に於て行法を修むる一故に此名あり、原清實（實曆中一向宗御藏相傳）と唱へ、京師の間に大に行はれ、尋て江戸にても此法行はれて明和二年以後盛に廣まらる、當時江戸上横町に飯治方御用達小細工次郎兵衛といふ者あり、法義の爲

ラグラ

ラグリ

ラグリウチ

小栗氏 姓は平氏、大掾重幹の四子重宗、小栗五郎と稱し、常陸新治郡小栗保に築き居す、依て氏とす、三代重成、源頼朝に仕へて功あり、

オクリアシ

送足 江戸時代に、貴人の前に出づる時の足遣を云ふ、貞丈雜記に、其足遣は、太刀、目録、又盃、其外何にても持ちて參る時、御前の敷居際まで常の如く歩み來て片足を上げ、敷居を越えさうにして越えす、其足を引きてふみなほして扱敷居を越ゆるなり、是を送足と名けて専ら稽古する人あり、古は無き事にて、近來のはやり事なり、右の送足の體、貴人の方を足上げて蹴る様に見えて甚だ無禮なり云々と見えたり、

オクリアシ

送足 江戸時代に、貴人の前に出づる時の足遣を云ふ、貞丈雜記に、其足遣は、太刀、目録、又盃、其外何にても持ちて參る時、御前の敷居際まで常の如く歩み來て片足を上げ、敷居を越えさうにして越えす、其足を引きてふみなほして扱敷居を越ゆるなり、是を送足と名けて専ら稽古する人あり、古は無き事にて、近來のはやり事なり、右の送足の體、貴人の方を足上げて蹴る様に見えて甚だ無禮なり云々と見えたり、

オクリアシ

送足 江戸時代に、貴人の前に出づる時の足遣を云ふ、貞丈雜記に、其足遣は、太刀、目録、又盃、其外何にても持ちて參る時、御前の敷居際まで常の如く歩み來て片足を上げ、敷居を越えさうにして越えす、其足を引きてふみなほして扱敷居を越ゆるなり、是を送足と名けて専ら稽古する人あり、古は無き事にて、近來のはやり事なり、右の送足の體、貴人の方を足上げて蹴る様に見えて甚だ無禮なり云々と見えたり、

オクリアシ

送足 江戸時代に、貴人の前に出づる時の足遣を云ふ、貞丈雜記に、其足遣は、太刀、目録、又盃、其外何にても持ちて參る時、御前の敷居際まで常の如く歩み來て片足を上げ、敷居を越えさうにして越えす、其足を引きてふみなほして扱敷居を越ゆるなり、是を送足と名けて専ら稽古する人あり、古は無き事にて、近來のはやり事なり、右の送足の體、貴人の方を足上げて蹴る様に見えて甚だ無禮なり云々と見えたり、

オクリ

オクリ

オクリシヤウ

送狀 送文（オクリアミ）を見よ、

オクリシヤウ

小栗城 常陸國眞壁郡小栗村○一大岡丘にして面積大約四千坪、養川を貫ふ、土壘あり東北三重、南方五重、本城址方五六十間坪、大掾重義始めて小栗の地を食ひ築き居す、源頼朝滿重に至り上杉禪秀に與し地を失ふ、子助重嘉吉の役功あり舊地を復す、康正元年上杉時朝太田景仲、定利成氏と戦ひ破れて本城に據る、成氏自ら將として攻め之を陥れ、宇都宮綱家の臣をして守らしむ、天文二十一年結城政勝攻めて之を取り、多賀谷

オクリシヤウ

小栗城 常陸國眞壁郡小栗村○一大岡丘にして面積大約四千坪、養川を貫ふ、土壘あり東北三重、南方五重、本城址方五六十間坪、大掾重義始めて小栗の地を食ひ築き居す、源頼朝滿重に至り上杉禪秀に與し地を失ふ、子助重嘉吉の役功あり舊地を復す、康正元年上杉時朝太田景仲、定利成氏と戦ひ破れて本城に據る、成氏自ら將として攻め之を陥れ、宇都宮綱家の臣をして守らしむ、天文二十一年結城政勝攻めて之を取り、多賀谷

オクリシヤウ

小栗城 常陸國眞壁郡小栗村○一大岡丘にして面積大約四千坪、養川を貫ふ、土壘あり東北三重、南方五重、本城址方五六十間坪、大掾重義始めて小栗の地を食ひ築き居す、源頼朝滿重に至り上杉禪秀に與し地を失ふ、子助重嘉吉の役功あり舊地を復す、康正元年上杉時朝太田景仲、定利成氏と戦ひ破れて本城に據る、成氏自ら將として攻め之を陥れ、宇都宮綱家の臣をして守らしむ、天文二十一年結城政勝攻めて之を取り、多賀谷

オクリ

オクリ

ラクリソウタン

小栗宗丹 名蹟助重と云ひ、小二郎と稱す、宗基とも書す、出家して宗丹と號し、又自牧と號す、交滿重常陸小栗城に據り足利持氏に叛す、應永三十年持氏師を率ゐ來り攻め、一色詮秀城を屠らんとす、滿重勢屈して子助重をして從者と逃れしめ、自殺す、助重鎌倉權現堂に隠る、賊あり助重を殺し旅費を奪はんとす、故照女私に隠謀を告ぐ、助重逃れて藤澤道場に入る、永享六年幕府に訴へ詮秀を殺し、賊を屠り、照女を賞す、後ち京師相國寺に入り僧となる、晩年大徳寺に住す、好みて畫を作る、牧溪、玉潤、夏珪、馬遠の畫風を研究し終に深趣を得、諸く所山水人物草花鳥獸設色密畫共に秀潤鮮明、大に宋人の風あり、特に山水に長ず、煙雲變滅林泉點綴天成の趣あり、人物を畫くや、筆を用ふる磊落、花鳥を畫くや色を設くる稍々粗、筆蹟稀なるを以て、世人の珍翫周文に過ぐ、僧雪舟と名を齊くす、狩野正信就きて畫風を學ぶと云ふ、寛正五年正月歿す、年六十七（野史、扶桑名畫傳）

ラクリソウリツ

小栗宗梁 宗丹の男、畫家、父の教を受けて周文の畫法を得、妙手と稱せらる、胡人乗馬の圖及び馬の畫多し、李安忠の風骨あり、初め若狹小濱に住し、後ち京師大徳寺に寓す、文明中の人（扶桑名畫傳）

ラクリタダマサ

小栗忠順 通稱剛太郎、また又一といふ、名は忠順、叙爵して豊後守と稱し、後ち上野介と改む、忠高の子、安政四年使番となり、六年目付に轉じ、外國奉行新見正興、村垣範正と共に米國に航し、本條約を交換す、萬

ラグリ

ラグリ

オクリ

延元年歸朝し、其十一月外國奉行となる、文久二年露人が對馬に上陸して占領の事を行はんとするや、命を受けて之と交渉談判する所あり、事畢るの後函館に派遣を命ぜられしが、故ありて之を辭す、二年六月勘定奉行となり勝手方を勤む、爾來數回の罷免昇進枚舉に暇あらざれども、明治元年の春に至る六年の間は、常に勘定奉行勝手方を以て、町奉行、陸軍奉行、軍艦奉行等を兼任せり、明治元年の春職を辭して、采邑上野國群馬郡榑田村に歸り、農兵を訓練して、密に幕府の爲めに成す所あらんとす、事半にして官軍の捕ふる處となり、同年四月六日斬らる、忠順最も理財のことに長じ、殊に意を海陸の軍備に注ぎ、府庫耗竭の時に拘らず、巨萬の財を投じて吝む所なく、或は横須賀に造船廠を設け、或は佛國士官を聘して洋式に倣ひ、三兵を組織したるが如きは、皆其計畫せる所なり、又兵賦金納の制を創む、之を旗下無難の士に課して徵求せしなど、衆怨の歸する所となるをも顧みず、一意汲々として、國家の爲めに盡したるの功は、決して没すべからざるなり(幕末名士小傳)

オクリナ

諡 その人の死したる後に、追贈する名をいふ、又「イミナ」とも云ふ、大鏡に見えたり、諡に、國風諡と、漢風諡と二種あり、又天皇と臣下との別あり、天皇の國風諡は、文武天皇大寶三年、持統天皇を、大倭根子天之廣野日女尊と稱するを始めて、文武、聖武、光仁、桓武、平城、淳和と合せて七帝に過ぎず、孝謙天皇天平勝寶八年、聖武太上天皇崩す、勅して太上天皇出家佛に歸す、更に諡を奉らずと、是より國風の諡號廢す、漢風諡は、文武天皇大寶元年に制定す、漢土の制に倣へるを以て今日よりてかく名づく、公式令に、諡、義解に生時の行迹を果て死後の稱號となす、即ち天地を經緯するを文となし、

テケリ

亂を撥き正に反すを武となす類を云ふとあり、天平勝寶三年十一月、淡海御船、神武天皇以下を擁び奉りしな始めとす、而して諡號を奉らば、神武天皇以下桓武天皇迄(孝謙天皇を除く)また仁明、文德、光孝、崇徳、安德、顯徳(後鳥羽天皇の初號)順徳、仲恭、光格、光明天皇の五十九帝なり、此内諡號奉るを明記せしもの、聖武、光仁、崇徳、安德、顯徳、順徳の六天皇、又此内安德以下の三天皇は、院號の慣例に准じ、院號とも云ひて、普通の者と異なり、弘文、淳仁、仲恭は明治三年追上せられし所、又一帝二諡は、皇極天皇の再諡に齊明と稱せしが如し、孝謙天皇の再諡に、稱徳の號あれども、生前の尊號にて諡號にあらず、宇多天皇以後諡中絶す、孝格天皇天保十一年十二月之を再興し、先帝を尊て仁孝天皇と諡す、

オクリノナイシ

送内侍 先帝の内侍にして、更に新帝に奉仕するものを云ふ、凡て内侍は禪代の時には廢せらるゝものなるに、その内一兩人は新帝へ遣はし置きて、飢饉を新帝へ奉らす時に、此

テケハサマノタタカヒ

桶狭間戦 關原の桶狭間は、尾張國知多郡松岡町に屬し、鳴海より大高を経て参河以東に通ずる道上に在り、南方稍々閉塞なりと雖も、他の三面は皆丘陵起伏の地なり、其東北に田樂狭間(愛知郡大瀧村の内、今屋形狭間と稱す)と稱する處あり、延慶僅に一町内外に過ぎざる低地なり、桶狭間戦の勝敗を決したるは、この地なり、西南に丘陵を越えて桶狭間より大高に通じ、西は中島に、東は郎陵間を経て沓掛に通ず、正親町天皇永祿三年五月、今川義元、駿河遠江参河を併せ、勢甚だ盛なるを以て、京師に詣り足利將軍に謁して威名を揚げ、且つ沿海を併さんと欲し、兵を率ゐて發す、是より先、織田信長は今川氏の爲めに領邑の蠶食せらるゝを憂へ、鷲津以下の諸砦を築設して侵入に備へたり、同十九日義元の軍進で丸根(佐久間盛重之守る)鷲津(織田信平之守る)の諸砦を陥る、初め信長諸砦の急を聞くや、將士を清洲城に會して方略を謀す、老臣林通勝等曰く、東軍兵數四萬、我兵三千に滿たず、城に據りて拒ぎ、平野に戦ふべからずと、信長肯かすして曰く、宜く出て國境に戦ひ、此城に撃つべけんや死生は命なり、余が志決す、余と志を同うする者は從へと、十八日夜半、直に馬に鞭うちて城を出り、出で、其兵に告げて曰く、今禰殿に金革の音あり、蓋し神明の我を助くるなりと、衆爲めに大に奮ふ、善照寺砦に至りて三千人許を得たり、時に信長の將佐々政次、千秋季忠等、鳴海に於て今川の爲めに殺されしと聞き、大に怒り、直に本軍を以て敵に當らんとす、林通勝、池田信輝、柴田勝家等之を諫む、信長肯かす中島に移らんとす、適々梁田政綱の謀者來り告

ヲケガハドウノヨロヒ

桶皮胴鎧 鐵の一種、桶皮調は鐵の打ちのべにて桶の如く、袖草摺等なく、胸ばかりなるものを云ふ、後世は、袖、草摺等を付けて鐵に拵へて桶皮胴鎧と云ふ(貞丈雜記)

オケシヤウノマ

御化粧間 江戸城大奥の居間の名、御簾所が毎朝御化粧を爲す間なり、されども此處は、御化粧道具を以て填塞せられ、實際御簾戸にて御化粧せらるゝといへり、京間にて二十疊敷なり、西方は床、北及東方は襖、南方は障子を建て切る、床は長さ九尺、奥行三尺、薄疊を敷く、床柱には赤松を用ふ、透欄は墨欄にて、金地に梅の墨繪の小襖あり、疊は高麗縁にて襖及び小壁の貼付は金砂子地に金銀泥にて二葉葵を畫きしものなり、江戸城(エトシヤウ)の挿給大奥の部参看(千代田城大奥)

ヲケタルヤク

桶樽役 江戸幕府の時、江戸町町課役の一種、桶樽職に課したるものなり、昔は關八州の桶樽職のものには、一般に國役を勤むる定めなりしが、其時には桶樽井戸ケ輪の類を數多持ち出し、府下に賣捌ぐ故、府下の桶樽營業の隆となり、困難を來せし故に官に乞ふて國役は府下に居住するもの負擔し、國役は停められしなり、其後天和中に直役を廢して役錢となり、表店は一貫二百文、裡店及び手間取は六百文、弟子は三百文と定められ、その職のものに二十七組に分ち、組頭を置いて役錢を取收め、桶樽の用は組頭之を辨じたり、然るに寛政六年組頭を廢して、役錢は上納となり、桶樽類は惣て買上と改めらる、其後天保十三年又役錢を廢し、昔時の如く直役と定められたり(江戸會誌)

オケノワウ

億計王 仁賢天皇の御名、ニシケンテンラウシを見よ、

ヲケノワウ

弘計王 顯宗天皇の御名、ヲケ

ヲケハ

桶狭間戦 關原の桶狭間は、尾張國知多郡松岡町に屬し、鳴海より大高を経て参河以東に通ずる道上に在り、南方稍々閉塞なりと雖も、他の三面は皆丘陵起伏の地なり、其東北に田樂狭間(愛知郡大瀧村の内、今屋形狭間と稱す)と稱する處あり、延慶僅に一町内外に過ぎざる低地なり、桶狭間戦の勝敗を決したるは、この地なり、西南に丘陵を越えて桶狭間より大高に通じ、西は中島に、東は郎陵間を経て沓掛に通ず、正親町天皇永祿三年五月、今川義元、駿河遠江参河を併せ、勢甚だ盛なるを以て、京師に詣り足利將軍に謁して威名を揚げ、且つ沿海を併さんと欲し、兵を率ゐて發す、是より先、織田信長は今川氏の爲めに領邑の蠶食せらるゝを憂へ、鷲津以下の諸砦を築設して侵入に備へたり、同十九日義元の軍進で丸根(佐久間盛重之守る)鷲津(織田信平之守る)の諸砦を陥る、初め信長諸砦の急を聞くや、將士を清洲城に會して方略を謀す、老臣林通勝等曰く、東軍兵數四萬、我兵三千に滿たず、城に據りて拒ぎ、平野に戦ふべからずと、信長肯かすして曰く、宜く出て國境に戦ひ、此城に撃つべけんや死生は命なり、余が志決す、余と志を同うする者は從へと、十八日夜半、直に馬に鞭うちて城を出り、出で、其兵に告げて曰く、今禰殿に金革の音あり、蓋し神明の我を助くるなりと、衆爲めに大に奮ふ、善照寺砦に至りて三千人許を得たり、時に信長の將佐々政次、千秋季忠等、鳴海に於て今川の爲めに殺されしと聞き、大に怒り、直に本軍を以て敵に當らんとす、林通勝、池田信輝、柴田勝家等之を諫む、信長肯かす中島に移らんとす、適々梁田政綱の謀者來り告

オクリ

内侍等、手づから取りて近衛の中將に渡さる事は定まれる作法なり、之を送内侍といふ、此内侍は再び歸參して宮仕するを得ず(禁秘抄)

オクリアミ

送文 物を送り届ける場合に、其旨を記して送り主に與ふる狀を云ふ、また送狀ともいふ、吾妻鏡建久二年十一月二十二日の條に、公文所送文と見え、同三年十二月二十日の條にも、相模國吉田御庄御年貢送文事と見えたり、いま續寶簡集によりて、年貢送狀の體裁を左に示す、
奉納願瀨大年貢事
合四石五斗五升
右之内一石、定使參候、仍送狀如件、
天正十七
霜月六日 公文衆中
御同宿中 盛範(華押)

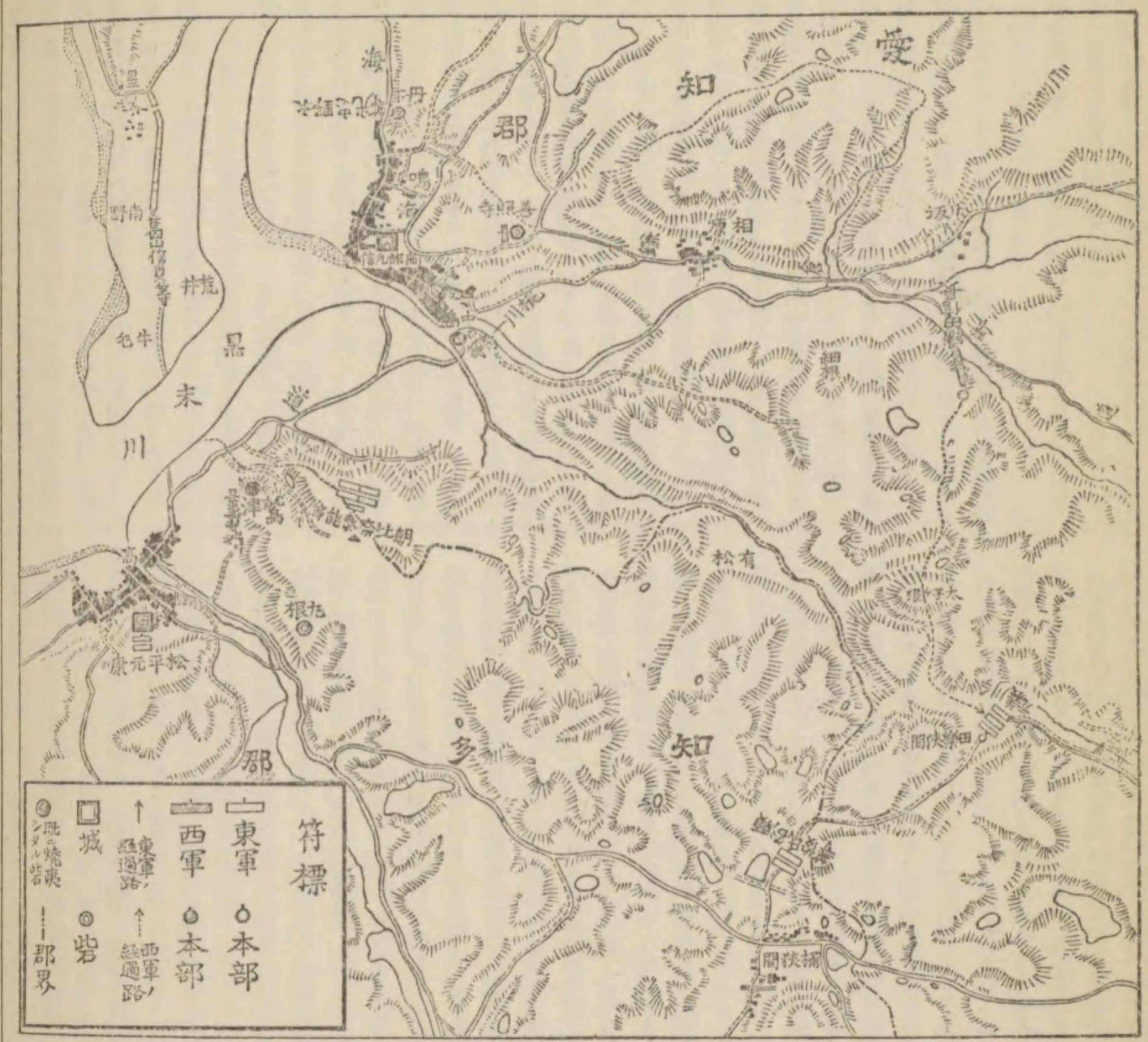
ヲケルマノニシキ

小車錦 錦の織文の名、黒地に黄糸を以て車を織り出したると、黄地に黒糸を以て車を織り出したるとを云ふ、書紀に云へる車形の錦は、即ちこれなり、新千載集、續古今集、夫木集などには小車の錦と見えたり(安齋隨筆)

オクノド

御黒戸 内裡の居間の名、大鏡に、藤壺上御局の黒戸、永昌記に、黒戸上御局に作る清涼殿の北、萩戸の北、瀧口戸の西に在り、光孝天皇即位の後、この間に於て佛事を修めらるゝ所となす、徒然草に、黒戸は小松の御門位につかせ給ひて、昔たゞ人におはしまし、とき、まさな事せさせ給ひしを忘れ給はて、當にいなませ給ける間也、御新にす、けたれば、黒戸といふとぞと見えたり、其居間の名の起知るべし(拾芥抄、徒然草、大内裡圖考證)

ヲケハ



ヲコエ

ヲコエ 嗚呼繪 貳畫の一種、比叡山無動寺の僧義清阿闍梨、嗚呼繪に巧みなりき、今昔物語に、此の阿闍梨は、嗚呼繪は筆つき□□に書けども、其は皆嗚呼繪の氣色なし、此阿闍梨の書たるは、筆差なく立たる様なれども、只一筆に書たるに心地の艶す見ゆるは、可咲き事限なし、然れども更に□□にては不書す、態と紙繼で書する人有れば、只物一つ許をぞ書ける、亦人書せければ端に弓射たる人の形を書て、奥の畢に的をなむ書たりける、中には箭の行形と思しくて、墨をなむ細く引渡しける云々と見えたり、

オコサシキ 御小座敷 江戸城大奥の居間の名、三箇所あり、(一)、御休息及び御清の間の北に在り、御寮所が若君姫君と御對面ある所にて、二間あり、東御小座敷の西の間は、御寮所の御用場なり、(二)、大納戸より廊下を経て一の廊あり、其東方に在るもの將軍御寮所の式日祝日に出張する所なり(三)第二の御小座敷の南廊下を曲折して十八間計の廊下を傳ひ、又西に向ひて行き詰まりし處に二構あり、其中央に御小座敷あり、將軍御成の節、御寮所若くはお中藤と御懸なる處なり、御次の間は當番の女中の控へ處なり、江戸城(エドジャウ)の挿繪大奥の部參看(千代田城大奥)

オコシタテ 御興立 「コシマテ」を見よ、

オコシヤウ 御小性 「コシヤウ」を見よ、

オコリデコバンシユウ 御小袖御番衆 「コソデバンシユウ」を見よ、

オコタリフミ 意文 意の過を諍ふる旨を記して、人に送るアママリ證文を云ふ、又意狀とも書く、字治拾遺に、かやうにのみやふにおこたりぶみをそへて云々あり、「タイシヤウ」を見よ、

オコトヲサメ 御事納 事始(コトハツメ)

ヲコト

ヲコト 平古止點 點圖(テング)を見よ、

ヲコトハジメ 御事始 物事を始むること、鎌倉時代には、幕府御事始、造營御事始、御所御事始などと、その始むべき物の名をつけていひたりしが、室町時代の申頃より、單に御事始とのみいふに至れり○又年中行事にもこの名あり、「コトハジメ」を見よ(武家名目抄)

オコナンド 御小納戸 「コナンド」を見よ、

オコビト 御小人 「コビト」を見よ、

オコビトメツケ 御小人目付 小人目付(コビトメツケ)を見よ、

オコフシノトリ 御琴鳥 江戸時代、御琴鳥(鷹場の内にて將軍親しく臨む所)にて得たる鳥をいふ、享保中より御琴の鶴を京都へ献上し始めたなりといふ、又御家門井に松平加賀守へは、三年目位にて御琴の鳥を遣はされ、連枝方、溜詰、譜代大名へは、七年目位に御琴の鳥の料理を賜はるといふ(青標)

ヲコホリノミヤ 小郡宮 孝徳天皇の皇居、又大郡宮と書す、攝津國東成郡大阪安國寺坂の北邊、天皇大化三年三月、此地に都す、書紀に、是歲壞小郡宮、天皇處小郡宮而定禮法こと見えたり、四年を経て、白雉二年十二月、新宮難波長柄豐碕宮に遷る(書紀、首府沿革論)

オコリ 瘡(ワラハヤミ)を見よ、

ヲサ 譯語(通事) 通譯官を云ふ、倭訓栞に、通事譯語などをよむは、もと譯語と見えたり、書紀に、百濟の人名に曰佐分屋と云ふあり、姓氏錄蕃別に、上曰佐、下曰佐等の姓あり、又修辭の義にや、書紀

オサカ

に譯語田と見えしを、和名録に他田と書しは他國の語を通するに據たる成るべし、他戸親王などのよみも同じ、今は通事を、音を以てつうじとよべりといへり、推古天皇十五年小野妹子を唐に遣はし、時、鞍作福利を通事となす、弘仁六年正月、太宰府に新羅譯語一人を置きたり、後漢漢語師、漢語生を置きたり、江戸時代には通事(通詞とも書す)と稱す、其支那語を通譯する者を唐通事といひ、慶長九年馮六を始めて之に任す(書紀、延喜式、和漢寄文、長崎志)

オサカツキタイリフギヤウ 御盃臺 折奉行 「サカツキダイリフギヤウ」を見よ、

オサカノウチノミササキ 押坂戸、陵 舒明天皇の御陵、大和國磯城郡城島村大字忍坂に在り、兆城東西九町、南北六町、陵戸三畑(延喜式、陵臺一覽、山陵志)

オサカノハカ 押坂墓 舒明天皇の母君田村皇女の墓○大和國磯城郡城島村大字忍坂、押坂内陵の域内に在り、守戸なし(延喜式、陵臺一覽)

オサカベノシンワウ 忍壁親王 續紀に刑部に作る、天武天皇の第九皇子、壬申の亂に天皇に從ひて東國に入る、九年詔を奉じて帝紀及び上古の事を撰す、十三年淨大參を授けられ、朱鳥元年封百戸を加へらる、文武天皇の四年勅を奉じて藤原不比等と律令を撰定し、後親王と爲り三品に叙せらる、大寶三年知太政官事となり、慶雲二年越前國の野一百町を賜はり、五月薨す(書紀、帝紀、律令等(大日本史))

オサカベヒラメ 刑部平目 平目を重ねてその上に漆を塗り研ぎ出したる蒔繪をいふ、徳川四代將軍の頃、刑部太郎なる者の發明したるものなり、因て此名あり、其人の傳詳かならず(蒔繪師傳、

オサキ

オサキテガシラ 御先手頭 御先手組の頭をいふ、「サキテガシラ」を見よ、

オサキテグミ 御先手組 「サキテグミ」を見よ、

ヲサキマサヨシ 尾崎雅嘉 名號字は有魚、通稱春藏、華陽、鹽月、傳古知今堂等の號あり、關西大阪の人、幼より學を好み諸家に就て學ぶ、最も漢學に精し、好て著述を爲す、博覽洽聞にして詠歌に名あり、其家書籍を驚ぐを業とす、故に和漢の群書涉獵せずといふことなし、雅嘉人と爲り謙遜篤實、苦學あり、平常人に謂て曰く、近年學者の弊として先達の説を辯駁するを主とし、唯自己の學識を世に示さんとして、謾りに新説を爲すこと將た如何ぞや、余は然らず學に志さんとするに階級あらんことを欲すと、されば氏の著す處凡て世に有益、常に學者の座右を去らず大に選錄せらる、又其和歌の如きも一家の風をなせり、文政十年十月三日歿す、年七十三、大阪口繩坂春陽軒に葬る(群書類目録、和漢群書作者目録、續異稱日本傳、皇朝事物博探、和歌めさ袋、古今集部言、掌中題林抄等(古學小傳、近世卅六家集畧傳、漢華草、慶長以來諸家著述目録)

オサクシハジメ 御作事始 事始(コトハツメ)を見よ、

オサクノカムリ 御幘冠 大嘗會、神嘗會、神今食等の神事に用ひ給ふ天子の御冠をいふ、裝束拾要抄に云、御神事の時、御幘として白き絹を以て無文の御冠の巾子を結ばせ給ふ云々、無文とは、羅



オサン—ヲサメ

け、一の職となる、日々お三の間以上の居間の掃除をなし、或は毎朝の湯水を差上げ、火鉢、煙草盆等を取扱ひ、又は年寄、中儀等の詰所の雑用を用途し、時に鳴物狂言の催しあらば、お次の女中と共に携び出さる、故に遊藝一通を心得置かねばならず極めて多忙なる役儀なり、藤高三石二人扶持、榮高七十、お三の間頭ありて三の間の取締を爲す、藤高七十三人扶持、合力金二十兩、榮高七十を給す(千代田城大奥、江戸會誌)

オサンノマコテン

御三間御殿

京都皇居内の御殿の名、御三間御殿、御學問所の北、常御殿の西南角より長廊を経て西し、右の所に在り、東西榮、檜皮葺、檜木造り、南面す、東を上段とす、十帖牀井に欄あり、次を中段とし、次を下段とす、共に十二帖半、南廂あり、外縁あり、高欄を施し、中央に木階を設く、東西及び北並に廊あり、磯地、總雲取砂子泥引極彩色にして、上段には大極殿朝賀の圖を寫す、其他賀茂祭、群參、駒引、花鳥人物等の圖あり、梁行五間半、桁行九間半、屋根葺下し、一間アハラ木舞物、兩妻破風等なり(安政造營誌、平安通志)

オサムラヒシユウ

御侍衆

ヲサムルツカサ

治部省

ヲサメ

長女(長目) 王朝時代、禁中にて雑用に使役せる婦人をいふ、卑しき役なり、うつば物語嵯峨院の巻に、われらいかなれば、なまめかばやうどのしりにたつらんとはらたつと見えたり、ヲサメヲツクルツカサ 修理職、ヲシユリシキを見よ、ヲサメドノ 納殿、後世の訛りに同じ、金銀、

オシ—オシイ

衣服、調度等のものを納れ置く所をいふ、禁中にては宜陽殿の内にあり、枕草子に、おさま殿に火燒屋をしてとり入る、そおかしけれ夫、集慈鎮の歌に、納殿のくるゝの妻戸押明て七夕つめにかすものやなにと見えたり、納戸(ナンド)參看(拾芥抄、家屋雜考)

オシ

御師 神職の名、祈禱のことを専ら掌る、御師は御祈師の意にて、もと僧侶の祈禱者を、師の坊又は御師と呼べ、るより轉じたるなり、伊勢神宮、石清水八幡宮、賀茂、松尾、平野、稻荷、春日、日吉、祇園、北野、吉田、御饗、今宮及びその他の諸社に各々御師あり、伊勢の御師は、多くは太夫と呼べり、其名は、吾妻鏡壽永三年正月三日の條に、依爲、年來御祈禱師、被付、權禰宣光親神主云々、古今著聞集に、賀茂の社司藤原重澄の賀茂神の社の師なること見え、弘安元年公卿勅使記に、御師と見えたる等尤も古きものなり(嬉遊笑覽、碩鼠漫筆、古事類苑神部)

オシ

押機 和名抄に、鼠一云鼠弓、於しと見えたり、今云ふ、オシシなり、踏めば覆り隨入て壓れて死する様に構へたるものなり、古事記神武天皇兄磯城を征する條に、作、押機、待時云々、押見、打而死と見え、書紀には踏機而壓死と見えたり、

オシアユ

押帖 帖のひものを云ふ、王朝時代元日の儀式に用ふ、帖を年魚とかけけるより、年の始めに用ふるものなりといへり、江次第にも、元日押帖、一坏など見え、延喜式などにも見えたり、大語禮に、押物何合などいへるも、押帖の類なるべし(倭訓栞)

オシイタ

押板 床の間のいまだなかりし時代に、三具足、料紙、硯、短冊等を載せんが爲めに、書院の一隅に設けたる臺をいふ、其形色々あり、後世はより變化して床の間なるもの出来たり(家屋雜考)

オシイタシ

押出 女房の座席の簾下の外

オシウ—オシカ

に、衣の袖を出したる装を云ふ、台記に、御慶の中央の左右より袖を出す、建武年中行事賀茂祭の條に、中宮のぼらせ給へば、うへの御局のおし出しひるのま、なり云々と見えたり(倭訓栞、安齋隨筆)

オシウミイヒトヨアチノテンワウ

忍

海飯豊青天皇

飯豊青尊(イヒトヨアチノミコト)を見よ、

オシオキ

御仕置 仕置(シオキ)を見よ、

オシオキスマシチヤウ

御仕置濟帳

オシオキヒヤクカテウ

御仕置百箇條

オシヲケ

御定書百箇條(オサダメガキヒヤクカテウ)を見よ、



オシオシ

於止於止 警蹕の聲を云ふ、コケイヒツを見よ、

オシカキ

押書 張文を云ふ、張紙を押紙と云ひ、張紙を押紙と云ふが如し、大内家壁書に、押書案文、赤間開わたしり、の事、御せいさつより外にくわんたい、仕もの候は、聞たて候て則可申上候、少も無沙汰申候は、やがて御ざいくわに相成可申候、恐惶謹言、文明十九年四月二十日、太左衛門、次郎左衛門、次郎三郎とあり、

オシカキ

押書 鎌倉時代訴訟上の文書の名

オシカ—ヲシキ

「カケモノヲシキ」を見よ、
オシカケ 押掛 面鏡(オモカイ)を云ふ、常照愚草に、おしかけとも、おまがいとも見えたり、オモカイを見よ、

ヲシカノコホリ

牡鹿郡(小鹿)

陸前國(舊陸奥國)陸奥國聖武天皇天平の初年牡鹿郡を置き、尋て建て郡となす、續紀に、天平九年四月日下部大膳呂牡鹿郡を領する事見え、天平勝寶五年六月始めて郡名見えたり、和名抄に、賀美(カミ)磐河(アチカハ)餘戸等の郷あり、正保圖小鹿に作る、後復舊して牡鹿に改む、爾後之に仍る(郡名異同一覽、國郡沿革考)

ヲシカハ

韋 熟皮を云ふ、カハハ參看、

オシガミ

押紙 自他の考證など書き記るして、冊子にはりつくる小さき紙を云ふ、つけ紙とも云ふ(安齋隨筆)

ヲシキ

折敷 細き木を折りまはして線としたる盆を云ふ、食物又は盃などを載するに用ふ、ヲリシキの略語、ヲリは、檜を折り曲げたるを云ひ、シキは、物の下に敷きて臺にするをいふ、源氏物語玉鬘の巻に、折敷手づからとりて云々、枕草子大進成昌の家の條に、ちうせいをしき、ちうせいたかつき云々とあり、一説に和卓の音とす、木葉を折り敷きて、杯盤とせし上古の名の遺れるなりと云ふ(オシキ)足付折敷、又足打とも云ふ、折敷の足を打付たるを云ふ、足は板にてクリカタある回の如きを左右に付く、(二)へぎ折敷、板をうすくへぎたる儘、けづらずして作りたるものを云ふ、(三)、かんなかけ折敷、又「カナタ」とも云ふ、かんなをかけて美しく削りたるものを云ふ、(四)角折敷、角切角の折敷を云ふ、○の如く四方の角々を切りたるなり、小角

とは右の角の折敷を三寸四方にしたるを云ひ、中角は五寸四方、大角は八寸四方、之を單に八寸とも云ふ、(五)平折敷、四角のかどを切らず四角のまゝなるものを云ふ、故に又角不切とも云ふ(六)、そば折敷、四角の角を切らず、足にくり方なきものを云ふ、そば切らず折敷の略なり、(七)、山折敷、鹿相にて厚く作りたるものを云ふ(倭訓栞、貞丈雜記、安齋隨筆)

オシキ—オシコ

オシキノタマカツラ 押木之玉綴 玉綴の一種、又立綴とも、髻木綴とも云ふ、其形状名義詳かならず、古事記傳に、強て言は大神宮飾物の中に、妻塞押木打鋪とあれば、押木と云ふ者ありて其形に造りたるや、又立綴と云を見れば、押木の莖に玉を貫て立たるにや、髻木綴と云より考れば、其狀の巖の立たるが如く見るを以て然か名けしにやと云へり、書紀を按ずるに、安康天皇が、大泊瀬皇子の爲めに、大草香皇子の妹幡樓皇女を娶らんとし、根使主をして詔を傳へしめしに、大草香皇子大に喜び、押木珠綴を獻じて禮物となしたる、と見えたり、

オシコ

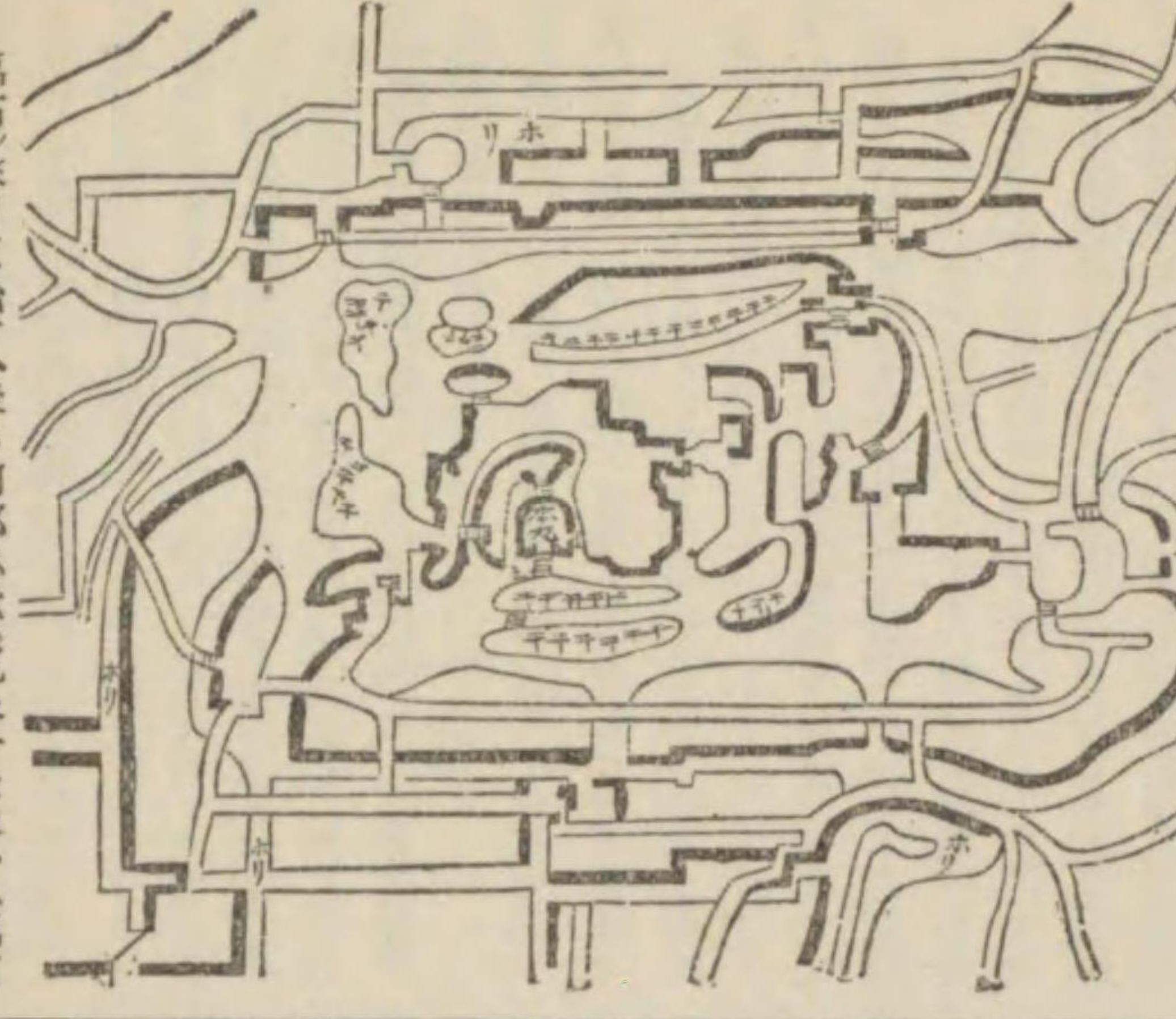
オシコウチウチ 押小路氏 姓は藤原、公季流、右大臣三條西實條より出づ、實條の子公勝、公勝の二子公音、押小路と稱す、押小路に居りしを以てなり、官權大納言正二位となり、享保元年に薨す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(尊卑分脈、系圖)

オシコメ

押込 名義 江戸時代に於ける、士庶男女を通じての正刑、或期間内屏居せしむるをいふ、(オシコメ)は鎖すに及ばず、只建寄せおくのみ、晝夜共出入は禁せられたり、(オシコメ)百日、五十日、三十日、二十日の差あり、又永押込(無期此刑に處するを云ふ)あり、尙六十日、及び百五十日、押込に處したるものあれど、特例にして常規にあらず○奉行白洲に於て罪人に之を申渡し、與力吟味席にて其が請書を取り、日數満つれば、掛奉行、罪人を呼び出し、其方儀日數相立三付押込差免スとの云ひ渡りありて赦す、(オシコメ)鎌倉大草紙に、應永二十三年十月二十日公方より義嗣卿をめし捕奉り、林光院(押籠申、嚴しく守護をすへなきける)、と見えたり、單に幽閉の意として、後世のそれの如く、制度上のものに有ざるや勿論なり、江戸時代に及び、始めて刑名となる當代記に、慶長十一年正月、於「江戸」彦坂小刑部非分、其上

オシジ

公方勘定前引負多之、則改易其身、被推龍一男、無別事、過、親兄如此、此間二男も同被押籠、など見えたるや、其初見なるべし(武家名目抄、御仕置類例集、嘉永明治年間録、徳川政刑史料、古事類苑法律部)



オシチ 御七里 江戸時代、御三家の飛脚

オシツ

をいふ、一時間に七里をありくといふ意より出づ、オシツケノイタ 推付板 甲の背の名所、オシテ 印、手形、印章などいふ、押手

の義、朱墨を手掌に塗りて押して印とするより名づく、書紀に符、續紀に印をば執も、オシテといふ、續詞花集に、けふひらくたからのほ、このおしてこそ西へ行くべきしなりけれと見えたり(後訓業)

オシノウミノコホリ 忍海郡 和國國體圖書紀類宗天皇の條に、於戸農瀬と見えたり、蓋し忍海郡の邑ならん、延喜式に始めて郡名見ゆ、和名抄に、津積(ツツミ)、國人(ソノヒト)、中村(ナカムラ)栗栖(クルス)等の郷あり、明治二十九年三月葛上郡と合して南葛城郡となる(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

オシホジヤウ 小鹽城 郡置鹽村夢前川の東畔山上〇藤之丸城とも云ふ、城址は高百五十間計、惣廻三十二町、本丸二十二間、五十二間、二之丸二十二間、三之丸二十四間、二十六間、應仁中赤松政則始めて之を築く(治政)永正十七年政則の嗣政村(又云義村)其臣浦上村宗に試せしむ、城亦其手に歸せしが、享祿四年政村の子晴政之を復せり、天文七年尼子政久に攻められ、晴政淡路に逃る、後また之を復したるも、赤松氏の威

オシホ

勢衰へて振はず、天正八年、孫則房豊臣秀吉に降り、阿波に徙されて城遂に廢す(姫路御領書留、古城記)

オシホリビキ 押掘引 江戸時代、租税免除法の一つ、大雨等にて川堤破壊し、又は川溝の水溢れて潰決し、田畠等を穿掘するを押掘と稱し、其租を除くをいふ(地方凡例録、大日本租税志)

オシマツギ 小島嶺宮 美濃國小島村における後光嚴天皇の行宮、今揖斐郡小島村の地なり、文和二年六月十三日より八月廿五日まで留まり給へり、按ずるに此年、山名時氏幕府を恨む事ありて兵を擧げ、遂に吉野の南朝と相應じて京都を襲ひしが、時に足利尊氏に鎌倉に赴き、其子義隆留りて洛中におりしと雖も、軍勢弱くして對抗する事能はず、連戦皆敗れしを以て、義隆は北主後光嚴天皇を奉じて美濃國に走り、守護土岐頼康に投ず、頼康即ち小島嶺宮を營みて駕を迎へ奉る、二條長基の小島の口すまみに、其有様を述べて、内裏の有様も、このあたりにばまねなるいたぶきなれど、山はさながら軒ばににて、雲霧のはれまなし、と見ゆ、八月廿五日に至りて、同國垂井宿に遷幸し給へり、タルキントン

ラシヤウ 和尚 佛家の師を云ふ、禪宗及び浄土宗にて「ラシヤウ」と又和上、律宗にて「ラシヤウ」と云ふ、梵語「正しくは導波」と云ふ、傳て于闐に至りて和向となり、譯して力生と云ふ、舍利弗問經に、夫出家者、捨其父母生死之家、入法門中、受微妙法、蓋師之力、生長法身、出功徳財、養智慧命、功莫大焉とあり、又近頃と稱す、禪譯名義集に、以弟子年少不離於師、常逐常近、交細而通

オシロイ

オシロイ 白粉 婦女の顔に塗る化粧品の名、書記持統天皇六年沙門製成、白粉をつくりしを賞して、純十五匹、綿三十屯、布五十端を賜はりしことあるは、史に見えたる始なるべきか、尙ほ以前に在るが如きも未だ詳ならず、其製法、和漢三才圖會に、本綱云、白粉此化鉛所作也、以投炭中、色壞還復爲鉛、得雌黃、相惡互失、色、古人名鉛、爲黑錫故、名三粉錫と見えたるも、後世の製法なるべし、天文文祿の頃、和泉堺の薬種商小西清兵衛(小西行長の父)明に入りて製法を傳習し、次で慶長元和の頃同地の錢屋宗安なる者、亦明より其製法を傳習せしより諸方に弘まるといふ(世事百談、嬉遊笑覽)

オシロヤク

オシロヤク 御城役 江戸時代に於ける大名方の役名、申聞番役ともいふ、小身の大名にては之を留守居役と稱す、落穂集に、平生國元の土産を献上被せ致、或は御内書御奉書等御渡の節は、留守居

オシロイ

オシロイ 白粉 婦女の顔に塗る化粧品の名、書記持統天皇六年沙門製成、白粉をつくりしを賞して、純十五匹、綿三十屯、布五十端を賜はりしことあるは、史に見えたる始なるべきか、尙ほ以前に在るが如きも未だ詳ならず、其製法、和漢三才圖會に、本綱云、白粉此化鉛所作也、以投炭中、色壞還復爲鉛、得雌黃、相惡互失、色、古人名鉛、爲黑錫故、名三粉錫と見えたるも、後世の製法なるべし、天文文祿の頃、和泉堺の薬種商小西清兵衛(小西行長の父)明に入りて製法を傳習し、次で慶長元和の頃同地の錢屋宗安なる者、亦明より其製法を傳習せしより諸方に弘まるといふ(世事百談、嬉遊笑覽)

オシチ 御七里 江戸時代、御三家の飛脚

オシツ 推付板 甲の背の名所、オシテ 印、手形、印章などいふ、押手の義、朱墨を手掌に塗りて押して印とするより名づく、書紀に符、續紀に印をば執も、オシテといふ、續詞花集に、けふひらくたからのほ、このおしてこそ西へ行くべきしなりけれと見えたり(後訓業)

オシホ 勢衰へて振はず、天正八年、孫則房豊臣秀吉に降り、阿波に徙されて城遂に廢す(姫路御領書留、古城記)

オシホジヤウ 小鹽城 郡置鹽村夢前川の東畔山上〇藤之丸城とも云ふ、城址は高百五十間計、惣廻三十二町、本丸二十二間、五十二間、二之丸二十二間、三之丸二十四間、二十六間、應仁中赤松政則始めて之を築く(治政)永正十七年政則の嗣政村(又云義村)其臣浦上村宗に試せしむ、城亦其手に歸せしが、享祿四年政村の子晴政之を復せり、天文七年尼子政久に攻められ、晴政淡路に逃る、後また之を復したるも、赤松氏の威

オシホ 勢衰へて振はず、天正八年、孫則房豊臣秀吉に降り、阿波に徙されて城遂に廢す(姫路御領書留、古城記)

オシホ 勢衰へて振はず、天正八年、孫則房豊臣秀吉に降り、阿波に徙されて城遂に廢す(姫路御領書留、古城記)

オシロイ 白粉 婦女の顔に塗る化粧品の名、書記持統天皇六年沙門製成、白粉をつくりしを賞して、純十五匹、綿三十屯、布五十端を賜はりしことあるは、史に見えたる始なるべきか、尙ほ以前に在るが如きも未だ詳ならず、其製法、和漢三才圖會に、本綱云、白粉此化鉛所作也、以投炭中、色壞還復爲鉛、得雌黃、相惡互失、色、古人名鉛、爲黑錫故、名三粉錫と見えたるも、後世の製法なるべし、天文文祿の頃、和泉堺の薬種商小西清兵衛(小西行長の父)明に入りて製法を傳習し、次で慶長元和の頃同地の錢屋宗安なる者、亦明より其製法を傳習せしより諸方に弘まるといふ(世事百談、嬉遊笑覽)

オシロイ 白粉 婦女の顔に塗る化粧品の名、書記持統天皇六年沙門製成、白粉をつくりしを賞して、純十五匹、綿三十屯、布五十端を賜はりしことあるは、史に見えたる始なるべきか、尙ほ以前に在るが如きも未だ詳ならず、其製法、和漢三才圖會に、本綱云、白粉此化鉛所作也、以投炭中、色壞還復爲鉛、得雌黃、相惡互失、色、古人名鉛、爲黑錫故、名三粉錫と見えたるも、後世の製法なるべし、天文文祿の頃、和泉堺の薬種商小西清兵衛(小西行長の父)明に入りて製法を傳習し、次で慶長元和の頃同地の錢屋宗安なる者、亦明より其製法を傳習せしより諸方に弘まるといふ(世事百談、嬉遊笑覽)

オシロイ 白粉 婦女の顔に塗る化粧品の名、書記持統天皇六年沙門製成、白粉をつくりしを賞して、純十五匹、綿三十屯、布五十端を賜はりしことあるは、史に見えたる始なるべきか、尙ほ以前に在るが如きも未だ詳ならず、其製法、和漢三才圖會に、本綱云、白粉此化鉛所作也、以投炭中、色壞還復爲鉛、得雌黃、相惡互失、色、古人名鉛、爲黑錫故、名三粉錫と見えたるも、後世の製法なるべし、天文文祿の頃、和泉堺の薬種商小西清兵衛(小西行長の父)明に入りて製法を傳習し、次で慶長元和の頃同地の錢屋宗安なる者、亦明より其製法を傳習せしより諸方に弘まるといふ(世事百談、嬉遊笑覽)

オシロイ 白粉 婦女の顔に塗る化粧品の名、書記持統天皇六年沙門製成、白粉をつくりしを賞して、純十五匹、綿三十屯、布五十端を賜はりしことあるは、史に見えたる始なるべきか、尙ほ以前に在るが如きも未だ詳ならず、其製法、和漢三才圖會に、本綱云、白粉此化鉛所作也、以投炭中、色壞還復爲鉛、得雌黃、相惡互失、色、古人名鉛、爲黑錫故、名三粉錫と見えたるも、後世の製法なるべし、天文文祿の頃、和泉堺の薬種商小西清兵衛(小西行長の父)明に入りて製法を傳習し、次で慶長元和の頃同地の錢屋宗安なる者、亦明より其製法を傳習せしより諸方に弘まるといふ(世事百談、嬉遊笑覽)

オシロイ 白粉 婦女の顔に塗る化粧品の名、書記持統天皇六年沙門製成、白粉をつくりしを賞して、純十五匹、綿三十屯、布五十端を賜はりしことあるは、史に見えたる始なるべきか、尙ほ以前に在るが如きも未だ詳ならず、其製法、和漢三才圖會に、本綱云、白粉此化鉛所作也、以投炭中、色壞還復爲鉛、得雌黃、相惡互失、色、古人名鉛、爲黑錫故、名三粉錫と見えたるも、後世の製法なるべし、天文文祿の頃、和泉堺の薬種商小西清兵衛(小西行長の父)明に入りて製法を傳習し、次で慶長元和の頃同地の錢屋宗安なる者、亦明より其製法を傳習せしより諸方に弘まるといふ(世事百談、嬉遊笑覽)

オシロイ 白粉 婦女の顔に塗る化粧品の名、書記持統天皇六年沙門製成、白粉をつくりしを賞して、純十五匹、綿三十屯、布五十端を賜はりしことあるは、史に見えたる始なるべきか、尙ほ以前に在るが如きも未だ詳ならず、其製法、和漢三才圖會に、本綱云、白粉此化鉛所作也、以投炭中、色壞還復爲鉛、得雌黃、相惡互失、色、古人名鉛、爲黑錫故、名三粉錫と見えたるも、後世の製法なるべし、天文文祿の頃、和泉堺の薬種商小西清兵衛(小西行長の父)明に入りて製法を傳習し、次で慶長元和の頃同地の錢屋宗安なる者、亦明より其製法を傳習せしより諸方に弘まるといふ(世事百談、嬉遊笑覽)

オシロイ 白粉 婦女の顔に塗る化粧品の名、書記持統天皇六年沙門製成、白粉をつくりしを賞して、純十五匹、綿三十屯、布五十端を賜はりしことあるは、史に見えたる始なるべきか、尙ほ以前に在るが如きも未だ詳ならず、其製法、和漢三才圖會に、本綱云、白粉此化鉛所作也、以投炭中、色壞還復爲鉛、得雌黃、相惡互失、色、古人名鉛、爲黑錫故、名三粉錫と見えたるも、後世の製法なるべし、天文文祿の頃、和泉堺の薬種商小西清兵衛(小西行長の父)明に入りて製法を傳習し、次で慶長元和の頃同地の錢屋宗安なる者、亦明より其製法を傳習せしより諸方に弘まるといふ(世事百談、嬉遊笑覽)

オシロイ 白粉 婦女の顔に塗る化粧品の名、書記持統天皇六年沙門製成、白粉をつくりしを賞して、純十五匹、綿三十屯、布五十端を賜はりしことあるは、史に見えたる始なるべきか、尙ほ以前に在るが如きも未だ詳ならず、其製法、和漢三才圖會に、本綱云、白粉此化鉛所作也、以投炭中、色壞還復爲鉛、得雌黃、相惡互失、色、古人名鉛、爲黑錫故、名三粉錫と見えたるも、後世の製法なるべし、天文文祿の頃、和泉堺の薬種商小西清兵衛(小西行長の父)明に入りて製法を傳習し、次で慶長元和の頃同地の錢屋宗安なる者、亦明より其製法を傳習せしより諸方に弘まるといふ(世事百談、嬉遊笑覽)

オシロイ 白粉 婦女の顔に塗る化粧品の名、書記持統天皇六年沙門製成、白粉をつくりしを賞して、純十五匹、綿三十屯、布五十端を賜はりしことあるは、史に見えたる始なるべきか、尙ほ以前に在るが如きも未だ詳ならず、其製法、和漢三才圖會に、本綱云、白粉此化鉛所作也、以投炭中、色壞還復爲鉛、得雌黃、相惡互失、色、古人名鉛、爲黑錫故、名三粉錫と見えたるも、後世の製法なるべし、天文文祿の頃、和泉堺の薬種商小西清兵衛(小西行長の父)明に入りて製法を傳習し、次で慶長元和の頃同地の錢屋宗安なる者、亦明より其製法を傳習せしより諸方に弘まるといふ(世事百談、嬉遊笑覽)

ヲセミ

女共ニ面貌を隠す料に用ふ、其狀詳かならず、皇大神宮儀式帳に、帛御意須比八端、長各二丈五尺云々、また、大神宮式に、帛意須比八條、長各二丈五寸、廣二幅云々、大神宮儀式解元祿調進式目に、帛織物意須比、長二丈五寸、廣二幅、今もたがはずとあれば、其帛などの大きさを知らるべし、服色管見に、衣裳にはあらで、衣裳の具なること知らる、且つ比禮長五尺五幅とあるをもて見れば、意須比は領巾の如にて、唯長き物なり(中略)意須比は、「オサ」の心にて、衣を風に吹るるを押ふるよりい、専ら後飾なりけりといへるが、古事記傳に、此名は意曾比と通ひて、襲ひ覆ひを約めたるなり、さて其狀は一幅にまれ、二幅にまれ、幅の隨にいと長き物なるを、後世の婦人の被衣の如く頭より被て衣の上を掩ひ、下は襦袢まで垂ると見ゆ、其著る様を試に云は、中央の處を頭に當て蒙り、左右へ下して帯のあたりにて遺途へて腰にまとい、前へ回らして結びて、端は襦袢垂るなるべしといへり、然るに黒川春村の説に、古書中、押比、押日、忍比とあるを見るに、意須比と訓むべき文字遣ならず、必ず意志比と讀みて、「オシナ」の「オシ」にて頭より襦袢に押及ぼすの義なるべく、比は覆の省語にて押覆の義なり、一、遍聖人給巻に、熊野權現出現の像見ゆるを、身には淨衣を着給ひて、頭に一幅の布を纏ひ、左右に垂れて裾に曳ける頭巾は、蓋し上古の意須比の遺風なるべしといへり、上代八千矛神、高志國の沼河比賣を婚せんとして幸し時、其家に到りて歌ひ給へる歌に、意須比の事みえたり、

ヲセミ 小蟬 横笛の名、此笛は竹竹にて作り、淨藏黄ぶ所の笛なり、此笛傳はりて小一條院にありけるを傳々して三宮に渡る、笛の蟬三筋付きたりしが、猪にくひ折られて、吹穴より下は鹿角を以てつ

オリバ オタウ

ぐ、仁和寺の大教院一品宮の御所焼亡の時焼失す(樂家録、樂器考)

オリバゴヨウオトリツギ 御側御用御取次 「ソバゴヨウオトリツギ」を見よ、

オリバゴヨウニン 御側御用人 「ソバゴヨウニン」を見よ、

オリバシユウ 御側衆 「ソバシユウ」を見よ、

オリバツツキ 御傍續 小直衣の一名、「コナホシ」を見よ、

オタイ 御臺 飯の事をいふ、もと蓋盤とて、飯、汁物、菜等を載せたる臺をいひしが、後ち變じて飯のことをいふに至り、今俗に、御膳と云て飯のこと、爲すに同じ、儀訓葉に、俗に椀飯をいへり、加賀越中武藏に飯をいへり、榮花物語、増鏡などにも見たり、江次第に、御厨子所供、御臺二本といひ、雲圖抄に、小御臺二本と見えたり、唐に盤を臺と稱する事、新唐書五行志、山谷詩集注に見えたりといへり、

オタイクワン 御代官 將軍の代官を云ふ、「ダイクワン」を見よ、

オタイクワンマ井リ 御代官參 「ダイクワンマキリ」を見よ、

オタイドコロガシラ 御臺所頭 「ダイドコロガシラ」を見よ、

オタウチ 織田氏(羽前天童) 姓は平氏、清盛の孫資盛より出づ、文治元年十二月北條時政、源頼朝の命を奉じて平氏の子孫を求む、時に資盛の妻孕む、潛に逃れて近江津田郷長の宅に匿れ一子を生み、終に其妻となり數じて擧ぐ、一子は後ち越前の嗣官織田某に養はれる、長じて學賢と名づく、通稱福大夫、津田先生と號す、子孫相繼ぎて越前にあり、常呂の時斯

オタウ

波義重の召により尾張に行く、信定の時管領義廉の三奉行の一つに加はる、信秀の時古渡城に移り、威を隣國に振ふ、其子信長弘治元年清洲城に往る、永祿三年五月今川義元を桶狭間に仆す、七年八月美濃を攻め齋藤氏を滅ぼし岐阜城に移る、後ち又淺井朝倉二氏を滅ぼす、近江に移り、官右大臣大將從二位となる、天正十年其臣明智光秀に弑せられて薨す、是より織田氏頼に衰ふ、二子信雄、徳川家康に從ふ、元和元年七月大和國宇陀郡三萬石、上野國甘樂、多胡、碓氷三郡内二萬石を賜ひ、大和國松山に治す、嫡子信長早世せしを以て、嫡孫信昌繼ぐ、幼なるを以て出雲守高長之を後見す、後ち自ら宇陀郡三萬石を領し、信昌には僅に上野の地二萬石を與ふ、甘樂郡小幡に治す、世々四位常任を賜ひ、國持の家格に準ず、明和四年八月信邦の時、四位常任國持家格を讓はれ、封を羽前國置賜郡高畑に移す、文政十一年五月信美陣屋を同國村山郡天童に移す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(家譜、徳川加除封録、華族譜)

○清盛 重盛 資盛 親實 親基 親行 基實 常昌 常勝 教廣 常任 勝久 久長 敏定 信定 信秀 信長 信雄 信良 信昌 信久 信就 信右 信富 信邦 信浮 信美 信學 信敏 信恒

オタウチ 織田氏(大和芝村) 大和國式上郡芝村の織田氏は、信秀の十一男、信長の弟長益より出づ、慶長五年關ヶ原の戦功により徳川家康より四萬石を大和に賜ふ、元和元年大和芝村一萬石を西三衛門佐長政に、大和柳本一萬石を五男大和守尙長に分封す、子孫相繼ぎて明治に至り、兩家共に華族に

オタウ

別し子爵を授けらる(家譜、徳川加除封録、華族譜)

○長益 尙長 長種 秀一 秀親 成純 秀行 信方 秀賢 長恒 信陽 信成 信及 秀賢

オタウチ 織田氏(丹波柏原) 織田信雄の五子高長より出づ、高長嫡家信昌を後見し、自ら宇陀郡三萬石を領す、元祿七年二月信休父信武の故を以て封を削られ二萬石を賜り丹波國水上郡柏原に治す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(家譜、徳川加除封録、華族譜)

○高長 長頼 信武 信休 信朝 信登 信憑 信守 信古 信貞 信教 信民 信親

ヲタウチ 小田氏 姓は藤原、關白道兼より出づ、其孫宗國下野宇野宮にあり氏となす、宗綱の二子知家八田氏と號す、保元元年源義朝に從て京師に戰ふ、養和元年源頼朝に從て志太義廣を常陸に攻む、知家功あり、義廣の故地を賞與す、依て知家筑波郡小田に移り城を築き居す、依て小田氏と號す、文治二年常陸國守護に任ず、後ち小田に老す、知家十子あり、伊志良、茂木、共戸、田中、中條、小田、高野等の諸氏皆之より出づ、後醍醐天皇元弘三年六代治久官軍に屬し、藤原藤房に從て入京す、舊邑を賜ふ、後ち足利尊氏に屬す、子孫相繼ぎて鎌倉管領に仕ふ、關東亂るゝに

オタウ オタキ

及びて、享徳三年義朝の子義政を京師に迎へて關東の主となす、氏治の時北條氏康に屬す、永祿六年氏康里見氏と國府臺に戰ふ、里見氏敗績し、里見連合の石築城主大田三樂出奔して常陸に逃る、氏治世誓を以て之を攻む、三樂敗卒を集めて之を拒ぎ、小田氏の兵を敗り、小田城を奪ふ、氏治自刃して小田氏終に亡ぶ(系圖、新編常陸國誌)

○知家 知重 泰知 時知 宗知 貞朝 治久 孝朝 氏知 治朝 持家 朝久

成治 治孝 政治 氏治 守治 善治

オタウラケサイ 織田有樂齋 織田長益(オタナガマス)を見よ、

ヲタオウヘンリウ 小田應變流 刀術の流名、小田義久の創めたる劍術の流派、義久は享保頃の人にして、通稱を東太郎といへり、小田流を學びて妙機に達し、遂に一派を開く、臨機應變の技に至れるを以て名づく、小田流(オタリウ)參看(武術流祖録)

ヲタカジヤウ 尾高城 關西伯郡大高村大字尾高岡成の地堺に其舊址存す、○一帶の丘陵に三高處ありて、北を本丸とし、中を二丸とし、南を天神丸とす、○永正大永の頃行松氏之に居りしを、大永三年尼子經久に追落さる、永祿五年行松正盛毛利氏に依りて之を復し、七年正盛病死せしを以て、毛利氏の有に歸し、其部下杉原盛重をして守らしむ、元龜二年二月尼子氏の將、平野加兵衛久基來り攻めしも、拔く能はず、盛重の子元盛、次で之を守り、慶長五年毛利氏封せられし時、其手を離れ、六年中村氏米子入城の際遂に毀却せらる(伯耆志)

オタキウチ 愛宕氏 姓は村上源氏、中院通純の男通福、愛宕氏を稱す、諸家稱號濫賜に、岩倉

オタキ

具慶の末子彦山の庶主有清の男通福に出づと云ふ、明治に至り華族に列し子爵を授けらる(知譜拙記、系圖)

○通福 通晴 通貴 通敬 通直 通典 通祐 通致 通則

オタキテラ 愛宕寺 新山山城國京都市松原通建仁寺町東北側○六道珍皇寺とも云ふ、後世は愛宕念佛寺とも單に念佛寺とも云ふ、等覺山と號す、舊は眞言宗、後ち天台宗延曆寺末となる○本尊千手觀音、左右の脇壇には毘沙門天、地藏尊を安置す、河海抄に、桓武天皇平安遷都の時、愛宕の地を諸人の葬所と定め、珍皇寺を建つと云ひ、岷江入楚、古事談には、空海の師慶俊僧都の建つる所とし、以呂波字類抄、今昔物語は、小野篁の建立とせり、以呂波字類抄に又云ふ、空海幼少の時、師慶俊に從て此寺にありと、舊愛宕郡愛宕郷にありしを以て寺號とす、關西保安四年四月火災に罹り灰燼となる、以呂波字類抄には、承久中燒失となす、その後再興せしと見え、承安三年寺内三重塔を供養したること百練抄に見えたり、後ち頼廢せしが、延暦寺の僧子觀再興す、子觀は、不退の念佛者にして、口に佛號を絶つことなし、故に世人稱して念佛上人と云ひ、終に念佛寺と稱すと云ふ、現今の本堂即ち是にて、文保年間の修補に係る、五間四方單層にして其檜木細組天井等の如きは方今絶無のものにして、特別保護建造物たり、二門あり、左右に安置する二王は運慶流慶の作なりと云ふ○寶物中湛海作と傳ふる不動明王は優等のものにして、今國寶となる(山城名勝志、京華要誌、國寶目錄、名勝地誌)

オタキノコホリ 愛宕郡 新山山城國

オタギ

肥前守 續紀光仁天皇寶龜十一年始めて郡名見ゆ... 倭名抄に、奥倉(タテクラ)栗野(クルスノ)上栗田(カミアハダ)...

オタサノホフシ

織田三法師 織田信忠(オタノフタダ)織田信秀(オタノフヒデ)の小子、各條を見よ、

ヲタジヤウ

小田城 所存 常陸國筑波郡小田村、方凡一町許、陸軍塚の迹存す... 治の頃八田知家始めて築く所と云ふ、子孫代々之に...

オタチコンジヤウ

御太刀献上 ヲタチコンジヤウを見よ、

オタツ

御達 江戸時代、一部分に示すべき公文をいふ、御沙汰、又は申渡ともいふ、

ヲタニシヤウ

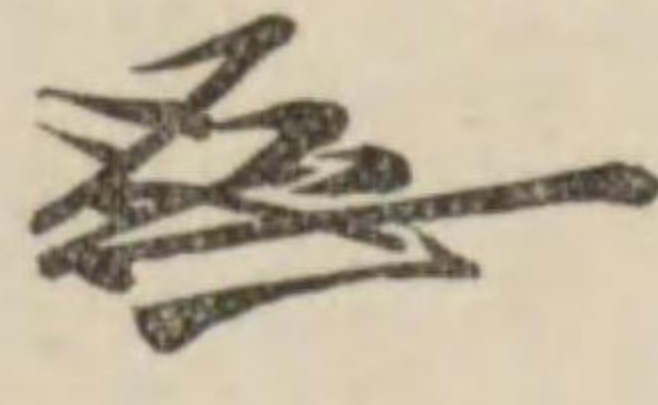
小谷城 所存 近江國東淺井郡小谷村の北、讀己高山、肥前守 永正十三年、淺井亮政、小谷山に城を築き居る、久政長政相繼ぎて三代に及び、天正元年八月織田信長の攻め落す所となり、長政父子自殺す、城終に廢す(近江輿地誌略、淺井三代記)

ヲタノコホリ

小田郡 所存 舊陸奥國、今陸前國遠田郡の中、肥前守 聖武天皇天平の初年、建つ所なりと云ふ、天平勝寶元年二月黄金を出す、延暦十八年三月登米郡を本部に合す、後之を分置す、和名抄に、小田(オタ)牛甘(ウシカヒ)石毛(イシモ)賀美(カミ)餘戸等の郷あり、戦國の時遠田郡に合して廢せらる、正保元縁圖共に本部の名見え(郡名異同一覽、國郡沿革考)

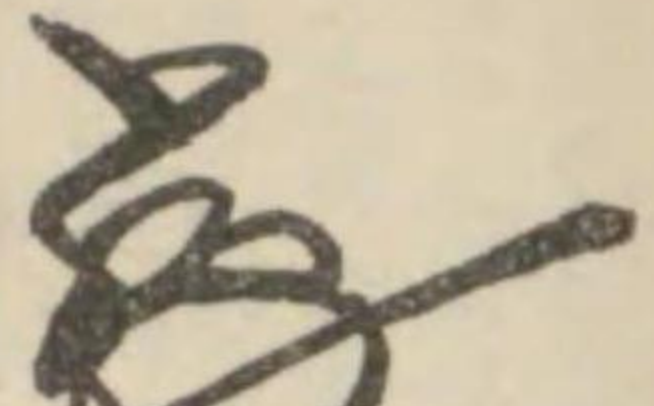
ヲタノコホリ

小田郡 所存 備中國肥前守 延喜式に始めて郡名見えたり、和名抄に、實成(ミナリ)拜慈(ハヤシ)草壁(クサカベ)小田(オタ)甲努(カフ)魚緒(イホスナ)驛家、出部(イツベ)等の郷あり、爾來變革なし(郡名異同一覽、國郡沿革考)



(押花雄信)

法師立つや信孝と共に補翼し、事を攝す、信雄、尾、伊の北方及び江田の地百萬石の地を領し、清洲城に居る、信雄信孝年月を同して生れ、常に和せず、權を争て隙あり、十一年正月兵を以て篠山を圍みて拔き、四月岐阜城を攻む、信孝内海に奔りて遂に自殺す、十一年六月長島城に移り治す、十二年正月群臣安土に行き賀正す、秀吉に至らず、信雄之を含み、遂に隙を構ふ、信雄後を徳川家康に乞ひ、小牧山(コマキヤマ)ノタカヒ(參看)に秀吉の軍を敗る、後互に勝敗あり、尋で秀吉和を行ふ、十三年三月權大納言に越任し、從べきなりと、十月從三位に叙し、左近衛權中將に任す、六年豊臣秀吉の後援となりて播磨附近の地を征す、十年甲斐武田氏を攻めて滅す、信長に悦んで曰く、旗鼓三句にして巢穴を覆し鯨鯢を取ら、信忠の偉動なりと、依て黄金銀馬を贈て賞す、五月信長に従ひて京師にゆき妙覺寺に詣り、六月二日信長本能寺にて弑せらるると聞き馳せて之に赴く、及ばず、還りて妙覺寺の門を鎖して守る、遂に賊の圍む所となり、勝たずして自殺す、年二十六、左大臣を贈る(野史)



(押花雄信)

織田信孝 名諱 字は三七郎、法名功嚴徳虎、信長の三男(信雄と同年月に生ると云ふ)、神戸氏を繼ぐ、事蹟 天正五年兄信忠に從て難賀を伐つ、是歲從五位下に叙し侍從に任す、十年五月阿波讃岐等四國に封ぜらる、信孝從父弟信澄等と紀伊に入り、光佐を伐つ會々本能寺の變に接し、急に兵を返へし大阪に次す、衆潰亂し、信澄亦叛く、信孝討て之を殺す、六月豊臣秀吉中興より上り、尼崎に至て大阪に報す、信孝大に喜び之に會し、共に山崎に戦て明智光秀を滅ぼし、信忠の子三法師を擁立し、信雄と共に事を攝し、岐阜城に居る、後信雄と權を争ひ

オタノフタカ

織田信孝 名諱 字は三七郎、法名功嚴徳虎、信長の三男(信雄と同年月に生ると云ふ)、神戸氏を繼ぐ、事蹟 天正五年兄信忠に從て難賀を伐つ、是歲從五位下に叙し侍從に任す、十年五月阿波讃岐等四國に封ぜらる、信孝從父弟信澄等と紀伊に入り、光佐を伐つ會々本能寺の變に接し、急に兵を返へし大阪に次す、衆潰亂し、信澄亦叛く、信孝討て之を殺す、六月豊臣秀吉中興より上り、尼崎に至て大阪に報す、信孝大に喜び之に會し、共に山崎に戦て明智光秀を滅ぼし、信忠の子三法師を擁立し、信雄と共に事を攝し、岐阜城に居る、後信雄と權を争ひ

オタノ

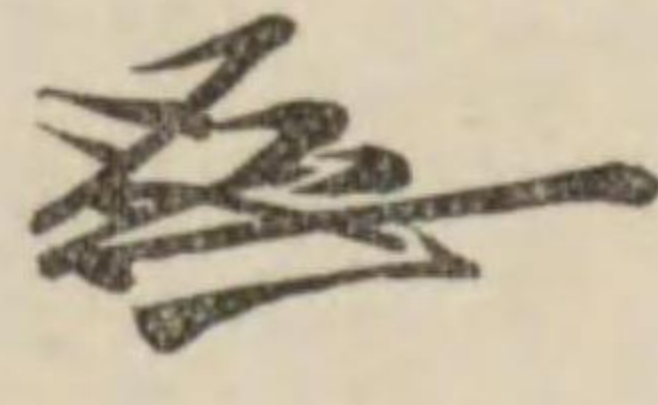


(押花孝信)

豐あり、柴田勝家と謀り、信雄と秀吉とを除かんと謀る、事漏れて秀吉の攻むる所となる、信孝懼れて和を請ふ、十一年四月再び兵を擧げ、柴田佐久間等の軍に應ず、秀吉怒り、信孝の生母を殺し、信孝を攻む、信孝勝家の敗亡を聞き、力屈して支ふる能はず、内海に奔

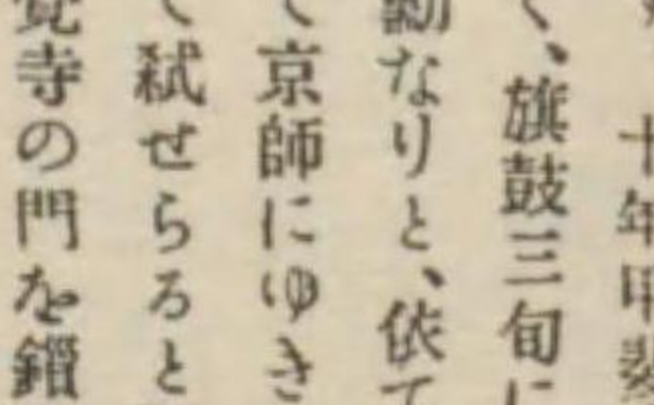
ヲタノ

御達 江戸時代、一部分に示すべき公文をいふ、御沙汰、又は申渡ともいふ、



(押花雄信)

法師立つや信孝と共に補翼し、事を攝す、信雄、尾、伊の北方及び江田の地百萬石の地を領し、清洲城に居る、信雄信孝年月を同して生れ、常に和せず、權を争て隙あり、十一年正月兵を以て篠山を圍みて拔き、四月岐阜城を攻む、信孝内海に奔りて遂に自殺す、十一年六月長島城に移り治す、十二年正月群臣安土に行き賀正す、秀吉に至らず、信雄之を含み、遂に隙を構ふ、信雄後を徳川家康に乞ひ、小牧山(コマキヤマ)ノタカヒ(參看)に秀吉の軍を敗る、後互に勝敗あり、尋で秀吉和を行ふ、十三年三月權大納言に越任し、從べきなりと、十月從三位に叙し、左近衛權中將に任す、六年豊臣秀吉の後援となりて播磨附近の地を征す、十年甲斐武田氏を攻めて滅す、信長に悦んで曰く、旗鼓三句にして巢穴を覆し鯨鯢を取ら、信忠の偉動なりと、依て黄金銀馬を贈て賞す、五月信長に従ひて京師にゆき妙覺寺に詣り、六月二日信長本能寺にて弑せらるると聞き馳せて之に赴く、及ばず、還りて妙覺寺の門を鎖して守る、遂に賊の圍む所となり、勝たずして自殺す、年二十六、左大臣を贈る(野史)



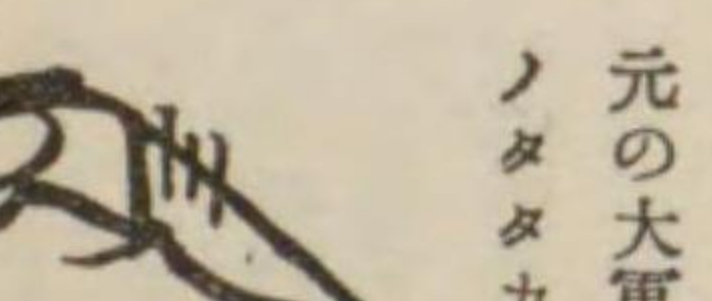
(押花長信)

織田信長 名諱 小字吉法師、三郎と稱す、法名初は天徳院、後に總見院奉嚴と號す、素姓は平氏、平重盛の後裔、備後守信秀の二男、事蹟 天文三年五月古渡城に生る、側備大志あり、少時豪傑無狀、壯時侯を好み士を養ひ、細節に拘はらず、勇にして斷あり、天文十九年元服、名を信長と改む、十八年父卒す、信長日夜武事を習ひ、國務を見ず、平手清秀謀めて自殺す、信長漸く悔慚し、慨然天下を平定する志あり、永祿三年今川義元の大軍を、三千餘の寡兵にて桶狭間(ウツクスア)ノタカヒ(參看)に敗り、義元を獲殺す、茲に於て信長の威名天下に振ふ、五年十月正親町天皇密に使を遣はし、撥亂反正の事を以てす、信長大に喜び、七年美濃を降し、十一年足利義昭を助けて京師に入る、從五位下彈正忠に任す、十二年三好黨の亂を平け、義昭の爲めに二條を経營す、元龜元年正四位下に叙す、此年淺井朝倉二氏を姊川に破る、(アネカハ)ノタカヒ(參看)、二年延暦寺を屠り僧兵を盡くす、是より先、信長

オタノフナカ

織田信長 名諱 小字吉法師、三郎と稱す、法名初は天徳院、後に總見院奉嚴と號す、素姓は平氏、平重盛の後裔、備後守信秀の二男、事蹟 天文三年五月古渡城に生る、側備大志あり、少時豪傑無狀、壯時侯を好み士を養ひ、細節に拘はらず、勇にして斷あり、天文十九年元服、名を信長と改む、十八年父卒す、信長日夜武事を習ひ、國務を見ず、平手清秀謀めて自殺す、信長漸く悔慚し、慨然天下を平定する志あり、永祿三年今川義元の大軍を、三千餘の寡兵にて桶狭間(ウツクスア)ノタカヒ(參看)に敗り、義元を獲殺す、茲に於て信長の威名天下に振ふ、五年十月正親町天皇密に使を遣はし、撥亂反正の事を以てす、信長大に喜び、七年美濃を降し、十一年足利義昭を助けて京師に入る、從五位下彈正忠に任す、十二年三好黨の亂を平け、義昭の爲めに二條を経營す、元龜元年正四位下に叙す、此年淺井朝倉二氏を姊川に破る、(アネカハ)ノタカヒ(參看)、二年延暦寺を屠り僧兵を盡くす、是より先、信長

オタノ



(押花長信)

豐あり、柴田勝家と謀り、信雄と秀吉とを除かんと謀る、事漏れて秀吉の攻むる所となる、信孝懼れて和を請ふ、十一年四月再び兵を擧げ、柴田佐久間等の軍に應ず、秀吉怒り、信孝の生母を殺し、信孝を攻む、信孝勝家の敗亡を聞き、力屈して支ふる能はず、内海に奔

オタノ

朝儀の衰頹を憂ひ、皇居を造営す、此年成る、信長供御の田を置き、舊典を復す、紀綱頗る張る、天正元年將軍義昭を河内に放つ、二年三月従三位に叙し參議に任ず、奏請して東大寺の黃然香を剪り、諸士に分與す、三年七月入朝、清涼殿に於て天蓋を受け、諸將の功勳者を叙爵せしむ、十一月權大納言と爲り、尋で右近衛大將を兼ね、四年正三位内大臣と爲り、五年右大臣に任じ、六年正二位に累進す、十年正月伊勢兩大神宮を修築し、數百年間廢れたる舊制を復す、三月徳川家康と共に武田勝頼を討て殺し、甲信を平ぐ、六月豊



(集寛掛纂要科史)藏所院雲大都京

臣秀吉毛利氏を攻め授を信長に請ふ、信長、明智光秀をして先發せしめ、尋で親ら赴かんとして京都本能寺に宿す、是より先明智光秀、信長を恨めることあり茲に至り陽に命を拜して、私に異圖を藏し、急に起つて本能寺に夜襲す、(「ホンノウツノヘン」參看)信長從兵と共に血戦し、遂に天野源左衛門の爲めに刺されて薨す、年四十九、時に六月二日、太政大臣從一位を贈る、信長政を行ふに嚴酷ならずと雖も、命令行はれ、吏民法を奉ず、誅兩の政も容れず、國內盜なく外戸閉さず、亂世の一奇と爲す(信長記、野史)

オタノ—ヲダハ

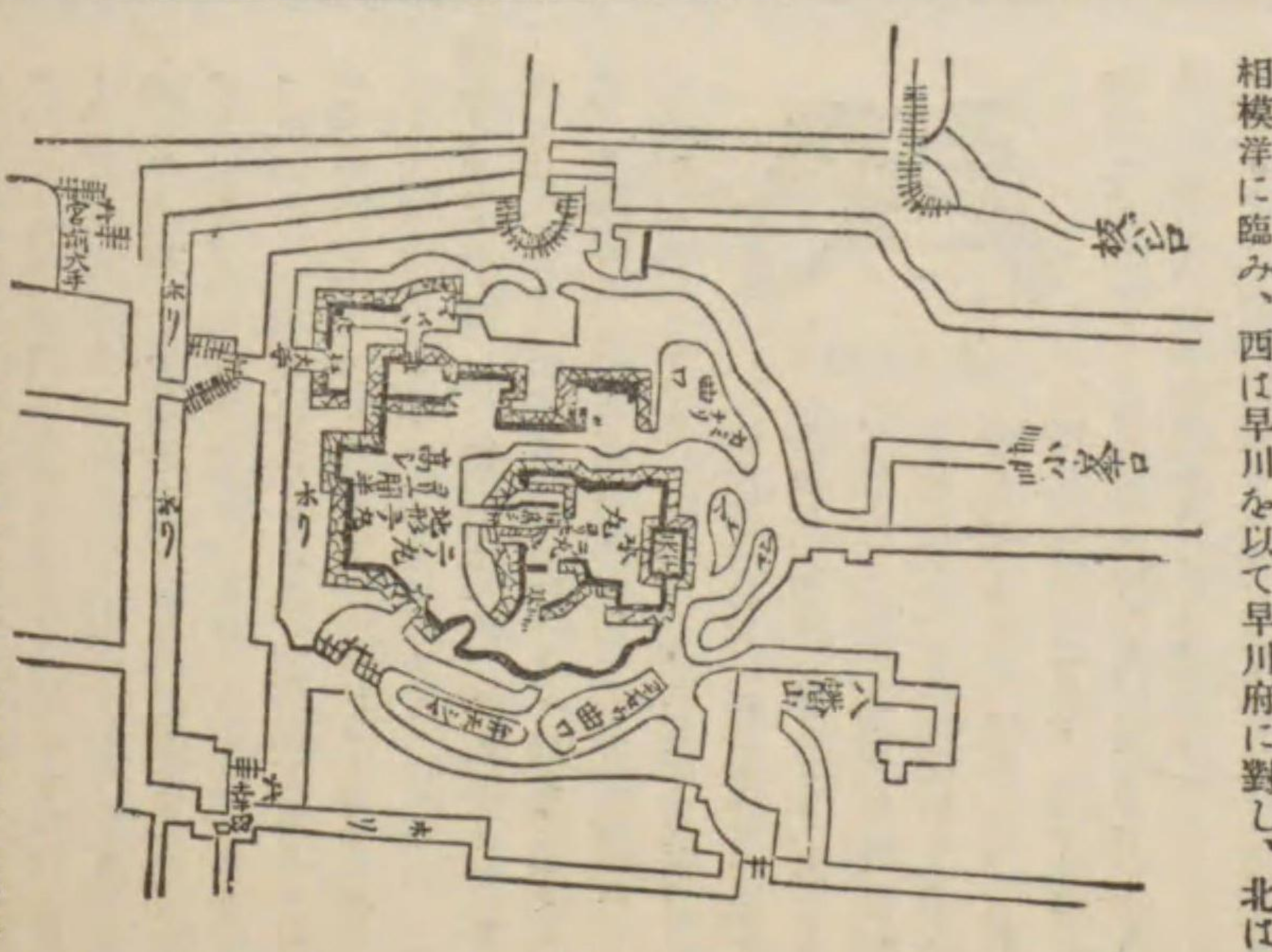
織田信秀 法名萬松院桃巖道見、敏定の子、信長の父、勇武智謀ありて衆に優れ、斯波氏に仕へ三奉行の一と爲り、彈正忠と稱し備後守と改む、勝幡城に居る、享祿中今川氏豊名護屋城に住み、信秀清須奉行たり、常に聯歌を好み氏豊と互に詠句を往來して親交す、後氏豊信秀を城中に移し共に娛樂す、天文元年三月氏豊の不意を襲ひ、遂に之を奪うて居城となす、茲に於て威名近國に震ふ、四年徳川氏を襲ひ勝つて成を行ふ、十一年八月今川義元と小豆坂に戦ひ大に之を破る、十三年親ら將として安祥城を攻めて拔く、十四年再び參河の地を侵し利あらずして還る、十六年美濃を侵し利あらず、十七年今川徳川の軍と戦ひ互に勝敗あり、同年十一月齋藤道三と盟約し、信秀の子信長にその女を配し和を結ぶ、末森城に徙居す、十八年三月卒す、年四十二、二男七女子あり、信秀早くより志を皇室に存し、天正十三年資四千貫を獻じて内裡の築地を修理す、觀感斜ならず、因りて女房奉書を賜ひて之を賞し、且つ古今集などの下賜あり、また伊勢神宮の衰頹せるを嘆き、資を獻りて假殿を造營す、當時皇室衰へ、人またこれを説くものなきの際、此舉ありしは、蓋し異數と稱すべきなり(多聞院日記、宗牧東國紀行、野史)

ヲダハラキクコパン 小田原菊小判

相模國小田原にて鑄造せる銀貨、表に菊紋ある故に名づく、(「金銀圖録」六種あり)一重四匁三分、小田原北條氏之を造りて關東に行はしむ、一枚を以て永一貫文に準ずといふ(二)重四匁、もと十六葉菊小判といふ(三)重四匁二分(四)重四匁(五)六、重量未詳、形状印等は(一)同(二)同(三)同(四)同(五)同、只菊紋の形少く異なるのみ(金銀圖録)

ヲダハ

小田原小判 相模國小田原にて鑄造せる金貨、表に小田原座の極印あるを以て名づく、重六匁、金位上(金銀圖録) 小田原笹小判 相模國小田原にて鑄造せる金貨、重四匁二分五厘、金位中の上、譜に、小田原にて鑄造し二百年前通用すといへども詳かならず(金銀圖録) 小田原城 相模國足柄下郡小田原町○東南に小田原灣を擁して遠く相模洋に臨み、西は早川を以て早川府に對し、北は



小田原城 相模國足柄下郡小田原町○東南に小田原灣を擁して遠く相模洋に臨み、西は早川を以て早川府に對し、北は

ヲダハ

築きしか詳かならず、初め鎌倉管領足利基氏此地を領し、持氏の臣土肥氏之を守りしが、上杉禪秀に襲せしを以て、之を大森頼顯に與へて守らしめ、世襲して藤頼に至り、北條早雲の爲めに取らる、北條氏五代相繼ぎ、關東に威を振ふ、天正十八年豊臣秀吉に滅さる、徳川家康關東八州を領するや、大久保忠隣に此地を與へ城主と爲す、尋で忠隣除封せられてより幕府の直轄となる、元和六年阿部正次封せらる、尋で武藏岩槻に移るや又幕府の直轄となる、寛永九年稻葉正勝(十萬石)之を領す、貞享三年正月大久保忠朝(七萬五千石)故封に移して領せしむ、子孫相繼ぎて明治維新に至る(新編相模國風土記稿、主圖合結記、神奈川縣志、徳川加除封録、明治政覽)

ヲダハラセイハツ 小田原征伐 起原

天正十三年豊臣秀吉關白と爲り、威天下に振ふ、諸侯來り服する者多く、天下殆ど其下に歸せざるはなし、只北條伊達等のみ未だ服せず、秀吉屢々使を遣はし上洛を勸む、北條氏政狐疑して果さず、茲に於て秀吉兵を率ゐて兵政を攻む、時に天正十八年三月とす(「信長記」)天正十七年十一月諸國に令を發し、明春征討に參せしむ、十八年三月一日京都を發し小田原に向ふ、北條氏亦諸城を修築し、兵備を整へ、此に防禦す、四月三日秀吉沿道の壘壁を陥れ相模の平地に入り小田原の四周を包圍す、尋で小田原の臣松田憲秀人を遣はし款を通す、秀吉因て石垣山に登り陣營を築かしむ、是より先、前田利家、上杉景勝、眞田幸村等命を奉じ、信濃路より軍を碓氷峠に進め、四月七日松井田城を圍む、秀吉軍に命じて持久長圍の策を施し、専ら遊戯を事とし敢て戦はず、小田原方亦酒宴を張り、詩歌を樂みて持久の策に相對す、然れども人心相離れ、内通する者日に多し、松田憲秀長子笠原新六郎

と既に款を通じ、將に兵を入れんとして謀露はれ討せらる、六月二十四日秀吉使を遣はし和議を爲さしむ、北條氏規亦並山より小田原に來り和議をす、七月五日、氏直城を出で、羽柴雄利につき、自ら代りて兵政以下士卒の死を宥されんことを請ふ、秀吉、氏直の死を宥め、兵政、氏照及び老臣大道寺政繁、松田憲秀四人に死を命ず、氏直命を受け城を致さんことを約し歸る(「信長記」)六月六日氏直出で、家康の陣に入り、脇坂安治、片桐直倫等奉行として城を收め、七日より九日までに城内の士民を出さしむ、十一日兵政氏照醫師田村安清の宅に於て自殺し、氏直高野山に放たる、秀吉小田原城に入り諸將を封じ、徳川家康に北條氏の領關東八州を與ふ(小田原記、北條記、小田原征討史)

御旅所 祭禮の時、本宮より出だす神輿を、假に鎮座せしむる所をいふ、旅宮、御旅宮社ともいふ、百鍊抄に、祇園旅所、稻荷旅所焼亡の事見え、明月記に、女房等祇園の旅所に參ること見えたり(神道名目類聚抄) 織田信秀 名號小字三法師、通稱三郎といふ、法名大善院圭嚴松貞、(「信忠」)信忠の子、母は未詳(「信長記」)天正十年六月信忠の弑に遇ふや、秀吉時に襁褓岐阜に在り、前田玄以之を扶けて清須に還る、豊臣秀吉等明智光秀を誅し、秀吉を立て、主と爲し安土に居らしめ、信雄、信孝の二叔父之を援く、近江の田三十萬石を領す、前田玄以長谷川丹波之が傳となる、後ち信雄信孝互に權を争ふ、秀吉信雄を扶けて信孝等を討ち、岐阜城を奪ふ、十二年岐阜城に移り、秀吉の諱字を受け秀信と改め、從四位下侍從と爲り、尋で左近衛權少將に任じ、文祿元年正月參議に進む、同年六月朝鮮を征し二年に歸る、慶長元年五月權中納言從三位に累進す、秀吉荒遊者を極め、慶長五年東征の命を受けし、國用乏く師を成さず、石田三成の甘言に欺かれ老臣の諫を用ひず、西軍に應ず、終に戦に破られ福島正則等に擒られ、芋洗里に徙さる、後ち剃髮して高野山に入る、慶長五年九月八日薨す、年二十一、茲に於て信長の遺業終に廢す(野史)

ヲダハ

小田原評定 俗に評議して決定せぬことを云ふ、天正十八年豊臣秀吉小田原を征せし時、北條氏直將にして物に決斷なく、群臣をして評議せしむれど、空しく座談のみにて其實用ふる事能はず、遂に廢滅せり、世に之をとりて不成の評議を小田原評定といへり(松屋筆記) 小田原彫 相模國小田原にて製造する彫木の器物をいふ、鎌倉彫に比して淺しといふ、其起り詳かならず、按するに、北條氏茂明

オタビ

御旅所 祭禮の時、本宮より出だす神輿を、假に鎮座せしむる所をいふ、旅宮、御旅宮社ともいふ、百鍊抄に、祇園旅所、稻荷旅所焼亡の事見え、明月記に、女房等祇園の旅所に參ること見えたり(神道名目類聚抄) 織田信秀 名號小字三法師、通稱三郎といふ、法名大善院圭嚴松貞、(「信忠」)信忠の子、母は未詳(「信長記」)天正十年六月信忠の弑に遇ふや、秀吉時に襁褓岐阜に在り、前田玄以之を扶けて清須に還る、豊臣秀吉等明智光秀を誅し、秀吉を立て、主と爲し安土に居らしめ、信雄、信孝の二叔父之を援く、近江の田三



(押花信秀)



(押花信秀)

ヲタリ

ヲタリウ 小田流 小田孝朝の創めたる劍術の流派...

オチイタジキ

落板敷 大内親清涼殿の孫廂の南にあり...

ヲチウチ

越智氏 神別、或は小市と書す、饒速日命より出づ...

オチキ

孝靈天皇 伊豫王子 小千御子 天狹貫 天狹介...

オチキロヤク

御直廬役 御物奉行 (オマノフギヤウ)を見よ、

オチケリイロ

落栗色 染色の名、濃き紅に少し黒みのかゝりたる色をいふ...

ヲチド

越度 王朝時代の罪名、關は門に依らず、津は津に據らずして...

オチナゲシ

落長押 清涼殿の臺盤所の長押を云ふ(禁秘抄)

ヲチノ

大和國高市郡越智岡村大字車木に在り、延喜式の時、兆域東西五町...

ヲチノコホリ

越智郡(越知) 所在伊豫國原田郡舊事紀小市に作る...

オチマ

落間 禁裏にある居間の名、東西三間南北十五間竹縁あり(侯訓業)

オチヤウグチ

御錠口 將軍及び諸侯の邸宅に於て、表と奥との界に設けたる出入口をいふ...

オチヤウグチシノウ

御錠口衆 江戸幕府の職名、表御殿と、大奥との界なる錠口の詰所に勤番して...

オチヤ

ヲツキ 小槻氏 垂仁天皇の皇子池邊別命より出づ...

ヲツギ

今雄 富平 茂助 忠臣 奉親 眞行 孝信 祐俊 盛仲 政重 師經...

オツシ

越訴 鎌倉時代訴訟の手續にて、若し訴訟人前裁判に理由不十分なるに...

鏡口語、鏡口語あり、鏡口語は、御錠口の頭にて、表よりの御使あれば...

オチヤノツボネ

阿茶局 「アチヤノツボネ」とも、同條を見よ、

ヲツカイ

越階 位に昇るに順を追ふて昇らず、一段越えて上るを云ふ...

オツカヒバン

御使番 使番(ツカヒバン)を見よ、

オツギ

御次 江戸幕府の時、將軍及び諸侯にて、主人の居所の次の間に居る大奥勤の女中をいふ...

ヲツキウチ

小槻氏 垂仁天皇の皇子池邊別命より出づ...

時宗 雅久 于恒 朝芳 孝亮 忠利 季連 章弘 盈春 知音 敬義 以寧 輔世

オツシシ

乙津寺 所在美濃國厚見郡鏡島村○山鏡瑞甲山、世に梅寺ともいふ...

ヲツリ

目安の事也、調様二品の用捨有之口傳と云へり、式目抄に、越訴に度を超えて申すと、次を越えて申すとあり、度を超とは、一度まけて其境を越えて又訴るなり、次第を越とは、四等の官あるをも經ずして申なり、此なるは次第を越るなり」とあり(沙汰未練書)

ヲツリガシラ

越訴頭 越訴奉行(ヲツリ)

ヲツリアギヤウ

越訴奉行 越訴奉行(ヲツリ)

室町兩幕府の職名、本奉行の裁判運滞し、或は極端の處置ある時は、控訴せしむべき爲めに設けたる職なり(御前)宗尊將軍の文永元年、北條時宗執權の時、評定衆北條實時、安達泰盛を以て、始めて此職に補す、蓋し當時奉行入等、稍其職を世々にせしより、其任に堪へざる者も事を行ひしにより、訴人或は冤枉あるを免れざる故に、此職を設け、奉行人の私曲を壓せしものなり、此奉行を越訴頭とも稱せしは、或は引付頭人たる者之を帶せしによりてなり(御前)室町幕府の時、創置詳ならず、評定衆の内よりこれに補す、奉行人の越訴を覆勘する、必ず越訴奉行の議を経て後にこれを行ふ、奉行入政を聴くに偏私あり、下民を抑屈する時は、越訴するを許す(官制沿革略史)

オツテ

追手 江戸幕府の時、罪人を捕ふる爲めに、出て向ふ役人をいふ、逃る人を追ひかけて行く故に名づく、

ヲツテンラク

越天樂(越殿樂)

樂の名、唐樂、太極商曲にて、平調二十五曲の一、新樂にて中曲、安城樂を以て破と爲す、本曲は急にして、破二帖、急十二帖、並に各十二の拍子あり(御前)傳來詳かならず、村上天皇の御宇、侍臣退出音聲の奏樂に之を用ひ、堀河天皇以後、般涉調に小曲なきを以て

ヲツニ

此樂を般涉調に入る、後世舞絶ゆ(體源抄、樂家錄、禮樂志)

ヲツニ

越任 官を一段越えて昇るを云ふ

オツヤノラン

乙夜覽 天皇の讀書

せさせ給ふをいふ、漢書儀に、五夜者、甲夜、乙夜、丙夜、丁夜、戊夜、衛士甲乙相傳盡五更とあれば、乙夜とは二更のことにして、今の午後十時頃なり(御前)眞觀政要の劉洎が上書に、乙夜觀書、事漢高帝(光武帝)馬上披卷、勳過魏王(文帝) 陛下自勵如此而令太子優遊業日不習圖書、臣所未諫云々」とあるより出づ、

オテウシヒサゲアギヤウ

御銚子提奉行 「テウシヒサゲアギヤウ」を見よ、

オテウツノマ

御手水間 「ヲツツノマ」を見よ、

オテナガ

御手長 宮中女房の役名、御膳を御次の間迄持参して、御宮仕の人に渡すことを掌る(貞丈雜記)

ヲテラクワンベエ

小寺官兵衛 黒田孝高(クロダゴシタカ)を見よ、

オトキ

御伽 江戸幕府の職名、將軍の傍に侍して御伽を勤むるものをいふ、目見以上の役にて、役料三百俵なり、十六歳以下の者には役料なし(掌中大概順)

オトクニテラ

乙訓寺 山城國乙訓郡乙訓村字今里○法皇寺とも號す(御前)眞言宗、護國寺末に屬す、本尊十一面觀世音佛(御前)推古天皇の御旨を奉じ、聖德太子之を創建す、爾後荒廢せ

オトク

しを以て、弘仁二年冬僧空海を乙訓寺の別當に補し、眞言を修せしむ、宇多天皇脫離の後、本寺を再興し行宮となす、由て更に法皇寺と名づく、幾百年を経て衰廢す、室町時代寺僧争論を爲す、將軍義滿南禪寺の僧伯英に命じて之を聽かしむ、兩僧争ふ所共に曲なり、因て之を逐ふて寺を伯英に興ふ、是より禪宗となり金地院に屬す、其後東山の文珠院と交換して眞言宗に復す、應仁文明の兵亂に寺資を失し、漸次廢頽して今は僅に大師堂一字を存して、其遺址を留むるのみ(山州名跡志、山城名勝志、平安通志)

オトクニノホリ

乙訓郡 山城國

オトクニノミヤ

弟國宮 繼體天皇の皇居

ヲトコエ

男繪 男の姿をかきたる繪をいふ

榮花物語に、琵琶などひかせ給ふ、繪などかかせ給ふ、をと、繪など畫師はづかしう書かせ給ふ云々とあり、

ヲトコガナ

男假字 眞字(漢字)をいふ、

ヲトコエ

男繪 男の姿をかきたる繪をいふ

ヲトコエ

男繪 男の姿をかきたる繪をいふ

ヲトコ

ナシ參看(後假字反切義解、安齋園筆) 男居 禁中平侍の部屋をいふ 東西十間南北五間あり(故實拾遺) ヲトコタウカ 男踏歌 「タウカ」を見よ、 ヲトコタテ 男立(男伊達、俠客) 江戸時代、強きを挫き、弱きを助け、然諾を重んじ、義の爲めに生命を軽んじたる任侠の徒をいふ、「ダテ」とは立なるべし、物事をたて通さんとする意より名づく、我衣に、伊達と云ふこと、御願入の朝、仙臺家士多くは人の目に立つ衣裳を著たり、依てあれは伊達衆なりといふより始まる」とあれど然らず、男氣のある所よりいふ語なり、また六方者といふ、六方者は蓋し無法者の意なるべし、(御前)男立に旗本奴と町奴との二種あり、按ずるに男立は旗本奴に起り、轉化して町奴となりしものにして、旗本奴の起原は、やがて又男立其もの起原と稱すべきを以て、今順を述べて之を述ぶべし、旗本奴は、其發生につきて二箇の系派を有せり、一は戰國の遺風に基づき、一は所謂奴と稱せるもの轉化に基く、然れども第二は、寧ろ第一に含まるべきものなれば、嚴正なる意味より云はば、男立發生の原因は、戰國の餘習に過ぎざるなり、室町殿日記を按ずるに、戰國の末年に際し、京阪地方に、無頼の徒の團體ありて市中を横行し、喧嘩買はふくと、五人三人づつ、觸れて廻りつき、まなざしいかめしきが、頭は半頭にて、頬髭うはひげあくまでむくつけき、ことを載せたり、これ社會の秩序の亂れたる時代に於て、屢々見る處の現象にして、殺伐の氣風より轉化したる惡弊のみ、この風は歲月と共に愈々隆盛を極め、慶長十三年には、荊組、皮袴組と號する無頼の徒七十人を捕へ、魁首四人誅した

ヲトコ

ること、徳川實紀に見えたり、以上叙する處は、上方の出來事なりと雖も、東國殊に江戸に於て亦然りしは、實紀慶長十七年六月の條に、無頼遊俠の徒を誅せしことあるにて知るべし、故に男立の起原は室町時代の末より江戸時代の初めに當りて、發生せしことと疑ひなきも、これ其初期に屬するものにして、此時全然成立せるものとは、稱し難きのみならず、更に他の方面に於て俠客の發展を助けしものあるを忘るべからず、奴といへるもの即ち、これなり、奴は後來男立と同意味に用ひられたれども、古くは武家の奴儀の稱にして、戰國の末より徳川氏の初めにつけて、奴の風といふものを生じたり、抑々其頃の奴とは如何なるものなりしかと考ふるに、奉公もよくつとめ、太義なる事を太義といはず、或は寒中にも給一つにて寒き面もせず、一日食を喰はぬとて、ひだるき體もせず、供先にてうそにも用立働かんなど、高言し、扱又歴々のやつ衆は、身持食ひもの、ぶやけたる生やはらかなる體なし、好色のことになづみ、くつたくの氣なく、刀脇差やきばの強きを好み、侍道の勇氣常に専らとして、人にたのまれ、又は人の爲めには、命を露ほどいとせず、支配を敬まひ、親方老人と念比し、律義なる人なれば、結構に感動にあしらい、我にかはりて人をすくひ、利欲に拘はらず、氣根達者に武藝を精出し、人の勤め難きことを事とせず、敵といふものを許さず、これに其頃やつこの番頭より、十三ヶ條の條目の通りにて、是にかなふやつを善きやつこととて、組頭にも見立られ、惣て其比のやつには、理發にて何れも器量なり、うつけたるやつにはなし、(中略)其刀脇差きれいに、衣裳には白無垢をはなさず、垢つかぬ小袖に伽羅などおき、身持随分きれいに、錢金ほしさうな顔もなくやつこせし也」とは八十翁

ヲトコ

物語の著者が語る處なり、八十翁物語は旗士新見正朝の著はす處、本文に昔しとあるは、蓋し慶長元和の際なるが如し、これ所謂武士道の半面にして、其風が戰國の遺俗たることは論ずるまでもなく、其氣風、其行爲等、實に於て、俠客と全く異なる處なし、然れども當時における奴は即ち男立にあらず、前に述べたる第一原因とこの奴風とが合同し混和し、茲に始めて正確なる意味に於ての俠客を生じたり、故に俠客の發生は慶長の初年なりと雖も、其成立せるは兩者相交融したる後に於て、全盛を極めたるは三代家光より、四代家綱の時代にかけたる、正保慶安承應の頃たり、當時の法令に、歌舞伎者を追捕せしめしこと屢々見えたり、歌舞伎者とは、即ち男立にして、主として旗本中の無頼の徒なりき、大小神祇組、吉屋組、白柄組、六法組の如きは實にその團體にして、所謂旗本奴の組織する處なり、世に傳ふる水野十郎左衛門の如きは、旗本奴といへるもの、卓尾の代表者たりしなり、水野は旗本の士にて五千石を領す、所謂旗本奴の頭領なり、抑々旗本奴の世に生じたるは、一は上段に述べし八十翁物語にある奴の習俗と、一は戰國を去る遠からずして、殺伐暴悍衣食を賤しむ、武勇を尊び、萬事武張りたることを喜び、獨り強がる氣風とが、相混じたる結果なりといふべし、今彼等の行爲氣風等を、元正問記の記す處によりて見るに、「御旗本之内、男達と云者出て、上下萬民に邪鬼となり、諸人持あぐみけり、其大將は水野十郎左衛門と申、五千石にて御譜代の隨一にて、水野軍人正、同監物、右之十郎左衛門近き親類にて、宜敷御役をも可被仰付處、我儘者故、御寄合旗本といふに成、くわん活六法、日本大小の神祇組、公方の尻持男伊達と披露して、四人の家臣を綱金時定光末竹、用人筆頭を保昌獨

武者と名付、旗本仲間を友とし、其人々は加々爪甲斐守(一萬石)坂部三十郎(五千石)晝を夜とし、夜を晝とし、夏を冬といひて、仲間出合には戸を開き障子を建て、屏風を引廻し、大火鉢にあたり、客も小袖を三ツ四ツ着るを手柄に致し、馳走には熱へかへる温純を喰、冬は庭前に水をうち戸障子を一面に開き、客は帷子を着し、扇をつかひ、水を望みて呑、馳走には冷茶素麵を出す、料理献立には、土籠の汁、蒸の鱈、鼠の濃しやう、蛇の蒲焼、鯛の鹽辛、蛇の吸物の類を手柄とする様成出會友也、夜中に戸外を歩き、酒に酔て大道を拂はす疑る、天下の夜廻り辻番改めと申は、御書院組御小性組にて相勤、各小隊の衆にて、白張提灯に棒二本持せ廻らる、是を下々に悪口に棒ふり衆と異名を付たり、右之廻り衆、往還に疑て居るは何者成と告むれば、我々こそ棒振虫を食ふ金魚也と答へ、強く告むれば喧嘩にして切り殺す、兎角馬鹿者には構はわが勝也と、皆人往還開き通しける、其頃の落首に、夜更て通るは何者ぞ加々爪甲斐かどらうか扱は坂部の三十か、かやうにいへり、右の外水野が手下の神祇組何十人が有之、山手組、淺草組、芝組と分れてあはれ歩きけり」とあり、又我衣は其風俗を述べて、風俗は髪を手一束に切、たぶさをとれぬ用心し、冬紺縮緬白大綿一ツ帯も白く三重に廻し、袖に大きくくり、丈は三里の少し下へ下る程に短かく、長き大小を帯し、柄糸下緒何れも白しといひ、嬉遊笑覧には、旗本の面々病と稱して引籠り、月代をそらす、之を長く延ばし、長き刀を門指にし、小唄を歌ひつゝ、當時流行の丹前風呂に遊ぶ、之を六法風とも、丹前風ともいふといへり、前は白柄組のこと、後は六法組を指したるなりと、一般に通じてかゝる奇装を喜び、意氣かりしなりき、

ヲトコ

旗本奴は畢竟するに、無頼の旗士の集合にして、其惡習を社會に留めたるは憎むべしと雖も、其然諾を重んじ、義(假令不合理なりとしても)の爲めに生命を輕んずる精神に富みしが如き、亦多少愛すべき點なきにあらざりき、かく旗本奴が勢力を占め、市井を横行し、庶民を苦ましむるに當りては、所謂江戸兒は決して之を默視する能はず、蹶然として之に反抗せるもの即ち町奴なり、掃院院長兵衛、唐大權兵衛等は其代表者にして、旗組、鐵棒組、鶴鶴組、唐犬組等の團體あり、皆市民の爲めに萬丈の氣焔を吐きたるものとす、而して八十翁物語に、浪人或は町人にも若き器量あるもの、浦山しく思ひ町奴杯とて有之歎」とありて、町奴の發生を以て、旗本奴を羨みて摸擬したるに歸せらる、唯かに半面の眞態をうがてるものなるべし、蓋し町奴の起れるは、旗本奴の暴に對する反抗が主動なること、市井の男立が旗本の士を擧げて闘争し、武人の横暴を挫きたること多きを以て知り得べきなれども、然も其寛濶なる氣性、優麗なる風俗は、恐らくは江戸平民の喜びし處なるべければなり、故に町奴發生の原因を以て、旗本奴に對する反抗なる主因と、これを羨みし副因とに歸するの至當なるをわもふ、而して其氣風風俗は如何なりしかといふに、其振舞人に負くることを厭しとせず、或は菓子や酒や茶や等にも、空腹の節は入て食之、持合なき時は、今日は拂はぬぞといふ、商人不苦候とて、猶怒にすればよし、若しあしらひ惡しき時は、六つかしく云うて、身上も仕舞ふ程也、然れどもすれば一禮を述べて立ち、重ねて五匁六匁の食物なりとも、此間の代物何程と細かに云はずして、慶長金百疋或は一兩も投げだし、先頃は過分なりとて遣はす、つり上げんといへば却て立腹す、又他

ヲトコ

ヲトコ

人にては仲間にては被頼、何卒御加勢奉願と只管に願へば、命を捨て、も反古に不致、只男道の強を表にして、義を守り節を失はず、さしてあはれ歩くにてもなし、無理なることもせず、無心がまじきことなどは仲間法度也、少しでも人に和き詞を云ふ事を第一に嫌ふ組合也、仲間入する時は、傳手を求めて金銀を出し仲間に入り、もし親兄弟以ての外の事とて勘當すれば、仲間にて樂々と少しも不自由をせさせずといは、我衣の記す處、或人の語りしは、あづまのやつを見侍りしが、音に聞しに十倍せり、六尺餘りの男大ひげをねぢあげ、先はだには、牛首布のかたびら着、上にふと布の遊樂に、七八百がのりをかひ、馬の皮のふと帯しつかとしめ、熊の皮の長羽織、まつすぐなる大小十文字にさしこなしたる氣色、身の毛もよだつばかりに候ひき」とは百物語に記す處なり、間々過褒の言なきにあらざれども、尤も簡にしてよく其要を得たる者とす、それ、彼等の義といひ勇と唱ふるもの、敢て完全なる道理に基き、完全なる理性によりて、行爲せられしものならず、單に一時の感情よりいへしものにして、士君子の眼より見れば頗る笑ふべきものあり、ことに彼等は社會に於ける一種の遊民にして、博奕を業とし、喧嘩を職とし、茶毒を流したる罪決して赦ならず、況や千分と稱する末輩に於てや、されど其男を磨き、然諾を重んじ、強者に屈せず弱者を虐げざる、一片氣概の點に至りては、戰國武士と雖も後に僅者たるものあり、豈欠點を以て長所を捨つべきものならんや、かくの如くにして男立は市中を横行し、其餘弊も夥なからざりしかば、寛文四年水野十郎左衛門を捕へて之を刑し、其餘黨たる加々爪甲斐守、近藤藤隆之助、諏訪藤右衛門以下を配流したるより旗本

奴は全く其跡を絶たれども、町奴は依然其勢力を振ひしが、貞享三年火附盜賊頭中山勘解由、其徒二百餘を捕へ魁首十一人を斬に處したるを以て、町奴もまた一時絶えたりといへども、久しからずして、また之を業とするものを生じ、遂に其根本をたやすことを得ず、明治に至りても、なほ新門辰五郎の俠名を耳にせり、
ヲトコツカヒ 男使 山城平野祭に、上柳辨内侍を向けらるゝその上柳を稱していふ(俳言集覽)
ヲトコテ 男手 男假字(ヲトコガナ)を見よ、
ヲトコマヒ 男舞 鳥羽天皇の世、藤原通憲の始めし舞の名、徒然草に、多久助が申けるは、通憲入道(信西)舞の手に、與ある事を擇びて、いその禪師と云ひける女に教へて舞はせけり、白き水干に、さうまきをさき、鳥帽子を引入れたりければ、男舞とて云ひける、禪師がむすめまづかといひける、この藝をつげり、是白拍子の根源なり、佛神の本縁をうたふ、其の後源光行、多のこを作れり、後鳥羽院の御作も有、龜菊に教へさせ給ひけるとぞ」とあり、
ヲトコミコ 男 男の巫をいふ、カナンギと參看、
ヲトコミヤ 男宮 皇子を云ふ、皇女はなんなみことといふ、榮花物語に、按察のみやす所とてさふらひ給をと、三の宮、女三のみや、うみたてまつり給つ、又この九條殿の女御、なとこ四五のみやうまれ給ぬ、又宣耀殿女御、男六八のみやうまれ給へり(中界)麗景殿の女御とこ七の宮、女六の宮、生れ給にけり、式部卿の宮の女御、女四の宮ぞうみたてまつり給へりける、廣幡御息所、女五の宮うまれ給へり、按察の御息所、なとこ九の宮うまれ給など

ヲトコ

ヲトコ

ヲトコ

して、又九條殿の女御、七十九の宮などあまたさしつゝきうまれさせ給て、おほかたなとこみや九人、女みや十人ぞおはしける云々」と見えたり、
ヲトコモジ 男文字 男假字(オトコカナ)を見よ、
ヲトコヤマシユコ 男山守護 鎌倉時代の役名、男山八幡を守衛することを掌る(吾妻鏡)
ヲトコヤマハチマンケウ 男山八幡宮 石清水八幡宮(イハシミツノハチマンケウ)を見よ、
ヲトシ 威 鎧の威毛にて、ヲトシとは緒通の意、章及び糸を以て、札(サネ)參看)を貫き綴りたるものなり、庭訓往來に、綴と記たるは當れり、ケとば札を綴りたる糸、或は章の並び連りたる形、毛をふせたるが如くに見ゆるを以て毛と云ふ
ヲトシ 威 鎧の威毛にて、ヲトシとは緒通の意、章及び糸を以て、札(サネ)參看)を貫き綴りたるものなり、庭訓往來に、綴と記たるは當れり、ケとば札を綴りたる糸、或は章の並び連りたる形、毛をふせたるが如くに見ゆるを以て毛と云ふ
ヲトシ 威 鎧の威毛にて、ヲトシとは緒通の意、章及び糸を以て、札(サネ)參看)を貫き綴りたるものなり、庭訓往來に、綴と記たるは當れり、ケとば札を綴りたる糸、或は章の並び連りたる形、毛をふせたるが如くに見ゆるを以て毛と云ふ

オトシシユウ 乙侍従 歌人相模の本名、サガミシを見よ、
オトシファミ 落書 落首(ラクシユ)を見よ、
オトナ 首名 年寄宿老と同じく、年高にて政務に預る者の稱なりしが、後世重職をうけ給はる者の職號となる、武家名目抄に、古首字を訓讀してオヒトと云ふ、オヒト轉じてオフトとなり、又オウトなど云ふ、是もと大人の意なれば、宿老の輩をば、頓てオトナとも稱せるなり、首名また老名の字を用ふるも其義に於て異なる事なし、源平盛衰記頼朝重衛對面の條に、上の六間に高麗縁の疊を敷き、三位中將を居え奉る、内侍には國々のおとな大名並居たりとあるを初見とす、室町時代の中頃迄は諸家何も首名の稱あり、御産所日記永享六年二月の條に、オトナは皆々御太刀、御馬、御折紙など進上云々と見えたり、其後何つとなく、普通年寄とのみ稱して首名の稱絶ゆるに至るといへり、
オトナシキヒクワンシユウ 乙名敷被官衆 室町幕府管領家の被官衆を云ふ、管領の被官は、斯波氏に、甲斐、織田二宮氏、高山氏に遊佐、神保、甲斐庄氏、細川氏に香川、安富、内藤、藥師寺等皆大族にして國務を宰制し、幕政にも與かり、將軍其邸に臨み、特に優禮を受く(武家名目抄)
オトホリ 御通 室町幕府臨時の儀式、貴人の面前に召出して酒を給はることをいふ、御目通、御

オトメ オトモ

前通といふべきを畧きたるなり、江戸時代に於て年... 御通と申はばらけ(蓋をいふ)餘多置きて、一人前... 宛出さるゝなり、其にて酒を給はり其かはらけを持...

オトメバ

御留場 江戸時代鷹場をいふ、

オトモクラ

御共鞍 鞍の一種、御幸の供奉... 用ふる鞍なるを以て此名あり、共は供の略字、吉...

オトモシユウ

御供衆 幕府の職名、... 將軍に近侍し飲膳に供役し、啓行に駕を護す...

ヲドヤ オナカ

家名目抄、官制沿革略史) 製造する陶器の名、尾戸焼、土佐國尾戸に於て... 村仁清の弟子宗伯(或は正伯)土佐に於て始めて製...

ヲドリ

踊 舞臺遊藝に、などりは... 踏歌を始とすべきか、しかしながら古は舞といふ...

オトリカガウチャウ

御取箇郷帳 取箇... 郷帳(トリカガウチャウ)を見よ、

オトリカチャウ

御取箇帳 取箇帳(トリ... カチャウ)を見よ、

オナカ井

御中居 居間の名、後ち轉じて其... 居間に奉仕せる婦女の稱となる、海人蓬芥に、内裏...

オナカ オナリ

(寧ろ役名にこれを用ひ、居間の名としては、普れ... 用ひられざりき(家屋雜考) 御中頭 室町時代、武家の奥...

オナカレ

御流 武家時代に主君、若くは高貴... の人より賜はる酒をいふ、殘餘の酒の意、御流頂戴...

オナカダチ

御中立 御中頭(オナカガシラ)... を見よ、

オナンド

御納戸 居間の名、江戸城大奥の... 居間にては、切形の間、御化粧の間の西北に在...

オナンドカタ

御納戸方 納戸役(ナンド... ヲ)を見よ、

オナンドヤク

御納戸役 「ナンドヤク」を... 見よ、

オナリ

御成 幕府將軍の出行を云ふ、又御... 行と記す、御アリの轉語、成は借字なり、四季草...

オナリ

御あり也、御の字をおんとはれていふ故の字へう... つる意となる、是連聲の習、されば御ありきと云ひ、...

御徒一人

御徒一組 御徒頭... 御徒一人 御徒目附一人 御徒一組 御徒頭...

御徒目附

御徒目附、御小納戸、御小納戸、御小納戸...

御小納戸

御小納戸、御小納戸、御小納戸、御小納戸...

御小納戸

御小納戸、御小納戸、御小納戸、御小納戸...

御小納戸

御小納戸、御小納戸、御小納戸、御小納戸...

御小納戸

御小納戸、御小納戸、御小納戸、御小納戸...

御小納戸

御小納戸、御小納戸、御小納戸、御小納戸...

御小納戸

御小納戸、御小納戸、御小納戸、御小納戸...

オナリ

之を勤め注進は御小人之を勤む、御拂は一番二番三... 番と三立にて(一番二番との間半丁も隔つ)、駕籠先...

オナリギリ

御成切 碁石程の大きに丸く... しておしひらめたる猪の子餅を云ふ、紙に包みて之...

オナリソウフギヤウ

御成總奉行 諸家臨時に置... 諸家臨時に置く役、當日の諸事を總掌す(天文中十七年、...

オナリミチ

御成道 將軍出行の時、通行の... 道路をいふ、

オニ

鬼 (一)靈魂(二)佛説によりて想像した... る地獄に住せる怪物(三)通常の意における妖怪等の...

オニキヨマサ

鬼清正 加藤清正(カトウキ... ヲマサ)を見よ、

オニキリマル

鬼切丸 源氏重代相傳の寶... 劍の名、鬼丸(オニマル)を見よ、

オニサウサ

鬼作左 本多重次(ホンダジサ... ヲ)を見よ、

オニトリ

鬼取 武家に於て尊長に進むる飲... 酒をいふ、

オニガ

オニト 武家に於て尊長に進むる飲... 酒をいふ、

オニト

食を、先づ嘗め試むるを掌る役(毒味すること)を鬼呑といひ、略して鬼ともいふ。江戸時代には一般に飲食のことを掌るものをいひ、鬼取役と稱せり、即ち後者の御膳奉行なり、鎌倉年中行事、若宮社務御加持に被り参の條に、御酌をも或近付或御所奉行の子息先持出、鬼呑をいたし云々。又甲陽軍鑑に、御一家衆家老衆、惣じて大身衆振舞の時、必ず亭主になを仕り尤なりなど見えたり、江戸幕府の時、寛文の頃まで御膳奉行を鬼取といひしも、此鬼を勤むるゆゑの稱なり、名稱につき異説あり(一)倭訓栞に、或は浮屠氏の生飯より出たりと云ひ(二)貞丈雜記に、鬼はおそろしくつよきものにて、毒をも何とも思はず取くらふ心にて、毒を試みするをなにかといふといひ(三)南畝葵言に、もと鬼神を祭るもの故、鬼のものといふ、などの説あれど皆非なり(四)世事談に、なには小兒にて、江次第に正月、御薬を供す、薬子は童女未嫁せざるを求めてこれを用ゆ、本方小兒より起る故なり、といへる説は、稍近けれど、童女を小兒としたるは非なり(五)公事根源集釋に、この故事は朝廷にて、昔し元三に女官居蘇麻を奉る時に、薬子とて未嫁の小女、鬼問より進出て先、これを飲むこと、公事根源に見えたり、是れより出たることよし、我郷の青山春夢先生は「はれたり」といへるは實に然るべし、前の三説は皆據るに足らず、鬼問は壁上へ白澤王、鬼を斬るの圖を寫されし故に、この稱ありと云へり、大阪の役に、伊達政宗茶臼山の御陣に詣り、かゝる騒擾の折は人心計りがたければ、朝夕の供膳など、よく御心付けられれば、然るべからむと申せしに、尤のことありて、是より供膳の度に、なにとりの役、立置かれ、後日迄三河以來諸代の者はその役をあてられしと、是れ江戸幕府鬼取の權異なる

オニノコ

り、天和江戸鑑、御膳奉行の下に鬼取二十人と見えたり、當時鬼取の稱は奉行のみに限らざるに似たり(徳川實紀、故事記載)
オニノマ 鬼問 大内親清涼殿の身舎より西雨の角、殿上の間より北に當れる間を云ふ、壁に白澤王(禁殿秘抄、百澤となす)の鬼を切る圖を畫きたる故に名付く、禁殿秘抄に、鐘撞の像なるべしと云ひ、夏山雜談に、白澤王李將軍の事なり、名目ハハカ々王假名ハハカ々王なりと云へり、禁殿抄に、二間格字也、南間當上、有覆簾一卷之、其中南北行立御厨子、置御膳具、南壁白澤王切、鬼輪、櫛形者、小障子際、柱有之、禁殿秘抄に、鬼問の南の壁に百澤王鬼を切るをかけたたり、鬼問の南の壁に障子あり、西向南一間格子を障して御厨子の内に立たり、北の間は御簾をあぐ、鬼問二間也、台盤所へまゐらぬ人など、喜申の折など、此所へ召て台盤所の障子を上げて、御厨子に出御あり、台盤所の間は布障子也とあり、百澤王は、大明會典に黃帝巡三東海之時、百澤出謂物と見えたり、猶清涼殿の圖參看、
オニノミ 鬼呑 鬼取(オニトリ)を見よ、
オニバシリ 鬼走 鐵の名所「ヨロロ」を見よ、
オニハヤキ 御庭焼 永樂燒(エイラカヤキ)を見よ、
ラニフノコホリ 遠敷郡 若狭國 越前國 日本紀光仁天皇實錄元年七月の條に、始めて見え、天平十九年六月大安寺流記に、平入郡に作る、和天皇の時四郷を割て大阪郡を置く、和名抄に、丹生(ニフ)玉置(タマキ)餘戶、安賀(アカ)野里(ノサト)神戶(カウチ)瓜生、志摩(シマ)佐文(サバ)里(ノサト)阿桑(アサ)等の郷あり、終の三郷は大本津(コツ)阿桑(アサ)等の郷あり、終の三郷は大

オニマル

飯郡にもありて、分郡以前によりて重出せしか、又は郷の兩郡に收れるなるべし、戦國の時、私に中郡と稱し、又上中郡下中郡二郡に分つ、後之を廢す(郡名異同一覽、國郡沿革考)
ラニフノジンジャ 遠敷神社 古へ若狭國一の宮にして、今は若狭神社と號す、ラカサハコソジンジャを見よ、
オニマル 鬼丸 華の名器、仁和寺覺澄親王の造られし筆を云ふ、有職中抄に、安元元年正月四日中山内府記云、鬼丸は仁和寺覺澄親王造らる、筆也云々、貞和三年十一月九日風雅集宴御遊三位局簾中にて鬼丸を彈する由、中園相國の記に見えたりとあり、
オニマル 鬼丸 國源氏累代の名銀、北條時政火鉢の鬼面の小鬼と化け出づるを切り、故に鬼切丸と名付くと云ふ(國源氏累代傳、粟田口國綱の作にて銘あり、長二尺五寸八分、釧四分一、ひとへ表鳩、裏桐毛形、切羽銅黒塗八枚、鏝木瓜形、革れりもの縁銅黒塗、總て金具仕合其上を仕(任革)に包む、目貫金壺かさ桐柄さや巻、唐糸おびとり、鳥廣東とあり、太平記に、宗國の作とす、源頼朝仲八幡宮に祈請して作らしめたる太刀、長二尺七寸、曾て有罪の者を切て試む時、髪をくはへて切りければ鬚切と名付たり、子頼光の時、其臣渡邊綱鬼を切りしを以て鬼丸と改む、後頼朝、頼朝、義家、爲義に傳へたり、爲義の時、獅子の子と改名す、次で友切と改む、其子義朝に傳ふ、此時頼朝の名に復す、之を頼朝に傳ふ、頼朝の後、新田義貞に傳はり、源氏の重寶となる、太平記義貞自害の條に、一振には金を以て銀屋巾の上に鬼丸と云ふ文字を入らる、是れ源氏重代の重寶にて、義貞の方に傳たりと聞ゆれば、

オニヤ

末々の一族共の帯べき太刀に非ず、云々しと見えたり、其後足利將軍に傳はり、織田信長より豊臣秀吉に傳ふ、此時火災のまじないにて、本阿彌光徳へ預け、大阪陣役の時、本阿彌光徳川家康の許を得て相傳ふ、後本阿彌三郎兵衛の時、享保三年九月將軍吉宗に獻上すと云ふ(安齋隨筆)
オニヤラヒ 追儼 「ツキナシ」を見よ、
ヲノ 小野 所在 播磨國賀茂郡今加東、加西の二郡に分つ(肥前國 寛永中一柳直家此地一萬石に封ぜられ、此所に陣屋を置きて治す、子孫相繼ぎ明治維新に至る(徳川加除封録、明治政覽))
ヲノウチ 小野氏 皇別、姓は朝臣、左京山城に貫す、孝昭天皇皇子天彦國押人命の裔米餅搗大使主より出づ、臣姓は山城に貫す、彦國押人命の孫華命より出づ、雄略天皇の時春日小野臣の大樹あり、敏達天皇の時大德小野臣妹孺子、近江國滋賀郡小野村に居す、因て氏となす、天武天皇十二年小野臣に朝臣を賜ふ、其族世朝に顯はる、仁明天皇の時葉文學を以て知らる、初め小野氏祖神社滋賀郡春秋二祀あり、朝廷特に聽して官符を頒す、其社に詣するを許す、越に至り大春日、布留、栗田三氏五位以上、小野氏に准して之を聽す、葉の孫葛絃の子道風書道を以て顯はる(ヲノ、ミチカセ)參看、葉七世孫隆泰武藏守となり義隆を生む、義隆始め相模國横山村に居し、資隆時資を生む、時資猪股氏と稱し、支屬是より藩衍して横山黨、猪股黨等出づ、所謂武藏七黨なり(武藏志、新撰姓氏錄考證)
○敏達天皇 春日皇孫 小野妹子 毛人
毛野 亦見 皇守 篁 葛絃 好古 道風

ヲノカ

ヲノガフチジャウ 斧淵城 鶴岡城(ツルチカサヤウ)を見よ、
オノコロジマ 磯取盧島 伊弉諾、伊弉册の二神、天浮橋に立ちて、天沼矛を以て、滄海を探り、引上げ給ふ時に、矛先より落つる國凝りて成りし島を云ふ、日本紀私記に、自凝之島也、猶如言自凝也とあり、許袁呂許袁呂にかき成したる湖の滴りの、自然に凝りて成れる故の名、此島の所在地に就ては數説あり(一)私記に今見在淡路島西南角、小島是也、云俗猶存其名と云ひ(二)私記一説に、淡路紀伊兩國の境、由理驛の西方の小島とし(三)釋日本紀に淡路國東由理驛の下に在りとし(四)口訣に、淡路西北隅に在る小島とす(五)常盤草(淡路の人の著)には、淡路の東方海中の沼島とし(六)磯取盧島日記には、淡路島の西北隅の給島とし(七)磯取盧島三所辨には、三原郡下八太村の自凝島古丘舊地なりと云へり(八)新撰龜船記に、淡能恭侶島、在紀伊國海部郡、此以西加太浦建加太驛、通淡路津名郡由良驛、其加大驛乾在二伴島、此島西南在淡能恭侶島、島體圓六十町、無有人居、高二丈許、不見草石、唯有三葉木茂高、相去伴島二三町、亦非人居、兩島同根屬也、湖生通海、凡此三島從良連、坤とあり(九)菅政友氏は、伴島の西南は、今云ふ苦島の沖島にて、釋記の由良驛の下に在ると云へるも、此沖島によく當れりしと云へり、然れども年月を去る遠近にして確證なきを以て何の島と断定するは容易の事にあらず、但し、仁德天皇淡島に坐て、遙に望みて讀みたまへる歌に、於志氏流夜、那爾波能佐岐由、伊傳多知氏、和賀久邊見禮婆、阿波志摩、於能基呂志摩、阿連摩佐能志摩、由、佐氣津志摩、由とあれば、淡路の

ヲノイ

近海にありし事は確かなるが如し、
ヲノテラウチ 小野寺氏 姓は藤原、鎮守府將軍秀郷より出づ、秀郷の七代首藤助清の次男通綱、小野寺禪師太郎と稱す、子孫小野寺を以て氏とす、通綱源頼朝に石橋山の戦に従て忠を竭す、壽永三年範頼に屬して西征す、文治五年奥州征伐に従ふ、下總古河に居す、孫重通出羽國雄勝郡を賜はり、楯庭城に居す、建武中家道北島顯家に從ふ、其子植道同國平鹿沼館城に移る(系圖纂要)
○道綱 通時 重通 行通 通壽
家道 植道 輝道 景道 義道
ヲノイモコ 小野妹子 系圖 天彥彦國押人命六世孫、米餅搗大使主命の後世、世々近江國滋賀郡小野村に家するを以て氏となす、推古天皇の朝に仕へ、大禮の位に叙す、十五年遣隋使となる、隋入妹子を呼びて蘇因高といふ、居ること歳餘にして歸る、楊帝、裴世清をして俱に來りて報聘せしむ、而して隋よりの報書は、歸途百濟の爲めに奪はれしがゆゑ、將に其罪に問はるべかりしを、隋使の聞かんと宣しからずとて殊赦せらる、裴世清の歸るに及び、妹子再び擧げられて大使となりて隋に赴き、明年九月歸國す、位大德冠に至る(大日本史)
ヲノオツウ 小野阿通 名號 法名双林院圓室玄通大姉、小野政秀の女○按するに、阿通の父系は、古來より諸説あり、或は常陸水戸城主武田信吉(徳川)の老臣小野和泉守の女なりとも、或は松平上野介の老臣小野能登守が養女にて、實父は久松隆岐守の老臣長沼吉兵衛なりとも稱すれども、近時發見せられたる眞田稔氏(眞田)の分家、信就より出づ、信就の母は阿通の女なり(所藏金葉集に、阿

ヲノハ

ち、自ら陸軍に將として筑前博多に着して大に賊軍を敗る、純友軍網にて免れ、尋で擒に就き、餘黨悉く平ぐ、功により遙に從四位下を授く、幾干もなくして歸京し、累進して正四位下太皇太妃に至り、應和二年從三位に叙す、康保四年致仕し、安和元年薨す、年八十五(大日本史)

ヲノハ

小野派 小野二郎左衛門忠常の創めたる劍術の流派、後世堀一刀流是より出づ。忠常或は忠勝ともいふ、徳川家光に仕ふ、劔を父忠明に學びて其奥旨を極め、遂に一派を開く、寛文五年十二月七日卒す、門人梶新左衛門正直傑出し一刀流を創む、一刀流(イツタウリウ)參看(武術流祖錄)

ヲノミナト

雄之水門 紀伊國海草郡に在り。書紀通記に、熊野竹坊説、名草郡山有雄町、距龜山三里許、と見えたり、上代神武天皇の皇兄五瀨命、日下の斐津の戦の時、矢瘡を被り痛み甚しく、血沼より紀國の水門に到り慨歎して曰く、傷を瘡手に被りて死すと、男健を爲して崩す、因て時人水門を號して雄之水門と稱す、是始めとす。○紀伊國名所圖會に、雄之水門は今地形大に變ず、亦遠濠と云へり、今日の如き港灣は、元弘年間の津浪にて出来たりと云ふ、往昔は、紀の川名草山の麓の方へ流れ、今安原莊の邊までは入江にてありけり、其證は今も、彼近所村々に、古の浦濱の名の殘れる所處々にあり云々と見えたり。

ヲノランサン

小野蘭山 名義は職博、字は以文、通稱は喜内、蘭山と號し、また朽菟齋の別號あり。○職博の子。○京都の人、幼より草木を好み、年十二の時陳扶搖が秘傳花鏡を手寫せりといふ、後ち松岡支邊の門に入り、遂に本草學の大家となる、寛文十一年七月幕府の召に應じて江戸に來

ヲノリ

り、醫學館にて本草學を講ず、因て三十人扶持を給ふ、時に年七十、平生醫學館に出づるの外門を出でず、また人と交らず、只六疊の一室に獨坐して讀書抄録するのみ、人となり沈黙寡言なれども、一度物産のことを問ふものあらば、詳々として教へて倦まず、甚だ懇厚なりしといへり、文化七年正月歿す、年八十二。○蘭山花葉、本草綱目啓蒙等(徳川太平記、五月兩草紙)



小野流 眞言宗の一派、聖寶を流祖と爲す、蓋し聖寶五世の法孫仁海が、聖寶を祖述して始むる處の流派なり、仁海、山城國小野曼茶羅を開きて、之に住せるがゆゑに、地名を取りて派名と爲す、後ち三寶院流、理院院流、金剛王院流、勤修寺流、隨心院流、安祥寺流の六流に分る、之を小野の六流と稱す、シンゴンシユウ「ニンカイ」參看。

ヲノリウ

○聖寶 觀賢 淳祐 元果 仁海 成尊 義範(醍醐流) 勝覺 定海(三寶院流) 範俊(小野流) 嚴覺 賢覺(理院流) 明算(中院流) 聖賢(金剛院流) 寛信(勤修寺流) 宗意(安祥寺流) 増俊(隨心院流)

オハウズ

御坊主 坊主(バツス)を見よ、

オハシタ

御半下 御末に同じ、「オナスエ」を見よ、

ヲバタ

小幡 上野國北甘樂郡小幡村

ヲバタ

武藏七黨の兒玉黨に小幡氏あり、此地に住す、天正の頃小幡氏自立する能はず、國峰城に移り、小田原の屬城となる、天正十八年徳川氏關東に封ぜらる、や、奥平信昌此地に封ぜらる、慶長七年水野忠清、此地を領す、元和元年七月織田信真二萬石にて之に治す、明和四年八月松平忠恒封ぜられてより陣屋を置き、代々此を領す、明治維新に至る(上野國誌、徳川加除封録、明治政覽)

ヲバタガクカウ

小幡學校 舊小幡藩の學校、上野國北甘樂郡小幡久保町、明治維新後、寛政三年藩主松平支藩頭の創設にかゝる、爾後致して變ることなく、明治五年群馬縣の置かる、や之を縣廳に引渡せり(日本教育史資料)

ヲバタカゲノリ

小幡景憲 幼字孫七郎、後ち勅兵衛と改む。○昌盛の三子。○幼に於て徳川家康に仕へ、井伊直政と共に、秀忠の遊伴を命ぜらる、十歳の時に、秀忠の遊伴を命ぜらる、十歳の時に、文祿四年癸を載り僧となりて出奔し、武事を甲斐武田氏の遺臣等に諮詢して、蘊奥を極め、自稱して武田流兵學といふ、前田利常其名を聞き、召して之を談す、慶長五年石田三成等



に、大阪伏見の家康を圍らんとし、大阪伏見の間擾攘するや、常に家康の邸前を徘徊して護衛す、後ち伴りて大野治長の招に應じて大阪城中



に入り、元和元年三月城中を逃れて伏見にいたり、悉く大阪の密謀を告ぐ、此を以て罪を償ひ、再び幕府に歸仕することを得て御使番となる、寛文三年二月二十五日卒す、年九十二、景憲兵學を以て名あり、諸大名以下就きて學ぶもの一千餘人、北條氏長、山鹿素行等皆其門に出づ、世に軍學もしくは兵學等と稱し、之を以て家業とするもの、實に景憲を以て嚆矢と爲す(武藝小傳、野史)

ヲハツセウカササキノスメラミコト

小泊瀬雅鶴天皇 武烈天皇の御名、「アプレツテン」ヲウを見よ、

ヲバナ

尾花 染色の名、花ス、キに同じ、狩衣などをば此色にて染め、八月着用す、(裝束色彙)○麩の色目の名、表白、裏薄花田のもの、秋季の麩色に用ふ(重色目)

ヲバナアシゲ

尾花葦毛 葦花毛(アシハナゲ)を見よ、

ヲバナガユ

尾花粥 八月朔日疫病除の爲め、禁中に於て用ふる粥をいふ、此日概司より之を調達す、古へは薄を黒焼にし、粥に合せしを以て此名あり(薄の花は馬の尾に似たる故に尾花といふ)江戸時代の中頃より早稲の黒焼を白粥に交ぜ、又黒胡麻を時に混ぜられしといふ、其起り詳かならず、大内記田原康富日記に、文安五年八月朔日尾花粥の事、その由来何來なるや自然見及ぶかのよし問しめ給ふ、未だ見及ばず、その子細を知らず候よし返答し畢る云々、海人藻芥に、八月朔小花粥、内裏仙洞以下令用給、良薬云々、彼粥調法薄黒焼を粥に入合也と見えたり(年中行事故實考)

ヲハツ

ヲバナ

オハナシシユウ

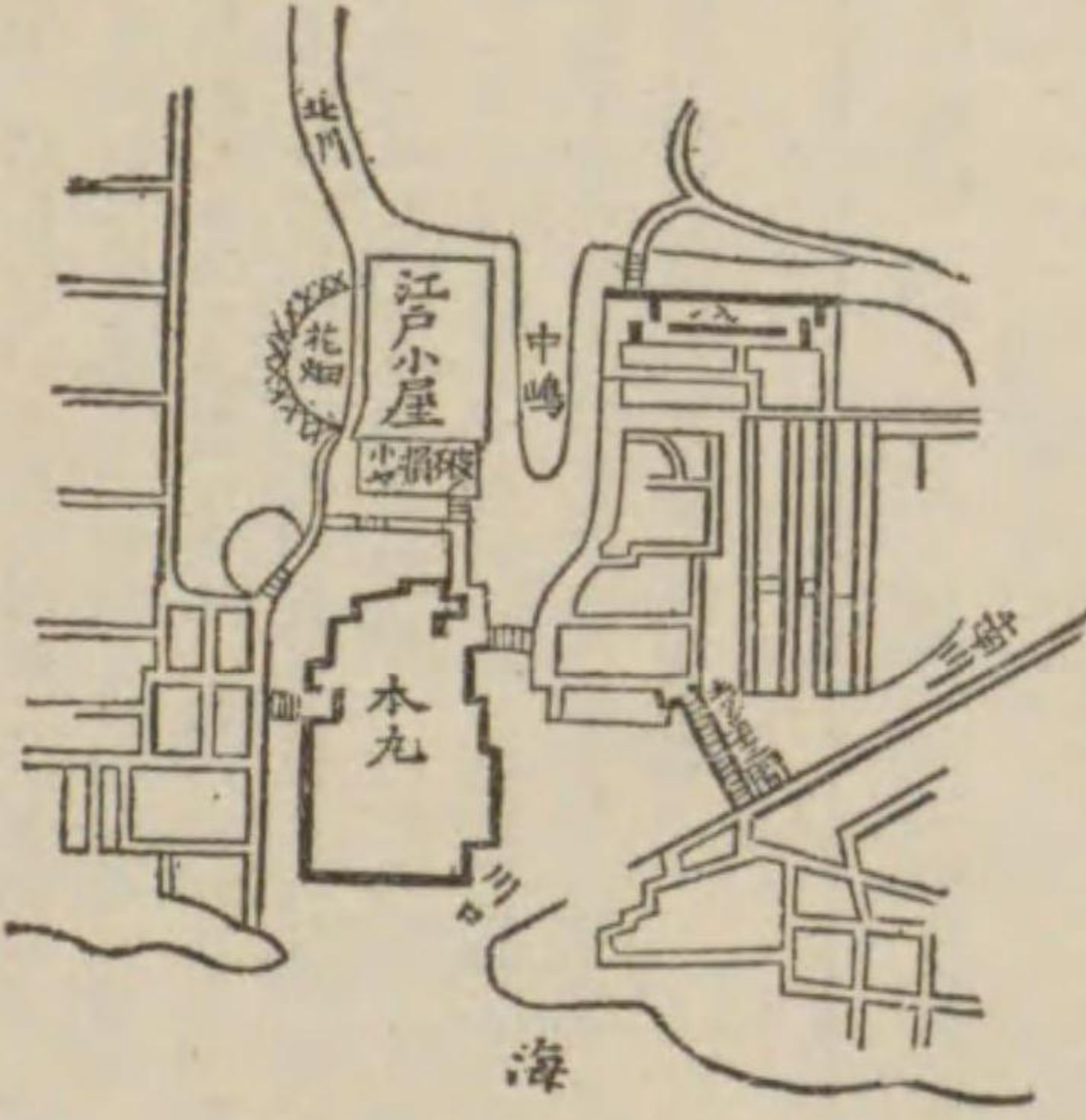
御話衆 安西衆(アナンシシユウ)を見よ、

オハマゴテン

御濱御殿 濱御殿(ハマゴテン)を見よ、

ヲバマジヤウ

小濱城 在若狹國遠敷郡小濱町、創建の年詳かならず、慶長中京極高次此地に城を築き、雲濱城と號す、世に之を小濱城と稱す、是より先、小濱は武田元光より淺野長政、木下勝俊等數世治城と爲す、故に舊に從て小濱城と稱せし者か、高次未だ天守を營まらずして逝く、



ヲハリガマ

尾張窯 尾張國にて陶器を製する窯、尾張國其始め詳かならず、弘仁六年尾張國山田郡(後ち春日井郡と改む)の人、造瓦器生三家、入部、乙磨等三人窯器を傳習して業成る、朝

オハナ

ヲハリ

ヲバタ

延因て命じて養生に准し、出身を隠すことあり、降りて延喜五年朝廷毎歲尾張國より賦する所の武器の數を定めて、大槓五合、中槓五合、小槓(數缺)茶碗二十口、蓋五口、中擊子十口、花盤十口、花形鹽坏十口、瓶十口と爲す、長治元年尾張國に命じて、猿頭視二十口、瓶二十口を進らしめしことあり、爾來其巧を傳へ、其業を專にする、と猶支那の磁州州に於けるが如し、後堀河天皇の御宇に至りて同國瀬戸の人加藤四郎左衛門能く陶器を作り、瀬戸窯を開きしより、常滑、御深井、犬山、豊助樂燒等の諸窯相開け、遂に工人業を傳へて今に至る、瀬戸燒(セトヤキ)常滑燒(トコナベヤキ)御深井燒(ガフケヤキ)犬山燒(イヌヤマヤキ)豊助樂燒(トヨスケクラヤキ)燒物(ヤキモノ)等參看(工藝志料)

ヲハリケ

尾張家 徳川氏(トクガハツサ)の條、尾張名古屋の部を見よ、

ヲハリゲンジ

尾張源氏 美濃源氏の一族の尾張に居するものなをいふ、「ミノゲンジ」を見よ、

ヲハリダ

小墾田(小治田) 大和國高市郡に在り。○飛鳥の異名同地なり、飛鳥岡本宮、小治田岡本宮の名あり、日本書紀に、安閑天皇、以小墾田屯倉、與三國田部、給賜妃妙手媛、又欽明天皇の條に、蘇我稻目宿禰、小墾田家、安置佛像云々、など見えたり、

ヲハリダトユラテラ

小墾田豊浦寺 豊浦寺(トユラテラ)を見よ、

ヲハリダテラ

小墾田寺 豊浦寺(トユラテラ)を見よ、

ヲハリタノマリ

小墾田舞 舞樂の一種、推古天皇小墾田宮の朝に製する所の樂なるが故に、

ヲハリ

ヲハリ

此名ありしか詳ならず、天武天皇紀十二年正月丙午、奏小墾田及高麗、百濟、新羅三國樂於庭中、云々と見えたり、其後亡佚して傳はらず(書紀、釋日本紀)

ヲハリタノミヤ

小墾田宮 推古天皇の皇居(所傳)大和國高市郡雷土村より稻岡坂田二村の邊に亘る(所傳)天皇即位十一年十月四日、此地に都し、二十七年にして罷む、皇極天皇即位元年十二月、假に此に都す、僅に一年、飛鳥板蓋宮に遷る、齊明天皇元年十月、小墾田に於て宮闕を造らんとせしも、朽爛する者多く遂に止む(書紀、首府沿革論)

ヲハリチユウシヤウ

尾張中將 徳川義直(トクガハヨシナホ)を見よ、

ヲハリノクニ

尾張國 東は三河、西北は美濃、西南は伊勢、南は海に至る、東西凡八里南北凡九里、東海道に屬す、濶地勢平衍にして高嶽なく木曾川其西北を繞り、瀧瀬の利有りとも雖も汎濫の患無き能はず、東方一帯美濃諸峰の餘脈を受け、岡阜起伏して南海に突出す、土質膏沃米穀豐美、知多一郡最も富饒と稱す、又小治田と稱す、火明命の裔、此地に繁衍し、各尾張氏と稱し國造となる、分國の初より八郡を管す、古へ國府を中島郡に置く(今の國府宮村是なり)鎌倉幕府の初、大屋安守守護の事を行ふ、室町時代土岐頼康子康行滿貞相繼て守護となる、應永中新波義重之に代り子孫に傳へ、世々京都に在て將軍の管領となり、其臣織田氏を以て守護代となす、五世義教同族義隆と嫡を争ひ、義教越前に奔り、文明の末義隆京を去り、來りて清洲城に居る、曾孫義統に至て威柄下に移り、天文の末家臣織田信友に試せらる、信友の同族信長兵を起して信友を誅し、義統の遺孤義銀を清洲に奉じ、代て國事を管す(義銀後に信長を除かんことを圖る、信長怒て之を逐

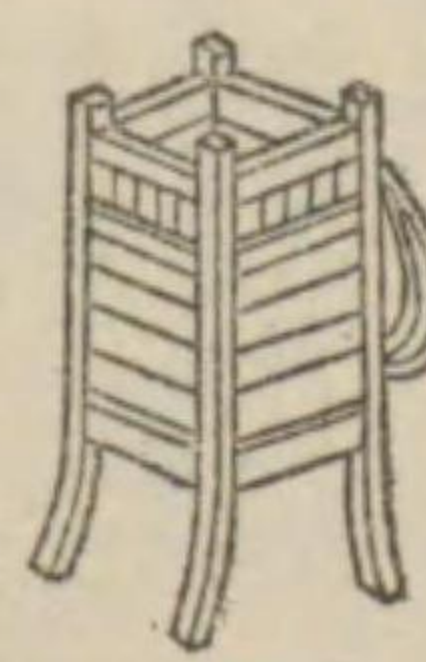
ふ)茲に於て信長勢日盛に遂に美濃を取り、岐阜に徙り、足利義昭を京師に納れ、京畿内外二十餘國を併せ、足利氏に代て兵權を掌る、天正十年秋に遵ふ、豐臣秀吉亂を定め其舊疆を分ち、信長の子信雄伊勢より清洲に移り本國を領す、十八年秀吉其封を奪ひ之を那須に譲し、義子秀次を封す、文祿四年秀次罪有て自殺す、秀吉福島正則を清洲に封す、慶長五年徳川氏正則を安藝に徙し、第四子忠吉を封す、嗣なし、其弟義直代て封を受け清洲に鎮す、十五年名古屋に城て之に遷り、子孫封を襲ぐ、忠吉の藩に就く平岩親吉に犬山を賜ひ之が相とす、嗣なく封除し、成瀬正成之に代て義直に相とし職を世々にす、明治維新犬山を以て(成瀬正肥)直に藩屏に列す、既にして皆縣となし、尋て稻置縣(即ち犬山)を廢して名古屋縣に併せ、改稱して愛智と云ふ(國郡沿革考)古より管郡の變遷左表の如し、尙ほ詳しくは各郡の條を見よ(地誌提要、郡名異同一覽、國郡沿革考)

Table with columns for historical periods (六國史、萬葉集、年魚道、阿智知) and administrative divisions (郡、縣、市、町、村).

オビ

Table showing regional variations of 'Obi' (帯) across different areas like 丹羽、中島、海部、海西, etc.

オビ



書籍等を入れ背に負ふ様に造りたる箱をいふ、負の義、また「フミヤコ」とも訓す、山伏等常に之を携へ、書籍衣服其他雜物を入るゝに及びたり(倭名抄に、唐韻云、笈負、書籍也、風土記云、學士所、以、負、書、狀如冠箱而卑)と見え、和漢三才圖會に、笈、旅行、負、書、具、者也、高野山聖方僧、常負、笈、諸國修行、藏、雜、物、行、販、之、以、充、糧、用、一、種、修、驗、行、者、負、笈、登、山、謂、之、山、伏、笈、與、高、野、笈、形、狀、異、と見えたり、

オビ

名詞となりたるなりといへり(國語源流)古事記、伊井諸尊身護の條に、次於「投棄御帶」所、成神名、道之長乳齒神とあるを以て初見とす、其製詳かならざれども、一周りの長なる細き紐にすぎざるが如し、後ち唐制を模して裝束の行はるゝや、始めて石帶(イシノオビ)と稱せり、室町時代には、男子は、廣き二寸ばかりあるを、左右を論せず、一方の脇にて片膝に結びたりと雖も、前にて結ぶを正式とす、古くは一幅の六つ割を用ひしが、足利義政將軍の時より八つ割とす、されど、この制も行はれずして、その幅益々廣くなり、遂に四つ割とまでなるにいたり、夏は

オビカ

追籠 罪ある者を、家に籠居せしむるをいふ、江戸時代の押込に同じ、○榮花物語、みはてのゆめの條に、有國を、つかさくらあゝとらせたまひて、おひこめさせたまひてしを云々(嘉吉記)

オビコメ

追籠 罪ある者を、家に籠居せしむるをいふ、江戸時代の押込に同じ、○榮花物語、みはてのゆめの條に、有國を、つかさくらあゝとらせたまひて、おひこめさせたまひてしを云々(嘉吉記)

オビキナホシ

御引直衣 天皇、上皇常の御服にて、御裾を引かるゝ故に此名あり、古くは御下げ直衣とも云へり、臣家は着用すること能はず(國語源流)其制冬は表白く、裏は紫の單縹にて小葵の紋を附し、夏は薄物、花田染となし、三重障子の紋を附す、着用の際、下襲、半臂、御衣、御袴等常の如し、裝束抄に五節の時御引直衣を召さるれば、赤袴を着御とあり、但し常儀にあらざるなり(裝束抄、裝束拾要抄、故實拾要)

オビカヘリ

生飯 太刀の名所、又折金とも云ふ、後には角逆角帯留とも云ふ、カタナヲ參看、

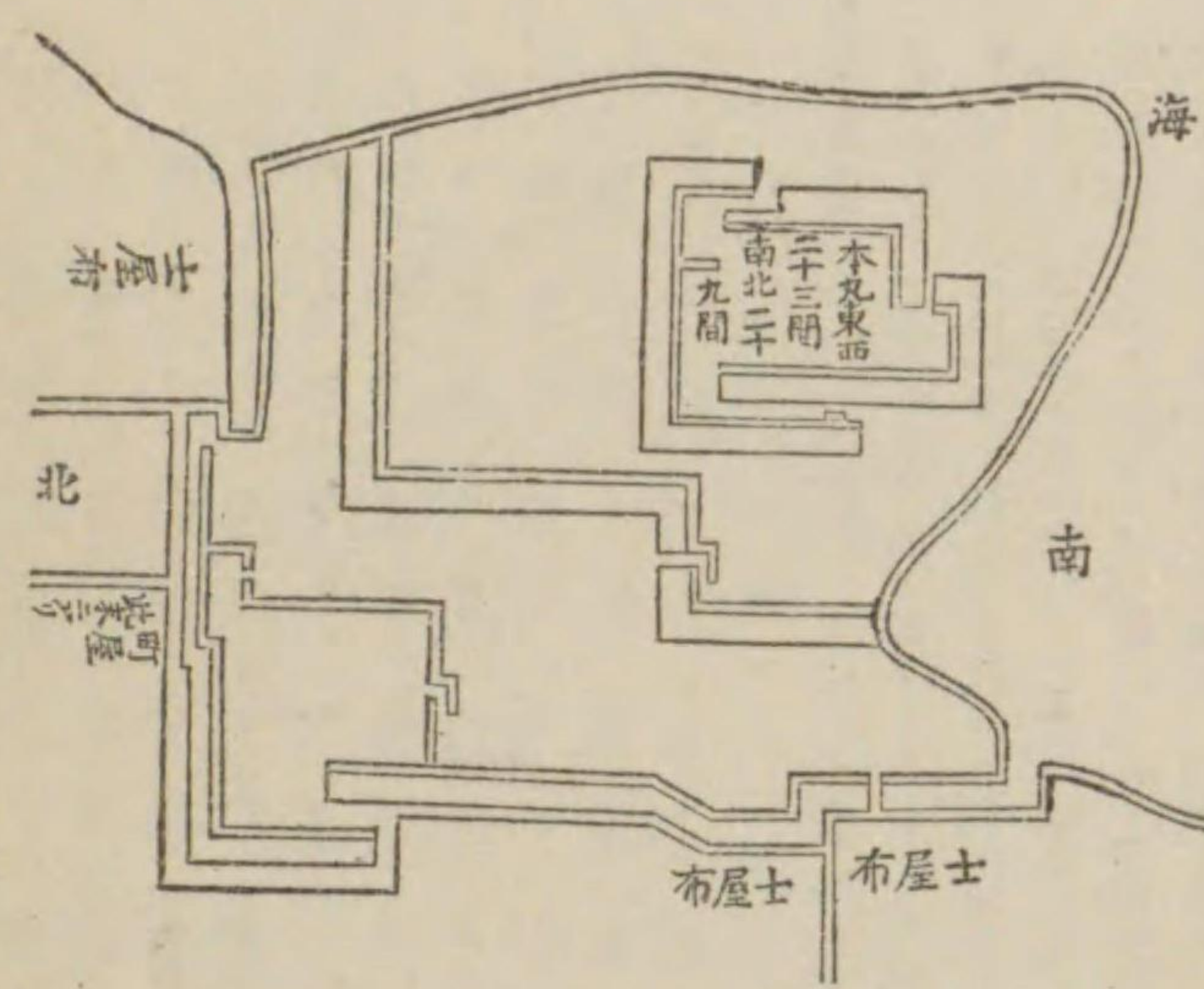
オビキナホシ

御引直衣 天皇、上皇常の御服にて、御裾を引かるゝ故に此名あり、古くは御下げ直衣とも云へり、臣家は着用すること能はず(國語源流)其制冬は表白く、裏は紫の單縹にて小葵の紋を附し、夏は薄物、花田染となし、三重障子の紋を附す、着用の際、下襲、半臂、御衣、御袴等常の如し、裝束抄に五節の時御引直衣を召さるれば、赤袴を着御とあり、但し常儀にあらざるなり(裝束抄、裝束拾要抄、故實拾要)

に、角て將軍の御領もゆるくなり、金吾御遺治はやんで但馬國に在國して上洛すべからず、嫡子教豐を殘し置て京都の警衛すべしと被仰出、金吾は但馬へ下りけり、赤松彦次郎は、金吾が追籠められしを悦び、播州へ下向し國人を語らひ、きつて取らんとの支度也(大友興廢記に、昨日も小扈從二人、さしたる緩急もなきに、御氣色にちがひ追込おさせらるゝ、云々など見えたり、

オビシヤウ

飢肥城 日向國南那珂郡飢肥村の西(國語源流)創建の年詳かならず、初め松尾丸、中の丸、今城の三に分たる、貞享元年十一



月大地震後、地を押しならし屋敷構となし、中の丸に館を建つと云ふ、文明十六年伊藤祐國始めて兵を出し、島津領の飢肥を襲ふ、勝たずして死す、此時

オビシ

新編 思城主たり、天文十年義統の時、屢々兵を出して此地を争ふ、城主島津忠親力盡す、急を鹿兒島に告ぐ、島津義弘來り援く、永祿三年九月足利義輝、伊東島津をして互に和を講せしむ、五年五月忠親城を伊東氏に渡して去る、翌年九月島津氏番衆の少きに乘じ攻め入る、是より又兩家互に兵を交ふ、永祿十一年再び和し此地伊東氏に歸す、是より十年餘を経て、復島津氏の有と爲る、天正十五年豊臣秀吉の先鋒となり此地を有す、爾後伊東氏此地を治し、子孫相繼ぎて明治維新に至る(日向纂記、明治政覽)

オビスリ

笈摺 及を負ふ時に用ふる肩當、又は、巡禮大部などの著る袖なしの類をいふ、三十二番職人盡歌合に、巡禮、おひすりに花の香しめて中いりの部の人の袖にくらべん、と見ゆ、兩親ある者は、兩端に赤布を、中に白布を附け、又片親の者は、中は赤にして兩端白布を用ひ、兩親を失ひたる者は全く白布を用ふるといふ、また巡禮の笈摺は、元は御帳といふ、古へ、父母の菩提の爲めに、裏服の内、親者大日を禮せる裏服をつけたりしが、後に裏の禮亡びて、今は巡禮する人の服となれり、御ゆづりと云ふは、頼の字を讓に訓み誤りておゆづりと云へるなりと秋生徂徠は云へり(嬉遊笑覽、本朝世事談)

オヒソヤ

負征矢 箆にさす征矢を云ふ、貞丈雜記に、的出張記に云く、うつばをばつくと申すべし、おふとは不申候云々、箆はおふと云ひ、うつばは付くると云ふ、うつばにも征矢をさす故、それにもまきれぬ爲に、箆にさすをばおひそやと云ふなり、書札雜々問書に、征矢にはかりまたはさせどもかぶらにすけてさすなり、其時はかりまたとはいはず、かぶら矢と云ふなり、かぶらにすけてすして雁股は

オビス

オヒソヤ 負征矢 箆にさす征矢を云ふ、貞丈雜記に、的出張記に云く、うつばをばつくと申すべし、おふとは不申候云々、箆はおふと云ひ、うつばは付くると云ふ、うつばにも征矢をさす故、それにもまきれぬ爲に、箆にさすをばおひそやと云ふなり、書札雜々問書に、征矢にはかりまたはさせどもかぶらにすけてさすなり、其時はかりまたとはいはず、かぶら矢と云ふなり、かぶらにすけてすして雁股は

オビツ

かりは麻にさいぬなり、うつばはさす是れ故實なり、又おひそやの時は、おつりのふしをさるへ、うつばの身の時は、すげふしを揃ふるなり、弓馬故實に見えたりとあり、

オビツナ

追綱 江戸時代大名の引馬に用ふる藍色の組緒の太き綱を云ふ、古はさし綱とも手綱とも云ひて、布白紺薄青の三色を三ツくりの繩にして、くつわにさして引くなり、又白さし綱も又褐色のさし綱もあり、軍陣に之を用ふ(貞丈雜記)

オビテ

追手 通常オツテといふ、同條を見よ、

オビト

首長(中略)喚三其足名権神、告言、汝者任三我宮之首ことあるを初見とす、本居宣長、これを解して、後世の宮々(三后宮春宮等)の長官の如くなるをいふなり」といへり、
御座敷番 御座敷番は、播磨國赤石郡縮見屯倉首忍海部細目に見えたり、當時首は職名にして戸にあらざりしを知るべし、後ち廢れて戸となりしもの、如く、姓氏録には、商長首、度守首、錦部首等其目多く散見せり、天武天皇が、八色の姓(カバネ參看)を定められし時には、其内に入らざれば、爾來は制度上の戸とは稱すべからざるはづなるに、なほ後ちに至りても散見せるは、いまだ右の八姓に改むるに及ばずして、なほ舊習の殘れるものなるべし、聖武天皇の時は諱を避けて毗登と稱したることあれど幾干もなくして舊に復す、
如し(書紀、續紀、姓名錄抄、古今要覽稿)

オビト

Table listing various names and titles such as 苑部, 藤海部, 大戸, 和山寺, 掃守田, 信太, 御手代, 大家, 川上, 園人, etc.

オビトキ

帯解 童兒の始めて帯を用ふる祝を云ふ、或は帯直し或は紐落しといふ、
當日子孫多き夫婦に應じ、小袖及び帯を廣蓋にのせて出て、童兒を吉方に向けて、紐なき衣服を着せ、且つ帯を結びて之を祝ふ、三獻の式あり、
諸大名出仕記に始めて見えたり、室町幕府の頃より起りしなるべし、男女とも九歳にて行ひしを、後には男子五歳、女子七歳にて此式あり、
天和三年三月廿八日庚午、春宮(皇太子)御紐直事、と見え、又千代鏡帶直しの事に、男子は五のとし云々とあり、一語一言に、歌問池答に云、問、江戸の女子七歳にて帯解といふ祝あり、上方にはかつてなし、いつの頃何を本にせしにや、答、上方にはかつてなしといふこと不審、後水尾院の年中行事に、九歳の時紐おとし有、兼て御前より御服一重、うき織物の帯一筋參る、御祝の時着用、皇子は半尻、皇女は襦袢著也とみえたり、但しこれは九歳なり、武家にては

オビト

七歳の時と思はる、そのはじめは未だ考へずと見えたり(貞丈雜記、小笠原家記、古事類苑禮式部)

オビトリガリ

追鳥狩 狩獵の一種、鳥を追ひ立て、狩りするをいふ、江戸幕府年中行事の一節、詳かならず、古代のふせ鳥の遺風なるべし、その史に見えたるは、晋書魏志四年三月廿五日の條に、於武藏國入間野有追鳥狩、藤野次郎清親施百發百中之揚藝、獲雉五獲鶴廿五之名云々とあるを始めとす、
室町時代には、鳥狩のこと鷹祕記に見えたり、詳かに爲しがたし、江戸時代には、八代將軍徳川吉宗の時、即ち享保三年三月十三日戸田村附近にてこの事ありしより、三月の恒例となりしが、幾干もなくして中絶したりしを、家齊將軍の時再興せしが、また程なく廢れたり、其後天保十一年に徳川齊昭が、常陸國仙波ヶ原に行ひしこと、は世に傳へて非常の盛觀と稱す、而して其狀態は、北村季文が、追鳥狩とは、三月の末駒場野に成らせ給り、多くの雉を追出して狩らせ給ふなり、此日兩番の頭組々を引るて隊伍を分ち駆引する様すべて雄々しう見ゆ、御自らも馬をばしらせて、杖にて雉を打せたまふ、圍をもれし鳥あれば、番士等歩みより、追かけてこれをとれ、直に御前にも出て御覽に備ふと記したるは、江戸幕府のに就きての言なれど以て其一斑を知るべし、また鳥も當時は雉を主として狩りしが如し、なほ此事は、狩獵なれど、以て兵を練り、士氣を鼓舞する具となしたれば、武家にては特にこれを重んじたりき(春朝年中行事歌合、貞丈雜記、菅原實紀)

オビナホシ

オヒハラ

帯直 帶解(オビトキ)を見よ、
追腹 主君の爲めに自殺して死に殉ふを俗に稱して追腹といふ、後光嚴天皇文和元年

オビフ

二月細川頼春戦死せし時、其家臣の自殺して死に殉ふ者あり、これ其始めなり、殉死(ジュンシ)參看(和事始、和漢三才圖會)

オビフクロ

騰 櫛を入る、袋を云ふ、中古兵士急速の備に支んが爲めに腰に帯ぶるなり、和名抄に、脇(音於比不路)囊之可帶也とあり、説文に兩頭有(物謂之騰)と見えたり、三代實錄に、納備袋千枚可帶(士卒腰底)以支(急速之備)とあり、

オヒモノ

追物 名馬に乗りて地を走る獸を追ひて、身をさがりて射る事を云ふ、又、オヒモノ(オヒモノ)等あり、各條參看(貞丈雜記)

オヒロザシキ

御座敷敷 江戸城大奥の座敷の名、女中部屋の北、庭を隔てたる所にあり、お年寄等、表役人と對談し、又御家門の中、縁邊の遠き者の料理など頂戴して歸り、又女中召抱の節言ひ渡しある所なり、四十疊敷にて四方ともに襖なり、西に床あり、板敷を敷く、襖は地白に銀にて丸龍の模様なり、江戸城(エドシヤウ)の挿繪大奥の部參看(千代田城大奥)

オヒロシキ

御座敷敷 江戸時代將軍家大奥勤の男子の詰所をいふ、大奥に屬すれども別に一部を爲し、御鏡口を以て相隔つ、其役名人員時に因りて異なるれども、今千代田城大奥に據れば左の如し、
御用人 六人 御用達 六人
兩番格庭番 六人 小十人格庭番 八人
御侍衆 二十三人 御膳所御臺所頭 二人
同組頭 三人 御用部屋番役 八人
同吟味役 三人 御座敷番頭 十四人
御座敷御番衆百餘人 御火の番 三十一人
進物取次番頭 三人 取次番 十四人

オヒロ

外下番 二十四人 御用部屋廿二三人
御座敷伊賀者 御座敷伊賀者
江戸幕府の職名、九ツ口、御鏡口を守り、又は所々寺院先番女中出行の輿に付添ふことを掌る、三側に分れて各廣敷番に附屬す、
天正十年六月伊賀者二百人を召出し、服部半藏の支配に屬せしむ、
十九年十一月四ツ谷に於て、二百人に千貫の地を賜ふ、
元和四年九月御座敷番の支配となる、享保九年七月三十日二人扶持高となす、(吏徴、明良帶錄、殿居箋)

オヒロシキゴヨウタツ

御座敷御用達 江戸幕府の職名、大奥一切の調度を供進し(出入の町人を召して買上物を命ず)兼て女中を監す、四人、二百石高、御座敷用人の支配にて席次は焼火間とす、
享保三年十二月始めて三人を置く、後ち四人となる、(明良帶錄、吏徴、千代田城大奥)

オヒロシキゴヨウニン

御座敷御用人 江戸幕府の職名、御臺用人とも云ふ、留守居の命を受け、總て大奥に關係せる用務を取扱ふ、即ち奥向の用を表使より聞き、夫れ、下役に割り付け、又御表よりの用を一々受けて表使へ引渡し、又表使と御座敷敷にて用事を相談し、女中召抱へらる、時は、表使等と立會ひて其趣を云ひ渡す等の事を掌る、若年寄の所管、高五百石、役料三百俵、桔梗問詰とす、
綱吉將軍の時、從五位下に叙せられしことあれど、以降は布衣を以て例とす、享保元年五月、二人を置く、後ち四人又三人、
西丸御座敷用人は、西丸大奥の事を掌る、三人にして高五百石、役料三百俵、(明良帶錄、吏徴、千代田城大奥、官制沿革略史)

オヒロ

御座敷御用部屋番役 江戸幕府の職名、奥向の番役及び取調事等を掌る、伊賀衆の格にて、三十俵高二人扶持、用人の支配に屬す、是より御侍又添番並へ昇進す(明良帶錄)

オヒロシキリヘバン

御座敷添番 江戸幕府の職名、オヒロシキバンを見よ、

オヒロシキバン

御座敷番 江戸幕府の職名、御座敷敷出入する人、及び物品を檢査す、即ち、外より入り来る時は、表の目付先づ其趣を用人へ達し、用人之を番頭に傳ふ、又内より出づる時は、豫て用人より達し来るを以て、番頭は直に番衆に命じて之を檢めしむ、孰も目見以下の役なり、
番衆、御家人の者之を勤む、番頭の支配を受け出入を檢す、席次御座敷敷にて上下格、五十俵扶持、添番、番頭に次ぎたる役に番衆を支配す、留守居の支配にて多く伊賀者より昇進す、初め添番並より昇る、又小普請より昇るもあり、都て世祿にて父子相勤めず、家督は焼火間にて命ぜらる、持高百俵、席次御座敷敷にて上下格、其始めを詳かにせず、後ち九十八人餘に及ぶ、番頭、番衆を統へ掌る、旗本の者之を勤む、留守居の支配にて、席次は焼火間詰めとす、持高二百俵、
正保三年二月始めて番頭一人を置き、後ち十人餘に及ぶ、慶安三年八月始めて、西丸附八人を置く、享保八年六月役料三百俵となす(吏徴、明良帶錄、千代田城大奥)

オヒロシキハンガシラ

御座敷番頭 江戸幕府の職名、オヒロシキバンを見よ、

オヒワケエ

追分繪 大津繪(オホツヅエ)を見よ、

オフウチ

多氏(太、意富、意保、於保) 皇別、姓に朝臣、宿禰、臣等あり、朝臣左京に貫す、神

オヒロ

オフク—オファツ

武天皇皇子神八井命より出づ、景行天皇の時、多臣の祖武諸木あり、西征功あり、壬申の亂、美濃安入郡湯沐令多臣品治天皇に從て功あり、十二年多臣を以て朝臣を賜ふ、元正天皇の時太朝臣安麻呂氏上となる、即ち古事記の撰者なり、平城天皇の時、太朝臣入鹿、山陰道觀察使となる、後一條天皇の時、入鹿四世の孫陸奥權少孫於保宿禰公親あり、樂に長ず、故に伶官となり、朝臣と改む、堀河天皇の時、多資忠あり、天皇之を師とし、宮人曲を受く、子近方孫妨井に名あり、公親以來世々伶官となる(書紀、續日本紀、姓氏錄、三代實錄、多系圖、氏族志)

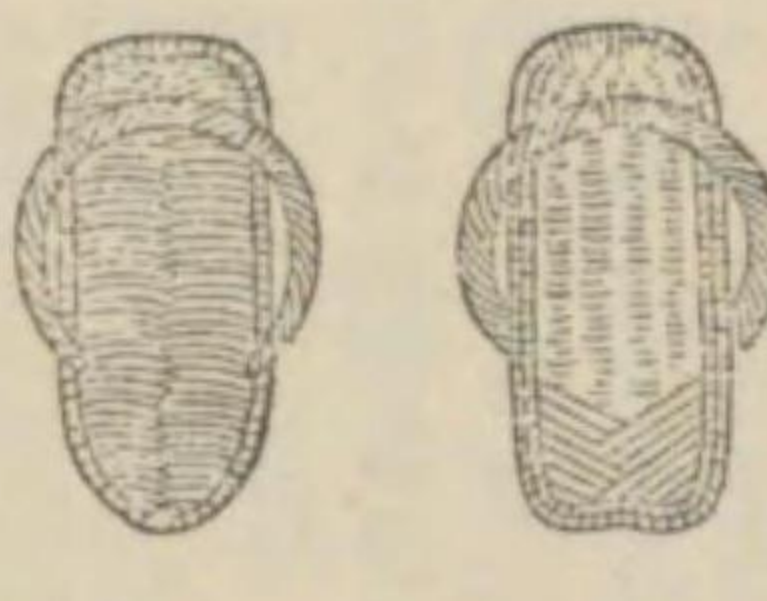
オフククロチヤシ 御袋茶師 江戸時代、宇治の茶師にて紅葉山、日光等へ進獻の茶を掌るものなり、

オフケヤキ 御深井焼 尾張國名古屋城外に在る御深井にて製出する陶器、寶永年間國主徳川光友命じて其園中に陶器の窯を築かしてて茶壺を造らしむ、名づけて御深井といふ其陶法は瀬戸窯に倣ひし者なり、天保年間國主徳川齊莊命じて、種々の陶器を造り、以て工業を進ましめんとせり、其實緻密にして頗る上好の品なり、今其窯廢す(工藝志料)

オフスマノコホリ 男妾郡 所傳武藏國國郡延喜式に、始めて郡名見えたり、和名抄に、櫻津(エナツ)、鶯倉(カリクラ)郡家(ケツケ)多節、川原(カハラ)幡々(ハハ)大山(オホヤマ)中村(ナカムラ)等の郷あり、吾妻鏡元久二年六月の條に、小妾郡とあり、明治二十九年三月幡々、櫻津と共に大里郡に編入す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

オフツミヤウ 御佛名 毎年十二月十九日より二十一日迄三箇月間、宮中に於て行ふ佛事、三世諸佛の名號を唱へて、六根の罪を消滅せしむといへる佛家の教義による、仁壽殿の本尊を遷して御帳の中につけ、南の額の間、又南北に机をむて、佛像塔形を置き、廂には地獄變相の屏風をたて、佛前には香華を備ふ、出居のすけ最勝會の如し、出居の前に火櫃を張り招せさす、女孺之をつとむ、公卿廂につかず、初夜、中夜、後夜、各々尊師代り、さし油藏人これをつとむ、此時被綿、栴梨の勸盃など云ふことあり、寶龜五年十二月より始まる、其後仁明天皇の承和五年始めて宮中に佛名院を置き、十九日より二十一日迄行ふ、十三年十一月改めて十五日より十七日迄となせしむ、仁壽三年又舊に復し、爾後恒例となれり、此日諸國にては殺生を禁ぜし由三代格に見えたり(江次第、年中行事秘抄、公事根源)

オフミノコホリ 邑美郡 因幡國國郡延喜式に始めて郡名見えたり、和名抄に美和(ミワ)古市(フルイチ)品治(ホムチ)鳥取(トリ)等の郷あり、後誤り上美に作る、正保圖、邑美と記し、石高は上美に作る、寛文中命じて邑美に復す、後ちこれに仍る、明治二十九年岩井、法美と合し(貞丈雜記、服色圖解)



オホアラクキ 殯宮 「アラキ」に同じ、喪葬私論に、殯宮の體制未だ知らざれども、心あてに思へば、今の龍馬堂此に比すべし、正宮一字にしてめぐりに大垣あるべし、されば大あらし共云々といふへり、アラキを參看、

オホアラクキ 大荒目鏡 鏡の一種、小札を大荒目に綴りたる鏡をいふ、大荒目とは大あら目の意にて、札を綴りたるに大に荒く間を置くなり○大荒目は、普通の鏡より厚く重き故、強力な勇士着せしものなり、保元物語爲朝の裝束の條に、白き唐綾を以て威したる大荒目の鏡、平家物語に、祐慶と云ふ惡僧あり、丈七尺許りありけるが、黒草威の鏡の大荒目に金まぜたるを、草摺長に着なしたるあり、三枚草の大荒目は小札を作るに、いため草三枚重ねて厚く綴りたるを云ふ、金交ぜの大荒目は、いため草二枚の間へ、鏡の板金を一枚まぜて綴りたるを云ふ、一枚まぜの大荒目は、右の金まぜの大荒目を云ふ、黒草威大荒目は黒草にて威したる荒目を云ふ、鏡(ヨロヒ)參看(本朝軍器考、軍用記、四季草)

オホイ 於保伊 位階の正位を云ふ、玉勝間に、位階の正從の訓、正を於保伊と云ひ、從を比呂伊と云ふ、こは天武紀十四年に、更改位階之號云々、毎階有大荒云々とある、此の大と廣との訓を、うつし用ひられたるなり、これらももとは、於保伊比呂伎とぞ唱へけむを、ともに伎を伊と云ふは、後の首便なり、古今集序に柿本人まろを、おほきみつのくらゐとあるは、心得ぬことながら、おほいとか

オホイウチノシルスツカサ 大内記 内記(ナイキ)を見よ、

オホイオホトモヒ 大辨 辨官(ベンクワン)を見よ、

オホイカギノツカサ 大典論 「テンヤク」を見よ、

オホイカシハデノツカサ 大膳職 「ダイセンシキ」を見よ、

オホイクラノツカサ 大藏省 「オホクラ」を見よ、

オホイコトハカルツカサ 大判事 「ハンシ」を見よ、

オホイシマトラ 大石眞虎 後醍醐天皇御代、家號を頼朝といふ、小泉隆助の子、小泉家は、大石眞雄の後なるがゆゑ、後ち大石に改めしといへり、尾張名古屋門前町に生る、初め畫を月樵に學び、樵谷と號したりしが、其後職古實を研究し、渡邊清に就きて學び、これより眞虎と稱せり、畫風は諸家を參照して別に一機軸を爲し、頗る風韻の尊ぶべきもの多し、畫圖風、畫畫百物、神事行燈、百人一首一夕話等の挿畫は、皆其非常の畫才あるを示せり、殊に百人一首一夕話の挿畫の如きは、恰く人口に膾炙して稀有の傑作なりと稱せらる、後ち去りて京阪以西の地方を遊歴し、一日叡山に登り、法師に就きて袈裟包みの古實を研究し、歸宅の後、教へられし處によりて法師武者を畫き、袈裟包を施したるに、其畫眞に迫れりといふ、眞虎が、後に先人の畫法を踏襲せず、親しく實際につきて新趣向を案出し、繪畫の

オホア

いふ、本國の一宮、今は國幣中社に列す、比古神(一宮記に、猿田彦命といひ、古史傳に天日彥命なるべしといへり)、皇極經世天皇眞觀元年正月從五位上を授け、陽成天皇元慶二年四月從四位下に敘され、尋で從四位上を賜ひ、醍醐天皇延喜の制名神大社に列る、白河天皇承暦四年六月御卜に大藤神の崇あるを以て、社司に中祓を科す、明治六年國幣中社に列す、毎年九月十二日祭を行ふ(三代實錄、延喜式、神祇志料、官國幣社一覽)

オホアマノワウジ 大海人皇子 天武天皇の御名、テンムテンワウジを見よ、

オホアヒシマトラ 大石眞虎 後醍醐天皇御代、家號を頼朝といふ、小泉隆助の子、小泉家は、大石眞雄の後なるがゆゑ、後ち大石に改めしといへり、尾張名古屋門前町に生る、初め畫を月樵に學び、樵谷と號したりしが、其後職古實を研究し、渡邊清に就きて學び、これより眞虎と稱せり、畫風は諸家を參照して別に一機軸を爲し、頗る風韻の尊ぶべきもの多し、畫圖風、畫畫百物、神事行燈、百人一首一夕話等の挿畫は、皆其非常の畫才あるを示せり、殊に百人一首一夕話の挿畫の如きは、恰く人口に膾炙して稀有の傑作なりと稱せらる、後ち去りて京阪以西の地方を遊歴し、一日叡山に登り、法師に就きて袈裟包みの古實を研究し、歸宅の後、教へられし處によりて法師武者を畫き、袈裟包を施したるに、其畫眞に迫れりといふ、眞虎が、後に先人の畫法を踏襲せず、親しく實際につきて新趣向を案出し、繪畫の

オホア—オホイ

オホイ

ヲフト—オフミ

オフラ—オホア

ヲフト 緒太 齒を以て緒を太く造りたる草履をいふ、一に、金剛、蘭履、裏なしとも云ふ、真中の太き處は三寸廻りとなす、裝束を着けたる時用ふ、又供奉の期に臨みて之を用ふ、淺履の代に之を用ふるは、略儀なり、襪の時は端緒二ツなれども、襪に股あれば、端緒一ツなりといふ、女は緒の細きを用ひたりといふ

ヲベ 尾上 石室の名にて、天の石戸をいふならん、倭訓彙に伊勢内宮外宮の間の山をべ坂といふ、尾上と書り、倭姫世記に、倭姫命自退尾上山峰石隱ますと見ゆ、今義解に、支屋は石室名也と見え、石室本縁に、支屋者、宮子齋王父大神主小事石室也と見えたり、度會元長百首に、松風や小事の岩屋ふりてだにもらぬ時雨の音のみぞする、支屋ををべと訓す、其義詳ならず、本縁又云、日鷲高佐山者、是日本鎮府殿、在二十二箇石室、號支屋也、總名高倉山是也とも見えたり、か、れば今いふ天石戸なるべしといへり、

オヘヤシユウ 御部屋衆 室町幕府の役名、義教將軍の時二人を定め置き、帳内に更番侍衛せしむ、宗族親黨の中より選びて之に任す(武家名目抄)

オホアサヒコノジンジャ 大麻比古神社 阿波國板野郡板東村○大麻大明神とも

オホウ

叔父盛見代りて家を繼ぐ、長するに及び、四國の守護井に大内介を襲ひ、左京大夫修理大夫を歴任し、從四位上に叙す、永享四年始めて山田に入部す、嘉吉元年將軍足利義教の、赤松滿祐に試せらるるや、細川持之等と共に義勝を擁立せり、同十一月少貳嘉頼、滿祐追討の命に應ぜざるを以て、幕命によりて之を討じ、遂に少貳氏の食邑を併領す、二年七月卒す、年四十八(野史)

オホウチヤカウバン

大内夜行番

武家の職名、夜毎に禁内を巡行して、非常を警むることを掌る。開始は詳かならず、もと衛府の職掌なりしが、朝政衰へて、衛府の兵士等柔弱となり、其職に堪へずなりしより、武家の職となりしものならん、文治四年八田知家の郎從庄司太郎大内夜行番を擢り、其身を檢非違使に致したること、玉葉書表に見えたり、この後のこと詳かならず、蓋し承久三年兩六波羅を置かれし後、廢せしものなるべし(書表鏡、武家名目抄)

オホウチヤマ

大内山

山は山城葛野郡御室の北嶺を云ふ、宇多天皇離宮のある所なり、然るに新勅撰集に、亭子院大内山におはしける時、勅使にてまゐりて侍りけるに、麓より雲の立ちのぼりけるを見てよみける、中納言兼輔、白雲の九重にたつ嶺なれば大内山と云ふにぞありける。と見えしより、皇居の名稱となりしと云ふ、

オホウチヤマノミサザキ

大内山陵

宇多天皇の御陵、山城葛野郡花田村大字多野字大内山に在り、所謂仁和寺の奥池尾山之地にして、土人天皇塚と稱す。○承平元年七月帝崩す、大内山に火葬す、遺體によりて國忌山陵を置かず、元暦元年八月山陵使仁和寺に至り所在を問ふ、知れずして空

オホウ

しく歸る事、山槐記に見えたり、光城東西十七間八分八厘、南化二十間五分三厘、陵上古松一簇あり(陵墓一覽、平安通志)

オホウチヨシオキ

大内義興

字は龜壽丸、法名凌雲院傑叟義秀、義弘の二子。大内介を襲ひ、左京大夫に任ぜらる、明應二年將軍足利義種來奔して義興に懇る、時に義興、防長豐筑礪石の六州を併有し、威名頗る盛なり、文龜元年八月將軍足利義澄、義興が義種を襲殺せるを聞き、大友等鎮西諸將に令を傳へて義興を伐たしむ、諸將義興の武威を恐れて命に應ぜず、永正五年正月前將軍義種を奉じて東上す、山陰山陽西海の豪族之に従ふ、管領細川澄元、斯波義隆等皆戰はずして潰え、澄元は三好長輝と共に阿波に走り、義澄は遠江に遁る、茲に於て同六月義種京に入りて、軍職に復し義興を以て管領に補す、尋で從四位に進む、八年八月細川澄元の族政賢京師に寇す、義興防戦して利あらず、即ち義種を奉じて丹波に避く、幾干もなくして再舉政賢を斃し、再び京師に入る、九年春軍船を遣はし西蕃に赴



(押花興義)

と爲す、夷人稱して八幡船といふ、三月義種の奏請によりて從三位に昇る、十五年辭職して歸國す、十六年兵を遣はして朝鮮全羅道を巡察せしむ、蓋し義興の父政弘、舟師を發して朝鮮を侵す、朝鮮王懼れて和を乞ひ、爾來全羅道の貢賦を大内氏に納る、茲に於て武威を示さん爲に此舉あるなり、大永元年是より先尼子孫久備伯の地を襲食し義興の領を侵す、

オホウ

義興連年之と戦ひ勝敗決せず、茲に至り義種の命を以て和す、二年安藝を攻め、四年草津仁保島を拔き、撃て筑前に抵り、五年龍造寺隆信を撃ちて實子を收めて凱旋す、六年石見に入り尼子氏の屬城六所を陥れ、將に出雲に入らんとす、會々風疾あり、依て明年春山口に歸る、享祿元年十二月二十日薨す、年五十二、義興人となり勇氣を好み、仁氣を愛し、王法を尊び、神佛を敬し、君臣の道を重んず、故に政威並に行はる(系圖、野史)

オホウチヨシタカ

大内義隆

字は龜童丸、法名龍福寺瑞雲珠天、義興の長子。正四年生る、從五位下に叙し左京大夫に任じ、尋で從五位上に陞る、天文元年星野親忠を筑後里城に攻めて之を降す、明年十月正五位下周防介となり、三年從四位下に進む、是年九州に赴き少貳資元を討て肥前を略し、此時に當り義隆の領有する處防長豐筑礪石七州に及び、名聲亦頗る重し、茲に於て心漸く慢り、武備を怠り、酒宴に耽り、嬖臣龍を專にす、五年奏請して後柏原天皇即位の費用を獻す、五月功により太宰大貳に補し、昇殿を許され、左兵衛佐に任じ、六年從四位上に叙す、七年書を朝鮮に寄せ、一切經宋註五經刻漏等を求む、爾來海舶來往す、九年伊豫介を兼ね、十年從三位に進む、十二年大學して尼子晴久を伐つ、克たす僅に免れて山口に返る、十三年侍從を兼ね、十四年正三位に進む、義隆常に曰く、聖賢の道を以て國を治む故に文を第一とし、武之に次ぐと、阿諛の徒義隆の意をうけて文を主とし、佛を崇信し武を怠る、老臣聞



(押花隆義)

り匡衡以後世々文學を以て著る、曾孫匡衡も文學に長し、後三條白河堀河三代の侍讀となり、官中納言大宰權帥となる、廣元の時、源賴朝に仕へて、政所の別當となり、武家政治を畫策する多し、六子あり、長親廣、次時廣(長井氏の祖)次宗元(那波氏の祖)次季光(毛利氏の祖)次忠成(海東氏の祖)次重清(水谷氏の祖)あり、孫蕃衍世々盛なり、支族に、土田、古河、小澤、西目、柴橋、寒河江、丸澤、高屋等あり(大江系圖、氏族志)

オホウ



(押花義弘)

叔父盛見代りて家を繼ぐ、長するに及び、四國の守護井に大内介を襲ひ、左京大夫修理大夫を歴任し、從四位上に叙す、永享四年始めて山田に入部す、嘉吉元年將軍足利義教の、赤松滿祐に試せらるるや、細川持之等と共に義勝を擁立せり、同十一月少貳嘉頼、滿祐追討の命に應ぜざるを以て、幕命によりて之を討じ、遂に少貳氏の食邑を併領す、二年七月卒す、年四十八(野史)



(押花義弘)

大に之を敗る、九年正月將軍足利義滿諸將の功を論じ、義弘に和泉紀伊の守護を賜ふ、茲に於て義弘の領有する處防長石豐泉紀の六州に及び、勢頗る大なり、九月吉野に適き、北畠顯教に説きて南北兩朝の和議を講す、

義弘、永四年義滿の命を以て九州に至り、菊池貞頼、少貳忠實等を撃つて之を平ぐ、六年十月昇浦に據りて密に兵備を整へ、鎌倉管領足利滿兼と東西相應じて蜂起し、以て

オホウ

オホエ

オホエ

オホウマシロシ

大馬印

馬印の大なるを云ふ、ウマシロシを見よ、

オホエウチ

大枝氏

神別、姓は朝臣、右京に貫す、天穗日命の裔大保度命より出づ、桓武天皇延暦九年詔して朕外祖父高野朝臣祖母土師宿禰に並に正一位を追贈し、土師氏を改めて大枝朝臣となすべし、近より遠に及び義親籍に存せり、又宜く菅原眞仲土師麻呂等に大枝朝臣を賜ふべしと、又勅して中宮の母家には、大枝朝臣を賜ふべしと、淳和天皇の時、本主阿保親王の子音人を養うて子となす、貞觀中音人改めて大江氏となし、皇別となる、大江氏(オホエウチ)參看(氏族志)

オホエウチ

大江氏

姓は朝臣、平城天皇の皇子阿保親王より出づ、親王侍女中臣氏に通じて孕むや、之れを備中介大枝本主に賜ふ、尋で音人を生む、依て大枝と稱す、大枝は神別土師より出づ、茲に至り皇別となる、貞觀十八年十月音人上表して大枝朝臣を改めて、大江朝臣となす、維時、醍醐、朱雀、村上三朝の侍讀となり、中納言に進む、子孫尤も盛なり

○平城天皇——阿保親王——大江音人——千古——

維時——重光——匡衡——舉周——成衡——匡房——

時廣(長井祖) 季光(毛利祖) 忠成(海東祖) 重清(水谷祖)

オホエガキ

覺書

備忘録をいふ、今史的事實を記したるものに就きていへば、織田信長の近臣太田牛一、豐臣秀吉の近臣大村由巳等二公の實錄を筆して世に傳へたるをばじめとし、引きつゞき幾多の覺書の類世に出でたり、織田以前にては北條幻庵覺書名高し、其後遺老各見聞する所を記し覺書の類多く世に出づ、

オホエノオトノド

大江音人

左京の人、備中介本主の子、菅原是善に學び、博學にして能く文を屬す、承和中備中分に任じ、嘉祥三年東宮學士となり、侍從を兼ね、貞觀中右大辨に累轉し參議に任じ、正四位下に進み、左大辨兼勘解由長官を歴て、左衛門督兼檢非違使に補し、從三位

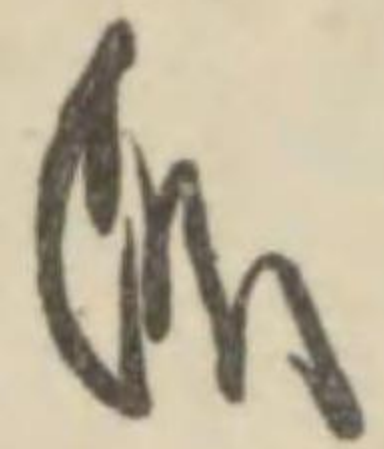
オホエ

に叙す、元慶元年、年六十七、...

オホエノヒロモト

大江廣元

惟光の子、幼にして中原廣季に養はる、...



(押花)元廣

オホエノマサヒラ

大江匡衡

光の子、七歳書を讀み、九歳詩を賦す、...

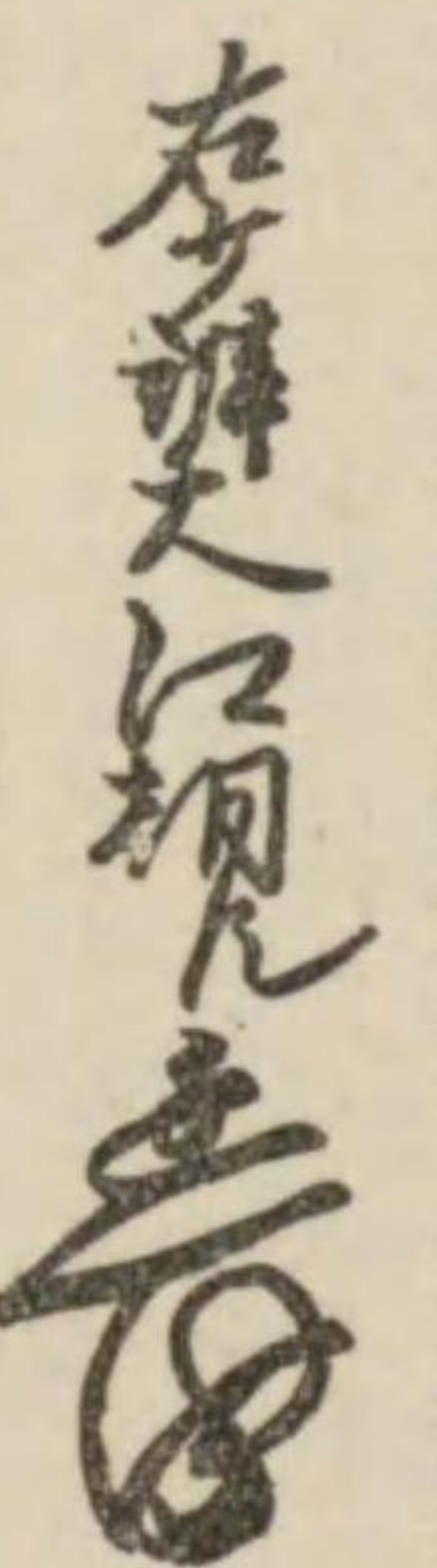
オホエ

げられ、秀才に補す、天元二年對策、...

オホエノマサフサ

大江匡房

帥と稱す、匡衡の曾孫、成衡の子、...



オホエノミササキ

大枝陵

高野新笠の御陵、山城國乙訓郡大枝村大字吉掛民家の北山の上在り、...

オホエノモチトキ

大江以言

淵の孫、大隅守仲宣の子、初め弓削の姓を置し、...

オホエ

ち本姓に復す、少にして業を藤原爲茂に學び、...

オホエノカウチ

大岡氏(武藏岩槻)

原、熊野別當法印長快の二男長憲、康治元年別當となり、...

オホエノカウチ

大岡氏(參河西大平)

忠政より出づ、忠政三男忠世に相模國高座郡内二百...

オホエ

オホエノカタタスケ

大岡忠相

名求馬、後に市十郎、忠右衛門と更む、越前守と稱す、...

オホエ

大臣

統領にて、皇別の人を以て之に任す、大連と共に、臣連八十餘人を引率して朝政を執る、...

オホエ

オホエ

オホエ

オホエ

オホエ

は清和源氏、三位朝政の孫子、...

信古

信好

信復

信禮

信明

信實

信古

信好

信復

信禮

信明

信實

信古

信好

信復

信禮

信明

信實

信古

信好

信復

信禮

信明

信實

信古

信好

信復

信禮

信明

信實

信古

信好

信復

信禮

信明

信實

信古

信好

信復

信禮

信明

信實

信古

信好

信復

信禮

信明

信實

信古

信好

信復

信禮

信明

信實

信古

信好

信復

信禮

信明

信實

信古

信好

信復

信禮

信明

信實

信古

信好

信復

信禮

信明

信實

信古

信好

信復

信禮

信明

信實

信古

信好

信復

信禮

信明

信實

信古

信好

信復

信禮

信明

信實

信古

信好

信復

信禮

信明

信實

信古

信好

信復

信禮

信明

信實

信古

信好

信復

信禮

信明

信實

信古

信好

信復

信禮

信明

信實

信古

信好

信復

信禮

信明

信實

信古

信好

信復

信禮

信明

信實

信古

信好

信復

信禮

信明

信實

信古

信好

信復

信禮

信明

信實

信古

信好

信復

信禮

信明

信實

信古

信好

信復

信禮

信明

信實

信古

信好

信復

信禮

信明

信實

信古

信好

信復

信禮

信明

信實

信古

信好

信復

信禮

信明

信實

信古

信好

信復

信禮

信明

信實

信古

信好

信復

信禮

信明

信實

信古

信好

信復

信禮

信明

信實

信古

信好

信復

信禮

信明

信實

信古

信好

信復

信禮

信明

信實

信古

信好

信復

信禮

信明

信實

信古

信好

信復

信禮

信明

信實

信古

信好

信復

信禮

信明

信實

信古

信好

信復

信禮

信明

信實

信古

信好

信復

信禮

信明

信實

信古

信好

信復

信禮

信明

信實

信古

信好

信復

信禮

信明

信實

信古

信好

信復

信禮

信明

信實

信古

信好

信復

信禮

信明

信實

信古

信好

信復

信禮

信明

信實

信古

信好

信復

信禮

信明

信實

信古

信好

信復

信禮

信明

信實

信古

信好

信復

信禮

信明

信實

信古

信好

信復

信禮

信明

信實

信古

信好

信復

信禮

オホカ

オホカウチウチ

大河内氏(上總大多喜)

慶安元年六月信綱、弟正信を相模國甘繩二萬石に分與す、元祿三年四月正久鑿田三千石を弟秀綱に、二千石を三男正基に分封す、十五年九月參河國植地に移封、十六年二月上總國大多喜に移封、二萬石を領す、享保五年六月正貞鑿田二千石を弟正佐に分封す、爾來子孫世襲して明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(家譜、徳川加除封録、華族譜)

オホカウチウチ

大河内氏(上野高崎)

網の五男信興より出づ、信興慶安四年六月小姓となり、從五位下美濃守に任叙し、承應元年十月粟米千俵を給ふ、尋て又粟米千俵を加賜す、寛文二年四月父が私鑿田五千石を分與せられ、延寶七年七月少老の職に任じ五千石加賜、前封と合せて一萬二千石を領す、天和二年二月常陸土浦に封ぜられ、又一萬石加賜、貞享四年十月大阪城代に補せられ、食邑一萬石加賜、元祿五年十二月輝貞の時、下野國王生に移封、七年一萬石加賜、十二月從四位大夫となる、八年五月上野國高崎に移封、一萬石加賜、十四年また加封前封と合せて七萬二千石を領す、寶永七年五月越後國村上に移封、享保二年七月また高崎に封を加賜す、安永八年十二月輝高の時、一萬石加賜、所領總高八萬二千石となる、爾來子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(家譜、藩翰譜續編、華族譜)

オホカ

オホカウチガマ

大河内窯

大河内にて陶器を製出する窯、源順朝享保年間、國主鍋島某命じて窯を有田に隣れる岩屋川の地に開かしむ、後ち故ありて大河内に移し、陶工を其藩籍に屬して精其の器を作らしめ、以て幕府に之を獻じ、私に販賣することを禁す、然れども貴族の需めに應じて製する者あり、其茶碗、蓋の加きは高臺に柳紋狀を附して符號と爲す、世に呼びて柳手と云ふ(工藝志料)

オホカウチシヤウ

大河内城

勢國飯前郡大河内村、源順朝享保年間、北畠氏の築きて居る所、其始め詳かならず、應永二十一年北畠滿雅、足利氏兩統立の約を履まざる罪を唱へ、自ら阿坂城に據り、子顯雅大河内城を守り、足利氏と戦ふ、永享元年軍敗れ和を成す子孫之に居る、永祿の末織田信長伊勢を略取し、北畠氏に此地を給せられて餘喘を保つ、後ち終に亡びて城廢す(吉野日記、伊勢兵亂記)

オホカガミ

大鏡

卷八卷、國史大系十七に收む、内宮文德天皇嘉祥三年より後一條天皇萬壽三年まで、凡十四代百七十六年間、天皇攝關大臣等の事蹟を部を分記せり、假名文にて歴史を書ける始めなり、序文によれば、後一條院の御代萬壽三年雲林院の菩提講に、第二人一人参りあり、一人の翁は公の世繼と云ひて年百五十歳、今一人は夏山の繁樹と云ひて年百四十歳なり、此二翁文德天皇より、後一條院までの實事を語りありたりしを、庭がうち聞くに書きつけたる趣に記されたり、御堂関白道長の事は殊に詳記し、藤氏の内幕を言ひ顯はせり

オホカ

オホカガキシヤウ

大垣城

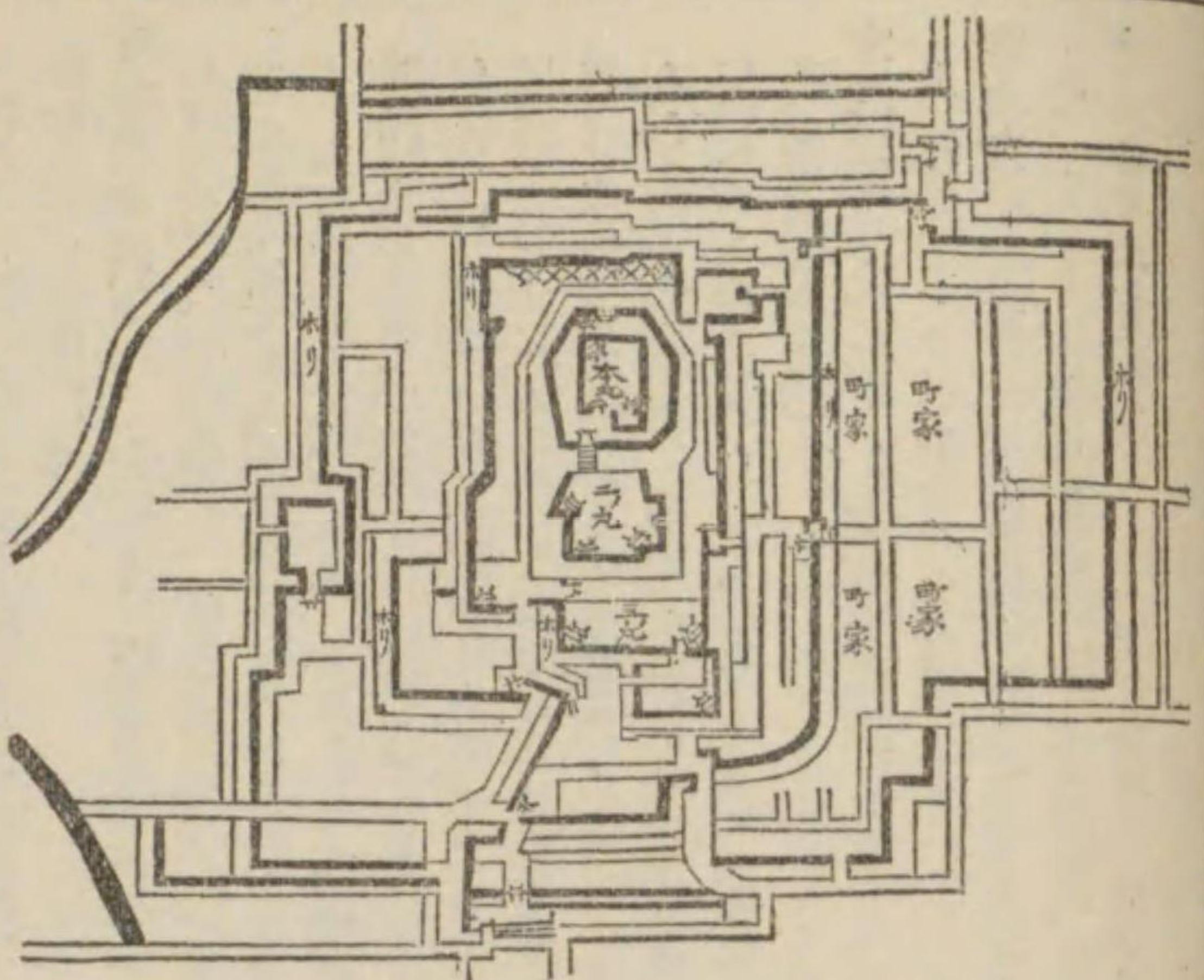
當時の事状を知るに榮花物語と共に尤貴重なる史料なり○一に世繼といふ、世繼は一種の名にあらず、歴史と云ふ事なり、古く世繼文など云ひて、御代々のつき／＼を書けるものなればしか云ふなり、大鏡と云ふは、書中世繼翁の歌に「すべらぎのあともつきつきかくれなく、あらたに見ゆるふるかみかみ、又繁樹の歌に「あきらけきかみにあへば過にしも、いまゆくすゐのことも見えけり、とありて、鏡にかけた物のすがたを寫す義にとれるなり(書評)評かならず、尊卑分脈に、藤原爲業の條に、世繼の作者と見えたり(大鏡、群書一覽)

オホカガキシヤウ

大垣城

八郡大垣町、源順朝享保年間、天文四年足利義昭將軍の時、宮川安定命を奉じて始めて城を此地に築き、十餘年此地に居住すと云ふ、もと牛屋村の地に、本丸の構へ狭かりし故、城の北方より牛屋川の流を要害とし、大橋を廻し郭を廣くしたるより、大垣の城と名づくといふ、其後織田播磨守(天文十三年より十七年まで)、竹越重吉入道道隆(天文十七年より永祿二年まで)、氏家直元(永祿三年より天正十一年まで二世)、池田信輝(天正十一年より十二年まで)、三好秀次、木下秀長、加藤光泰(天正十三年より十四年まで)、柳伊豆守(天正十四年より十七年まで)、羽柴秀勝(天正十七年より十八年まで)、伊藤祐盛(天正十八年より慶長五年まで二世)、石川康通、慶長六年より元和四年まで三代)、久松忠貞(元和四年より寛永元年まで二代)、岡部長盛(寛永元年より十年まで二代)、久松定綱(寛永十年より十一年まで)、等相尋で城主となり、寛永十一年十一月に至り、戸田氏鐵十萬石に封ぜられてより、代々相繼ぎ明治維新に至る(新編美濃國誌、主圖合誌、明治政覽)

オホカ



オホカガサ

蓋(大笠)

オホカシハデノツカサ

大膳職

蓋(キヌカサ)を見よ、シキヲ見よ、オホカスガウチ 大春日氏 皇別、姓は朝臣、左京に貫す、又春日朝臣、春日臣、春日倉首、春日部等あり、孝昭天皇の皇子天足彦國押人命より出づ、其孫仲臣命家基た宮む、糟を以て糟となす、仁徳天皇其家に臨む、因て號を糟垣臣と云ふ、後ち春日と改む、敏達天皇の時春日臣仲君の女帝妃となる、天武天皇二年大春日臣に朝臣を賜ふ、文武天皇の時僧辨紀選俗春日倉首を賜ひ老と名づく、稱徳天皇の時、左京入春日藏吐登常麻呂等二十餘人に春日朝臣を賜ふ、

オホカ

オホカタノコホリ

大縣郡

仁明天皇の時、越前丹生郡の人大學助春日部能隆等に春日臣を賜ひ、邊籍を除き左京に貫す、文德天皇の時雄繼大學博士となり、大春日朝臣を賜ふ(氏族志)

オホカタノ

大方殿

室町時代將軍の寶母を云ふ、文明日々記に、大方殿と云ふこと見えたり(貞丈雜記)

オホカタナ

大刀

腰刀の普通よりは大なるものを云ふ、源平盛衰記五節夜間打條に、忠盛退出の次に、火のほの闇き影におほ刀を拔出して、聲にすはり／＼と引ければ云々と見えたり、後世は、大なる鐔刀を云ふ、建武年間記二條河原落書に、鐔作のおほ刀、太刀より大に、しらへて、前さかりにぞ指ほらす云々と見えたり、カマナシ參看

オホカタノ

大縣郡

起原沿道もと堅上堅下二郡たりしが、元正天皇養老四年十一月兩郡を合せて大縣郡となす、或は云ふ安寧天皇の部片鹽浮穴宮は、蓋し此地にて、萬葉集の片足羽と同じ地なり、後ち別れて堅上堅下となり、元正天皇の時合併せしならんと、和名抄に、鳥坂(トリスカ)鳥取(ト、リ)津積(ツ、ミ)大里(オホサト)巨麻(コマ)賀美(カミ)等の郷あり、郡名録には、オカタと訓す、明治二十九年三月丹北、高安、河内、若江、及び澁川と合併して中河内郡となる(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

オホカミ

大鏡

大鏡、卷八卷、國史大系十七に收む、内宮文德天皇嘉祥三年より後一條天皇萬壽三年まで、凡十四代百七十六年間、天皇攝關大臣等の事蹟を部を分記せり、假名文にて歴史を書ける始めなり、序文によれば、後一條院の御代萬壽三年雲林院の菩提講に、第二人一人参りあり、一人の翁は公の世繼と云ひて年百五十歳、今一人は夏山の繁樹と云ひて年百四十歳なり、此二翁文德天皇より、後一條院までの實事を語りありたりしを、庭がうち聞くに書きつけたる趣に記されたり、御堂関白道長の事は殊に詳記し、藤氏の内幕を言ひ顯はせり

オホカミ

大鏡

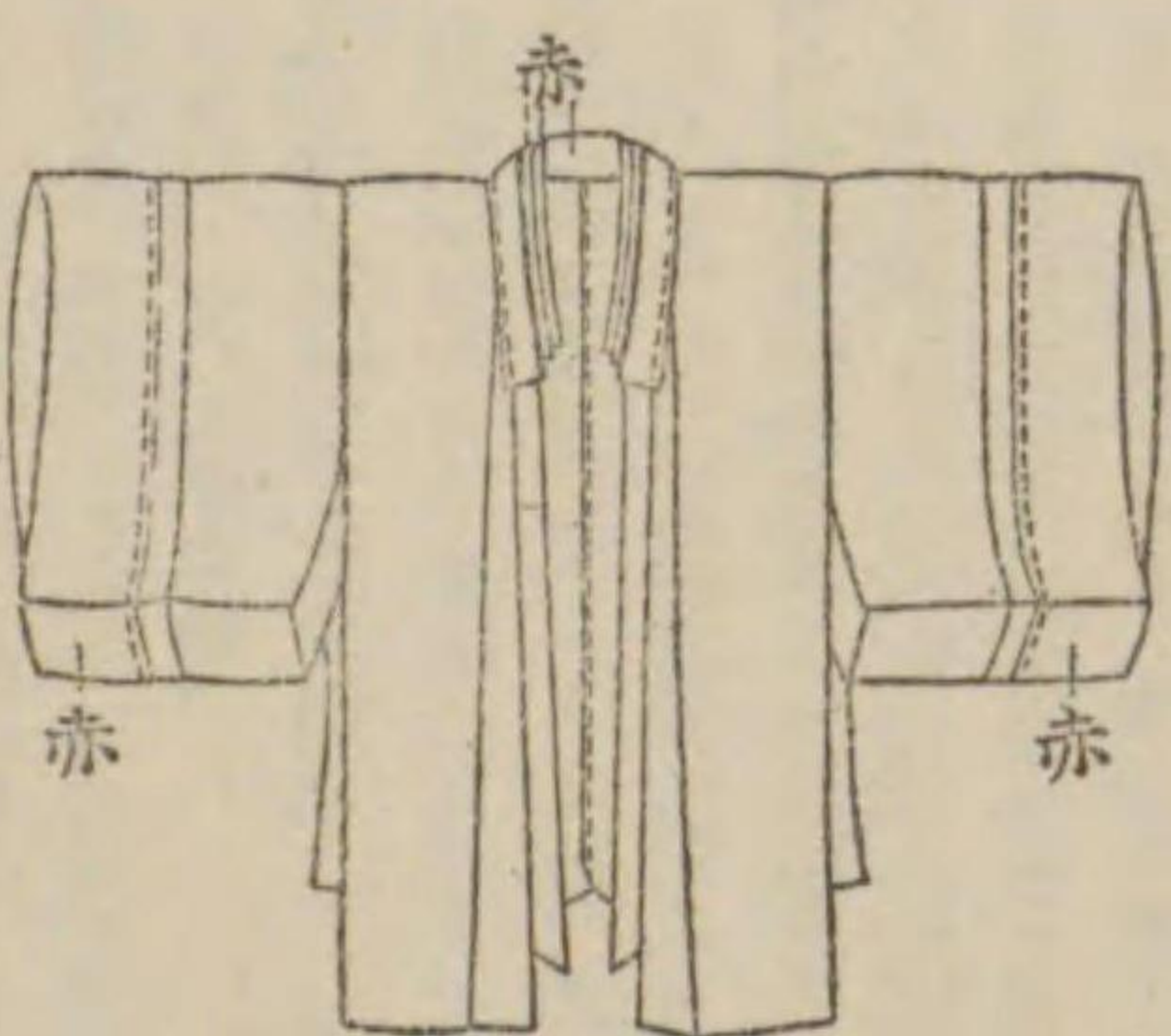
大鏡、卷八卷、國史大系十七に收む、内宮文德天皇嘉祥三年より後一條天皇萬壽三年まで、凡十四代百七十六年間、天皇攝關大臣等の事蹟を部を分記せり、假名文にて歴史を書ける始めなり、序文によれば、後一條院の御代萬壽三年雲林院の菩提講に、第二人一人参りあり、一人の翁は公の世繼と云ひて年百五十歳、今一人は夏山の繁樹と云ひて年百四十歳なり、此二翁文德天皇より、後一條院までの實事を語りありたりしを、庭がうち聞くに書きつけたる趣に記されたり、御堂関白道長の事は殊に詳記し、藤氏の内幕を言ひ顯はせり

オホカミ

大鏡

大鏡、卷八卷、國史大系十七に收む、内宮文德天皇嘉祥三年より後一條天皇萬壽三年まで、凡十四代百七十六年間、天皇攝關大臣等の事蹟を部を分記せり、假名文にて歴史を書ける始めなり、序文によれば、後一條院の御代萬壽三年雲林院の菩提講に、第二人一人参りあり、一人の翁は公の世繼と云ひて年百五十歳、今一人は夏山の繁樹と云ひて年百四十歳なり、此二翁文德天皇より、後一條院までの實事を語りありたりしを、庭がうち聞くに書きつけたる趣に記されたり、御堂関白道長の事は殊に詳記し、藤氏の内幕を言ひ顯はせり

オホカ



四位上に進め、また神寶を奉り、十五年八月正四位下に叙され、醍醐天皇延喜の制、名神大社に列る、尾張姓の族重松氏世々祭祀を掌る、其他神官凡十九人本社に仕ふと云(張州府志、神祇志料)

オホカミ

大帷

汗を取る爲めに用ふる帷を云ふ、故に汗取の帷子とも云ふ、通常、春冬は、白布、夏は紅の布を用ふ、老人は香染を用ふ、形は單に似て總體小さく、且つ短し、中古は専ら夏のみ用ひて、單の下に着せしが、後世衣紋を強く持たす爲めに、春夏秋冬共に用ふ、又單部下襲を略して、此帷子に單と下襲の襟を付け、又は單に單の袖許を縫ひ付けて用ひらる、衣紋愚童に、大帷(冬白夏赤本儀單下襲)本儀單下襲、夏は白帷子を被着也、霜を表袴の中へ入て、其後袴の右の腰を左の脇より後へめき廻して、右の脇少前の方にて片鉤に結び、餘を股立の中へ入るなり、是前衣文師の役なり、或冬と雖も大帷子を被、用事類略儀なれども久しく如此、單の袖の下襲のふりを付て被用之、此下襲のふりは夏冬の替り、公卿侍臣のたぐひも猶付へし云々とあり(桃花葉集、西三候裝束抄、三光院内府記、服色圖解)

オホカミ

大神朝廷

大御神の宮の御門と云ふに同じ、朝廷は御門の假字、延喜儀式帳に、御門十一間、於葺御門三間、於不葺御門

オホカ

八間と見え、又御門四間瑞垣御門、番垣御門、玉串御門、玉垣御門、内玉垣御門、外玉垣御門、板垣御門等と見えたり(古事記傳)

オホカミヤマノジンジャ

大神山神社

伯耆國會見郡尾高村大山の大神谷○二宮明神、大山神、又大智明神ともいふ(神代卷)大國主神(即大己貴命)也(神代卷)創建の年代詳かならず、仁明天皇承和四年二月從五位下を授け奉り、文德天皇齊衡三年八月正五位下に進め、清和天皇貞觀九年四月正五位上を加ふ、白河天皇承暦四年六月御卜に、大神山神の神事を禊ける崇あるを以て、使を遣はして社司に中祓を科す、明治四年五月國幣小社に列す、毎年四月二十日祭を行ふ(三代實錄、延喜式、三才圖會、神祇志料、官國幣社一覽)

オホカンヌシ

大神主

の神主をいふ、神道寄書に、伊勢大神宮祠官に、祭主、大宮司、禰宜あり、此禰宜を以て神主と號す、上古は、大神主と稱して只一人ありしと見えたり(神代卷)重仁天皇二十六年十月、天照大神を度會五十鈴原河上に遷し奉る時、大幡主命(一名大若子命)を國造兼大神主に定め給ひしを始めとす、雄略天皇の御代、九世の孫大佐々なる者内宮外宮の大神主と爲る、天武天皇即位元年に至り、大神主の職を停め、禰宜職を置く、神主(カンヌシ)禰宜(ネギ)と稱す(倭姫世紀、禰宜補任至要集)

オホカラノクニ

意富加羅國 加羅(カラ)及び任那(ミマナ)の條を見よ、

オホカリマタ

大雁股 雁股の大なるを云ふ、(カリマタ)參看(貞丈雜記)

オホキイチアキン

大木一分金 金貨の一種、面は額一分にて、一分の文字あり、背に、丸の中

オホキ

に、大と木との字あるもの二つを印す、縦六分五厘弱、横三分五厘強、重九分弱(大日本貨幣史)

オホキオトド

大臣 (ダイジン)を見よ、

オホキオホイキサイノミヤノツカサ

太皇太后宮職 (ダイクワウタイコウグワウシキ)を見よ、

オホキオホイマウチギミ

太政大臣

大き大い前つ君の音便なり、(ダイシヤウダイジン)を見よ、

オホキサイノミヤノツカサ

皇太后宮職 (クワウタイコウグワウシキ)を見よ、

オホギサキ

嫡后 上代天皇の正室を云ふ、後の皇后に當る、總て上代は妃夫人等までキサキと稱せし故に、第一のキサキを殊に尊みて太后と稱せしなり、後世には、皇太后を、オホキサキと云ふ、古事記傳に、古に后とは、一柱に限らず、後に妃夫人など申す班までを幾柱にても申せり、倭建命段に弟橘比賣命を其後とありて、又次に坐後后等云々とあるは、橘比賣をも坐後をも共に后と申せる也、又等と云へるを以ても、一柱に限らざること知るべし(中略)さて上件(の如く、古へに太后と申せしは當御代の第一なる御妻なり、然るを萬の御制、漢國にならひ賜ふ御代となりては、正しき文書などには、當代のをば皇后、先代のを皇太后と書ることとなり、されど口に言ふ語、又うちとけたる文などには、奈良のころまでもなほ古の隨に當代のを太后、先御代のを大御祖と申せるを、其後遂に常の語にも、當代の嫡后をば(オホ)后と申し、大御母を太后と申すことにはなれど、おかしき東條に、古語にキサキ、サイと云ひしは幸也、上にキといふ詞を加へて、キサキと稱せしは、君の寵幸し給ふの義にや、といへり、(クワウゴウ)參看、

オホキタノコホリ

大分郡

肥前國上代郡と稱す、書紀景行天皇十二年冬十月、到(頭)田(其地形廣大亦麗、因名(頭)田)也」とあり、神八井耳命の子孫此地に居す、和名抄にオホイタと訓む、河南、植田(ウエダ)津守(ヅモリ)荏隈(エケマ)判太、跡部(アトベ)武藏(ムサシ)笠祖、笠和、神前(カムザキ)等の郷あり、正保圖大方に作り、元祿圖大方に復し、後之に仍る、天保郷帳(チイタ)と訓す(郡名異同一覽、國郡沿革考)

オホキタノマンドコロ

大北政所

所(オホマンドコロ)北政所(キタノマンドコロ)參看

オホキフミビト

大文人

大なるを云ふ、(サクラン)を見よ、

オホキマチウチ

正親町氏

先は公季より出づ、西園寺の祖通季の曾孫公經の三男山階實雄の男、洞院公守の二男、權大納言實明、始めて正親町氏と稱す、代々極官を大納言となす、子孫相繼ぎて明治に至り華族に列し、伯爵を授けらる(尊卑分脈、知譜拙記、華族譜)

○實明

公陸 忠孝 實綱 公仲 實秀

持季

公兼 實胤 公叙 季秀 季俊

實豐

公通 實連 公明 實光 實徳

公董

實正

オホキマチキンアキ

正親町公明

初名、公功、後ち公明と改む、法名覺空(實豐)實連の男、(實豐)延享三年十二月叙爵、寛延元年九月侍從に任じ、累進して正二位權大納言に至る、天明五年權大納言を辭す、寛政三年十二月武家傳奏となる、此時に當り光格天皇は生父閑院宮興仁親王に太上天皇と稱す、年六十八(公卿補任、大臣補任)

オホキマチサネモチ

正親町三條實望

實望の子、(實望)長光院と號す、法名盛空(實豐)公治の子、(實豐)永正十二年四月内大臣に任じ、同年十二月辭す、大永三年閏三月出家、享祿三年三月五日薨す、年六十八(公卿補任、大臣補任)

オホキマチテンワウ

正親町天皇

御諱は方仁(實豐)後奈良天皇の第一皇子、御母は贈皇太后藤原榮子(實房の子)第百六代の天皇(實豐)永正十六年五月二十九日御降誕、天文二年親王と爲り、弘治三年十月御歳四十二にして即位し給ひ、永祿三年正月即位の禮を行ひ給ふ、當時騷亂日久く公武の命令行はれず、大内の供御殆ど竭乏す、毛利元就大禮の實を獻じ始めて行はる、永祿十二年織田信長、宮闈の壞傾せるを以て之を修補し、元龜三年に至りて竣る、在位二十九年、改元するもの三、天正十四年十一月位を皇太孫和仁(後に周仁)に譲り、太上天皇と申す、文祿二年正月五日崩御、壽七十五、泉涌寺に葬る(野史)

オホキマチナイダイジン

正親町内大臣

正親町三條公秀(オホキマチサネウチキンヒテ)を見よ、

オホキマチノミヤ

正親町宮

(ヨシヒトシノラウ)を見よ、

オホキマツリゴトヒト

大政人

の判官の大なるを云ふ、(セウ)を見よ、

オホキミ

大君

天皇を初め親王諸王までを稱し奉る詞、江戸時代には、轉じて將軍の稱にも用ひたり、古くは多く天皇をいふ、後世には親王をミコと稱するに區別せんが爲めに諸王を(オホキミ)と

オホキ

皇の尊號を上らんと欲ありて、旨を幕府に傳へられしに、老中松平定信固く執りて不可とし之を拒む、蓋し將軍徳川家齊もまた生父一橋治濟を西丸に入れ、大御所の號を呈するの意あり、定信は之が爲め財政の膨脹を來し、延いて其紊亂を生ぜんことを恐れ、且つ幕府舊來の慣習に背くの故を以て、斷じて反對せる際なりしかば、これと同性質たる太上天皇尊號のことも賛同せざりしなり、茲に於て幕府と朝廷との間頗る圓滿を缺くに至れるがゆゑ、定信は當時の武家傳奏たる公明と中山愛親との二人を江戸に召下したり、即ち寛政五年正月愛親は正使、公明は副使として下向し、屢々殿中に於て定信等と會見する處ありしが、三月七日に至り幕府より、尊號御内慮一件取計方不行届、并此度下向之上、御尋共有之處、失禮段候儀、不束之取計、御役柄別而行届儀に思食の故を以て還塞を命ぜられ、愛親は閉門を命ぜられたり、公明は於て同日二十日京に歸り、五月武家傳奏を免ぜらる、享和三年十一月出家、文化十年十月十三日薨す、時七十(正親町家譜、尊號紀略)

オホキマチサネウチ

正親町三條氏

姓は藤原氏、公季の流左大臣三條實房より出づ、實房の三子公氏、三條大納言と稱す、嘉祿三年薨す、爾來家號となる、子孫相繼ぎ實愛の時、嵯峨と改む、明治の代華族に列し侯爵を授けらる(知譜拙記、華族譜)

○公氏

實陸 公實 實躬 公秀 實繼

公豐

實豐 公雅 實雅 公治 實望

公兄

實福 公仲 實有 公高 實昭

公廉

實久 公統 實房 公積 實同

オホキ

實豐の子、(實豐)昭院と號す、法名祐戒(實豐)實望の子、(實豐)永十八年閏十月權中納言と爲り、二十五年六月權大納言に進み、從二位たり、三十四年八月十二日薨す、年四十四、内大臣を贈らる(公卿補任、大臣補任)

オホキマチサネウチサネツグ

正親町三條實繼

條と號す(實豐)公秀の子、(實豐)貞治六年九月内大臣に累進し、應安三年三月辭す、嘉慶元年出家、二年六月二十四日薨す、年七十六(公卿補任、大臣補任)

オホキマチサネウチサネマサ

正親町三條實雅

實雅の子、(實豐)青蓮花院入道と稱す、法名常禪(實豐)公雅の子、(實豐)長祿元年九月内大臣に進み、

オホキ

二年七月辭す、寛正二年七月出家、應仁元年九月三日薨す、年五十九(公卿補任、大臣補任)

オホキマチサネウチサネモチ

正親町三條實望

公治の子、(實豐)永正十二年四月内大臣に任じ、同年十二月辭す、大永三年閏三月出家、享祿三年三月五日薨す、年六十八(公卿補任、大臣補任)

オホク

忠朝 忠増 忠方 忠興 忠由 忠真 忠盛 忠禮 忠良

○忠知 忠高 常春 忠胤 忠卿 忠喜

○忠成 忠保 忠美 忠順

○忠義 忠正 教命

○忠義 忠正 教命

○忠義 忠正 教命

○忠義 忠正 教命

○忠義 忠正 教命

○忠義 忠正 教命

○忠義 忠正 教命

○忠義 忠正 教命

オホク

尋て家康の命を受け秀忠に仕ふ、曾て家康嗣子を諱す、忠隆秀忠を嗣とすべきを論ず、遂に之に従ふ、忠隆多正信と輔佐して政事を行ふ、威望最も高し、遂に正信の情む所となり、慶長十九年山口重政と私婚せしを口實とし、憲法を破るものとなして之を諷す、家康因て忠隆を近江國に流置しその子教隆幸信を川越に幽し、特に二萬石を嫡孫に賜うて祀を繼がしむ、忠隆冤を訴ふ、群臣本多父子を憐りて敢ていはず、成瀬正成天海僧正忠隆の罪なきをいふ、家康悟れども未だ果さず、後ち井伊直孝忠隆に語て曰く、君社稷の爲めに忠貞を盡す、一朝冤に逢ふ、奚ぞ上書して申理せざるやと、忠隆曰く、今之を訴へ釋さるれば世に必ず先君不辜を許し、將軍之を釋すといはん、是れ先君を不明とし、主君をして不孝の名を負はしむ、縱令罪を免るるとも獨り心に愧ぢざらんやと、直孝之を聽き涙を流して出づ、元和二年剃髮す、後に秀忠召せども出でず、寛永五年二月配所に卒す、年七十六(野史)



○忠義 忠正 教命

○忠義 忠正 教命

○忠義 忠正 教命

○忠義 忠正 教命

○忠義 忠正 教命

○忠義 忠正 教命

○忠義 忠正 教命

オホク

申樂師金春七郎喜然の子、武田信玄に寵を受け士籍に列す、姓土谷氏を冒す、武田氏亡後駿府に至り、大藏大輔と稱し、申樂を業とす、一日徳川家康戯て曰て關東八州を領し毛利輝元と共に海内有關の魁たり、然れども獨り金銀缺乏して軍用給せず、曾て之を釋益する者を求めんとすれど人を得ずと、長安之を開きて諸國の金銀を採鑿するの策を獻す、家康即ち拔擢して金鑿司となし、大久保忠隣に屬す、初め忠隣申樂を好み、長安を擁愛す、依て姓を授け十兵衛と稱す、茲に至り家康の信任する處となり、爾來累進して慶長中從五位下に叙し、石見守と稱す、八王寺の邑三萬石を食み、瀧山に居る、遂に天下の租税を管し、廢人數百を養ひ、威權家臣を壓す、長安賤族たるを恥ぢ、貨を以て武田氏の譜牒を求め、自ら之を冒す、遂に禍心を包き物に兵器を作り、毒酒數石を貯ふ、慶長十八年四月卒す、長安受する所の妾數十人あり、各々預め資財を割きて遺書を與ふ、其死するに及び長子藤十郎之を割與せす、茲に於て嬖妾之を幕府に訟ふ、乃ち鞫問し、其記簿を檢索す、一妾告て曰く、長安常に秘藏する所の一室隱あり、之を寢室の床下に收むと、乃ち之を獲たり、中に數通の謀書あり、皆異邦交通の文章、或は邪謀の連署、天主教の傳法等なり、茲に於て長安の謀惡悉く發見し、七月長子及び外記權之助雲十郎等七人を取め、故の門客を皆獄に下し、鞠治して誅斬流離各差等あり(野史)

○忠義 忠正 教命

○忠義 忠正 教命

○忠義 忠正 教命

○忠義 忠正 教命

○忠義 忠正 教命

○忠義 忠正 教命

○忠義 忠正 教命

オホク

○忠義 忠正 教命

○忠義 忠正 教命

○忠義 忠正 教命

○忠義 忠正 教命

○忠義 忠正 教命

○忠義 忠正 教命

○忠義 忠正 教命

○忠義 忠正 教命

○忠義 忠正 教命

○忠義 忠正 教命

○忠義 忠正 教命

○忠義 忠正 教命

○忠義 忠正 教命

○忠義 忠正 教命

○忠義 忠正 教命

○忠義 忠正 教命

○忠義 忠正 教命

○忠義 忠正 教命

○忠義 忠正 教命

○忠義 忠正 教命

○忠義 忠正 教命

○忠義 忠正 教命

○忠義 忠正 教命

○忠義 忠正 教命

○忠義 忠正 教命

○忠義 忠正 教命

○忠義 忠正 教命

○忠義 忠正 教命

○忠義 忠正 教命

○忠義 忠正 教命

○忠義 忠正 教命

○忠義 忠正 教命

○忠義 忠正 教命

○忠義 忠正 教命

○忠義 忠正 教命

○忠義 忠正 教命

オホゴ

検見と合せ、評議の上取箇を定む、小検見は一たび停めたることありしが、享保四年大検見のみにては吟味行届かずとなし、再び小検見を行ふに至れり、ケミ、参看(田圃類説、地方凡例條)

オホゴシヨ

大御所 御所(ゴシヨ)を見よ、

オホゴバン

大御番 江戸時代、大番を稱して、いふ詞、オホバンを見よ、

オホコホリノミヤ

大郡宮 小郡宮(チコホリノミヤ)を見よ、

オホサイ井

大齋院 名譽選子内親王、村上天皇の第十皇女、母は藤原師輔の女中宮安子、開元天皇天延三年六月加茂齋院に卜定し、花山一條三條後一條五代の間賀茂齋院たり、因て大齋院と稱す、長元八年六月二十二日薨す、年七十三、善く和歌を詠す(加茂齋院記、皇胤系連録)

オホサイバ

大前張 神樂歌七首の總名、或は催馬樂曲と云ふ、七首とは宮人、木綿志天、難波、前張、階香取、井奈野、脇母古を云ふ、一説に前張は催馬樂にして、大小の字を加へたるは、詩に大雅小雅などあると同じく、雅樂としらべなしたるを大前張とし、少し風俗の趣あるを小前張とせるならんと云へり(野曲抄、神樂催馬樂入線、安齋隨筆)

オホサカ

大阪 地名 大阪は古の難波津(ナニハツ)参看)なり、大阪の名は、明應中蓮如上人の文に、攝州東生都生玉庄内大阪とあるを初見とす、古年代記に、生玉庄小坂とあるは後の大阪なりと云ふ、土人今に大阪をオホサカと呼ぶ、オホサカと唱ふと云ふ、世に仁徳天皇紀の、あまづまの鳥居をかたなきに道行ものばたくひてぞよきの御製を引き、小坂の名こゝに顯はるとなせど誤なり、明應五年蓮如此地を相して、一向専念の道場を建て、兵を蓄へ、

オホサカゴボウ

大阪御坊 石山御堂ともいふ、石山本願寺(イシヤマホンケンジ)を見よ、

オホサカサウヘイレウ

大阪造幣寮 所轄となし、一人を増設して三人と爲す、延享元年二月假役二人及び補助を置く(官中秘策、明良帝録、吏徴)

オホサカサウヘイレウ

漢津國大阪市北區新川町(新川)慶應四年四月、明治政府従来通用する所の金銀貨幣の品位、量目、粗濫紛紊を極め、之を歐米各國普通の制に比すれば、劣悪も亦甚だしく、決して萬國對通商の世界に行はるべからざることを知り、斷然舊制を改革して、更に萬國の良制と、我國の慣例とを折衷して、以て純正の貨幣を新鑄すべきことを議決し、直に香港に在る英國造幣器械を購求し、八月地をこの川崎村舊幕府米庫の址地に撰し、造幣場建築に従事す、明治二年十一月誤りて火を失し、器械大半灰燼に歸せしを以て、又再鑄の議を決し、三年四月更に英國より器械を購求せしめ、該廠再鑄の工事を督し、數月にして經營漸く成功を告げ、同年十月より新貨の鑄造を試み、翌十一月銀貨の鑄造を始め、而して四年二月造幣寮の開業式を舉行し、大藏省の管轄の下に屬す、同十年一月造幣局と改稱し今日に至れり(法令全書、貨幣政要)

オホサカシヤウ

大阪城 關西攝津國大阪○外郭は北淀河の左岸に沿ひ、西は東横堀を以て外邊にあて、高麗橋を正門とし、南は道頓堀以東玉造の北に及び乾漆を控へ周回約三里許、規模宏大に、郭壁堅牢に、本郭無雙の名城と稱す、天文元年、本願寺の僧光教此地に本山を築きて城構と爲し、るに構與す、天正八年八月織田信長之を陥れ、番衆を置きて守らしむ、天正十一年豊臣秀吉、此

オホサ

オホサ

地を略し、以て教を弘む、其勢盛にして諸州を風靡す、之れより大阪の名大に著はれ、難波渡邊等をも總稱するに至れり、天正十一年豊臣秀吉石山城を修築し、大阪城を築く後、大に河渠を通じ、土地を高めて益々街衢を開き、且つ伏見堺の商估を移してより、形勢大に改まり、都市の大體を形造れり、元和元年豊臣氏亡びて、徳川氏の有に歸するや、松平忠明を此に封じ、五年忠明大和に移封せられてより、番城となり、内藤正信之を守る、之を城代と云ふ、又京橋玉造の二口に定番を置き、市政を行ふに町奉行あり、東西兩所に分れ、吏胥に與力同心あり、天保以後は御用調役同心支配、目付等數多の職役ありき、豊臣氏の時には東天満、船場、四船場の三郷に分れ、徳川氏は更にこれを北組、南組、天満組と稱し、各總年寄を置き、其事務所を總會所とし、總年寄は世襲にして市政に與り、又總年寄の下に町年寄あり、總年寄の令をうけて町務を執る、明治維新の後も、大阪裁判所は元の西町奉行所に設けられて、行政司法の事務を併せ行ひ、總年寄は尙は裁判所に出仕して公務を補助したりき、尋て裁判所は大阪府と改められ、明治二年府縣施政の順序略は定まるに及び、總年寄は廢せられ、三郷の稱廢して東西南北の四大組となり、各大年寄を置き、其下に助役中年寄町年寄を置き、明治五年五月年寄の稱を改めて總區長となし、助役を總副區長とす、尋て戶長を置き、數多の變遷を経て、明治二十二年特別市制となる、爾後自治區となり、市長、これを統管し、區は行政の一區劃として區長を置き、オホサカシヤウ参看(大阪城誌、大阪府誌)

オホサカイチフキン

大阪一分金 江戶時代に行はれたる金貨の一種、大阪にて

オホサカカネフギヤウ

大阪金奉行 關西江戶幕府の職名、大阪に在住して大阪城に收入する金銀出納の事を掌る(凡大阪金藏の金銀は、江戸城の金藏に融通して財計を調理するを以て、大阪市中に爲替役を置き、往復を便利にす)高二百俵、同心各十五人隸屬す、勘定奉行の所管たり、寛永二年始めて置き(或は云十六年三月)深津正吉之に充つ、後ち二人あり、萬治二年以來在職中手當米八十石を給す(官中秘策、吏徴)

オホサカカバン

大阪加番 關西江戶幕府の職名、大阪城に交代して中里、中小屋、青屋口、雁木坂の四門を守衛す、又定番と同じ、老中の所管たり、八箇月づ、在勤す、常住にあらず故に加番と云ふなり、寛永三年始めて三人を置く、後ち四人となる(吏徴、柳營秘鑑)

オホサカクワフギヤウ

大阪具足奉行 關西江戶幕府の職名、大阪に駐在して城中備付け具足の事を司る、大阪定番之を支配す、役料八十石、同心各十人隸屬す、寛永十六年三月始めて置く、二人あり(官中秘策、吏徴)

オホサカクラフギヤウ

大阪藏奉行 關西江戶幕府の職名、大阪に在住して大阪に收むる米穀の出納を管す、二百俵高、役料八十石、手代三十人、藏番小揚、杖突之に隸屬す、勘定奉行の所轄たり、寛永元年和七年始めて之を置く、二人あり、寛保三年六月勘定奉行の所轄を解きて、大阪町奉行の

オホサカケラフギヤウ

大阪藏奉行 關西江戶幕府の職名、大阪に在住して大阪に收むる米穀の出納を管す、二百俵高、役料八十石、手代三十人、藏番小揚、杖突之に隸屬す、勘定奉行の所轄たり、寛永元年和七年始めて之を置く、二人あり、寛保三年六月勘定奉行の所轄を解きて、大阪町奉行の

オホサカケラフギヤウ

地を収め、關西諸國の大小名に命じて城を築かしむ、十三年に至り工竣る、慶長四年豊臣秀頼伏見より此城に入り大に増築す、慶長十九年十一月秀頼此城に據りて、徳川家康と戦ふ、尋て和議成り、其外郭を毀ち周池を填め只に牙城のみを存せり、元和元年秀頼再び兵を擧げし、利なくして城陥り豊臣氏遂に亡ぶ、家康之を松平忠明に與へ、十萬石を給す、忠明命を受け修治して積蓄に復せりといふ、五年七月忠明を郡山に徙し、内藤信正を城代とし關西の鎮府と爲す、此時大番、在番の制を創む、六年正月秀忠關西の大前に謀して修築せしむ、家光の時(寛永元年及び五年の兩度)復工を起し數年の後大成す、萬治三年六月家綱の時、雷、青屋口火藥庫に震し城内焼く、天明三年十月復雷震あり、大手門其他焼失す、天保十四年將軍家慶の時、市民百五十五名に命じて修造を加へしめ、前後十一年を経て安政五年殿館其他諸建物の修造、及び大手門の再建始めて成る、獨り天主矢倉の建設を見ず、慶應元年將軍家茂長州征伐の師を起すや、此城を行營と爲す、翌二年七月病て城中に薨す、明治元年正月九日城内火を發し殿館其他灰燼と爲り、獨り追手、京橋伏見其他二三を餘すのみ、五年朝廷更に大阪鎮臺を此城に建置し、尋て第四師團の兵營と爲る、今次頁に大阪城の沿革圖を示す(大阪城由來記、主圖合結記、大阪城誌、兵要地誌)

オホサカシヤウカヘガキ

大阪城壁書 文祿四年豊臣秀吉が、大阪城中に掲げたる法度をいふ、即ち左の如し、
一 諸大名縁邊之儀得御意以三其上可申定事
一 大名小名涂寺(二字如本)令契約書紙等堅御停止之事
一 自然於喧嘩口論者致勸忍之輩可屬理運

オホサ

オホサ

鑄造せしを以て名づく、關西關西六分強、横三分五厘、重一匁二分、及び縦六分強、横三分五厘強、重一匁一分五厘の二種あり、面に一分、背に光次の文字と華押とあり、關西慶長四年之を作る(金銀圖錄、大日本貨幣史)

オホサカカネフギヤウ

大阪金奉行 關西江戶幕府の職名、大阪に在住して大阪城に收入する金銀出納の事を掌る(凡大阪金藏の金銀は、江戸城の金藏に融通して財計を調理するを以て、大阪市中に爲替役を置き、往復を便利にす)高二百俵、同心各十五人隸屬す、勘定奉行の所管たり、寛永二年始めて置き(或は云十六年三月)深津正吉之に充つ、後ち二人あり、萬治二年以來在職中手當米八十石を給す(官中秘策、吏徴)

オホサカカバン

大阪加番 關西江戶幕府の職名、大阪城に交代して中里、中小屋、青屋口、雁木坂の四門を守衛す、又定番と同じ、老中の所管たり、八箇月づ、在勤す、常住にあらず故に加番と云ふなり、寛永三年始めて三人を置く、後ち四人となる(吏徴、柳營秘鑑)

オホサカクワフギヤウ

大阪具足奉行 關西江戶幕府の職名、大阪に駐在して城中備付け具足の事を司る、大阪定番之を支配す、役料八十石、同心各十人隸屬す、寛永十六年三月始めて置く、二人あり(官中秘策、吏徴)

オホサカクラフギヤウ

大阪藏奉行 關西江戶幕府の職名、大阪に在住して大阪に收むる米穀の出納を管す、二百俵高、役料八十石、手代三十人、藏番小揚、杖突之に隸屬す、勘定奉行の所轄たり、寛永元年和七年始めて之を置く、二人あり、寛保三年六月勘定奉行の所轄を解きて、大阪町奉行の

オホサカケラフギヤウ

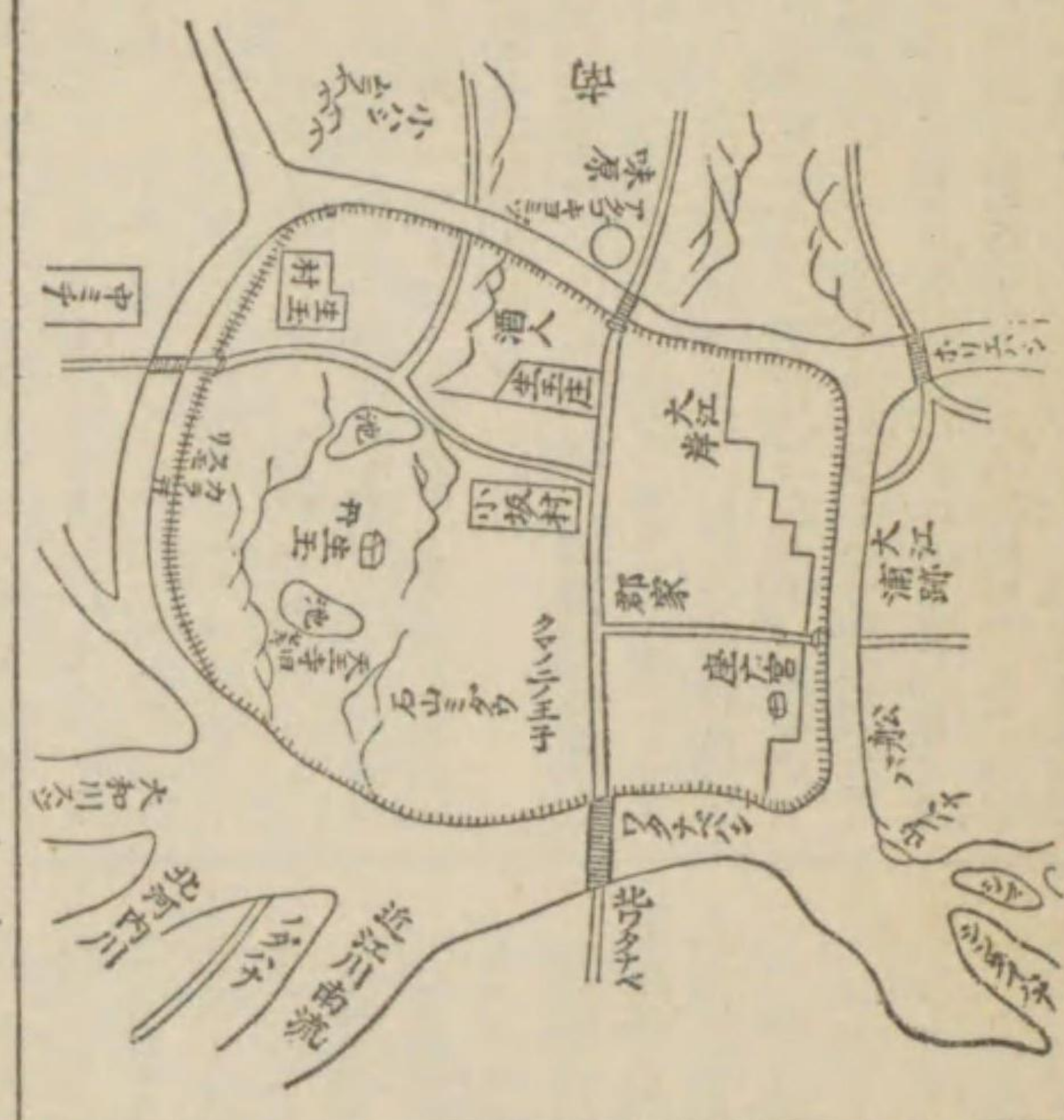
大阪藏奉行 關西江戶幕府の職名、大阪に在住して大阪に收むる米穀の出納を管す、二百俵高、役料八十石、手代三十人、藏番小揚、杖突之に隸屬す、勘定奉行の所轄たり、寛永元年和七年始めて之を置く、二人あり、寛保三年六月勘定奉行の所轄を解きて、大阪町奉行の

オホサカケラフギヤウ

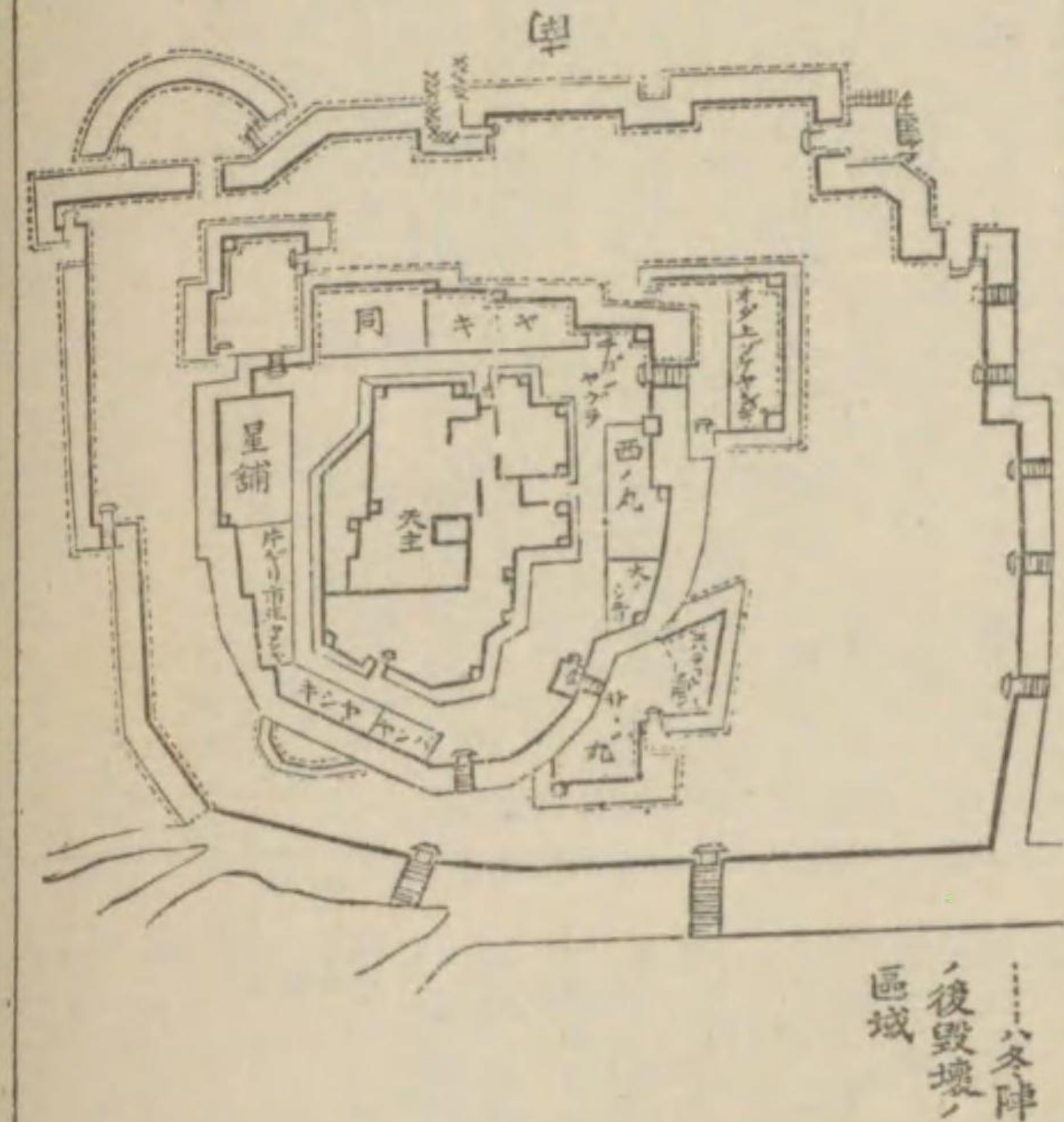
之事
一 無實之儀申上置有之者雙方召寄堅可被途御
一 乘物御救免之衆家康利家景勝輝元隆景井古公家長老出世之衆此外雖大名一若年之衆者可爲三騎馬一年齡五十以後之衆者路次及二里一者駕籠之儀被成御免候於當病一者及駕籠御免之事
右條々於違犯之輩一者可被處殿科一者也
文祿四年八月三日
隆景輝元利家秀家家康
御掟追加
一 諸公家諸門跡衆嗜家之道可被守公儀御奉公之事
一 諸寺社之儀寺法如先規一相守專修學問動行不可致油斷事
一 天下領知方之儀以毛見之上三分二者地頭、三分一者百姓可取之免角田地不荒穢に可申付事
一 小身之衆者本妻之外遺者一人者可召置、但別に不可持家雖爲大身一懸之者不可退一人二事
一 隨知行分限諸事進退可相働事
一 可致直訴一儀於公事一日安者先十人之衆へ可申十人衆訴一人之儀被馳走、雙方召寄置に可被聞申分以談合之上御耳へ於可入儀一者可被申上事
一 衣裳之紋御救免之外菊桐不可付之於御服拜領一者其御服所持之間は可着之儀替別之衣裳に御紋不可付候事
一 酒者隨器、但大酒御制禁之事
一 覆面仕來之儀堅御停止之事

オホサ

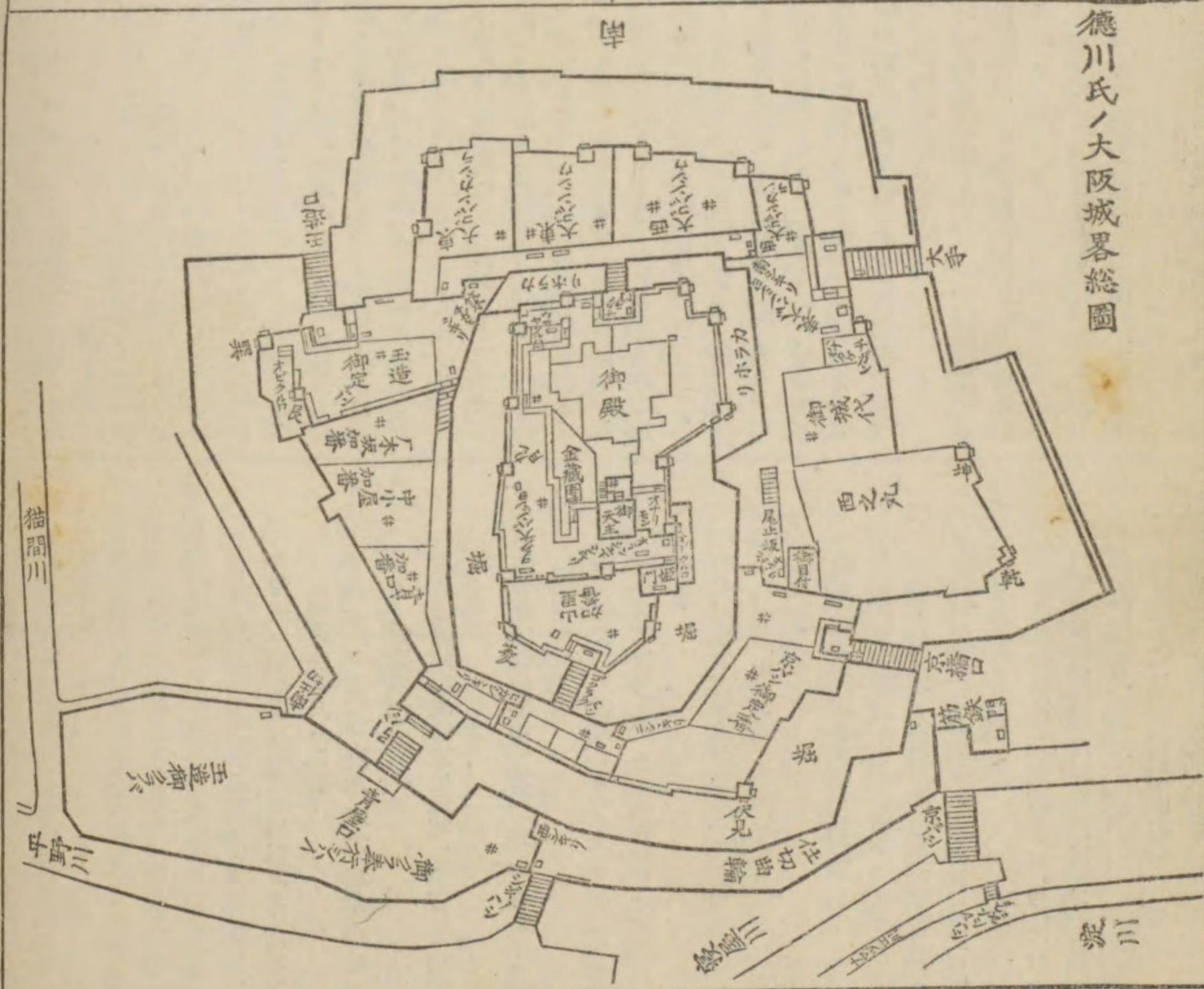
圖之構總山本山石寺願本



圖間年長慶城阪大ノ氏臣豊



徳川氏ノ大阪城畧総圖



(載所誌城阪大)圖草沿城阪大

右條々於三邊之置一者可被三邊之置一者也
文祿四年八月三日

オホサカジャウダイ

大阪城代

江戸幕府の職名、大阪城中に居住し、關西三十三國の治亂を察し、上下の訴訟を判し、警備を嚴にす、兼て大阪町奉行及び堺奉行を管す、席次溜問詰とす。○役高一萬石從四位下に叙す、帝鑑問、雁問重代の諸侯其器に堪へたる人、奏者番、寺社奉行を経て此職に補し、更に京都諸司代、及び老中に轉するを例とす、凡城代任に赴く時は、謁を賜ひ黒印を授け、刀馬時服を賜ふ、又妻子を携へて在勤し、五六年に一度江戸に參觀す。元和元年五月豊臣氏亡び、十一月大阪城を松平忠明に賜ふ、五年九月忠明を他に徙し、大阪城を以て關西の鎮守とし、内藤信正を以て城代とす、當時假役にて、一年代或は二年代なり、慶安より以後六人を置きて更替せしめしを、寛文二年三月青山宗俊を任じて始めて一人の職となる、是より本役となり、更替の制を廢す、此職に在る者は大阪近地にて領知を賜ふ(柳營秘鑑、吏徴、明真帶録、武家名目抄稿)

オホサカカチャウバン

大阪定番

江戸幕府の職名、城番とも云ふ、大阪城に居住して其警備を掌る。一八五六年に一度參府す、多くは大番頭より任じ、奏者番、若年寄に轉するを例とす、二三萬石大名の任にして、與力三十騎、同心百人に隷屬し、分つて京橋玉造兩門を守衛す、老中の所管なり、席次溜問詰とす。元和七年三月始めて之を置き、高木正成稻垣重種二人を以て之に充つ、寛永七年廢す、慶安元年六月再置して内藤信廣保科正貞之に充つ、延享二年十二月役料三千俵を給

オホサカ

オホサカテツパウフギヤウ

大阪鐵砲奉行

江戸幕府の職名、大阪に居住して城中に在る所の鐵砲の事を司る、大阪定番の配下に屬す、鐵砲方二人役料七人扶持、同心十人隷屬す。○寛永八年正月始めて二人を置く、寛文十一年正月在職手當米八十石給與に定む(柳營秘鑑、官中祕策、吏徴)

オホサカノシナガノミササキ

大阪磯長

孝徳天皇の御陵、一に磯長ともいふ、河内國南河内郡山田村大字山田上野山に在り、兆域東西五町、南北五町、守戸三烟(延喜式、陵墓一覽)

オホサカノチン

大阪陣

慶長五年九月徳川家康關ヶ原の戦に勝ちしより、威勢前日に十倍し、細大の政權自ら其掌握に歸す、故に擅に賞罰を行ひ、諸侯の秩祿を増減す、遂に豊臣秀頼の食邑を定め、攝津、河内、和泉の内六十七萬石となす、慶長八年七月秀忠の女子姫を秀頼に嫁す、十五年以後秀頼嫡首必ず賀正使を駿府に遣はす、十六年三月家康上落し二條城にあり、秀頼を延見す、加藤清正秀頼を守護す、家康又秀頼に命じて方廣寺大佛殿を作らしむ、蓋し大阪城中の資財を糜耗せしめんが爲めなり、十九年六月成る、將に供養せんとす、鐘銘に國家安康の句あり、家康見て我を呪祖すと爲し、大に怒て板倉勝重をして片桐且元を告げ、供養を停む、且元驚て辯疏すれども勝重聞かず、物情騒然、且元、清韓、大野治長と駿府に赴き謝す、家康二人を歸し、且元を停めて詰責す、尋で遊君、乳母大藏尼正榮を遣はして謝す、家康二女を慰め且つ且元に逼りて秀頼の信を表せしむ、且元二女と歸る、途二女に謂ふ、吾に三策あり、遊君を質とす上策、秀頼を江戸に置く中

オホサカ

オホサカ

策、大阪を遷して他に徙る下策、此の三策一を行へば事無からんと、二女且元を疑ひ、密に書を馳せて大阪に告ぐ、遊君大に怒り、治長、長益に命じ且元を誅して兵を擧げんとす、且元之を開き其邑に歸る。遠近騒然、十月治長議して事を擧げ檄を四方に移す。○真田幸村、長曾我部盛親、後藤基次等來り集る、兵十萬と號す、封邑ある者一人の應するなし、家康之を聞き、諸侯に令して向ふ所を定め、親ら數百騎を帥めて駿府を發し、秀忠江戸を發す、十一月先鋒藤堂高虎伊直孝住吉に陣し、池田利隆中島を取る、幸村、基次、家康未だ至らざるに襲撃せんとする策を立つ、治長聽かず、既にして東軍悉く至り、家康住吉に、秀忠平野に次す、兵凡五十萬、幸村、木村重成、後藤基次等奮戦す、衆寡敵せず、退て城に入る、十二月高虎直孝の軍伏に陥り大敗す、家康諸營を巡視して茶臼山に陣し、秀忠岡山に徙る、連珠砦を築き、相接し以て河水を壅す、城中大に苦む、家康金工後藤光次を城に入れ、和を議せしむ、城中決せず、治長秀頼に勸めて和を講す、家康周池を填め、客兵を追はしむ、長益、治長其子を出して質となす、和成る、時に慶長十九年十二月なり、東軍卒十萬餘人を發し外濠より埋め、内濠に及ぶ、城中大に驚き之を責む、監吏依違終に濠を埋む、是を大阪冬陣といふ、元和元年正月家康駿府に、秀忠江戸に歸る、既にして大阪城中にありては、戰爭熾和成りて無事に屬せしを喜び、遊宴士女を娛ましむ、兵荒の餘財貨乏しく戦功を賞するを得ず、新舊諸士悦ばず、秀頼に勸めて再擧を謀り、填むる所の壘濠を斲復し、二條の柵を設け、浪士を招く、集る者十五萬人、真田幸村、後藤基次、木村重成、長曾我部盛親、大野治長、同治房、道六、明石守重麾下七隊長是が將たり、幸村曰く、急に京師を

オホサ

兵衛、井吉三郎、永瀬代助、金谷實太郎、天満組にて今井喜左衛門、中村左近右衛門、中村佐源太、比田仁兵衛とす、但し一月の内にて父子共に職を奉ず、故に子弟は助手と稱す(大阪市制沿革)

オホサカマチアキヤウ

江戶幕府の職名、大阪に居住し官署を東西二所に置き、市街を管し、訴訟を裁断し兼て攝津、河内、和泉、播磨の民事、刑事を攝す、但し萬般の事城代に稟議して其事を處理す、江戶町奉行の老中に於るが如し、老中の所管にして從五位下に叙す、役高千五百石、役料六百石、席次は芙蓉間詰とす、各與方三十騎、同心五十人之に隷す(元禄五年二月始めて之を置き、島田直時、久具正俊之に補す、元禄九年正月一人を増置して、堺奉行を兼ねしむ、十五年十一月又二人となし、堺奉行の兼職を停む(明寛帶録、官中秘策、吏微、武家名目抄稿)

オホサカメツケ

大阪目付 江戶幕府の職名、大阪に在任して市中を監督し、始め上方目付と稱す、老中の所管、十日間京都の二條城へ在留守(元禄五年開始して之を置き、使番より一人、兩番より一人を擯んで之に充つ、三年に、一年三次交代期と定む、世に之を百日目付と稱す、翌年閏五月春秋半年交代に變ず、元禄十二年使番より二人を任じ、兩番より任ずるを罷む、寛政五年五月一年交代期と改む(官中秘策、吏微)

オホサカユミヤフギヤウ

大阪弓矢奉行 江戶幕府の職名、大阪に在任して城中備付の弓矢の事を司る(元禄五年十一月三月始めて置く、二人あり、役料八十石、一組同心十人之に屬す、大阪定番の所管たり(官中秘策、吏微)

オホサツ

大札 制札の大なるを云ふ、戦時等に諸兵卒の見安からん爲めに、普通より大なるを用ひしなるべし、太平記小山田太郎高家劉青夢の條に、去年義貞西國の打手を承りて、播磨に下着し給ふ時、兵多くして根乏し、若し軍に法を置ずば、諸卒の狼藉不可絶とて、一粒をも刈採、民屋の一をも追捕したらんずる者なば、速に可被誅之由を、大札に書て道の辻々にぞ、被立ける」と見えたり、

オホシ

大薩摩節 淨瑠璃節の一種、大薩摩主膳大夫と稱する者の創めたるが故に名づく(主膳大夫は通稱善藏、市村竹之丞の弟、薩摩左内につきて、淨瑠璃節を學び、遂に一家を爲す、寛保延享の頃行はる、後には廢れ、長唄にて此節をかれ覚え、歌舞伎芝居にて勇士の出端、荒事等の時往々之を用ひるのみにして、一派の大夫なきに至る(聲曲類纂)

オホサツマフシ

大里郡 武藏國郡名、後世男衆の東北境の地を併せたり明治二十九年三月幡羅、梓澤、男衆の諸郡を大里に合併す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

オホサトノコホリ

凡河内氏 神別、姓は忌寸、攝津河内に貫す、大河内とも書す、また連、直、國造あり、天穗日命より出づ、神武天皇の時天津根の裔彦己蘇根命國造となる、天武天皇十一年連を賜ふ、文武天皇の時、攝津國造凡河内忌寸石麻呂あり、朱雀天皇の時、主計小原真尙あり、村上天皇の時攝津目代正茂あり、後世攝津に居するものを廣峯氏となす(氏族志)

オホシカウチノミツネ

凡河内躬恒

オホシ

せらる、寛平中甲斐少目となる、醍醐天皇召して御書所に候せしめ、延喜中御厨所に候す、後ち果歴して和泉大掾に遷り六位(作者部類五位に作る)に叙す、古今和歌集の勅撰あるに及び其撰者たり、曾て醍醐天皇の、月を以て弓弦に比するの義如何歌を以て對へしと御下問ありし時「てる月を弓張としもいふことは山邊をさして入れはなりけり」と詠じ、御衣を賜はる(大日本史)

オホシボカハ

大鍛草 ひきはたの事を云ふ、しほの大なるを大しほ草と云ふ(貞丈雜記)

オホシホヘイハチラウ

大鹽平八郎 名は後素、字は子起、通稱平八郎、號を中齋、其室を洗心洞と號す(大坂の興力、性學を好み王陽明の學を奉ず、剛直敏活吏務に長ず、然れど頗る嚴刻に過ぐ、後ち職を辭し諸生に教ふ、天保七年諸國大雨、米穀豐熟せず、民飢ゆれども幕吏聚歛して賑救せず、平八郎之を憂ひ、翌年二月、上書して官穀を賑せんことを請ふ、町奉行跡部長弼省みず、茲に於て平八郎大に怒り兵を起す、即ち檄を攝津、河内、和泉、播磨等に移し同志と黨を結び、救民を名とし、民兵を擧げんとす、既にして同志の士平山助次郎密告して事露はる、平八郎即ち瀬田濟之助、小泉淵五郎、吉見九郎右衛門、近藤梶五郎、河合郷左衛門、渡邊良左衛門、庄司儀左衛門等の同志を率ゐ、二月十九日火を市中に放ち城代の家を攻む、城代町奉行等兵を發して之を拒ぐ、茲に於て勢や沮喪す、平八郎事の成らざるを見、潜に八軒家より舟に乗り、天滿橋下に遁れ、夜上陸して衆を散じ、身を京都油掛町の美吉屋五郎兵衛の隱宅に潜匿す、三月二十六日夜捕吏を遣はし之を圍む、平八郎其子格之助を介錯し、自から火を放ちて自殺す、餘黨亦尋て平ぐ、大阪の市

オホシ

應、兵火に罹るもの一萬八千餘戸、城倉亦燒失す(大阪一揆録、天保日記、徳川太平記)

オホシマサンザエモン

大島三左衛門 西郷隆盛の一名、サイガウカモリを見よ、

オホシマシヤウ

大島城 信濃國下伊奈郡大島村(原宿)元龜二年武田信玄、城を築き日向宗英此に居る、天正十年の役、勝頼武田信綱、安中七郎三郎、小原丹波守等に命じて守らしむ、織田信長の信濃に入り飯田以下の諸城悉く陥る、大島城また支ふる能はず、信綱等逃げて甲府に走る、信忠大島に移り、毛利秀頼川尻鎮吉等をして之を守らしむ(廢城考)

オホシマノコホリ

大島郡 周防國(原宿)古事記伊弉諾伊弉尊鳥を生み給ふ段に、大島亦名謂大多麻流別とあるもの、即ち、これなり、延喜式に始めて郡名見えたり、和名抄に、屋代(ヤシロ)美敷(ミブ)務理等の郷あり、爾後變革なし(郡名異同一覽、國郡沿革考)

オホシマリウ

大島流 大島吉綱及び其子高賢の創めたる槍術の流派(吉綱は初め加藤清正に仕へ、後ち紀伊頼宣に仕ふ、槍術に達し名あり、高賢(字は雲平、草庵と號す)父の業を繼承して精妙に至り門人多し、世に之を稱して大島流と云(武藝小傳)

オホシマレウタ

大島琴太 名は陽喬、併號を雪中庵琴太といふ、空摩居士とも稱す、嵐雪翁三世の道統なり、二世寛文翁の命を受けて雪門の棟梁たる日より、門葉の爲めに身を雪月花の四時に勞し、東西南北の吟行も三十餘度に及び、集を編ること二百有餘部、文章を許す輩四十餘人、

オホシ

門人三千人に餘れりといふ、後また白隠禪師に參して悟道に入りしといへり、天明七年九月二十七日死す、年七十(俳歌人傳、藝太全集)

オホシヤウコ

大鉦鼓 樂器の一種、舞樂に用ふ、普通之を用ひず(樂器考)鉦石を以て造る、其形鉦鼓に似たり、徑一尺二寸、左右の耳に環を施し、火炎の内の鉤釘に懸く、火煙の木厚四寸許、横三尺許、長五尺許、内輪徑一尺八寸許と爲す、外は火煙の形を爲し、其横左右各六寸許なり、雲象寶珠、龍或は鳳凰を彫り、外邊に火形を刻す、且つ彩を爲し、皆行鉦鼓に同じ、臺の高さ二尺許、横四方三尺七寸許、背黒漆、中間に火煙を受くる穴あり、高欄高さ九寸許、擬寶珠四隅に各一つ、朱漆處々に金物あり、階なし、直に階上に立て、之を撃つ、桴の長さ總一尺七寸許、太徑三分五六厘、桴の頭徑一寸許、長一寸二分許、圓く之を作る、臺を帯ぶる幕、太鼓に異なることなし(樂家錄、樂器考)

オホシヤウヤ

大庄屋 江戸時代、私領地に於ける村役人の一種、領主地頭より帶刀を許し、格式を與へ、多くの給米を組下の村方より差出さしめ、一郡一領の事を取計ふ、國々に據り、割木、惣庄屋、檢斷などいふ、組を分ち何某組何十箇村として支配し、石高七八千石より一萬四五千石位まであるに至れり、組下の庄屋を支配す、其家を定め置きて子孫世襲せしむ、又諸侯の家により知行或は扶持切米を渡し、家中の士に列して置くも稀にあり、其家に因り大庄屋格式宛行ふ尊卑違へり、然れど家中の者にてなく、在方の者にて居村に田畑屋敷等所持住居する者なり、初め幕府の料所にも有りしが、享保の頃より停止す(地方凡例錄)

オホシヤウラフ

大上臈 禁中又は幕府の

オホシ

女官の重職なり、海人蓬草に攝家の女なりと見り、コジヤウラフを參看、

オホス

大水牛 名兜の名、黒田長政の用ひしもの(武隆叢話)

オホスガウチ

大須賀氏 姓は平氏、千葉介常胤より出づ、常胤の四男胤信、葛飾郡大須賀に居す、依て氏となす、千孫康高徳川家康に仕へ、横須賀城を賜ひ、飼部田三萬石を受く、其子忠政慶長六年六萬石に封ぜらる、其子忠次元和元年十二月榊原康勝の後を繼ぎ、大須賀氏亡ぶ(千葉大系圖、系圖要)

オホスケ

大介 年給によりて賜はりたる國、即ち知行國の守、又は權守が職に署判する時に稱する名、又、オホイノスケとよむ、大介に就ては古來數説ありて一定せず、五山本庭訓往來抄に、國の介とし、有職問答に介の尊稱とし、新編常陸國誌官職大介の條に「古くは國に事故あるの時、臨時に大介を置て、其の國の事を管領せしむ、蓋し當時の守介其事に堪えざるを以て也、守にあらす、介にあらす、然して其司る事守に殊ならず、故に大介と稱す」と云ひ、又朝廷衰へし後、公卿殿上人に給する俸料充分ならざるを以て、關國ある時は其國を申請して知行する事出來たり、自ら大介と稱す、守にあらす、介にあらすして其國を受領するが故なり」とあれど、皆共に誤なり、蓋し思ふに大介は年給によりて申任せられたる國守の、國符廳宣等により署判する場合のみ大介と稱せしが如し(年給によりて公卿が關國を賜はりし時には、其子孫又は其家臣を以て國守

オホス

オホス

とし、公卿は國務を知行するを以て、之を知行國とも云ふ。和泉國久米田寺文書文治五年正月十一日の廳宣に、右衛門權佐兼大介藤原朝臣と署したるに、文治四年十一月の院廳下文、及び同年十二月攝政(兼實)政所下文、共に右衛門權佐兼和泉守藤原朝臣と署し、玉葉文治三年八月二十一日の條其他にも和泉守長房と署したるを以て、好例とすべし。和泉守は長房なり。長房は文治元年十二月二十九日其父光長和泉國を頼朝の奏請により貰ひ受けたる時に、光長の年給として其子長房を守に申任せしなり。吾妻鏡文治二年正月七日の條に、和泉守藤原長房(光長朝臣給)とあるに明なり。又壬生官務古文書建長四年九月の讀破國廳宣に、左近衛權少將兼大介藤原朝臣と署し、公卿補任に、參議藤原公實建長四年六月廿二日兼讀破守(權大納言實雄朝臣)とある是亦好例なり。是れ洞院實雄が、年給として讀破國を貰受けて知行し、其猶子公實(一族三條實隆の子)を守に申任せしに依るなり。其他廳宣の文書數十通を閲せしに、皆大介と署したれども、日記記録に至りて、一も大介と署せしを見ず(扶桑略記、源平盛衰記にも見えたるは文書を基として獨せしものなれば、會々其まゝ、襲用せしものなるべし)蓋し親王任國の例に倣ひしものならん。親王任國はもと親王の身豊かならざるを以て、國の公卿を配分する爲めに起りし者にて、是を大守と稱し、其國の介を大介と稱せり。知行國の守は恰も此の親王任國の介の如く、知行人の命を以て事を行ひしを以て名付しものなるべし。又小山文書には權大介あり(藤原朝臣)前に述べたるが如く、大介は知行國の場合に署して、年給より起りしとすれば、年給は寶龜六年八月の詔に端を發し、延暦、弘仁中より起りしを以て、大介も蓋しこの頃より起りしなる

オホス

べし。叡岳要記弘仁四年正月の省符に、從五位上近江大介笠朝臣とあるは、史乘に見えたるもの、最も古きものなるべし(此書は元來脱脱多く、此の省符も文書の體を得ざれば、全く信を置き難し)扶桑略記承平六年六月の條に伊豫大介從四位下紀朝臣淑仁とあるは、正しく大介と見えし始めとす。然れども、こは前に云へるが如く廳宣等に介とある史料によりて、其まゝ大介と稱したるものなるべし。村上天皇以後文書に見ゆるもの漸く多し、後醍醐天皇建武中興の時、元弘三年の功によりて、新田義貞、播磨上野越後等の守となり、大介と稱し、北畠顯家が陸奥守となりて大介と稱せし事、太平記、正明寺文書、南部文書等に見えたり、されど此時の大介は親ら其國を知行し且つ實際に國守となりしものにて、鎌倉以前のものと稍異なれり。又この外俗に、日本八介と稱する内の三浦大内介とは、大介の一種にあらずして、其祖先たり交たるものが、某國の守たりしを襲用したる自稱に過ぎざるなり。蓋し其門閥を尊び誇りしによるならん。

オホスケガウ

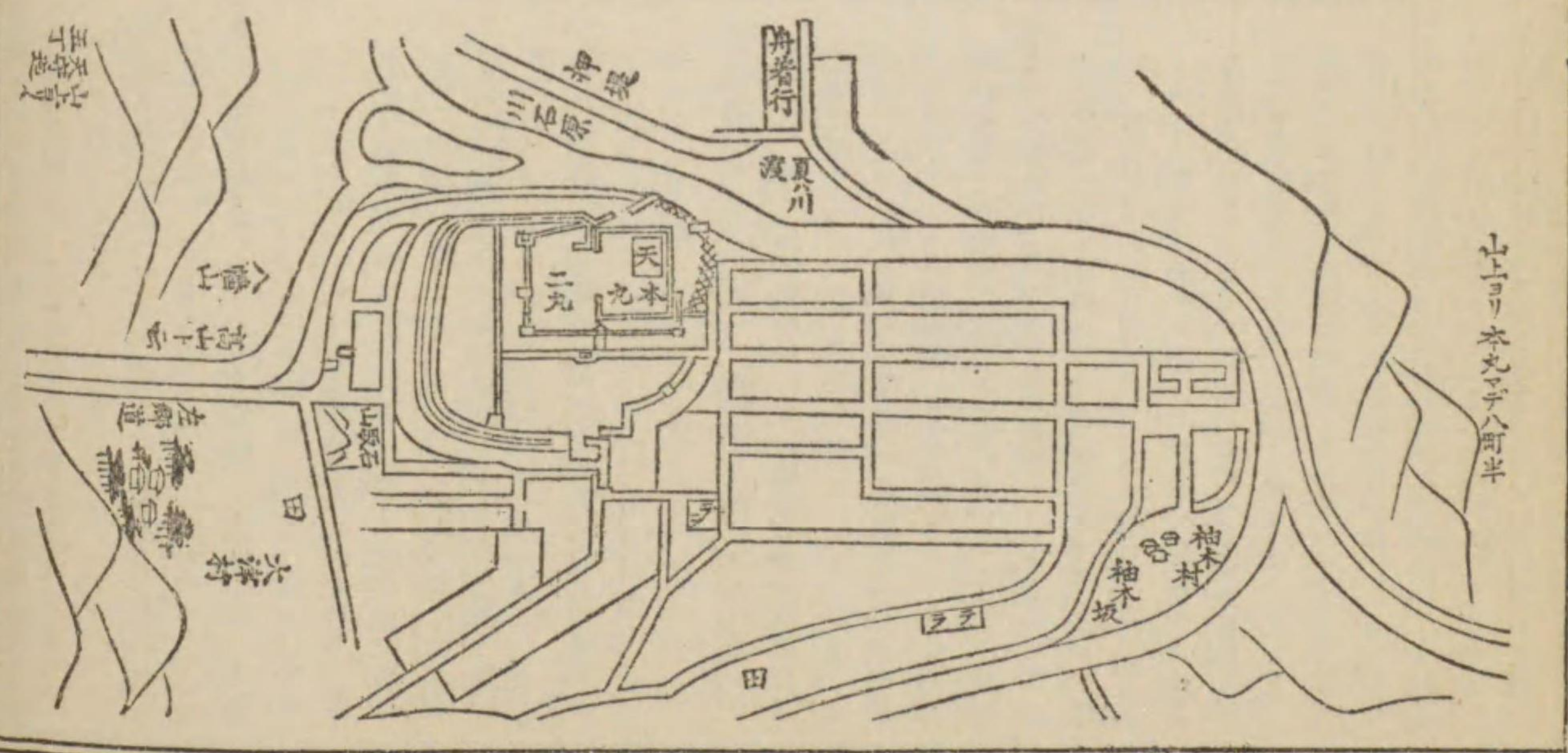
大助郷

助郷の大なるものをいふ。スケガウと參看。

オホスジャウ

大洲城

伊豫國喜多郡大洲町(舊大洲)に在り。鎌倉幕府の頃より天正の頃に至るまで、宇都宮氏此地を領す。後ち大洲と改む。十三年戸田氏部少輔此に治す。尋で藤堂高虎之を領す。慶長五年十一月宇和島に移りて後、富田知照、藤堂宣吉の二人共に之を領す。慶長十四年九月船版安治、五萬石に封ぜられ城を再興して城主となる。元和三年七月加藤貞泰、六萬石に封ぜられてより子孫代々繼で明治維新に至る(愛媛面影、主圖合編記、明治政覽)



オホス

オホスミシヤウハチマン

大隅正八幡 向見島神社をいふ。カゴシマノシヤウハチマンを見よ。

オホスミノクニ

大隅國

西は薩摩、北は日向薩摩、南は海に至る。東西凡十里、南北凡二十八里、西海道に屬す。東北西三面山嶽回抱し、南方尖長海岸に横出して、西に裏海を擁じ、遙に二大島と相望む。和銅六年日向の四郡を割て始めて本國を建て、後ち桑原、菱刈二郡を増置す。國府を嘯啖郡に置く(今の國府郷府中村)天長元年多嶺島を廢して其二郡(熊毛取謨)を本國に隸す。鎌倉の時、薩摩守護島津忠久本國の守護を兼ね、子孫多く邑を國內に食む。建武中興忠久の玄孫貞久をして守護を兼ねしむ。尋で足利氏に應ず。州家肝付兼重高山城(肝付郡)に據り、兼重貞元中此城に移る。因て肝付氏と稱す。兼重は兼重七世の孫なり)に居り、獨り官軍に屬し、島津氏と相抗す。正平十八年貞久本國守護を第四子貞久に傳へ、日向諸縣郡内城に治す。初め平行盛の子時信種子島を領し北條氏と稱し。世々島津氏に隸せず。茲に至り時信五世の孫頼時始めて氏久に従ふ。天授中氏久從弟伊久と共に官軍に屬し、弘和の初再び足利氏に降る。應永十一年氏久の子元久本國及び日向守護に補し勢威頗る振ひ。肝付氏(兼重の孫兼元)遂に麾下に屬す。元久の後、三世忠昌の時管内大に亂れ、永正中肝付兼久(兼元の曾孫)再び自立し肝付大隅二郡に據り、日向の伊東氏と相結び島津氏と戦ふ。其孫兼續勢漸く強大にして永祿の初、嘯啖郡福山村廻城を襲ひ取る。九年兼續卒し、其子其兼、兼亮兄弟相繼ぎ、僅に高山一城を保つ。天正八年兼亮の子兼道降を乞ひ、本國永く島津氏に歸す。明治維新、熊毛、敷謨二郡は鹿兒島縣に隸し、餘の六郡は都城縣より兼治す。尋で悉く鹿兒島縣より

オホス

オホス

六國史		延喜式(二)		拾芥抄		古圖(二)		郡名考		地誌提要		郡區編制		新郡區編制	
桑原	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
肝付(三)	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
始羅(三)	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
熊毛(三)	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
能滿(三)	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
益救(三)	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
大隅	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
熊毛	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
新置島	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
薩摩川邊郡一區域ヲ編入	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

兼治す。明治二十九年三月東嘯啖郡と日向國南諸縣郡とを廢し、嘯啖郡を置き大隅に屬し、其他郡合の變遷甚しく、左表に就きて見るべし。古より管郡の變遷左の如し、尙ほ詳しくは各郡の條を見るべし(地誌提要、郡名異同一覽、法令全書)

オホスミノコホリ

大住郡

舊國府郷府中村に大墨に作る。延喜式に、始めて郡名見えたり。和名抄に、中島(ナカシマ)高來(タカカ)川相(カハアヒ)片岡(カタナカ)方見(カタミ)和太(ワダ)日田(ヒヒタ)大服(オホハ)柳橋(クシハシ)驛

オホタ

略考、兵説、練兵開鋒等(續近世叢話、事實文編)
オホタクミ 大匠 匠の長たる者を云ふ、後
世の造宮長官、造寺長官の如し○書紀舒明天皇紀に、
造大宮及大寺云々、以三書直縣爲大匠と見え
たり、

オホタウケワン 太田道灌 太田持資
(オホタモチヅク)を見よ、
オホタチ 大太刀 佩太刀よりも長く、五六
尺許にて戰場に用ふるものないふ、貞丈雜記に、是
は佩くものにあらず、戰場へ出づるに背にわつそく
に(スゲカセ)に負ふをワツソクと云ふ)かけて貰ひて
出て使ふ物なり、足あるは帯取にて、わつそくに貰
ひ、足帯取なきは別の緒にて結びて貰ふなりとあり、
源平盛衰記には、平四寸長三尺九寸なるを大太
刀と云へり、元弘建武の頃は、五尺六尺に及ぶ太刀多
く出来りしこと、太平記等に見えたり(本朝軍器考、
軍器考餘)

オホタチ 大太刀 長卷(ナガマキ)を見よ、
オホタテアゲノスネアテ 大立舉臚當
普通の篠立の臚當と異にして、惣體鐵を以て臚の骨
肉に合せて作りたるものを云ふ、兩脇にもとりの
金物ありて開扉自在にし、上下に締あり、多くは大将
等の威儀をつくり、又は騎士剛勇の士着せしもの
なり(軍用記)太平記四月三日合戦の條に、長七尺許
なる男の鬚兩方へ生分て時逆に裂たる上に鐵を重
て着、大立舉の臚當に藤籠懸て龍頭の青猪頭に着な
し云々とあり、スネアテ參看、

オホタテウチ 大館氏 姓は清和源氏、新田
政義より出づ、政義の二男家氏、下野新田郡大館に
居す、依て氏となす、其子宗氏、義貞に從て鎌倉箱
村崎にて戦死す、宗氏の孫氏清伊豆國開城に居し



(押花庭吉)

し名を吉庭と改め、治道を修めし九月十
四日赤坂に違す、小早川秀景
阪安治等款を家康に納れ吉庭を
攻む、吉庭奮戦能く敗ると雖も
衆寡敵せず遂に自刃す、時に年
四十二、吉庭好て圖書を能くし、
嘗て豊太閤の肖像を畫き、妙心寺南化和尚に贊を請
へりといふ(野史、扶桑名畫傳)

オホタハラウチ

太田原氏(下野太田原)
姓は丹治比、武藏七黨の一、丹波房の後なり、
基房の曾孫實平、武藏榛澤郡安保庄地頭となり、世
々居住して安保氏と云ふ、八世の孫康清の時下野郡
須郡に移り、五世の孫資清更に太田原と稱す、或は
云ふ、資清十三代の祖忠清始めて太田原と稱すと、
資清の孫晴清の時、天正十八年豊臣秀吉に謁し、備
前守となり所領を受けて太田原城に居す(一萬二千
四百石)後ち徳川家康に仕ふ、大阪の役先陣功あり、
延寶五年高濂致仕し、子備前守長清家を繼ぐ、實は
織田政時の子なり、是より平姓となる、子孫相繼ぎ
て明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(藩翰譜、
家譜、徳川加除封録、華族譜)

オホタハラシヤウ

太田原城
野國那須郡太田原町(原宿)武藏七黨の一なる丹
黨の實平八世の孫康清の時、那須郡に移り、丹治忠
清に至り始めて城を築き居す、十一世の孫太田原資
清の時之を重修す、代々相傳へて之が城主となり、
明治維新に至る(下野國誌、明治政覽)

オホタ

オホタ

氏を關岡氏と改む(新田系圖)
○家氏—宗氏—氏明—氏宗—氏清—氏隆—
氏則—清祐—義實
オホタナンボ 太田南畝
字は子耕、南畝は其號、初め四方赤良、四方山人と
號し、後ち蜀山人に改む、又杏花園、晚櫻山人、石楠
齋等の別號あり、直二郎と稱し、後ち七左衛門と更む



(載所紫萬紅千)

關岡南畝の士、幼より學を好み、文章を善くし、旁
ら狂歌を作る、滑稽詠人絶倒せざるなし、蜀山人を
以て世に通す、南畝もと經學ありしが志を得ず、放
浪自恣を以て、
世を終る、文政
六年四月六日歿
す、年七十五、
江戸駒込白山本念寺に葬る(關岡南畝詩集、觀光集、
一話一言、詳言一載、石楠齋筆、昌平餘事、瀨上阿筆、
仰高目錄、蜀山餘錄、家傳史料、南畝叢書、流鏑馬類



オホタフノミヤ 大塔宮、(ゲイタフノミヤ)
ナシとよむを正と爲す、護良親王(モリナガシラサ)
を見よ、

オホタフミ

太田文 國中の田文(タフミ)
(參看)を取集めて一つにまとめ合せて、大帳冊とな
したものを云ふ、貞應二年北條泰時天下に令して、
太田文を作り、國領地に庄園等の田畠を注進せしむ、
今淡路國太田文存す、其末に、右大略注進如件、但
於庄園者、任建立最前立券文之旨、注進仕之間、
有不審誠、於國領者、付當時文書之旨、令口注
進者、仍言上如件、貞應二年四月日、散位藤原朝臣
花押、散位凡宿禰花押、散位掃守宿禰花押、右馬允藤
原朝臣花押とあり、其後屢々上申せしめしと見え、
文永二年若狹太田文、弘安八年常陸但馬太田文、嘉
元二年常陸太田文等皆存せり(但馬、若狹常陸太田
文、桃元問答、農政座右)今左に其一斑を示す、
但馬國太田文 太田太田文(但馬)
朝來郡
粟鹿大社 領安治郡(但馬)粟鹿郡(但馬)
粟鹿大社 百丁七反二百二十六步
常荒流失 二町二反六十步
佛神田 三十二町六十二步
人給 十四町五反大

右雖相觸不出註文之間、任建久九年百姓注進、
押坂社 合八町一反
流 八反
神田 三町二反
地頭給 五反
定田 三町六反
室尾別宮 二十二町一反
流 失 四反

オホタ

オホタ

考、淨世畫類考、調布日記、瓊浦雜錄、沿海異聞、杏園
閑筆、南畝秀言、瀨田問答、其他戲作雜著數十種あり
(譚海、傳記)
オホタニハ 大谷派 眞宗の一派、大谷本願
寺を本山とするもの、本願寺第十一世光佐に三子あり、
長を光壽、季を光昭と云ふ、文祿元年光佐寂後
に、光壽(教如)席を繼ぐ、三年故ありて、弟光昭(准
如)に譲り退隱す、慶長七年徳川家康、光壽をして京
都烏丸の地に一寺を營建せしめ、又本願寺と稱し、
區別して大谷派といふ、本願寺(ホンクワンジ)參看
(佛教各宗綱要)

オホタニヨシタカ

大谷吉隆
名吉隆、字は平馬、法名溪廣院(吉隆)姓は平氏(古押
諸源氏に、花押藏高階氏に作る)豊後の人、盛治の
子(關原)豊臣秀吉姫路に在るや、吉隆、石田三成に
依て秀吉に仕ふ、時に年十六、才智聰穎、勤勞倦まず、
能く秀吉の心を挽む、秀吉の字を授けて吉隆と稱
す、累に登用せられ、越前敦賀の城主と爲り五萬石を
食む、天正十三年七月從五位下に叙し刑部少輔に任
ず、吉隆汎く衆を愛し、智勇兼備、世に賢人と稱す、
秀吉之に委任す、日夕坐下に候し能く邪正を辨す、眼
疾を患ひ療治効を奏せずして職を辭す、人之を惜む、
秀吉薨じ秀頼立に及び、徳川家康と親近す、後ち伊
達正宗福島正則等の私婚より、遂に家康と稍々疎濶
となり敦賀に歸る、慶長五年七月、家康の上杉景勝
を征するや吉隆從はんとして木本に
低り、使を佐和山に遣はし東伐に從
ひ偕に行軍せんと、三成告ぐるに隱
謀を以てす、吉隆再三諫めてその不
可を説く、三成聽かず、吉隆遂に疾
を重んじ佐和山に往く、三成之を迎ふ、吉隆策を盡



(押花庭吉)

佛神田 十五町
人給 一町七反
定田 五町
寺田 五町
預所佃 十九町八反半
下司給 四反
公文給 四反
井料 四反
徵使給 一反
公田 十六町二反半
佛神田 二町二反半
人給 二町二反
雜免 五町五反
糸代并領家預所佃 二町六反
地頭分 四町六反
公田 四十二町五反
賀部莊 百四十一町六反二百六十五步内
(但中分地上下莊惣括ノ内五步ヲ脱ス)

佛神田 十五町
人給 一町七反
定田 五町
寺田 五町
預所佃 十九町八反半
下司給 四反
公文給 四反
井料 四反
徵使給 一反
公田 十六町二反半
佛神田 二町二反半
人給 二町二反
雜免 五町五反
糸代并領家預所佃 二町六反
地頭分 四町六反
公田 四十二町五反
賀部莊 百四十一町六反二百六十五步内
(但中分地上下莊惣括ノ内五步ヲ脱ス)

オホタ

オホタ

愛清 廣清 富清 一清初世
オホタハラシヤウ 太田原城
野國那須郡太田原町(原宿)武藏七黨の一なる丹
黨の實平八世の孫康清の時、那須郡に移り、丹治忠
清に至り始めて城を築き居す、十一世の孫太田原資
清の時之を重修す、代々相傳へて之が城主となり、
明治維新に至る(下野國誌、明治政覽)

オホタ

佛神田 十五町
人給 一町七反
定田 五町
寺田 五町
預所佃 十九町八反半
下司給 四反
公文給 四反
井料 四反
徵使給 一反
公田 十六町二反半
佛神田 二町二反半
人給 二町二反
雜免 五町五反
糸代并領家預所佃 二町六反
地頭分 四町六反
公田 四十二町五反
賀部莊 百四十一町六反二百六十五步内
(但中分地上下莊惣括ノ内五步ヲ脱ス)

オホタ

佛神田 十五町
人給 一町七反
定田 五町
寺田 五町
預所佃 十九町八反半
下司給 四反
公文給 四反
井料 四反
徵使給 一反
公田 十六町二反半
佛神田 二町二反半
人給 二町二反
雜免 五町五反
糸代并領家預所佃 二町六反
地頭分 四町六反
公田 四十二町五反
賀部莊 百四十一町六反二百六十五步内
(但中分地上下莊惣括ノ内五步ヲ脱ス)

オホツ

宣陽院御紙田 十六丁四反百四十分
 佛神田 一丁百四十分
 地頭給 一丁五反内河成二反
 下司給 六反
 公文給 二反
 織掌給 一反
 定田 十三町
 上田莊 十三丁
 不出之注文間、任古帳進之、
 但下司御家人三方三郎行高近年爲本所被押領之
 間課役懈怠下司給一丁三々
 備前山縣前左大臣家御孫左大臣行高左衛門尉孫
 西明寺 八丁五反
 即寺用三味 一丁七反
 地頭給 一丁
 定田 五丁八反 (以下中略)

右註進如件、抑隨催出註文之所者、就其狀、
 註進之、度々雖相觸、不叙用、單事者、雖須註進
 言上、日數延引之條、依有恐、且任建久建治之帳、
 註進之、於田(此間破失)地者雖不被御下、至前田
 代(此間破失)所入之及島地已又雖帶地頭、職(此間
 破失)本自天勤御家人役來輩(此間破失)注分
 之謹令進言上之狀如件
 弘安八年十二月日 守護人大江(破失)

オホツモチスケ

太田持資 名義初の名
 資長、小字鶴千代、元服して持資と稱し、字を源六郎
 と改む、剃髪して道灌と號し備中入道と稱す、法名
 洞昌院香月道恩(或云靜勝院香月)系譜資清の
 子、關幼にして雄偉、十一歳の時能く文を屬す、
 享徳二年從五位下に叙し、康正元年家を繼ぎ、正五

オホツノコホリ

邑知郡 所産石見國
 肥前國延喜式に始めて郡名見たり、和名抄に、
 神稻(クマシロ)邑美(オホミ)櫻井(サクラキ)郡賀
 (ツカハ)佐波(サハ)等の郷あり、元祿圖邑智に作る、
 後之に仍る、爾後變革なし(郡名異同一覽、國郡沿革
 考)

オホツエ

大津繪 或は追分繪とも云
 ふ、繪畫の一種、關西何時頃より畫き始めしか
 詳かならず、世に傳へ云ふ、岩佐又兵衛之を畫き始
 めたりと、又傾城反魂香に、土佐の末弟浮世又平重
 おきといふ者、大津に住て繪をかきたるより始め

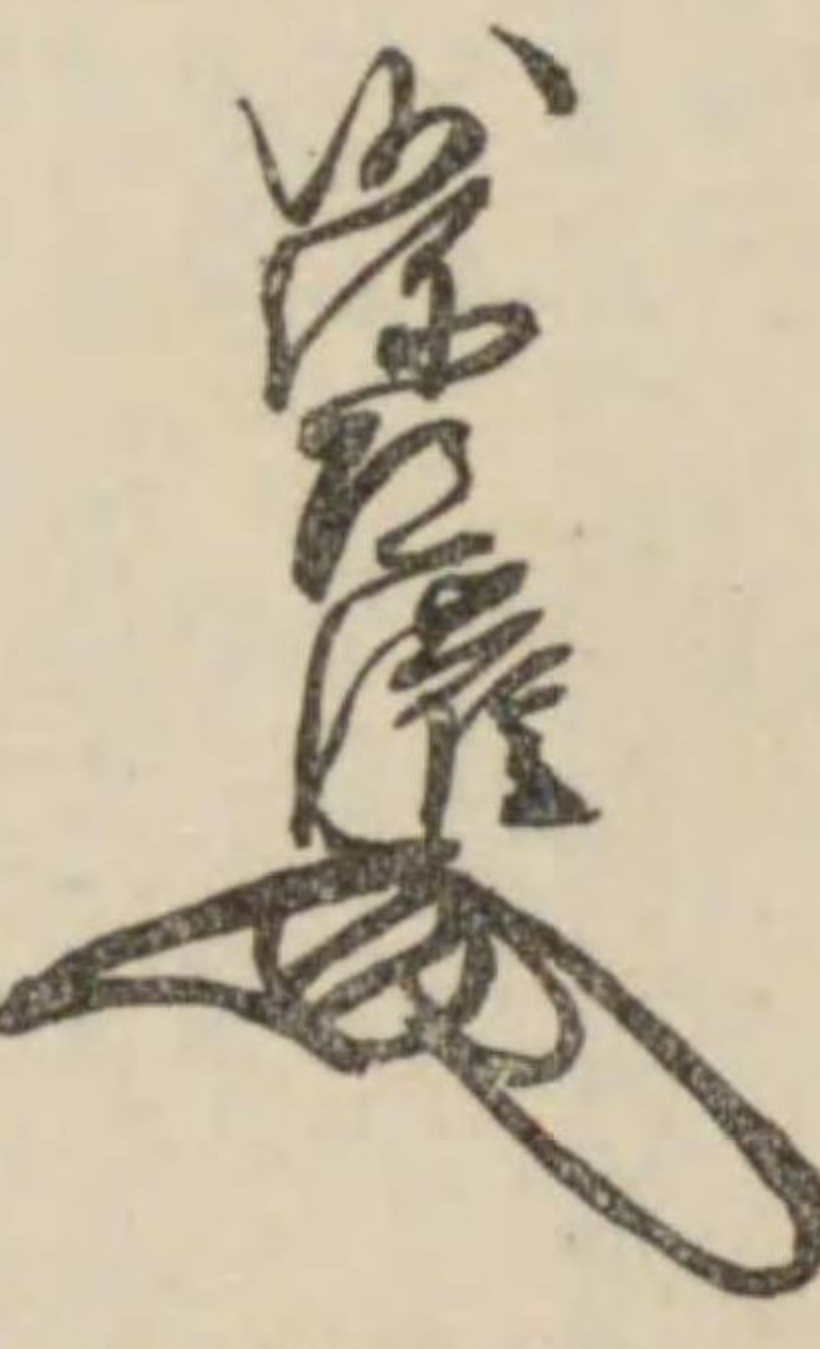


りとし、又別に大津又平といふ者ありてかき始む、享
 保の頃まで其子孫ありしなど云ふ、孰も確ならず、
 されど又平、久吉など落款したる繪の存するを見る、
 而して元祿の頃専ら佛繪を畫きたるが如し、東海道
 繪圖(元祿三年板)に、大津大谷の邊佛繪色々ありと
 記し、又芭蕉の句に「大津繪の筆はじめは何佛」とあ
 りたり(近代世事談、嬉遊笑覽、近世奇蹟考)

オホツ

オホツ

位下に進み備中守に任じ左衛門大夫と稱す、持資父
 子屬ヶ谷の上杉氏を扶翼す、練武者に慕附し、懦弱者
 は唾伏す、衆皆畏懼す、二年江戸城を築きて居る、上
 杉定正を相く、定正事大小となく悉く諮詢し、兵勢
 稍々振ふ、長祿二年剃髪す、寛正五年入京將軍義政に
 見え、



田川部島のことを問はる、詠歌之に答ふ、天皇敬感
 ありて御製を賜はる、文明五年駿河に亂あり、往て



(集菟掛纂編料史)像木之置安寺靜勝藏武

オホツカ

大東 中古朝廷の公事の時の文書
 の名、建武年中行事に、紙ひれりめして大つかにゆ
 ひて、とみり、大東に結ぶより出づ、雲圖抄叙位の條
 に、若有難之申文、或不奏云々、書帝王御名之類
 也、大東にも乍付荒短冊結集、令置御厨子上、祕
 説也と見え、其除目の時の申文を、大東になして置
 きたるものを大東申文といふ、

オホツカサウゴ

大塚若梧 名義名は嘉
 樹、通稱は市郎右衛門、字は子敏また敏卿といふ、若
 梧と號す、關東江戸の人、幼より學を好み、詩文を
 善くす、中年より我國の記傳を講習して律令の學に
 通じ、有職故實を以て子弟に教ふ、これより先有職故
 實を講ずるものは、多くは學識に乏しく、其著述また
 見るに足るものなし、若梧こに見る處ありて經史
 に博通し、和漢を貫串して鉛槧に従事す、故を以て
 考證極めて精核にして、伊勢貞丈と名を齊くせり、
 享和三年六月廿九日卒す、年七十三、江戸淺草本覺寺
 に葬る、百寮訓要抄別注、著梧隨筆、服飾類聚、
 文飾私考、服色部類、古實考等約百五十餘部(古學小
 傳、諸家人物誌續編、近世名家著述目録)

オホツカヒ

大使 大東流 大東萬兵衛の創め
 たる劍術の流派、萬兵衛は何國の人たるを詳かにせ
 ず、反町無格に就きて無眼流の劍術を學び、其溫典
 を極め、更に工夫を加へて終に一流を開く(武術流祖
 錄)

オホツキゲンタク

大槻玄澤 大槻磐水
 (オホツキゲンタク)を見よ、

オホツキパンケイ

大槻磐淡 名
 は清崇、字は士廣、通稱平次、磐淡と號す、磐水
 の季子、仙臺藩の人なり、幼時父磐水に就きて

オホツ

はる、山東の將士多く扇ヶ谷上杉に屬す、是に因て
 山内扇ヶ谷の兩上杉障あり、文明十八年七月上杉定
 正、顯定の術策に陥り、道灌を糟屋第の浴室に於て
 殺す、道灌絶命の歌「昨日までまくらうしうをいれ
 おきし、へむなしふくろいまやふりけん」を詠じて
 死す、年五十五、衆歎惜す、是より扇ヶ谷の兵勢日
 に衰ふ、道灌容貌魁偉、穎悟膽大、善く謀り善く戦
 ふ、衆皆畏懼す、屬下諺て曰く、諸葛武侯の再生な
 りと、敢て軍事を議せず、談る所唯飛鳥井の家書或
 は和歌の題のみ、初道灌年弱の時、勇を誇り、武に
 驕り、且暮山野に獵し、未だ人情に通せず、一日金澤
 山に狩りし時、驟雨に會ひ一弊屢を訪ひ蓑を乞ふ、
 一少女款冬一枝を出し微笑するのみ、道灌解せずし
 て歸る、後ち蓑なき古歌の意を遇せしと聞き、大に
 慚悔し始めて和歌を學び、遂に奥旨を得たりと云ふ
 (舊聞、葛京集(野史))

オホツヤキ

太田燒 名義武藏國横濱の
 太田村に於て製する陶器、肥前國肥後國明治四年横濱の
 商賈鈴木保兵衛といふ者あり、京師の眞葛原の人に
 して清水の陶工なる宮川香山を招き、土を薩摩に取
 り窯を竝に開き、薩摩製の錦様を模造す、而れども其
 業盛ならず、近時に至り香山更に己の本技を以て奇
 巧の器を製するを事とし、家郷眞葛原の名を以て之
 を製出す、其描彩草木の枝葉花葉葉に至るまで精
 密を極め、世に行はる、稱して横濱の眞葛焼と云ふ
 (工藝志料)

オホツラシヒコ

大足彦忍代別天皇 景行天皇を申
 す、ケイカウテンラウを見よ、

オホツカラ

大稅 正稅シャウセイを見よ、

オホツノコホリ

大内郡 關西國讚岐國



(集菟掛纂編料史)職所氏彦文槻大京東

盟主たり、磐淡時に軍國文書の事を司る、事敗る、
 に及て獄に投ぜられ、幾干もなくして板に遭ふ、明治
 十一年六月歿す、年七十八、高輪東禪寺に葬る、
 孟子約解、古經文視、近古史談、寧靜閣詩文集、奇文欣
 賞等數十種の著書あり(續近世先哲叢談)

オホツ

オホツ

オホツ

オホツ

オホツ

は茂實、字は子煥、支澤又は磐水と號す。關東支那の長子。關東仙臺藩の人、年十三、建部清庵につき醫學を修め、後杉田玄白の門に入りて和蘭醫學を學び、更に長崎に遊學して蘭學を研む。時に前野長澤江戸にありて蘭學を以て開け、磐水師事して教を請ひ、學漸く進む。天明六年前幕侯召て侍醫と爲す。文化八年五月幕命によ



(集寛掛要編料史)藏所氏彦文機大京東

二枚の序

更長崎に遊學し和蘭醫學を學び、更に長崎に遊學して蘭學を研む。時に前野長澤江戸にありて蘭學を以て開け、磐水師事して教を請ひ、學漸く進む。天明六年前幕侯召て侍醫と爲す。文化八年五月幕命によ

オホツ

環海異聞、北邊探事、金城秘鑑、關說辨正、癡疹啓迪、厚生新編、海外異聞、蘭學階梯、重訂解體新書、癡疹新書、官能真言、關說摘芳、六物新志、萬錄、蘭學佩麟、關說辨惑等(近世先哲叢談、洋學大家列傳)
オホツゴシ 大津越 人を引居て切るに、左右の骨の上を骨に懸らすして切る切り方、古事談に、大庄司云、切損給ふな、刀はいづれぞと問ひければ、切手云、鬼次郎大夫が大津越と云ければ、然らば心安と云て被けり、部類五人同之を切る」と見えたり(武家名目抄)

オホツジヤウ

大津城 關東近江國滋賀郡大津。天正十年豊臣秀吉坂本城を此地に移して城を築く。十四年城主駒澤樂頭、上杉景勝を迎ふ。十八年京極高次此に居城す。關ヶ原の亂起るに及び徳川氏に屬す。戦後若狭國小濱城に移り、戸田左門一四代りて治す。尋で大津の東に移し、膳所(セセジヤウ)と稱す(近江輿地誌略、同名跡案内)

オホツダイクワン

大津代官 大津市中の檢斷、及び近里の土貢收納の事を司る。佐々木氏守護たりし時、奉行を置く(オホツヂヤウ)參看。織田信長永祿十一年十月始めて代官の司を置き、市中の檢斷及び近里の土貢收納の事を司らしむ。織田氏試に逢ふの後、明智光秀東坂本に在りて大津を管領せしむ。暫時なるを以て置かざりき。其後京極高次、大津に新城を築きて居城し、家人をして市中の檢斷を沙汰せしむ。慶長五年より以後、徳川氏代官を置き職掌織田氏の時と同じ(武家名目抄)

オホツツグミ

大筒 大砲(タイハウ)を見よ、大砲組 關東近江國江戶幕府の職名、大砲の事を掌る、老中の所管たり(關東頭)

オホツ

人、高千石、大砲組差圖役頭取、高四百俵の職と爲す、差圖役は役料三百俵、差圖役並は二百五十石を給す。差圖役頭取以下は、陸軍奉行の所管たり(關東頭)
文久三年正月始めて之を置き、高千石の職と爲す、後に砲兵頭と改稱す。同年二月、大砲差圖役頭取を置く、慶應中、關兵を改定し、佛人に就きて傳習の件は騎兵に同じ(官制沿革略史)

オホツツミ

大鼓 關東樂器の名、今日の太鼓の中の一、兄鼓ともいふ。關東木を以て胴となし、兩面革を冒ふ。革面徑一尺八寸、胴の長さ七寸、桴を以て之を撃つ。大鼓に釣太鼓、大太鼓、荷太鼓といふものあり。鼓(ツツミ)太鼓(タイコ)參看(樂器考)

オホツツヤク

大筒役 關東近江國江戶幕府の職名、又大筒方とも云ふ。石火矢、棒火矢、狼烟等を製造し、又は發射を試む。隔年鎌倉にて閉置あり、井上氏の世職なり。役料二百俵七人扶持を給す。始め留守居の所管たりしが、後若年寄に改む。席次焼火問詰とす。又大筒下役組頭一人あり、井上氏の支配、五十俵高、焼火問上下役御抱場、其下に定手傳二人、下役十二人あり(關東頭)
元文三年に始まる、寶曆六年十二月始めて下役組頭を置く、生田只右衛門之に充つ、世襲なり(明良帶錄、吏職、官制沿革略史)

オホツノコホリ

大津郡 關東近江國長門國關西延喜式に始めて郡名見えたり、和名抄に、三隅(ミヌミ)深川(フカハ)日置(ヒオキ)三島(ミシマ)向國(ムカツクニ)二處(フタキ)神戸(カヌヘ)驛家、稻妻(イナメ)等の郷あり、後東南の稻妻郷の地豊浦郡に入る、今稻妻村豊浦郡に屬す(郡名異同一覽、國郡沿革考)

オホツノミヤ

大津宮 淡海大津宮(アフリ)

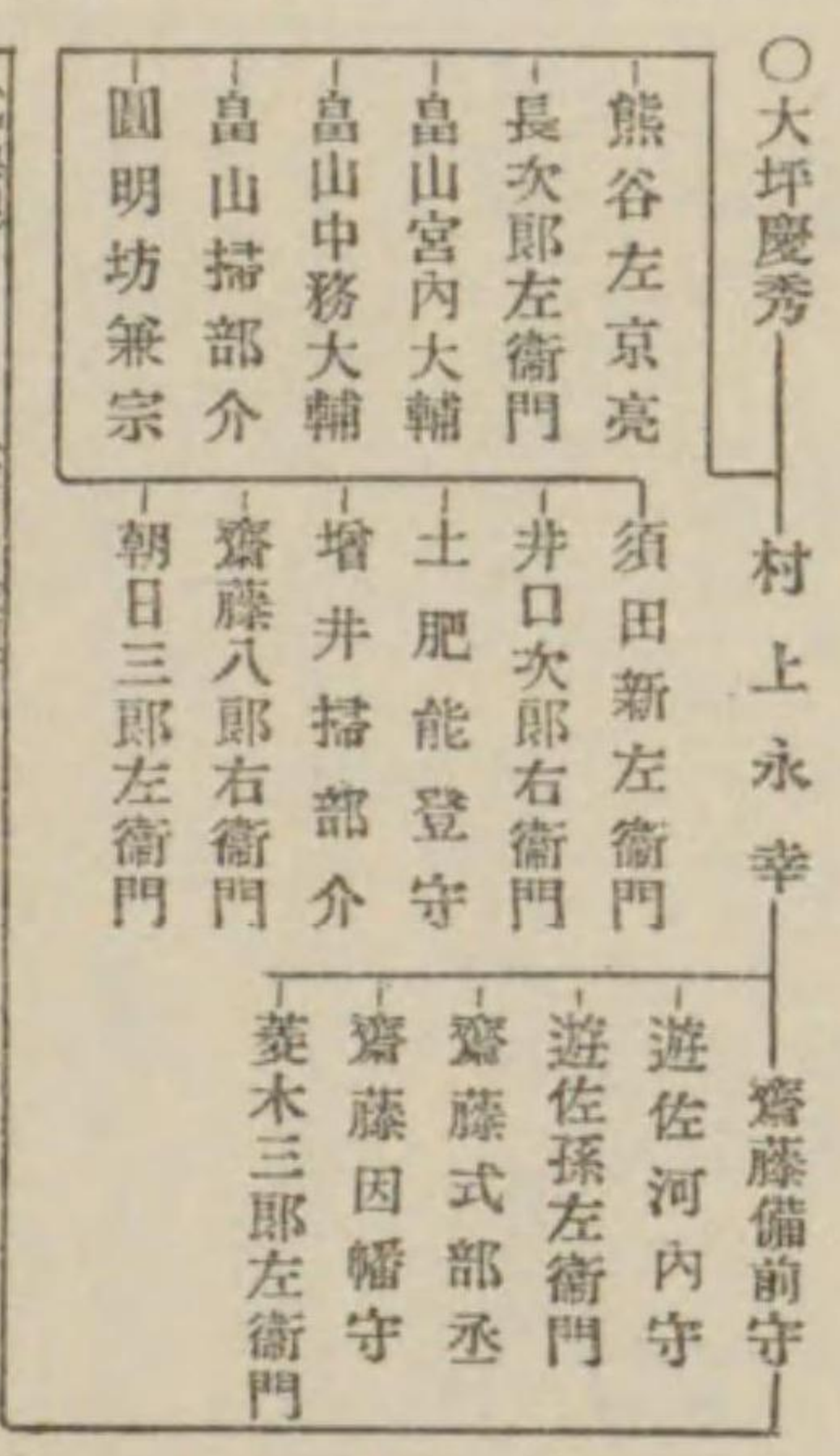
オホツ

ノオホツノミヤを見よ、
オホツフギヤウ 大津奉行 關東近江國滋賀大津の地方を治す。關東佐々木氏近江の守護たる時之を置く。關東江源武鑑に曰く、天文二十三年八月二十日大津奉行大津主膳正清宗幸年五十九、駒井定清の三子也。氏綱の時に大津奉行となる、子竹千代幼少なり、駒井石見守を奉行とす。又永祿十年九月九日大津四位宮の祭禮あり、神人と三井の僧と戦ひ、神人多く死す、三井寺より四宮を焼かんとす、大津奉行大津主膳正兼俊之を觀音寺城に言上し、十六日三井の僧四十五人を柳崎の濱に誅すと云へり、織田氏以後代官を置く、オホツダイクワン參看(近江名跡案内)

オホツボタウゼン

大坪道禪 關東本名式部大輔、慶秀(或廣秀)と稱す、癡癡して道禪と云ふ、初め孫三郎と號す、後左京亮と云ふ、上總の人。關東足利將軍義滿義持二代に仕ふ、鞍轡を能くす、一日常陸鹿島神に祈る、夢中鞍轡曲尺を得、之を夢想と云ふ、又神作、略して作鞍とも云ふ、道禪鹿島大神直傳と云ふを以て直躬入道と云ふ、鞍轡曲尺を島山中務入道に授け、島山又之を伊勢氏に傳ふ、道禪また馬術に達し、古今獨歩と云ふ、之を大坪流と云ふ、其弟子に傑出する者多し、某年五月死す、八十四歳(武藝小傳)道禪の傳記は、異説頗る多きを以て、左に名高き者二三を擧ぐ(一)古今要覽稱所引の、岩波氏馭馬調息傳統系譜には、上總人岡崎孫三郎直道、馭馬の術に志深く、常陸鹿島、加賀白山に祈り、靈夢により、信濃小笠原信濃守長政に隨ひて學び、其極秘を傳へて妙を得たり、應永の初、長政の長子長基直道(此時直秀と改名)を相具し足利義滿に謁す、義滿依て直秀を召て大坪左京亮とし、

師範役になせしと云ふ(二)貞丈雜記に、慶秀初めの名に村上某、故ありて常陸鹿島に住す、鹿島孫三郎と號す、後祖國信濃に歸り、小笠原を師として馬藝を傳ふ、鹿島三郎の時相傳の者は鹿島流と云ふ、壯年の後、村上左京亮と改む、永祿の頃三河岡崎の内大坪に住す、大坪大輔慶秀と改め、入道して道禪と云ふと云へり(三)或は云ふ、文明中の人と、或は文安中の人と、其信僞辨じ難し、猶此等諸説を集めて辨せしは安多武久路に見えたり、就て見るべし、
オホツボリウ 大坪流 大坪慶秀入道道禪の創めたる馬術の流派(オホツボタウゼン)參看。村上加賀守永幸之を傳へ、齋藤安藝守好之之を繼承して中興す、夫より後世佐々木、上田、荒木等の流出づ(武術流祖録)



○大坪慶秀 村上永幸 齋藤備前守
熊谷左京亮 須田新左衛門 遊佐河内守
長次郎左衛門 井口次郎右衛門 遊佐孫左衛門
島山宮内大輔 土肥能登守 齋藤式部丞
島山中務大輔 増井掃部介 齋藤因幡守
島山掃部介 齋藤八郎右衛門 荒木三郎左衛門
圓明坊兼宗 朝日三郎左衛門
齋藤好之 佐々木義賢 中村善佐 大西吉久
(宗) 原田種明 同 種茂
(宗) 荒木元清 荒木元満 荒木元政
(宗) 細川康政 上田重秀 加藤重正

オホツマヌ

大津枅 三井寺の所領にて年貢を納むるに用ふる枅の名、ミキテラマヌを見よ、

オホトクスシ

侍醫 「ジイ」を見よ、

オホト

オホト

オホトコ

大床 棺を覆ふ具をいふ、倭名抄に、櫛、和名於保土古、周棺者也と見え、倭訓栞に棺を覆ふものにて、棺槨ともに入角にすといふ、されど大和に上代の貴人の墓と思はる、岩屋ありて、屋根の形したる大石あり、其構大きく、石を方に作り内をふりぬきて棺を収めて上に覆へる石を屋の如く作り、是古の大床なるべしといへり、西土にも元、底曰櫛といへりといふ、

オホトシヨリ

大年寄 大老の別稱、年寄の上位にあるが故なり、イライラウを見よ、

オホトシミラヤノジンジャ

大歳御祖 所傳駿河國靜岡市宮崎町宇崎山○奈香屋神社とも云ふ、今は國幣小社に列す、醍醐天皇延喜の制式社に列す、中古衰微して社領なし、天明八年十一月火災に罹る、明治二十一年五月國幣小社に列す(駿河國式社略記、駿河國志、官國幣社一覽)

オホトナアラ

大殿油(御殿油) 大殿に、ともす燈火を云ふ、オホトナアラの約、貞觀儀式に、御殿油、延喜式に、大嘗會悠紀主基二國進、大殿油二斗、源氏傳本卷に、おほとなぶらちかくて、御燈のもとにてふみを見たまふなど見え、東屋、末摘花の巻にも見えたり、

オホトネリ

大舍人 大舍人寮の役人、天皇行幸に供奉し、警衛近使の雜事を務む、人員左右寮各八百人(起原略記)起原詳かならず、雄略天皇紀安康天皇三年八月の條に、大舍人の名見えたり、古くより置れし事明なり、天武天皇元年五月公卿大夫諸臣伴造等に詔して、始めて出身せん者は、

オホトモウチ

大伴氏 高皇產靈尊五世の孫天押日命より出づ、後ち淳和天皇の諱を避けて單に伴と云ふ、姓に朝臣、宿禰、連等あり、宿禰連井に左京に貫す、天押日命、皇孫彦火瓊杵尊に從て前驅す、神武天皇遷都の時三世孫道臣命道尊となり、長隨彦を討し、開國の元勳となる、子孫世々大連に任じて國政を執る、其部下に屬する兵士を大伴部と稱せり、仲哀天皇の時武持始めて大連となる、室屋は尤恭より武烈迄七朝に、金村は仁賢以下の朝に仕へ、其子磐、征新羅大將軍となり、狹手彦は高麗を征して功あり、吹負は天武天皇を佐けて壬申の功臣たり、天皇萬姓を定めし時、連を改めて宿禰を賜ふ、旅人大納言大宰帥、家持中納言征東將軍となる、旅人の姓古廣橋奈良麻呂と藤原仲麻呂を滅さんとして却て殺さる、桓武天皇の時參議國道改めて伴宿禰となす、仁明天皇の時山城林郷の地一町を賜ひて、氏神を祭る、文德天皇の時三宗鎮守府將軍となる、清和天皇の時善男大納言に至る、應天門を燒き罪を得て伊豆に流され、宗族皆貶竄に逢ふ、伴氏はより衰ふ、朱雀天皇の時參議保平に朝臣の姓を賜ふ、連姓の系狹手彦より出づ、又大伴、太田宿禰も狹手彦より出づ、其族の近江に居るものを、平松氏、甲賀氏と云ひ、三河に居るものを富永氏、殿樂氏と云ふ(書紀、續日本紀、三代實錄、姓氏錄、日本紀略、伴氏系圖)

オホトネリアヤ

大舍人綾 綾(アヤ)を見よ、

オホトネリレウ

大舍人寮 又、オホトネリノツカサと云ふ、唐名宮閣局(宮閣)美福門内の西(西)中務省の被官、左右あり、禁中に宿直して、雜事に使はれ、行幸の時供奉すること、掌る(左右)頭各一人從五位上、大舍人の名帳、及び分番宿直容儀假使等を掌る、左右助各一人正六位下、又助は行幸の時、風置の御綱を取る故に御綱助とも云ふ、左右大允各一人正七位下、左右少允各一人從七位上、左右大屬各一人從八位上、左右少屬各一人從八位下、左右大舍人各八百人、左右使部各二十人、左右直下各二人(起原略記)大舍人の早く在りし事は大舍人の條に述べたり、文武天皇大寶元年制定して左右大舍人寮を設け、右の職員を置く、平城天皇大同二年内寮所を本寮に合す、嵯峨天皇弘仁三年左右寮を合せて一となし、頭助以下一員を減じ、少屬一員を加ふ、十年また内寮所を復し、大舍人を半減す、後世權助を置く(書紀、令義解、後紀、類聚國史、職原抄、職官志)

オホトノゴモリ

大殿隠 天皇夜の御殿にこもり給ふをいふ、後ち變じて單に御殿のことといふに至る、萬葉集に、大殿をつかへまつりて殿こもり隠いませばと見え、其他伊勢物語、源氏物語等にも見えたり、倭訓栞に、約會に、婦人稱曰宮、宮者隱蔽之言也といふに同じといへり、

オホトノスメラミコト

男大迹天皇 繼體天皇の御名、ケイイテアンラウを見よ、

オホトノホカヒ

大殿祭 國幣神今食、

オホト

先大舍人に仕へしめ、然る後才能を簡て、當職に充つ、此の御世別て左右大舍人の二となす、文武天皇大寶元年制して左右大舍人寮の下に屬せしめ、人數を八百人と定む、桓武天皇延暦十四年六月勅して、自今以後は隆子隆孫を以て大舍人に補し、位子は人に依り、容止端正書算に工なる者を以て之に補し、妾に雜色畿外の人を以て補するを得ざらしむ、爾後數度の變遷を経て嵯峨天皇弘仁三年左右を合併して一となし、十年八月半減して四百人を以て定員となす、其後變革なし(書紀、令義解、類聚國史、職原抄、職官志)

オホトネリレウ

大舍人寮 又、オホトネリノツカサと云ふ、唐名宮閣局(宮閣)美福門内の西(西)中務省の被官、左右あり、禁中に宿直して、雜事に使はれ、行幸の時供奉すること、掌る(左右)頭各一人從五位上、大舍人の名帳、及び分番宿直容儀假使等を掌る、左右助各一人正六位下、又助は行幸の時、風置の御綱を取る故に御綱助とも云ふ、左右大允各一人正七位下、左右少允各一人從七位上、左右大屬各一人從八位上、左右少屬各一人從八位下、左右大舍人各八百人、左右使部各二十人、左右直下各二人(起原略記)大舍人の早く在りし事は大舍人の條に述べたり、文武天皇大寶元年制定して左右大舍人寮を設け、右の職員を置く、平城天皇大同二年内寮所を本寮に合す、嵯峨天皇弘仁三年左右寮を合せて一となし、頭助以下一員を減じ、少屬一員を加ふ、十年また内寮所を復し、大舍人を半減す、後世權助を置く(書紀、令義解、後紀、類聚國史、職原抄、職官志)

オホトモウチ

大伴氏 高皇產靈尊五世の孫天押日命より出づ、後ち淳和天皇の諱を避けて單に伴と云ふ、姓に朝臣、宿禰、連等あり、宿禰連井に左京に貫す、天押日命、皇孫彦火瓊杵尊に從て前驅す、神武天皇遷都の時三世孫道臣命道尊となり、長隨彦を討し、開國の元勳となる、子孫世々大連に任じて國政を執る、其部下に屬する兵士を大伴部と稱せり、仲哀天皇の時武持始めて大連となる、室屋は尤恭より武烈迄七朝に、金村は仁賢以下の朝に仕へ、其子磐、征新羅大將軍となり、狹手彦は高麗を征して功あり、吹負は天武天皇を佐けて壬申の功臣たり、天皇萬姓を定めし時、連を改めて宿禰を賜ふ、旅人大納言大宰帥、家持中納言征東將軍となる、旅人の姓古廣橋奈良麻呂と藤原仲麻呂を滅さんとして却て殺さる、桓武天皇の時參議國道改めて伴宿禰となす、仁明天皇の時山城林郷の地一町を賜ひて、氏神を祭る、文德天皇の時三宗鎮守府將軍となる、清和天皇の時善男大納言に至る、應天門を燒き罪を得て伊豆に流され、宗族皆貶竄に逢ふ、伴氏はより衰ふ、朱雀天皇の時參議保平に朝臣の姓を賜ふ、連姓の系狹手彦より出づ、又大伴、太田宿禰も狹手彦より出づ、其族の近江に居るものを、平松氏、甲賀氏と云ひ、三河に居るものを富永氏、殿樂氏と云ふ(書紀、續日本紀、三代實錄、姓氏錄、日本紀略、伴氏系圖)

オホトネリアヤ

大舍人綾 綾(アヤ)を見よ、

オホトネリレウ

大舍人寮 又、オホトネリノツカサと云ふ、唐名宮閣局(宮閣)美福門内の西(西)中務省の被官、左右あり、禁中に宿直して、雜事に使はれ、行幸の時供奉すること、掌る(左右)頭各一人從五位上、大舍人の名帳、及び分番宿直容儀假使等を掌る、左右助各一人正六位下、又助は行幸の時、風置の御綱を取る故に御綱助とも云ふ、左右大允各一人正七位下、左右少允各一人從七位上、左右大屬各一人從八位上、左右少屬各一人從八位下、左右大舍人各八百人、左右使部各二十人、左右直下各二人(起原略記)大舍人の早く在りし事は大舍人の條に述べたり、文武天皇大寶元年制定して左右大舍人寮を設け、右の職員を置く、平城天皇大同二年内寮所を本寮に合す、嵯峨天皇弘仁三年左右寮を合せて一となし、頭助以下一員を減じ、少屬一員を加ふ、十年また内寮所を復し、大舍人を半減す、後世權助を置く(書紀、令義解、後紀、類聚國史、職原抄、職官志)

オホトノ井ドコロ

大宿直所 大宿直(トノキ)參看の人の居所、大内裡主殿寮の南、梨本曹司の北、内教坊の西、率分藏の東に在り、方四十丈の地を占む、南に門あり、境内の西南隅に番所あり、小右記に、長和三年三月十二日、大宿直焼亡の事見えたり、頼政家集に、大内守護ながら殿上ゆるされぬを、もほぬにしなかりける、行幸ありて侍けるに、大宿直なるこやにかくれぬ侍るに、月のあかりければ、丹後の内侍のもとへつかはしける、人しれぬ大内山のやまもりは木かくれての月をみるかなといへるもの亦是所なり(大内裡圖考證)

オホトノゴモリ

大殿隠 天皇夜の御殿にこもり給ふをいふ、後ち變じて單に御殿のことといふに至る、萬葉集に、大殿をつかへまつりて殿こもり隠いませばと見え、其他伊勢物語、源氏物語等にも見えたり、倭訓栞に、約會に、婦人稱曰宮、宮者隱蔽之言也といふに同じといへり、

オホトノスメラミコト

男大迹天皇 繼體天皇の御名、ケイイテアンラウを見よ、

オホトノホカヒ

大殿祭 國幣神今食、

オホト

新嘗祭、大嘗祭等の前後、若しくは皇居の遷移、齋宮、齋院卜定の後等に、屋船久運命、屋船豐字氣姫命、及び大宮實命(久運命の靈、豐字氣は稻の靈)を祭り、宮殿の災變なきを祈る祭を云ふ(起原略記)神祇官宮四合(玉、切木綿、米及び酒瓶を納む)を入足案二脚に置き、神部四人をして舁かしむ、中臣、忌部官人、宮主、史生、神部等木綿鬘を著けて左右に分れ、御巫、案後に列し、延政門の外に至り案を舁すの上に置き、大舍人門を呼ぶ、關司之を奏す、勅あり、關司傳宣す、宮内省官人、神祇官人を召すと奏す、神祇官中臣木綿鬘を著け、忌部木綿鬘を加ふ、共に案前に立て仁壽殿に進む、是より先御巫等宣陽門より入て、内裏に候す、中臣忌部御巫等皆殿内に入り從て、御巫一人案殿に進み、一人承明門に至り共に散米し、忌部玉を執て殿の西隅に懸け、御巫米酒を散じ木綿を切り退出す、中臣仁壽殿の南に候て忌部殿に向ひ、微聲祝詞を讀む、終て玉を浴殿及び厨殿四隅に懸け、御巫米酒を散する初めの如し、陰明門より退出し、宮主、神部を引て炊殿に至り木綿を懸け、米酒を散じ訖て神祇官に辭を賜ふ、祭終て後、宮主忌火庭火祭を内膳司に修む、上世より出雲玉作氏御祈玉を貢して以て祭事に供ふ、後世玉に代ふるに土錢を以てす(起原略記)太古瓊々杵尊の時天太玉命諸部神を帥て齋斧を以て材木を伐採し、手置帆負彦狹知二神と瑞殿を興し、又諸神と鏡玉幣物を造て天祖に祈請して新殿に移す、太玉命、天兒屋命と日御綱を殿上に遣ひ、大宮實神を御前に侍せしむ、大殿祭此に權輿す、神武天皇橿原宮に都を定め給ふや天宮命舊儀に遵ひ、手置帆負彦狹知二神の裔に正殿を築かしめ幣物を備へて殿祭を行ふ、此より大殿祭水く忌部氏の世職となる、而して中臣氏又相副て供奉す、寶龜中臣

オホト

兵權を專にし、常に舊式を亂し、中臣氏忌部を帥て供奉する例となす、大同中齊部廣成上言してその非を極論して舊式に復す(古語拾遺、貞觀儀式、古事類苑、神祇部)

オホト

大日命 角日命 豐日命 能日命 大嘗武持 室屋 談大連 金村 翁 狹手彦 棟手子 毗羅 邦齒 鯨 馬飼 直藏 狛 稻積 友國 馬來田 大國資 安摩 御行 國慶 杜屋 大養 手狛 子若 博麻 景連 義景 師綱 清綱 信綱 重綱 利綱 慶綱 綱忠 ○○善茂 久綱 幸綱 吉信 宗信 宗辰 長徳 御行 安摩 旅人 家持 古慶 繼人 宿奈摩 高多摩 馬來田 道足 伯麻呂 駿河麻呂 吹負 善男 中庸 春雄 忠行 右職 清廉 保右 仲信 爲國 佐親 定通 通方 正方 守方 忠茂 經忠 時綱 國連 時國 忠清 時連 持時 時信 公時 時季 時成 清時

オホト

オホトモウチ 大友氏 姓は藤原、文行の子脩行より出づ、修行近江豫となり、近藤と稱す、修行曾孫景頼、能成を生む、能成の子能直中原親能の養子となり、中原を冒し、大友氏と稱す、吾妻鏡に云ふ、親能の婦波多野經家の家號を大友と稱すと、志賀文書に、能直歿後其妻相模大友郷地頭を嫡子大

オホト

炊介親季に附す、依て氏とす、蓋し經家其食邑を以て之を女婿親能に與へ、親能又之を能直に與ふと、大友系圖、田原系圖、刊本諸家大系圖等皆親能を源頼朝の子となす、誤なり、後本姓に復し、豐前守鎮西奉行となり、子孫世々西海に居し、世々鎮西奉行たり、建武中氏泰、足利尊氏の子となり源姓を冒す、戰國の時義鑑親能の時最も盛なり、義統の時豊臣秀吉に隨ひ、文祿元年參謀となる、翌年朝鮮征伐に怯弱の行ありしを以て秀吉の怒にふれ、國邑を没し、常陸に流さる、茲に至り大友氏全く勢なし、其孫義孝、明曆中徳川氏より緑邑を受け、高家に列す、其支族に武藤少貳、立花、田原、田村、吉澤、水谷等あり(系圖、系圖纂要、氏族志)

○能直 親秀 頼泰 親時 貞親 貞宗 氏泰 氏時 親世 持直 親著 親經 親隆 親繁 政親 義右 親治 義長 義鑑 義鎮 義統 正照 義孝 義泰 義開 義武 義珍 義方 義智 義路 義敬

○能直 親秀 頼泰 親時 貞親 貞宗 氏泰 氏時 親世 持直 親著 親經 親隆 親繁 政親 義右 親治 義長 義鑑 義鎮 義統 正照 義孝 義泰 義開 義武 義珍 義方 義智 義路 義敬

オホトモウチ 大友氏 蕃別、漢人より出づ、姓は村主なり、推古天皇の時高聰あり、稱徳天皇の時近江人村主人主あり、清和天皇の時、施藥院使家主、近江滋賀郡大領黒主、及び難少領夜須眞麻呂等あり(氏族志)

オホトモノカナムラ 大伴金村 談の子、室屋の孫、仁賢天皇崩じ、皇太子未だ位に即かざるに、大臣平群眞鳥父子不軌を謀る、金村命を奉じて、眞鳥父子を誅し、皇太子を奉じて位

オホト

に即かしむ、これを武烈天皇となす、天皇金村を以て大連となす、天皇崩じて嗣なし、金村主として建議し、大迹王を三國に迎へて擁立す、繼體天皇是なり、欽明天皇の元年住吉に退きて朝せず、金村、仁賢、武烈、繼體、安閑、宣化、欽明の六朝に歴事し、五朝に大連となる(大日本史)

オホトモノクロヌシ 大友黒主

近江大友の郷に居る、因て大友を以て氏となす、又大友の郷は滋賀郡に在るを以て、世人滋賀黒主とも稱す、初め大友郡の大領となり、從八位上に叙す、貞觀中、園城寺を以て延暦寺の別院となすに及び、神祠の別當となる、延喜中宇多法皇石山寺に御幸の時、和歌を獻じて物を賜はる、又仁和、昌泰の大嘗會に風俗歌を獻ず、黒主尤も和歌に長じ、秀吟甚だ多し、後人祠を郡中に建て、之を祀り、黒主明神と稱す(大日本史)

オホトモノタビト 大伴旅人

大臣長徳の孫、大納言安慶の長子、元明天皇の時正五位下に叙し、左將軍と成る、靈龜元年從四位上に進み、中務卿に任じ、尋で中納言に拜し、幾干もなくしてまた正四位下に昇り、山背攝官と成る、太宰府の隼人反するに及び、征隼人大將軍となり、之を征して功あり、養老五年從三位に叙し、帶刀資入四人を賜ふ、この年元明天皇崩す、旅人山陵の事を監す、神龜の初め正三位に叙し、山城國事を兼知し、尋でまた太宰帥となる、天平二年歸京して大納言に任じ、三年從二位に叙す、尋で薨す、年六十八、旅人文藻に富み、和歌に堪能なり、性また酒を愛し、歌十餘首を詠じて酒徳を賛す、載せて萬葉集中にあり(大日本史)

オホトモノテンワウ 大伴天皇

淳和天皇

オホト

皇を申す、コウエンナテンワウを見よ、

オホトモノテンワウ 大友天皇 弘文天皇を申す、コウエンナテンワウを見よ、

オホトモノフケヒ 大伴吹負

の子、金村三世の孫、懐慨大志あり、常に功名を成さんとするの念あり、天武天皇の吉野に潜居せらる、や、變あるを察し、疾と稱して大和に居す、天皇兵を擧げて東國に入るに及び、親族豪傑と結びて數十人を得たり、即ち穂積百足等を殺し、高坂王稚狭王等を降し、大伴安慶等を不破に遣はして之を奏せしむ、天皇大に喜び、拜して將軍となす、茲に於て四方の豪傑等來附する者多し、吹負其英傑を選びて別將軍となし、弘文天皇を近江に遷はんとし、乃樂山に至る、途に近江の大軍と戦ひて大敗し僅に身を以て逃る、墨坂に至りて漸く援兵の來るに逢ひ全軍を合して網井に屯し、以て散卒を聚む、因て近江の軍壹岐韓國と葦池に戦ひて之を走らす、尋で近江の將大養五十君、別將藤原等討破し、終に大和を定め、進みて大阪を経て難波に至る、天武天皇諸將等と三道より並び進み、吹負留て四國諸司をして官鑰鑰印を獻せしむ、天武天皇の天下を得たるは吹負の功ありて大に居る、天皇の十一年に卒す、大錦中を贈る(大日本史)

オホトモノミヤ 大友宮 弘文天皇を申す「コウエンナテンワウ」を見よ、

オホトモノヤカモチ 大伴家持

大納言旅人の子、天平中從五位に叙し、越中守となり、累進して正四位下に進み、神龜元年太皇少貳となり、後左中務大輔相模上總伊勢等の守を経て、十一年二月參議兼右大辨に拜し、天應元年東宮大夫と爲り、左大辨に轉じ從三位に叙す、延暦

オホト

元年正月水上川繼の事に坐して官を奪はれ京外に移さる、四月赦されて本官に復し、六月陸奥按察使鎮守府將軍を兼ね、二年中納言に任ず、餘官故の如し、三年持節征東將軍と爲る、四年奏上して曰く、陸奥の國たる、名取以南の十四郡は、山海に僻在せるを以て施政に便ならず、是に因り假りに多賀階上二郡を置きて百姓を募集し、國府を充實し、東西を防禦せんと、朝廷議して之を許す、同年八月薨す、年五十七、幾干ならず宗人右少辨繼人等皇太子の命を受けて藤原種繼を殺し、事露顯して捕はる、而して辭、家持に連る、曰く其謀主なりと、因て名籍を追除し、其子永平を隱岐に流す、桓武天皇崩するに及び、遺詔して家持の本官を復せしむ、家持尤も和歌を能くし名吟頗る多し、萬葉集に實に其撰する處に係る、(公卿補任、大日本史)

オホトモヒ 辨 辨官(ベンクワン)を見よ、

オホトモヒノツカサ 大辨 「ベンクワン」を見よ、

オホトモベ 大伴部 大伴連に屬せる兵士

オホトモモン 大伴門 朱雀門(スザクモン)を見よ、

オホトモヨシアキ 大友義鑑 初

は親安、親教と云ふ、幼名次郎五郎、鹽法師丸と云ふ、後將軍足利義澄の諱字を賜ひ義鑑と改む、入道して宗玄と號す、法名に明寺松山紹康、親世十一世の裔、父は義長、母は阿蘇大宮司の女、從四位下に叙し、左馬頭修理大夫に任ず、屢々近國を征し威武大に張り四隣皆降る、豊後、豊



(押花鑑義) 親世十一世の裔、父は義長、母は阿蘇大宮司の女、從四位下に叙し、左馬頭修理大夫に任ず、屢々近國を征し威武大に張り四隣皆降る、豊後、豊

オホト

朝、筑後、肥後の四國を領す、享祿の末、筑後國住人親忠自立せんとす、義鑑怒りて自ら兵を率ゐて星野城を攻む、利あらずして歸る、人を遣はし京師に訴ふ、幕府大内義隆、島津勝久、菊池等に令して、義鑑を援けて攻めしむ、親忠防ぎ暇ひ風せず、翌年五月義鑑奮戦、城將に陥らんとす、親忠和を乞ふ、後ち家嗣の事により臣下に殺さる、時に天文十九年二月十二日、年四十九(大友系圖、野史)



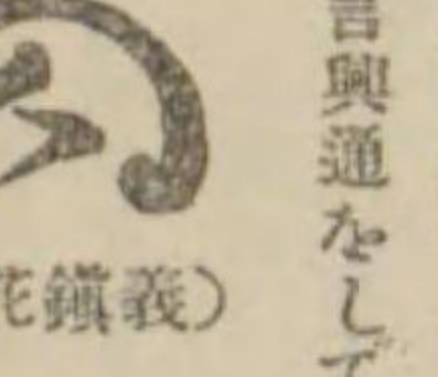
(押花鑑義) 津勝久、菊池等に令して、義鑑を援けて攻めしむ、親忠防ぎ暇ひ風せず、翌年五月義鑑奮戦、城將に陥らんとす、親忠和を乞ふ、後ち家嗣の事により臣下に殺さる、時に天文十九年二月十二日、年四十九(大友系圖、野史)

オホトモヨシシゲ 大友義鎮 幼名鹽法師丸、五郎、父は親太郎と稱す、將軍義晴より諱字を受け、義鎮と改む、入道して宗麟と號す、法名瑞峯院、義鎮の長子、母は坊城氏、幼より學を好み、臣下の服する所となる、天文中熊本城主高橋親忠初め來り屬し、後ち島津氏に款を通ず、義鎮之を攻む克たず、二十年菊池義宗を攻めて肥後を併す、弘治二年豊前を攻め、宇佐氏の領地を略し、三年筑前を攻め、秋月清種を滅す、五年義鎮終に九州を併せんとし、府城を長子義統に譲り、新に丹生島に築き之に居し、入道して三非齋宗麟と號す、六年師を出して豊前を侵略し、周防に航せんとす、毛利氏防府に之を備ふ、幕府大納言與通をして和せしむ、是より先筑後人世襲に乗じて背く、七年三月兵を發して筑後に入り、秋月種實と戦て和し、夢生城を降し、草野氏を嶽城に、速水實久を猫尾城に攻めて之を破り、遂に筑後を定む、絶な



(押花鑑義) 秋、秋月種實と戦て和し、夢生城を降し、草野氏を嶽城に、速水實久を猫尾城に攻めて之を破り、遂に筑後を定む、絶な

初め宗麟文を好み、武を嗜み、政事に意を用ひ、絶な



(押花鑑義) 秋、秋月種實と戦て和し、夢生城を降し、草野氏を嶽城に、速水實久を猫尾城に攻めて之を破り、遂に筑後を定む、絶な

オホト

繼ぎ、廢を興す、諸州平々の後漸く政事に倦み、酒色に耽る、賢臣戸次道雪之を諫む、義鎮其忠に感じて行を改む、八年四月立花氏抜く、攻めて立花城を拔く、二十年吉川氏と和し、豊筑悉く平ぐ、天正五年島津義久を討て大敗す、八年五月筑豊人龍造寺に屬するを以て之を攻む、志を得ずして罷む、十四年三月援を豊臣秀吉に乞ふ、秀吉之を許す、依て宗麟好を通じて力を西征に戮す、十五年卒す、歳五十八、宗麟常に天主教を崇信し、丹生島に教會堂を建つ、元龜元年出征するや宮祠梵宇神佛の體を燒毀す、天正四年豐船豐後に抵り大嶺二を宗麟に貽る(野史)

オホトモヨシムネ 大友吉統 幼名長壽丸、五郎と稱す、初め足利義昭の諱字を賜ひ、義統と改む、後ち豊臣秀吉の諱字を賜ひ吉統に改む、入道して宗殿と號す、法名豐鏡院中華嚴院、義鎮の嫡子、母は奈多大宮司繼元の女、天正七年義鎮の後を繼ぎ、左兵衛督從五位下となり、從四位に進む、八年筑前を略し、田原氏の鞍掛城を取る、十二年武勇の臣戸吹道雪殺して軍氣沮み、島津、秋月、龍造寺の諸氏勢あり、十四年三月父義鎮救を關白秀吉に乞ふ、秀吉之を聽し、九月六萬の軍を率ゐて西征す、義統島津征伐の先鋒となりて利あらず、十五年二月秀吉大舉して島津家久を征し、自ら師を率ゐて豊後に入る、家久府内城を避けて走る、秀吉善統を豊後に封す、十



(押花統吉) 義統島津征伐の先鋒となりて利あらず、十五年二月秀吉大舉して島津家久を征し、自ら師を率ゐて豊後に入る、家久府内城を避けて走る、秀吉善統を豊後に封す、十

オホノコホリ

同一覽、國郡沿革考。大野郡。豊後國。延喜式に始めて郡名見えたり、和名抄に、田口(タケチ)大野(オホノ)緒方(チカタ)等の郷あり、爾來變革なし(郡名異同一覽、國郡沿革考)。

オホノハルナガ

大野治長。名義修理亮。何許の人たるを詳かにせず、父は某、佐渡守と稱す。治長、豊臣秀吉及び秀頼に仕へ、從五位下に叙せらる、慶長四年事に坐して結城に流さる、五年秋征東の軍起るや、結城晴朝爲めに罪を請うて宥まれ、先登功を樹てんことを願ひ、福島正則の隊下に屬し、備前の軍と戦ひて功あり、徳川家康麾下に列せしむ、後ち往て大阪に仕へ、淀君の婢子と爲りて常に侍し寵あり、慶長十九年食邑五千石を増し、政權を專にす、治長意頗る驕る、遂に隱謀を企て兵を募り、徳川氏と兵を構ふ、十二月和を成す、尋でまた首謀となりて再舉を謀り、元和元年四月城に入り軍謀し、宵に退下せんとして櫻門を過ぐ、人あり治長を刺す、治長從者の肩に倚りて歸る、五月八日殉死す、治長人と爲り心識廣溢、細節に約せず、居第を莊飾し、奇貨を愛玩す、色を好みて遊佚、燕飲度なし(野史)。



(押花長治)

オホバウチ

大庭氏。姓は平氏、村岡小五郎忠通より出づ、忠通の三男景村相模國大庭村に住す、其孫景宗大庭太郎と稱し、終に兵を習す、其子景親治承四年源頼朝を石橋山に撃て之を敗る、尋で頼朝の爲めに殺さる、其甥景隆建暦二年五月和田義盛に黨して殺され一族亡ぶ(吾妻鏡、系圖纂要)。

○景村 景明 景宗

オホバ

景義 景康 景親

オホバカケチカ

大庭景親。名義平三郎。稱す。源頼朝平太景能の弟。頼朝相模の人、保元の亂源義朝に從て白河殿を攻む、嘗て罪あり斬に當る、平氏の救済によりて免かることを得たり、因て深く之を徳となす、源頼朝兵を起し石橋山に據るや、弟景久と共に兵三千を率ゐて之を撃ち、翌曉大に之を破る、頼朝僅に逃る、既にして頼朝の勢威大に振ひ、關東の將士多く來附す、景親兵一千を率ゐて平軍を迎へ、往いて藍澤宿に抵る、頼朝が兵二十萬に將として足柄を越え、甲斐源氏二百餘を以て駿河に屯するを聞き、窮蹙計の出づる處を知らず、即ち河村山に逃れしが、幾日ならずして遂に出で、降る、頼朝命じて平廣常の邸に拘し、遂に固瀬河上に斬る(大日本史)。

オホバカケヨシ

大庭景能。名義平太。又備前守と稱す。源頼朝鎌倉景政の後、父を景房と云ふ。頼朝相模の人、保元の亂、源義朝に屬して、白河殿を攻め、源爲朝に射られ疵を負ひしが、弟景親に扶けられ、僅にして免ることを得たり、源頼朝の兵を起すや、弟豊田景俊と共に之に應じ、從うて石橋山に戦ふ、文治五年頼朝奏して藤原泰衡討討の宣旨を請ふ、朝議決せず、頼朝之を憂ひ、景能に謀る、曰く軍中將軍の命を聞て、天子の詔を聞かず、已にして奏請す、報を俟たずして進軍すべきのみと、頼朝の意茲に於て決す、建久中老衰を以て入道す、尋で罪を得て逐はれしが、幾干もなくして赦さる、承元四年死す(大日本史)。

○オホバカリノツルギ 大葉刈劔 阿連志

オホハ

貴高日子根神の持せし劔の名、古事記に、大量と書す、大は美稱、刈は切と同じく劔と云ふが如し、或は云ふ、草薙と云ふが如く、其劔をさして名付しならんと、又天羽々斬と異名同物ならんと、武家名目抄に、天羽々斬と一物歟、其は同言の重るか一言と成は恒の事にて、キリとカリと同ければなり、しか云ふ故は、彼素戔鳴命大蛇を斬給ひて、夜見園へ越まし、時、さる威験ある神劔なれば、須臾も大御身を離たず、秘藏し給ひしを大名持命の受將て來て、遂に八十神等をも平伏し、天下を治て大功をなし給ければ、第一の御子の味耜の命に譲給ひむを、今帶ぶるなるべしと云へり。

オホハシシウジ

大橋秋二。名義松葉と號す。尾張海東郡津島郡の藥商稻垣某の子、大橋清左衛門に養はる。天性風流を好み、茶道を初め、物數奇多く、爲めに家産を傾く、京師清水の陶工周平に製陶の法を習ひ、和漢の古陶器を摸して、頗る精妙を極む、晩年美濃の養老山に行きて製せし茶碗最も世にもてはやさる、常に家産豊かなりざりしかど氣韻頗る高く、人に諷ゆることなし、曾て青磁の水指を製して、國主徳川侯に獻す、侯その精功なるを感じ、陶器師の列に加へんとす、秋二己が素志にあらざる旨をのべて其命を受けざりしとぞ、安政四年十月十二日歿す、年六十三、津島瑞泉寺に葬る(工藝鏡)。

オホハシリウ

大橋流。大橋長左衛門重政の創めたる入木道の流派。重政は重保入道龍慶の子、幼より書を好み、尊純法親王に就きて御家流の書法を學び、其奥旨を極めて遂に一家を爲す、後ち幕府に仕へて右筆となる、寛文十二年六月十三日死す、年五十五、相模國沼澤空乗寺に葬る、門人に藤田

オホハツセワカタケノスメラミコト

大泊瀨幼武天皇。雄略天皇の御名、ユウリヤカタケノミコトを見よ。

オホハフリ

大祝。祝の一種、神社により多數の祝を有する處は、大祝、權祝、擬祝、副祝、一祝、二祝、三祝、四祝等の稱を設け、これを以て職務を分ち、尊卑の區別を爲したり、大祝は、其職制等詳かならざれども、蓋し祝中において上位にあるものなるべし、鹿島神宮、信濃國諏訪神社、筑後國高良玉垂神社、紀伊國天野神社等皆此職あり(吾妻鏡、筑後志略、紀伊國名所圖會、倭訓栞)。

オホバン

大番。江戶幕府の職名、戦時は先鋒の精兵にして、平時は要地の在番を主役とす、江戶にては、番衆は營中、輿力同心は二の丸の諸門を護衛す、又回り番と稱し、晝夜城内を巡行し兩番七十四人大番四十八人づ、非常を護る、番衆の内二組宛毎年四月(京都)八月(大阪)交代して二條城及び大阪城に在勤し護衛に備ふ、當職は旗下の中最もその家を撰びて之に補す、十二組ありて老中の所管となす。大番頭、十二人、席次菊間詰、一組の番衆を統率し、人物を撰舉して老中に上申し、要職に補せしむ、一人づ、毎日營中に出勤し、又一人二丸に宿直す、大番組頭、各四人、六百石高、番頭を佐けて番衆の願届等を受けて、番頭へ達し布告辭令を達す、席次菊間の間とす、寛永十年二月始めて置く、大番衆、一組五十人、二百儀高、各組に輿力十騎、同心二十人附録す、凡十二組の内二組づ、二條、大阪の兩城に在勤す。天正十四年徳川家康豊臣秀吉と和してより慶上京あり、十五年從二位權大納言となる、始めて菅沼定盈、松平康安、渡邊重綱等を撰

オホハ

びて大番頭と爲し、三河國岩崎安祥岡崎の譜代の士を統理せしむ、之を大番頭の始めとす、江戶に遷りて後、文祿元年二月始めて大番五組を定め、番頭五人を補す、後ち六組とす、番町に住す、今の六番町は是より出づ、後ち又十二組となす、初め慶長十二年三月大番組より山城伏見城を更替護衛す、之を伏見の三年番と云ふ、同年閏四月駿府に三組を分置す、元和の後之を江戶に併す、爾後伏見大阪二條城等に分遣置履なり、享保中大番頭の高を五千石と定む、兩番頭より轉じて之に補す、又萬石以上にして帝鑑間、菊間、柳間、無城の家及び交替寄合これに補する事もあり、故に總て一萬石の格式にして從五位下に叙す、慶應二年十二月大番五組を減す、是より先既に二組を減す、茲に至りて僅に五組を存す、奥詰の統隊又劔槍隊となりしなり(武家名目抄稿、明良帶錄、官制沿革略史)。

オホバン

大判。名義金貨の一種、板金の大きな楕圓形を爲したるものを云ふ、古は判の字を板に作り、パンし金と呼びしを、後藤判などいふこと始まりしより遂に判の字となる。重量と形状の大小とは、製作の年代に因りて差異あれど、概ね縦五寸、横三寸前後、重四十匁前後なり。何時代より製作せしか確證なし、されど天正の初頃織田信長之を鑄始めしが如し、當時既に黄金幾枚、金子幾枚の文字見ゆればなり、天正十六年に至り豊臣秀吉之を鑄造す、世に天正大判といふ、慶長六年改鑄して一定の法を立てしむ、慶長大判といふ、楕圓形にして表裏共に桐章あり、而して拾兩後藤の四字及び押字を鑄す、是より殆ど一定に歸す、後年改鑄する事屢々あり。左の如し、詳しくは各條に就て見るべし、尙ほ貨幣(クハ)金銀貨(キンギンクハ)。

オホバンヤク

大番役。諸國の武士交番上京して、禁閣を衛護し、洛中を巡警す。大寶の制諸國軍團の兵士交代して、一年間京師に宿衛するを衛士と云ふ、蓋しこの遺風なり、總て軍國の兵士、國內にありても組を分て交番す、之を番役と稱す、然るに京師の上番は禁閣守護にて、殊に重大の番役なるを以て、大番役と云ひしが、終に一定の役名となりしなり、又一説に京師上番は、番役より長日月なるを以て、大番役と云へるなりと、其始めて見えたるは、中右記天元五年三月一日の條に、中宮の大番侍者あり、古今著聞集に一條院の時大番役見えたり、源頼朝天下の權を得るに及び、諸國の守護地頭に命じ御家人を徵發して、大番役を勤仕せしむ、其中權勢ある人を以て統領せしむ、之を番頭と稱す。年限は從來三年交代なりしが、源頼朝改めて六ヶ月となす、貞永元年北條泰時式目を定むる時に、大番役を大犯三ヶ條の第一となす、頼經將

オホハ

參看(金銀圖詳、寶貨事略、大日本貨幣史)。

天正大判 天正菱大判 太閤大判 古大判 大佛大判 慶長大判 元祿大判 享保大判 天保大判 新大判(萬延大判)

オホバンケミワウライ

大番組往來。江戶幕府の時、大番頭二人、年毎に組の番士を率ゐて、交々二條と大阪との城を守り、翌年交代して府に歸るを云ふ、暇を賜ふの日又は歸府の節、組頭を將軍の前に召出し懇に勞らふと云ふ、番士等の手に至るまで、連歌問の後に並居て謁見せしむ、尙ほ大番(オホバン)參看(幕府年中行事歌合)。

オホバンツメ

大判詰。江戶時代、幕府使用の字治の茶壺一箇につき、大判一枚づ、貼はるを、俗に稱していふ詞(製茶沿革考)。

オホバンヤク

大番役。諸國の武士交番上京して、禁閣を衛護し、洛中を巡警す。大寶の制諸國軍團の兵士交代して、一年間京師に宿衛するを衛士と云ふ、蓋しこの遺風なり、總て軍國の兵士、國內にありても組を分て交番す、之を番役と稱す、然るに京師の上番は禁閣守護にて、殊に重大の番役なるを以て、大番役と云ひしが、終に一定の役名となりしなり、又一説に京師上番は、番役より長日月なるを以て、大番役と云へるなりと、其始めて見えたるは、中右記天元五年三月一日の條に、中宮の大番侍者あり、古今著聞集に一條院の時大番役見えたり、源頼朝天下の權を得るに及び、諸國の守護地頭に命じ御家人を徵發して、大番役を勤仕せしむ、其中權勢ある人を以て統領せしむ、之を番頭と稱す。年限は從來三年交代なりしが、源頼朝改めて六ヶ月となす、貞永元年北條泰時式目を定むる時に、大番役を大犯三ヶ條の第一となす、頼經將

オホハ

オホハ

軍の時嘉祿元年京師に倣ひ鎌倉にも大番役を置く
(カマクラオホバンヤク)と云々

オホハラテラ

大原寺 勝持寺(シヨウガ)

オホハラウチ

大原氏 姓は宇多源氏

オホハ

オホハラノコホリ

大原郡 出雲國

出雲風土記に郡名始めて見えて、神原(カハラ)屋代(ヤシロ)屋裏(ヤウラ)佐世(サセ)阿用(アヨ)海潮(ウミナミ)等

オホハラノニシノミササキ

大原西陵

オホハラノノジシヤ

大原野神社

山城國乙訓郡大原野村に在り、今官幣中社、藤原氏の祖神大和春日神四座

オホハラノホツケタウ

大原法華堂

後鳥羽天皇の御陵、又大原野陵とも云ふ、山城國愛宕郡大原村大字勝林院の東、賣炭山の麓に在り

オホハ

オホハラヒ

大祓 名義贖物を出して禊を修め、犯す處の罪、及び觸穢を解除するを云ふ

の御陵、山城國愛宕郡大原村大字勝林院後鳥羽天皇の御陵と同所に在り、天皇仁治三年九月在渡國に崩し、同國雜太郎竹田村真野山に火葬す

オホハ

オホハラミコ

大原巫 巫魂の一、嬉遊笑覽

オホヒ

(歌傳所傳内)

に令して大祓を行はしむ、大寶元年制して百官の大祓を夏冬季の晦と定む、延喜以後陰陽家の説漸く行はれて、古風大に衰ふ

オホヒイタ

覆板 伊勢神宮の千木覆を云ふ

に、大原の云ふもの、古くは聞えたる事なし、其うへ唯名のみにて、まこと其里より出るにもあらず

オホヒ

請して曰く、神殿に事ある時は、新造せらるゝを例とするがうへに、近くは永暦元年洪水の時二宮十禰師殿、極氣にあらざれども、國司に仰せて廻廊棧門を悉く改め給ひき、況の今度の亂述は希代の事なり、然るに改め造り給はずば、神威定めて衰ふる事あらんと、安徳天皇壽永二年十月聖眞子以下九座に各一階を授く、土御門天皇建仁三年十一月八王子三宮神殿御體並に災に罹れり、後深草天皇建長二年二月五座並に正一位を加ふ、上皇臨時の御祈に依てなり、正嘉二年十一月新に神興七座七基を造て本社に送り、後醍醐天皇延元元年正月天皇東遷本の皇居に坐し、時、官軍の集らざる事を憂ひ給ひて、宸筆願文を大日吉社に奉り、十月新田義貞越前に赴く時、累代の寶刀鬼切を神殿に納めて戰勝を祈る、後龜山天皇文中三年六月叡山業徒日吉七社神興を振り京に至て、神興造替の事を訴ふ、時に後醍醐院より足利義滿に仰せて其料を充しむ、天授五年に至て未だ之を造る事能はず、仍て重て諸國の大田文を召し、公田段別に三十錢を取めて其料に充べき由を仰せらる、尙ほ日吉神社(ヒエノジシヤ)參看(神祇志料)

オホヒキメ 大墓目、ヒキメを見よ、

オホヒドノ 大炊殿 里内裡の一、京都大炊御門の南、西洞院の東に在り、中右記に、寛治八年十月二十四日大炊殿(近日大后御産也)大炊御門南、西洞院(東)丑刻許行幸とあるもの是なり、百練抄に、文曆元年七月十八日乙卯、今日院御所(大炊御門、西洞院)上棟也、前相國以三土佐國被造營とある後堀河院御所は、蓋し同所なるべし、山城名勝志に、明月記、吾妻鏡等に見えたる藤原真經の大炊殿は、この所なりと云へど、いかにあらん、又大炊御門殿(里内裡、仙洞御所)も、大炊御門京極殿も大炊殿と稱す、別條

オホヒ

を見よ○又左大臣經宗の大炊御門の北宮小路西の第を大炊殿と稱す、文治元年七月後鳥羽天皇行幸して皇居とす、十二月閑院に還御、後々行幸あり、後白河法皇經宗より譲り受け、仙洞御所とし給ひしが、文治四年八月藤原兼實に賜ひ、終に代々九條に傳領す(玉葉、山槐記)

オホヒノコホリ 大飯郡 所在 若狭國 越前郡 淨和天皇長二年七月遠敷郡四郡を割て之を置く、和名抄に、大飯(オホヒ)佐分(サブリ)木津(コシ)阿桑(アサ)の四郡あり、戰國の時西方郡の稱あり、爾來變更なし(郡名異同一覽、國郡沿革考)

オホヒノモン 大炊門 郁芳門の一名、イクラウモンを見よ、

オホヒミカド 大炊御門 大炊御門頼實(オホヒミカドヨリザネ)或は大炊御門冬忠(オホヒミカドフユタダ)を見よ、

オホヒミカドイヘタカ 大炊御門家孝 名 瑞雲寺と號す 系 藤原内大臣經宗の子 事蹟 天明七年五月内大臣に累進し、寛政元年五月辭す、四年正月再任、尋でまた辭す、八年四月右大臣と爲り九月辭す、十一年九月二十六日薨す、年五十三(公卿補任、大臣補任)

オホヒミカドイヘツグ 大炊御門家嗣 名 嵯峨入道と號す 系 藤原右大臣師經の子 事蹟 嘉禎四年七月内大臣に任じ、仁治元年十月辭す、建長元年十月出家、文永八年七月八日薨す、年七十五(公卿補任、大臣補任)

オホヒミカトウタイジン 大炊御門右大臣 徳大寺公能(トクダイシケンヨシ)を見よ、

オホヒミカドウチ 大炊御門氏 姓は藤原、攝政師實の第三子贈太政大臣經實より出づ、經實

オホヒ

の子左大臣經宗、大炊御門の北、宮小路の西に居せしを以て大炊御門と號す、子孫因て氏とす、師經以下相繼で顯官となる、七清華の一にして、大將を兼ね、極官太政大臣に達す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し候爵を授けらる、其族に難波飛鳥井等あり(山槐記、玉葉、尊卑分脈、知譜拙記、華族譜)

○經實 一 經宗 一 頼實 一 師經 一 家嗣 一 冬忠 一 信嗣 一 真宗 一 冬氏 一 冬信 一 宗實 一 冬宗 一 宗氏 一 信宗 一 信量 一 經名 一 經頼 一 經孝 一 經光 一 信名 一 經音 一 經秀 一 家孝 一 經久 一 經尙 一 家信 一 幾磨

オホヒミカドキヤウコケドノ 大炊御門京極殿 所在 京都大炊御門の北、京極の西、宮小路の東に在り○仙洞御所の一、又大炊御門宮小路殿とも單に大炊殿とも云ふ 起原 治承後白河法皇の御領なりしが、建久三年三月崩御の前、式子内親王に譲り給ふ、後鳥羽天皇建久九年正月九日此の御所に徙御し給ふ、同十一日御讓位の後、同年四月二條殿に移り給ふ、建仁二年十月十九日再び大炊御門京極殿に徙御せらる、土御門天皇久二年六月閑院修造の爲めに、大炊殿に遷幸す、承元二年十二月亦内裡より大炊殿に遷御皇居となす、四年十一月此の御所にて讓位、永く此所に住ませ給ふ、建保二年十一月焼失す、十二月再び造營して徙御せらる(明月記、三長記、百練抄)

オオヒミカドサタイジン 大炊御門左大臣 大炊御門經宗(オホヒミカドシムネ)を見よ、

オホヒミカドツネタカ 大炊御門經孝

オホヒ

オホヒ

オホヒ

オホヒミカドツネミツ 大炊御門經光 名 隆隆寺と號す 系 藤原左大臣經季の子、母は家女房 事蹟 延寶五年十二月内大臣に任じ九年七月辭す、元祿三年十二月右大臣と爲り、五年十二月辭す、十七年正月左大臣に任ず、同年九月六日薨す、年六十七(公卿補任、大臣補任)

オホヒミカドツネムネ 大炊御門經宗 名 中御門左大臣及び大炊御門左大臣と號す、また阿波大臣とも稱す 系 藤原大納言經實の四子 事蹟 保元中大納言正二位に至る、もと藤原信賴と睦し、信賴を爲すや、藤原惟方と共に腹心となる、既にして事成らざるを慮り、惟方と謀を合せ潛に乘輿を奉じて六波羅に幸す、亂平して後元舅の故を以て親任せられ、惟方と共に朝權を侵す、後白河上皇怒り

オホヒミカドツネナ 大炊御門經名 系 藤原自性院と號す、法名心源 系 實量の子、信宗の後を嗣ぐ 事蹟 永正十五年五月内大臣に任じ、大永元年七月右大臣と爲る、三年三月辭す、天文十一年四月出家、二十二年三月二十四日薨す、年七十四(公卿補任、大臣補任)

オホヒミカドツネヒテ 大炊御門經秀 名 法聖寺と號す 系 藤原大納言經音の子 事蹟 寛延二年十一月内大臣に任ず、同年十二月辭す、寶曆二年十一月十五日薨す、年四十二(公卿補任、大臣補任)

て之を阿波に流す、應保二年召還され、長寛二年官爵を復し、閏十月右大臣となる、時人呼て阿波大臣と云ふ、後左近衛大将左馬寮御監を兼ね、仁安元年十一月左大臣に轉じ、從一位に叙す、治承二年皇太子傳、壽永元年兼車中將を聽さる、時に源義經兄頼朝と協はず、奏して頼朝追討の宣言を請ふ、後白河法皇猶豫して決せず、經宗曰く、當時京都を護る者唯義經一人のみ、若し憤激を生ぜば、誰か能く之を制せん、姑く其請を許して、後頼朝に開諭し、その朝廷の本意に非ざるを知らしめば可ならんと、法皇之に従ふ、頼朝聞て之を咄み、經宗を議奏の内に入れず、經宗抗奏して職を辭す、聽されず、文治五年二月薨す、尋で薨す、年七十一、經宗久しく顯要に在りて朝典に練達す、時に欽重する所となる(公卿補任、大日本史)

オホヒミカドツネ 大炊御門殿 所在 京都大炊御門の北、東洞院の東に在り○里内裡の一、洞院殿とも、大炊殿とも、大炊御門内裡とも、



集菟樹纂(編料史)像木之置安寺方西都京

大炊御門東洞院とも云ふ 起原 治承後白河法皇の御領なりしが、後仙洞御所となり、里内裡となる、寛治元年八月白河上皇攝政師實の大炊御門第一に徙御し、五年迄住ませ給ふ、仙洞御所となす始めなり、堀河天皇壽保元年十月二十四日皇居堀河院焼亡せしを以て、この御所に徙御し給ふ、是れ里内裡の始めなり、嘉承二年七月鳥羽天皇の御所に受禪あり、暫く皇居とし給ふ、後内裡、高陽院等に移り給ひしが、高陽院焼失するに及びて再び皇居となす、即ち天永三年六月丹後守忠隆遷進し、十月に至りて城功し、遷御し給ひて洞院殿と改め給ふ、是れ大炊の炊は火に從ふが上に、大炊は饑帝(淳仁)の諱たるを以てなり、永久二年八月火に罹りて焼亡す、再び功を起し、三年十一月成りて徙御し給ふ、四年八月亦焼亡す(本朝世紀、中右記、百練抄、園太曆、山城名勝志)

オホヒミカドツネ 大炊御門殿 所在 京都大炊御門の南、宮小路の東○仙洞御所の一、又大炊御門萬里小路殿とも、大炊殿とも云ふ 起原 治承後白河上皇御所として給ふ、百練抄に、十二月二十七日、上皇自土御門第一遷御新造大炊御門第一、件地本は大納言宗忠御領也、伊豫守國明造進之と見えたり、大治五年七月火災に逢ひ灰燼となる、其後造立のこと詳かならず(百練抄、類聚雜要抄、山城名勝志)

オホヒミカドノサイ井 大炊御門齋院 式子内親王(シキシナイシムラウ)を見よ、

オホヒミカドノダイリ 大炊御門内裡 里内裡の大炊御門殿(オホヒミカドノ)を見よ、

オホヒミカドノフカズ 大炊御門信量 名 深草右大臣と稱す 事蹟 文明十一年四月内大

オホヒ

臣と爲り、十三年辭す、十五年正月右大臣に任じ、長享元年八月四日薨す、年四十六(公卿補任、大臣補任)
オホヒミカドノフツク 大炊御門信嗣
名號 嵯峨入道と稱す、正應三年六月内大臣と爲り、尋で辭す、延慶二年十月太政大臣に任ず、三年十二月辭す、四年三月二十日薨す、年七十六(公卿補任、大臣補任)

オホヒミカドノフムネ 大炊御門信宗
名號 後醍醐院と號す、永享四年八月内大臣と爲り、五年に辭す、享徳二年に出家す、年六十三(公卿補任、大臣補任)

オホヒミカドノミヤ 大炊御門宮
名號 惟明親王をいふ、大炊御門に居せしを以て大炊御門宮と稱す、又承安第三宮とも稱す、高倉天皇の第四皇子、母は少將局、宮内大輔平義統の女、建久六年三月二十九日元服して三品に叙す、承元五年二月出家、法名聖圓、承久三年五月三日薨す、年四十三(皇胤紹運録)

○高倉院 惟明親王
交野宮 醍醐宮 高桑宮
倫尊宮 栗野宮 尾崎宮
倫聖海 萬壽

オホヒミカドヒガシノトウ井シ 大炊御門冬氏
里内裡の大炊御殿(オホヒミカドノ)を見よ、

オホヒミカドフユウチ 大炊御門冬氏
名號 光福寺と號す、大納言良宗の子、建元二年六月内大臣に任じ、同年八月辭す、四年八月出家、同月十六日薨す、年四十三(公卿補任、大臣補任)

オホヒ

オホヒミカドフユウダ 大炊御門冬忠
名號 香隆寺入道と號す、内大臣家嗣の子、建永二年十月内大臣と爲り、四年正月辭す、五年九月九日薨す、年五十一(公卿補任、大臣補任)

オホヒミカドフユノフ 大炊御門冬信
名號 隨心自在院と號す、崇徳冬氏の子、建永元年九月内大臣に任じ、二年二月罷む、觀應元年六月二十八日薨す、年四十三(公卿補任、大臣補任)

オホヒミカドマデノコウチドノ 大炊御門萬里小路殿
仙洞御所の大炊御門殿(オホヒミカドノ)を見よ、

オホヒミカドムネウチ 大炊御門宗氏
名號 瑞慶院と號す、高倉院大納言冬宗の子、應永二十七年十二月内大臣と爲る、二十八年四月六日薨す、年四十七(公卿補任、大臣補任)

オホヒミカドモロツネ 大炊御門師經
名號 後大炊御門と號す、左大臣經宗の二男、母橘政光の女、太政大臣實賴の後を嗣ぐ、貞應元年八月内大臣と爲り、元仁元年十二月右大臣に轉じ、嘉祿三年四月辭す、建長八年九月出家、正元元年八月十五日薨す、年八十五(公卿補任、大臣補任)

オホヒミカドヨリサネ 大炊御門頼實
名號 中山前太政大臣、また六條と號す、左大臣經宗の子、建久九年十一月右大臣に任じ、正治元年六月太政大臣に轉す、元久元年十二月辭す、承元二年十二月再任、三年正月また辭す、建保四年正月出家、嘉祿元年七月五日薨す、年七十七(公卿補任、大臣補任)

オホヒミス 覆御簾 清涼殿の奥の間の格子の外にある御簾を云ふ(禁秘抄附録)

オホヒヤキ 大槌焼 加賀國河北郡大

オホヒ

種町にて製する陶器、天和年間京師の工人樂吉左衛門一入の弟長左衛門某といふ者、加賀の大種に至り窯を開き、樂焼に倣ひて點茶家用ふる所の茶碗を製出す、其質赤樂焼に似て土質緻密、釉は赤黄色にして、飾の色の如し、俗間に大種の飾焼とも云ふは即ち是なり、是を第一世の長左衛門といふ、樂焼と同じく世に行はる、彫りて渦線をなすものあり、第四世長左衛門より以後代々園内に大種の二字を印す、今は村中の人皆之を製す、特に茶器のみならず一般の陶器を製出す(工藝志料)

オホヒラコバン 大平小判
古品の一、表に太平の極印あるを以て名づく、重三匁六分、金位上、衆金みな縦格にして此金のみ横格なり、或は云ふ、新田判官仁木左京大夫頼明の造る所と、何の據を知らず(金銀圖録)

オホヒラテラ 太平寺
伊吹山の西麓、伊吹山四院の隨一にして太平護國寺と云ふ、寶龜九年五月の草創、元弘三年五月後伏見上皇光嚴花園兩帝と六波羅に徒御す、足利尊氏、後醍醐天皇の勅を受けて六波羅を攻む、上皇園を突て太平護國寺に逃れ、駐ること十八日、龜山天皇の皇子守良親王薙髮して覺靜と號し當寺に居す、北條仲時新主光嚴天皇を挾て近江に走るや、近傍の民兵親王を奉じて主となし新主を連る、寺中に三坊境内に名越権現社あり(近江國名跡案内記、佛事志、地名辭書)

オホヒラテラシヤウ 太平寺城
近江國坂田郡伊吹山の麓、佐々木京極氏の居城、京極氏は佐々木信綱の五子信信より出づ、氏信文永二年近江守に任じ、愛知以北六郡を子孫に傳領す、太平寺に居城を築き、江北屋形と號す、元弘建

オホヒ

武の時高氏入道道譽武功あり、其子高秀幕府の侍所司となる、文明中高清のとき部下の諸士上坂下坂多賀の族相闘ふ、高清海津に出奔す、明德八年歸館す、永正六年高清上平城を築き之に移り、國務を上坂泰貞に讓る、太平寺の城館是より廢す(淺井三代記、近江國名跡案内記)

オホヒルメチノミコト 大日靈貴命
天照大神(アマテラスオホミカミ)を見よ、

オホヒレウ 大炊寮
名號 オホヒノツカサと云む、唐名大倉署、宮城都芳門の西、神祇官の北、宮内省の祓官、諸國の春米雜穀及び諸司の食料分給の事を掌る、頭一人從五位下、五位諸大夫之に任ず、後世大外記中原師遠の子孫此職を掌る、助一人從六位上、允一人從七位上、大屬一人從八位下、少屬一人從六位上、史生四人、大炊部六十八、使部二十人、直丁二人、驅使丁三十人、

成務天皇の時、小治田命御飯を調進す、天皇其香美を愛す、姓多米連を給ふ、依て大炊の事を掌り、兼て御田職に任ず、子孫世々其事を掌る、部族に多米部、春米連、春米部等あり、書紀天智天皇七年十二月の條に、大炊省の名見たり、文武天皇大寶元年に至り、右の如く定む、元正天皇養老二年六月史生四人を置く、延喜の制使部十人を減す、其外變りなし、延喜以後助に權一人、允に大少を設く(書紀、令義解、令集解、延喜式、職原抄)

オホヒロマ 大廣間
家屋中の廣間の最も大にして、造作の備はりたる坐敷をいふ、また江戸幕府の時、江戸城中居間の名に稱するものあり、これ園持大名、御三家の庶流、及び表大名四品以上の者、登城の節に詰る所、上、中、下の三段に分たれ、襖に松鶴、松雪、及び松、二ノ間、三ノ間、四ノ間の小壁に

オホフサノシリガイ 大總鞆
馬具の名、連着鞆(レンヂヤクノシリガイ)を見よ、

オホベツタウ 大別當
院廳の長官を云ふ、大臣、公卿、清華の人を以て之に任ず、其數一定せず、少き時二人、多き時は七八人に至る、

オホベツタウ 大別當
院廳の長官を云ふ、大臣、公卿、清華の人を以て之に任ず、其數一定せず、少き時二人、多き時は七八人に至る、

オホベツタウ 大別當
院廳の長官を云ふ、大臣、公卿、清華の人を以て之に任ず、其數一定せず、少き時二人、多き時は七八人に至る、

オホベツタウ 大別當
院廳の長官を云ふ、大臣、公卿、清華の人を以て之に任ず、其數一定せず、少き時二人、多き時は七八人に至る、

オホベツタウ 大別當
院廳の長官を云ふ、大臣、公卿、清華の人を以て之に任ず、其數一定せず、少き時二人、多き時は七八人に至る、

オホフサノシリガイ 大總鞆
馬具の名、連着鞆(レンヂヤクノシリガイ)を見よ、

オホベツタウ 大別當
院廳の長官を云ふ、大臣、公卿、清華の人を以て之に任ず、其數一定せず、少き時二人、多き時は七八人に至る、

オホベツタウ 大別當
院廳の長官を云ふ、大臣、公卿、清華の人を以て之に任ず、其數一定せず、少き時二人、多き時は七八人に至る、

オホベツタウ 大別當
院廳の長官を云ふ、大臣、公卿、清華の人を以て之に任ず、其數一定せず、少き時二人、多き時は七八人に至る、

オホベツタウ 大別當
院廳の長官を云ふ、大臣、公卿、清華の人を以て之に任ず、其數一定せず、少き時二人、多き時は七八人に至る、

オホマカキ 大間書
除目の時に用ふる文書、調官を書き立てたる書附を云ふ、單に大間とも云ふ、任官すれば、書入る、が爲めに、調官をば大間に書く故に、大間と云ふ(羽倉考、倭訓栞)多くは巻物なり、今左に保元四年の大間書の一部を示す、

オホマ 大間
京間を云ふ、「キヤウマ」を見よ、

オホマ 大間
京間を云ふ、「キヤウマ」を見よ、

オホマ 大間
京間を云ふ、「キヤウマ」を見よ、

オホマ 大間
京間を云ふ、「キヤウマ」を見よ、

オホマ

神祇官
少史
太政官
少納言從五位下藤原朝臣伊長
大外記正六位上三善朝臣爲任
少外記正六位上中原朝臣廣能
權少外記正六位上中原朝臣仲信

左大史正六位上清原眞人祐定
右大史正六位上中原朝臣頼直
左少史正六位上中原朝臣憲長
右大史
右少史正六位上高橋宿禰信弘
中務省
卿

少錄
少錄
内舍人正六位上多朝臣景節安徳朝臣
内舍人正六位上源朝臣行家安徳朝臣
内舍人正六位上大江朝臣長季久遠朝臣

オホマ

内舍人正六位上平朝臣宗貞貞母生初
内記局
監物局
主典
主典
(以下太皇太后宮職より鎮守府に至るまで略す)

大間を巻たる圖



オホマツリゴトビト

参議 「サンギ」を見

オホマト

大的 名義 歩射の的を云ふ、舊は
的とのみ云ひしが、小的出来しより之に對して大的
と云ふ、徑五尺二寸あり○本朝軍器考に、大的と云
ふは、徑五尺二寸にも又三尺五寸にもする、弓場は
三十三杖にはくれば、物間は三十一杖也と見えたり
○本朝軍器考のうす板をあや杉に組みて徑五尺二寸に
圓くして紙にて張り、白く塗て三重に繪を出す、繪
とは繪を書くことと云ふ、(的)を參看(眞丈雜記、
四季章、法量物)

オホマトゴラン

大的御覽 名義 江戸幕
府年中行事の一、毎年春秋二季諸番士の一隊の中より、
射手三人を選び出し、吹上の弓場にて大的を射
らしむるを將軍の覽るをいふ、もろ矢違はぬ者には
御衣一重を賞賜す(源朝臣寛永十四年の秋、家光
將軍西丸山里御庭に於て、御番方的射上覽ありしを

オホミコトモチノツカサ

於保美許止
母知乃都加佐 太宰府を云ふ、於保は美稱大、美
許止は詔、母知は持、都加佐は府の義、即ち天皇の御
詔を我身に帶持して任國に赴き、其國を治する職名
なり、(オホミコトモチノツカサ)を參看(太宰府考)

オホミソジヤウ

大溝城 所在 近江國高
島郡大溝村(今高島郡永久中佐々木信綱の二男信高
始めて此地に城を築きて居る、永正十五年淺井亮政
攻めて之を有す、後淺津氏相繼ぎて守る、元龜三
年織田信長之を攻めて陥り、織田信澄に賜ふ、天
正十年六月信澄亡失せしに因り、丹羽長秀に預けし
む、十四年京極高次二萬石に封ぜられて此地に治す、
尋で大津に移る、元和五年德川氏分部光信を伊勢國
上野より此地に移し、二萬石を賜ふ、分部氏陣屋を
置きて此地を治む、子孫相繼ぎて明治維新に至る(温
故錄、近江輿地誌略、近江名跡記、明治政覽)

オホミタ

大御田 神田を云ふ、

オホミタウヂラ

大御堂寺 所傳 尾張國
知多郡柳井村(今尾張國眞言宗本尊阿彌陀佛(源朝臣白
河天皇の勅願、承暦中の草創、後平治の亂源義朝此
地に殺されしを以て、國司平康頼一堂を營み追善を
修す、文治六年十月源頼朝此墳墓に詣り、享祿四年
十月兵火に燒失して僅に樓門を存す、天文三年三月
修造を加ふ、慶長五年秋又坊舎燒失し、後大御堂
額廢す○塔頭に安養、圓明、龍松、慈雲、密藏院等の五
坊あり、池澤尼、織田信孝、平康頼等の墓あり○寺寶
に源義朝の太刀一柄、源頼朝畫像一幅、浴室義朝横死
の畫一幅、大御堂供養式の圖一幅あり(尾張志)

オホミタカラ

御寶 人民をいへる古語、民
は天皇に於て貴重なる寶なりとの意より出たり、
書紀に民、萬民、兆民、黎民、民庶、衆庶、億兆、人

オホマ

始めとす、明暦二年四月家綱將軍二丸に於て大的の上
覽あり、四本射にて、射手の人々に時服二つ宛賜は
る、天和二年三月二丸に於てまた上覽あり、人數百
十六人、御小性組四十五人、御書院番三十二人、新御
番八人、大御番二十七人、御納戸御番四人、小十人御
番十人、其後寶永六年九月吹上にて上覽あり、射手
百四十三人、一組三人宛となす、享保十二年七月吹
上にて大的上覽あり、是より毎年春秋二季に上覽絶
えざりき、文化八年十二月儉約令出で、費用二割を
減じ五箇年間、隔年上覽あることとなり、人數も一
組三人を二人に減す、文化十四年より舊に復したれ
ども、文久二年より遂に廢せらる(青標帶、幕朝年中
行事歌合)

オホマヘ

大前 射的の時、最初に出て射るを
云ふ(眞丈雜記)

オホマヘツギミ

百官 「マヘツギミ」を見

オホマンドコロ

大政所 攝政關白家の母
を云ふ、始めは大北政所といふ、後には略して大政所
と云ふ、攝政關白家の妻室を北政所と云ふを以て、
其母を尊びて然か稱するなり、後には他家にても、
宣旨を蒙りて大政所と稱す、増鏡に、近衛大北政所
(關白近衛家基の北政所)などやむことなきがかり云
云(康富記に、應永八年六月七日、今日祇園祭也、大
政所(足利義滿妻室)參詣拜神樂云々)秀吉任官記
天正十二年三月十日内大臣に任ぜし條に、其後大阪
立勅使以て御臺所(任北政所、以て母儀任大政
所)と見えたり、(キタノマンドコロ)を參看、

オホミ

大忌 大嘗會の職名、小忌(チミ)を見

オホミオヤ

大御母 天皇の御母即ち皇太

オホミ

后をいふ、クワウタイコウを見よ、
オホミカド 大御門 宮殿のことをいふ、萬
葉集に、藤井が原に大御門云々、日のたての大御門
に云々、日のよこの大御門に云々と見えたり○又總
門をいふ、總門は總構の大門なり、古くは貴人の家
ならでも、大御門ともいへり、枕草子に、大みかどは
さしつや云々と見えたり(家屋雜考)
オホミガハリノアハセ 大身替袷
片々を別色になしたる袷をいふ、犬追物の時之を用
ふるが如し、大身替とは、片身替の事なり、犬追物方
圍書に、文明九年八月御方御所様、初日御直垂、片
身替、弓手方紅、馬手方萌黄被付云々と見え、又
土佐光茂が書きたる追物の繪にも、介添人の素襖に、
片方淺黄にて、片方紫なるを着たる圖あり、是れ大
身がはりなるべし、若き人の着する物と見ゆ、眞孝
答書に、大身がはりの袷は暗の時着まじきなり云々と
あり(眞丈雜記)

オホミ

大御食 天皇の御食す御飯をい
ふ、古事記大御食日代宮殿にも、大御食を獻るの時
云々、また朝夕之大御食と見え、書紀景行卷に、諸縣
君景媛依獻大御食而共族會之、萬葉集に、遊副
川之神母大御食爾仕奉等云々、また於保美氣爾都加
倍麻部流等云々と見ゆ、
オホミケツカミ 大御食津神 神代に於
て、食物のことを司れる神、オホ、及びミは共に尊
稱の詞、ケは食(ウケ)のウの省かりたるなり、此神
五穀其他のものを生じ始めし神なるを以て、大膳職
にも齊き奉り、又祈年祭の祝詞にも見えたり(古事記
傳、倭訓栞)
オホミコトモチノオホキマツリゴトビト
太宰大監 太宰府の職員、(オホミ)を見よ、

オホミ

物、人夫、庶人、居人、戸口、百姓、元々、蒼生、衆々、
首など皆然か訓む、大御寶と云ふ義なり、古書に數
見せる王民、公民、良人等も又、オホミタカラと訓
む、是等はもと賤奴に對して云へる稱にて、良人の
みに限れども、普通は諸の民を云ふなり、或は「アラ
ヒトツサ」と訓めり、江次第非常救の條檢非違使の詞
に、依其事殊以免餘、各罷還木實、重犯不奉仕、
爲公御財、御調物備進禮と見えたり、是れ意富美多
詞羅と云ふ言の正しく見えし始めなり、
オホミノヤリ 大身槍 素槍の外の長大な
るものをいふ、(オホミ)を參看、
オホミハハ 大夫人 「オホミツシ」を見よ、
オホミマ 大御體 天皇の御體を云ふ、倭訓
乘に、御體をよむよし延喜式に見えたり、身をむとも
よめば、まみ心通ふ、みまは御馬の義、草駕と云ふが
如くなるにやと見えたり、
オホミヤ 大宮 禁中を尊稱して云ふ、大は尊
稱、宮は御屋の義、萬葉集に、天皇之神之御言能、大
宮者、此間等雖聞云々、百城城之大宮處見者恐毛」と
見え、古今六帖に、百數のおほみやなから八十島を見
る心地する云々とあり、又神宮の尊稱にも、皇太后
の尊稱にも用ふ(倭訓栞)
オホミヤ 大宮 西園寺實宗(サイテンジサネ
ムネ)を見よ、
オホミヤウチ 大宮氏 姓は藤原、公季流、
内大臣西園寺公益より出づ、公益の二男季光始めて
大宮と稱す、左中將正四位下となり、眞享元年卒す、
子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、子爵を授け
らる(知譜拙記、華族譜)

オホミ

○季光 實勝 公央 昌季 眞季 盛季

オホモ

兵書を抄譯し、名づけて戦術門といふ、慶應二年長藩の幕府と慶應を開くや、幕府兵を發して其四境に逼る、益二郡自ら兵を率ゐて北方の一面に當り、連戦皆捷し、兵威大に振ふ、明治元年世子元徳に隨ひて入京す、是より先徳川慶喜政権を朝廷に奉還し、尋で伏見の變あり、六師東征するに及び、朝議益二郡を以て軍務局判事となし、江戸府の判事を兼ねしむ、偶々徳川氏の餘黨東叡山に據り、陰に會津仙臺の諸藩と通じて事を擧げんことを圖る、益二郡即ち兵を督して之を敗る、尋でまた一軍を特派し、征東の師と合して會津を襲はしめ、更に旗を獻じて函館に據れる榎本武揚等の兵を敗り、東北平定の功を擧ぐ、朝廷其功を賞し世襲の祿千五百石を賜ふ、明治新政府の成るや、兵部大輔の職に任じ、大に兵制を革新せんとし、佩刀を禁じ、徴兵令を定め、兵學校造兵局を開き、鎮臺を七道に分置するの策を畫せしが、中道にして守舊黨の爲めに、京都木屋坊の族裔に襲撃せられ、傷重くして遂に薨す、年四十七、詔して從三位を贈る(故兵部大輔贈從三位大村公神道碑)

オホメツケ

大目附

江戶幕府の職名、老中の耳目となりて政務の得失を密告し、百揆の規則を監視し、訴訟の枉屈を暢達する事を掌る、且つ大名を糾察し、兼て老中以下諸吏の姦匪を彈劾す、即ち大監察なり、服忌令、分限帳改、宗門改、供進指物帳掛、鐵砲改等の分課あり、其細則は公文を萬石以上へ布令し、禮日に營中を巡て大名の班席を督正し、疾病饋禮の届書を受け、將軍社參佛詣の時供奉の函達を令し、諸大名急養子の時列形を檢す、又非常の使を役し、諸大名旗本家人等訴訟斷獄の時、評定所へ陪席す、其職はもと軍奉行を本職として、分限軍役の總數を主宰し、道中奉行を兼て、五海道の

オホモ

の騎馬を監督す、出陣には五の字の指物を用ふ、老年赤母衣を帶ぶ、其職最も重し、老中の支配にて席次は芙蓉間詰とす、寛永九年十二月始めて四人を置き總目附と稱す、水野守信、柳生宗矩、秋山正重、井上政重之に充つ、後ち五人となる、内一人は必ず道中奉行を兼ね、寛文六年七月役料千俵と定めしも、天和二年之を罷め、享保八年以來役料三千石となる(吏徴、官中秘策、明長帶録)

オホモノイミノジンジャ

大物忌神社

羽後國飽海郡吹浦村吹浦、古へ島海上上に在り、中古今の地に遷す、本國の一宮、今は國幣中社、大物忌神に、月山神を配し祭るを以て兩所權現といふ、大物忌神は須磨魂神を祀る、欽明天皇二十五年創建、仁明天皇承和五年五月正五位下を授奉り、七年七月詔して殊に使を遣はし從四位下を授け、神封二月充て奉りき、清和天皇貞觀四年十一月官社に預らしむ、十五年四月累遷して正三位に叙され、陽成天皇元慶二年七月軍ある毎に、國司必ず此神に祈奉るを以て、神封二月を増し、八月勅三等を加ふ、其後正二位勅二等に至る、光孝天皇仁和元年十一月國司に勅して殊に此神を齋祭らしむ、是夏秋田中及び飽海郡濱海に石鏡を雨す事あるは、此神等の崇なりと奏するに依てなり、醍醐天皇延喜の制名神大社に列り、祭料二千束を充奉り、朱雀天皇天慶二年四月太政官符を下して神山燒るの怪をトはしむ、順德天皇承久二年十二月將軍藤原賴經神殿を修造せしめ、後村上天皇正平十三年八月源賴信由利郡小石郷乙度村を一宮兩所神に寄して朝廷を興復し、陸奥出羽二國の寧靜を祈る、明治四年五月國幣中社に列す、凡毎年正月十月第三の寅日より七日齋あり、之を大物忌と云ふ、又六月十五日演劇祭を行ふ

オホモ

(出羽國風土略記、神祇志料、古事類苑神祇部) 大物見 戰國時代戰陣中の役名、多くの兵士を率ゐて斥候を爲すものないふ、武家名目抄に、普通の物見は、五六騎にて敵に見知られざるを主とすれども、大物見は、敵陣近く進みて其舉動を察し、或は敵地に入て斥候を爲すを以て、多人數を要するが故に、軍士をせらるゝなり、又首將たる人、自ら大物見に出ることあれど、大方は物見功者なる輩に、兵士をせへて遣はすは常なり、正しき職名に「らす」と云へり、

オホモ

大紋

大紋直垂のことを云ふ、イモシタダレを見よ、

オホモリウチ

大森氏

姓は藤原、關白道隆より出づ、道隆の子忠親伊勢に住す、其子惟康駿河守となり駿河結澤に移り住す、其孫親家信濃守となり、猶結澤庄大森を領す、子孫因て氏となす、世々信濃守と稱す、其裔頼朝始めて小田原城に住す、氏頼の時足利持氏に仕へ寄栖庵と號す、其子實頼明應四年小田原城を去て眞田城に移る、其子藤頼北條氏の爲めに亡はさる、其弟泰頼幼少なり、去て武田氏に屬して僅に記を守る(系圖纂)

オホモ

維康

親家 頼忠 行頼

オホモ

維頼

藤頼 頼明 頼春

オホモ

氏頼

實頼 藤頼

オホモ

泰定

定頼 頼直 頼輔

オホモ

大屋

屋宇中の母屋をいふ、また江戸時代に家主をいふ、

オホモ

大宅氏

宅父は家に作る、カバチ臣、和泉に貫す、武内宿禰の子角宿禰より出づ、天

オホヤ

智天皇の時其居大宅を以て姓を大宅と賜ふ、醍醐天皇の時、從七位下大宅臣安直あり、堀河天皇の朝光任源義家に仕へ武勇を顯はす、所謂三大大夫なり、子光房大大夫と稱し義家に仕ふ、光延源賴朝に仕へ駿河高橋油比西山等の地を食む、因て其族を高橋氏と稱す、後ち石見に移る(氏族志)

オホヤケ

公事

朝廷又は天皇のことをいへる古語、大官又大宅の義、朝廷の事には、源氏桐壺の條に、おほやけのかためとなりて天下をたすける方にて見れば云々」とあり、天皇の事には、伊勢物語に、おほやけのみけしきあしかりけり源氏若菜の巻に、大將はおほやけかたばやう／＼おとなふれと云々」榮花物語月宴の巻に、七段の御修法長日御修法おほやけ方宮方と行はせ給ふ云々」とあり、

オホヤケゴト

公事

常に音讀して公事と云ふ(武家時代の語なる「クジ」とは別なり)祭中の政治節會等の稱、源氏物語紅葉の賀の巻に、頭の君もいとおかしけれど、おほやけこと、多く奏し下す日にて、いとふるはしく、すぐやかなること云々と見えたり、

オホヤケツカヒ

公使

朝廷よりの使をいへる古語、更科日記に、このを、こなたづねるに、このみ、おほやけづかひをめて」とあり、

オホヤケノヌヒ

公奴婢

「ヌヒ」を見よ、

オホヤシマクニ

大八洲國

太古我國の異稱、古事記に伊邪那岐命、伊邪那美命御合、生子淡道之種之狹別島、次生伊豫之二名島、次生隱岐之三名島、次生筑紫島、故因三此八島先所生、謂大八島國と見え、書紀に(前略)以淡路洲爲胞、(意所不)快、故名之曰淡路洲、(意所不)速生、大日本豊秋津洲、次生伊豫二名洲、次生筑紫洲、次生隱岐洲與在淡

オホヤ

大安殿

大極殿の古名、大極殿の後房小安殿に對しての稱、玉勝間に、天智紀に西安殿、天武紀に向安殿、内安殿、壽宮安殿、文武紀に、東安殿などもある、皆やすみどのなり、やすみは、古き歌に、やすみし、わが大きみとよみて、これ安らひて、天の下を見し給ふ意見し給ふとは、しるしめすことなり、されば天皇のまします殿をば、皆、やすみどのと申せるなり、いたく後の物なれど、西行が撰集抄に、崇徳天皇の御殿に參りて、其事を申せる所に、清涼紫宸の間にやすみし給ひて、百官にい

オホヤ

大安殿

大極殿の古名、大極殿の後房小安殿に對しての稱、玉勝間に、天智紀に西安殿、天武紀に向安殿、内安殿、壽宮安殿、文武紀に、東安殿などもある、皆やすみどのなり、やすみは、古き歌に、やすみし、わが大きみとよみて、これ安らひて、天の下を見し給ふ意見し給ふとは、しるしめすことなり、されば天皇のまします殿をば、皆、やすみどのと申せるなり、いたく後の物なれど、西行が撰集抄に、崇徳天皇の御殿に參りて、其事を申せる所に、清涼紫宸の間にやすみし給ひて、百官にい

オホヤ

大安殿

大極殿の古名、大極殿の後房小安殿に對しての稱、玉勝間に、天智紀に西安殿、天武紀に向安殿、内安殿、壽宮安殿、文武紀に、東安殿などもある、皆やすみどのなり、やすみは、古き歌に、やすみし、わが大きみとよみて、これ安らひて、天の下を見し給ふ意見し給ふとは、しるしめすことなり、されば天皇のまします殿をば、皆、やすみどのと申せるなり、いたく後の物なれど、西行が撰集抄に、崇徳天皇の御殿に參りて、其事を申せる所に、清涼紫宸の間にやすみし給ひて、百官にい

オホヤ

大安殿

大極殿の古名、大極殿の後房小安殿に對しての稱、玉勝間に、天智紀に西安殿、天武紀に向安殿、内安殿、壽宮安殿、文武紀に、東安殿などもある、皆やすみどのなり、やすみは、古き歌に、やすみし、わが大きみとよみて、これ安らひて、天の下を見し給ふ意見し給ふとは、しるしめすことなり、されば天皇のまします殿をば、皆、やすみどのと申せるなり、いたく後の物なれど、西行が撰集抄に、崇徳天皇の御殿に參りて、其事を申せる所に、清涼紫宸の間にやすみし給ひて、百官にい

オホヤ

大安殿

大極殿の古名、大極殿の後房小安殿に對しての稱、玉勝間に、天智紀に西安殿、天武紀に向安殿、内安殿、壽宮安殿、文武紀に、東安殿などもある、皆やすみどのなり、やすみは、古き歌に、やすみし、わが大きみとよみて、これ安らひて、天の下を見し給ふ意見し給ふとは、しるしめすことなり、されば天皇のまします殿をば、皆、やすみどのと申せるなり、いたく後の物なれど、西行が撰集抄に、崇徳天皇の御殿に參りて、其事を申せる所に、清涼紫宸の間にやすみし給ひて、百官にい

オホヤ

大安殿

大極殿の古名、大極殿の後房小安殿に對しての稱、玉勝間に、天智紀に西安殿、天武紀に向安殿、内安殿、壽宮安殿、文武紀に、東安殿などもある、皆やすみどのなり、やすみは、古き歌に、やすみし、わが大きみとよみて、これ安らひて、天の下を見し給ふ意見し給ふとは、しるしめすことなり、されば天皇のまします殿をば、皆、やすみどのと申せるなり、いたく後の物なれど、西行が撰集抄に、崇徳天皇の御殿に參りて、其事を申せる所に、清涼紫宸の間にやすみし給ひて、百官にい

オホヤ

大安殿

大極殿の古名、大極殿の後房小安殿に對しての稱、玉勝間に、天智紀に西安殿、天武紀に向安殿、内安殿、壽宮安殿、文武紀に、東安殿などもある、皆やすみどのなり、やすみは、古き歌に、やすみし、わが大きみとよみて、これ安らひて、天の下を見し給ふ意見し給ふとは、しるしめすことなり、されば天皇のまします殿をば、皆、やすみどのと申せるなり、いたく後の物なれど、西行が撰集抄に、崇徳天皇の御殿に參りて、其事を申せる所に、清涼紫宸の間にやすみし給ひて、百官にい

オホヤ

大安殿

大極殿の古名、大極殿の後房小安殿に對しての稱、玉勝間に、天智紀に西安殿、天武紀に向安殿、内安殿、壽宮安殿、文武紀に、東安殿などもある、皆やすみどのなり、やすみは、古き歌に、やすみし、わが大きみとよみて、これ安らひて、天の下を見し給ふ意見し給ふとは、しるしめすことなり、されば天皇のまします殿をば、皆、やすみどのと申せるなり、いたく後の物なれど、西行が撰集抄に、崇徳天皇の御殿に參りて、其事を申せる所に、清涼紫宸の間にやすみし給ひて、百官にい

オホヤ

大安殿

大極殿の古名、大極殿の後房小安殿に對しての稱、玉勝間に、天智紀に西安殿、天武紀に向安殿、内安殿、壽宮安殿、文武紀に、東安殿などもある、皆やすみどのなり、やすみは、古き歌に、やすみし、わが大きみとよみて、これ安らひて、天の下を見し給ふ意見し給ふとは、しるしめすことなり、されば天皇のまします殿をば、皆、やすみどのと申せるなり、いたく後の物なれど、西行が撰集抄に、崇徳天皇の御殿に參りて、其事を申せる所に、清涼紫宸の間にやすみし給ひて、百官にい

オホヤ

大安殿

大極殿の古名、大極殿の後房小安殿に對しての稱、玉勝間に、天智紀に西安殿、天武紀に向安殿、内安殿、壽宮安殿、文武紀に、東安殿などもある、皆やすみどのなり、やすみは、古き歌に、やすみし、わが大きみとよみて、これ安らひて、天の下を見し給ふ意見し給ふとは、しるしめすことなり、されば天皇のまします殿をば、皆、やすみどのと申せるなり、いたく後の物なれど、西行が撰集抄に、崇徳天皇の御殿に參りて、其事を申せる所に、清涼紫宸の間にやすみし給ひて、百官にい

オホヤ

大安殿

大極殿の古名、大極殿の後房小安殿に對しての稱、玉勝間に、天智紀に西安殿、天武紀に向安殿、内安殿、壽宮安殿、文武紀に、東安殿などもある、皆やすみどのなり、やすみは、古き歌に、やすみし、わが大きみとよみて、これ安らひて、天の下を見し給ふ意見し給ふとは、しるしめすことなり、されば天皇のまします殿をば、皆、やすみどのと申せるなり、いたく後の物なれど、西行が撰集抄に、崇徳天皇の御殿に參りて、其事を申せる所に、清涼紫宸の間にやすみし給ひて、百官にい

オホヤ

大安殿

大極殿の古名、大極殿の後房小安殿に對しての稱、玉勝間に、天智紀に西安殿、天武紀に向安殿、内安殿、壽宮安殿、文武紀に、東安殿などもある、皆やすみどのなり、やすみは、古き歌に、やすみし、わが大きみとよみて、これ安らひて、天の下を見し給ふ意見し給ふとは、しるしめすことなり、されば天皇のまします殿をば、皆、やすみどのと申せるなり、いたく後の物なれど、西行が撰集抄に、崇徳天皇の御殿に參りて、其事を申せる所に、清涼紫宸の間にやすみし給ひて、百官にい

オホヤ

大安殿

大極殿の古名、大極殿の後房小安殿に對しての稱、玉勝間に、天智紀に西安殿、天武紀に向安殿、内安殿、壽宮安殿、文武紀に、東安殿などもある、皆やすみどのなり、やすみは、古き歌に、やすみし、わが大きみとよみて、これ安らひて、天の下を見し給ふ意見し給ふとは、しるしめすことなり、されば天皇のまします殿をば、皆、やすみどのと申せるなり、いたく後の物なれど、西行が撰集抄に、崇徳天皇の御殿に參りて、其事を申せる所に、清涼紫宸の間にやすみし給ひて、百官にい

オホヤ

大安殿

大極殿の古名、大極殿の後房小安殿に對しての稱、玉勝間に、天智紀に西安殿、天武紀に向安殿、内安殿、壽宮安殿、文武紀に、東安殿などもある、皆やすみどのなり、やすみは、古き歌に、やすみし、わが大きみとよみて、これ安らひて、天の下を見し給ふ意見し給ふとは、しるしめすことなり、されば天皇のまします殿をば、皆、やすみどのと申せるなり、いたく後の物なれど、西行が撰集抄に、崇徳天皇の御殿に參りて、其事を申せる所に、清涼紫宸の間にやすみし給ひて、百官にい

オホヤ

大安殿

大極殿の古名、大極殿の後房小安殿に對しての稱、玉勝間に、天智紀に西安殿、天武紀に向安殿、内安殿、壽宮安殿、文武紀に、東安殿などもある、皆やすみどのなり、やすみは、古き歌に、やすみし、わが大きみとよみて、これ安らひて、天の下を見し給ふ意見し給ふとは、しるしめすことなり、されば天皇のまします殿をば、皆、やすみどのと申せるなり、いたく後の物なれど、西行が撰集抄に、崇徳天皇の御殿に參りて、其事を申せる所に、清涼紫宸の間にやすみし給ひて、百官にい

ヲミニ

抄、二中歴、姓名録抄、姓序考、古事記傳、古今要覽稿)

末 和藥 小高 長田 穴師 恩智 後部藥

ヲミ 小忌 大嘗、新嘗會の時に...

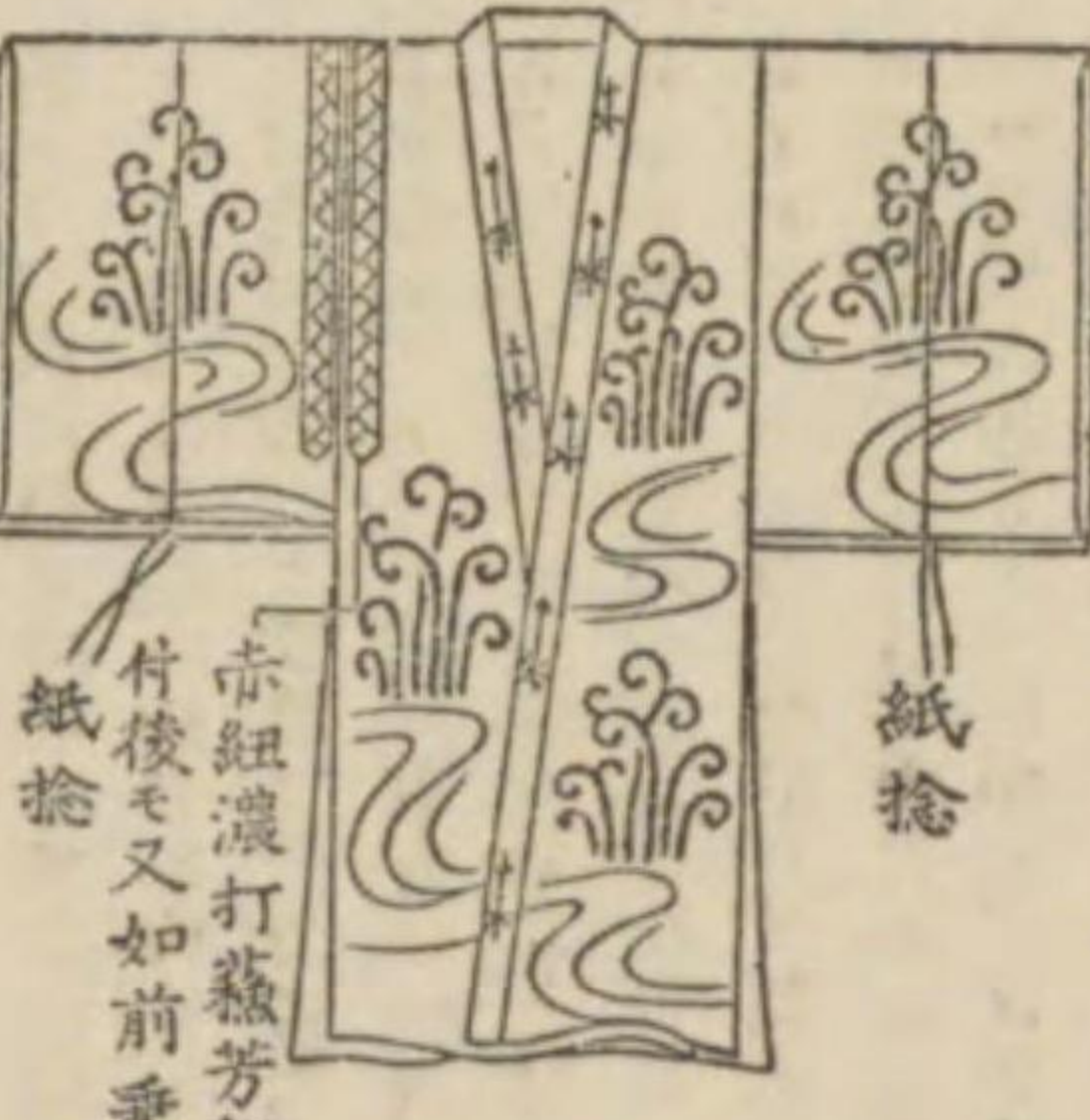
ヲミナベシ 女郎花 染色の名、七八月の頃...

ヲミナコ 淡美能古 單に臣と云ふに同じ、...

ヲミノキンタチ 小忌公達 小忌(ヲミ)を...

ヲミ

の時着用する服を云ふ、又齋服とも云ふ、...



の寸法を用ふ云々、白き布を粉張にして...

ヲミ

幅袖左右各一幅、凡四幅也、紙を以て捻り閉づ、...

ヲミヤパン 御宮番 江戸幕府の役名、久能...

ヲミマ 御三間 内裡の居間の名、居間三ツ...

ヲミナコ 淡美能古 單に臣と云ふに同じ、...

オン

オン

オンガモノノマツリ 御贖物祭

オン井 音韻學

オン

オン

オン

オン

オンカウ 恩降 祥瑞、慶賀、疾病、災異等ある...

オンカウ 恩降 祥瑞、慶賀、疾病、災異等ある...

Table of ranks and titles: オンガモノノマツリ, オン井, オン井ノカク, etc.

は韻の事に關したる學、韻は、音の末の響にて、...

多く、韻鏡家と稱する者多く出でたり、寛水の比...

オンカウ 恩降 祥瑞、慶賀、疾病、災異等ある...

オンケ—ランゴ

ラザンキンヨシノリ若くは、徳川家定(トクガハイ)

オンクダシフミ 御下文 「クダシフミ」を

オンクワウ 飲光 慈雲(ジウワン)を見よ、

オンケウノシユ 隠形咒 摩利支天の咒

オンケン 隱劍 脇差を云ふ、オンケン」

ランゴク 遠國 京都を中心として、諸國を遠

ランゴ

ランゴクアキヤウ 遠國奉行 江戸幕府

オンコト 御事 高貴の人の崩御を云ふ、女

オンコヨミソウ 御曆奏 毎年十月

オンサウシ 御曹司 堂上諸家中の子息をい

ランザウノカユ 温糟粥 粥の一

ランザ—オンシ

給一本、並令今年前至三所一とあり、後漸次儀式備

ランザ 穩座 大饗の時、官廳にて宴を賜はり

オンザウシ 御曹司 堂上諸家中の子息をい

オンシヤ 恩赦 祥瑞、慶賀、疾病、災異等ある

オンシヤウカウ

職名、勳功を討論し、恩賞を請して新恩を與ふる事

ランシヤウシ 園城寺 近江國滋賀

オンシヤウカウ 恩賞方 建武中興の時の

オンシヤウカウ 恩賞方 建武中興の時の

オンシヤウカウ 恩賞方 建武中興の時の

オンシヤウカウ 恩賞方 建武中興の時の

オンシヤウカウ 恩賞方 建武中興の時の

ランゴ

ランゴクアキヤウ 遠國奉行 江戸幕府

オンコト 御事 高貴の人の崩御を云ふ、女

オンコヨミソウ 御曆奏 毎年十月

オンサウシ 御曹司 堂上諸家中の子息をい

ランザウノカユ 温糟粥 粥の一

オンシヤウカウ 恩賞方 建武中興の時の

ランシヤウシ 園城寺 近江國滋賀

オンシヤウカウ 恩賞方 建武中興の時の

オンシヤウカウ 恩賞方 建武中興の時の

オンシヤウカウ 恩賞方 建武中興の時の

オンシヤウカウ 恩賞方 建武中興の時の

オンシヤウカウ 恩賞方 建武中興の時の

オンシヤウカウ 恩賞方 建武中興の時の

オンシヤウカウ 恩賞方 建武中興の時の

オンシヤウカウ 恩賞方 建武中興の時の

ランザ—オンシ

給一本、並令今年前至三所一とあり、後漸次儀式備

ランザ 穩座 大饗の時、官廳にて宴を賜はり

オンザウシ 御曹司 堂上諸家中の子息をい

オンシヤウカウ 恩賞方 建武中興の時の

ランシヤウシ 園城寺 近江國滋賀

オンシヤウカウ 恩賞方 建武中興の時の

オンシヤウカウ 恩賞方 建武中興の時の

オンシヤウカウ 恩賞方 建武中興の時の

オンシヤウカウ 恩賞方 建武中興の時の

オンシヤウカウ 恩賞方 建武中興の時の

オンシヤウカウ 恩賞方 建武中興の時の

オンシヤウカウ 恩賞方 建武中興の時の

オンシヤウカウ 恩賞方 建武中興の時の

オンシヤウカウ 恩賞方 建武中興の時の

オンシヤウカウ 恩賞方 建武中興の時の

オンシ

○圓首 惟首 猷憲 康濟 增命 良勇
 勢祐 房算 行譽 禪藝 餘慶 稔算
 勤修 勝算 勤修 勝算 文慶 教靜
 文慶 心譽 永圓 明尊 覺圓 隆明
 增譽 行尊 覺猷 賴亮 覺宗 行慶
 道惠 覺忠 覺謙 房覺 公顯 圓惠
 房覺 道勝 不詳 實慶 定惠 眞圓
 實慶 公胤 行意 道覺 覺實 圓忠
 覺明 眞尊 圓靜 靜忠 道慶 重圓
 覺惠 公緣 道智 仁助 道仁 靜仁
 圓助 隆辨 覺助 隆辨 行昭 增忠
 性覺 忠助 行覺 性覺 靜譽 性覺
 淨雅 道瑜 順助 道珍 忠助 道昭
 尊悟 増基 尊悟 尊珍 顯辨 尊珍
 房朝 増覺 眞慶 覺助 尊悟 覺譽
 長助 増仁 靜深 道昭 増仁 長助
 覺譽 長助 仁譽 眞瑜 覺譽

オンシヤウチ 恩賞地 世襲所領の外に、功勞ありて特に加増ありし土地を云ふ(武家名目抄)
オンシヤウアキヤウ 恩賞奉行 室町幕府の職名、恩賞の事を掌る(建武式目)、戦功拔群の輩、論賞進級せば、告恩を致し、本奉行入

オンシ

等速に施行せずば、亦控訴を許す、とあれば、幕府の始めより、鎌倉の恩澤奉行に倣ひて此職あり、又恩賞方とも謂ふ(足利尊氏創業の際、勤勞を考較して、恩賞を與る事多かりしかば、十七八人を置く、社寺領地の事にも關せり、凡そ評定衆にして、引付の頭人を帶し、及び政所問注所の兩執事、評定奉行、越訴奉行等、皆恩賞方に列して事に從へり、此輩を又御前衆、御前奉行とも稱せるは、評定始には、將軍に祇候して奏事を役し、又御沙汰始には、披露奉行として、沙汰の披露を役する者なればなり(武家名目抄、官制沿革略史)

オンシユクワツシユツ 隱首括出 隱首とは、隠れたることの現はる、ないふ意、戸籍帳の上の名なき人民が、自ら來りて白すことをいひ、括出とは、勅へ出すことにて、同じく戸籍に無き名を官司の見出すことないふ、考課令に、凡國郡以戸口増益(應進)考者、若是招慰(謂不從戸貫、而招慰得者)括出、隱首走避者、得レ入功過、云々、又武部式に、凡隱首括出者、畿内十月一日、外國十一月一日主計察載(功過帳)申省、省押署進官得度、除帳者移主稅察(不申省)と見えたり(令義解)

ランジュン井ンサキノナイダイジン 温潤院前内大臣 徳大寺實維(トクグイジサネツナ)を見よ、

オンシヨ 恩叙 特恩にて叙留さる、を云ふ、職原抄檢非違使の條に、六位尉叙五位一時、多者去之、明法道者必叙留、其外置依(殊恩)令(叙留)也とあり、

ランシヨク 温職 利徳ある職掌を云ふ、職原抄に、温職之中尤膏腴也とあり、これに對して利徳なき職官を冷官或は冷曹など、稱す(故實要)

オンセ

オンセウ 恩詔 恩惠を施さる、詔ないふ、延喜神祇式に、凡福宜内人神部祝等恩詔位記者、武部省依之、遂神祇官(則四度祭使下)之法曹至要抄(科)の條に、綾御待時而殺、若待時之間、遊進會(恩詔)者、則配(徒流)故爲(輕)と見え、又本朝文粹に、朝旦冬至有(恩詔)と見えたり、

オンソソ 陰孫 三位以上の人の孫を云ふ、陰位(オンキ)參看、

オンタクアキヤウ 恩澤奉行 倉幕府の職名、勳功を討論し、恩賞を議定して、以て新恩の地を分付することを掌る、又勳功奉行とも云ふ(源治傳)初は政所別當、令、及び問注所執事の如き輩、兼ねて其事を行へる故に、別に此職を置かず、賴經將軍の時、嘉祿元年の記に、始めて恩澤奉行後藤基綱と見ゆ、爾來評定衆の内にて、これを攝行せしむ、元弘二年鎌倉滅亡と共に亡ぶ(武家名目抄、官制沿革略史)

オンダシイヌ 追出犬 犬追物に用ふる犬を云ふ、イヌオホモノを見よ、

オンタノモイウヒツ 御憑右筆 憑奉行(タノモアキヤウ)を見よ、

オンタノモソウウアキヤウ 御憑總奉行 (タノモソウウアキヤウ)を見よ、

オンタノモノツカヒ 御憑使 (タノモノツカヒ)を見よ、

オンタノモアキヤウ 御憑奉行 (タノモアキヤウ)を見よ、

オンタラシノソウ 御弓奏 正月七日の白馬節會の時、十六日御禮の爲めに、天子の御弓を供ふるを云ふ、公事根源に、今日は兵部省より奉る、御弓奏ばかりを、内辨も奏聞するなり、若し朔日に

オンチ

當らば、今日も諸司奏と云ふべし、卯杖の奏あるによりてなり、天竺の貝羅多葉は其長さ七尺五寸なり、弓の丈も七尺五寸なる故にこれをたらしとは申にやとあり、(マラシ)のことは弓(ユミ)の條を見よ、

オンチ 恩地 幕府若くは諸家にて、勳功により其臣下に賞與する土地を云ふ、沙汰未練書に代々の奉仕に因て賜ふ所なりといへり、吾妻鏡正治二年十二月二十七日の條に、治承養和以後新恩之地云々とあり、是れ恩地の書に見えし始めなり、恩地買賣を禁じ、又買地となせし時、半分以上の金を返済したるものは、日敵を差し辨償し券契を糺返する特點あり、年貢諸役を勤仕すること他の地に異ならず(吾妻鏡、新編追加)

オンチ 隱地 (オンテン)を見よ、

オンチノコホリ 隱地郡 所在隱岐國(延喜式に始めて郡名見えたり、和名抄、隱地に作る、郡名部麻(シマ)河内(カノ)武良等あり、拾芥抄隱地と書し、元祿園越智となす、天保郷帳「ナチ」とも、明治九年以後隱地となす(郡名異同一覽、國郡沿革考)

オンチノジンジャ 恩智神社 所在河内國高安郡恩智村恩智山○河内國の二宮(深淵)恩智大御食津比古命、恩智の大御食津比古命を祭る、蓋し御食の事を知り給ひて大なる功ありし神なり(治承)稱徳天皇天平神護二年河内丹後播磨美作地三十七戸を神封に充て、文徳天皇嘉祥三年十月正三位を授け、清和天皇貞觀元年正月正三位勳六等より從二位に叙され、九月雨風の御祈に依て幣使を奉り、醍醐天皇延喜の制、名神大社に列り、祈年月次相嘗新嘗の案上官幣及び祈雨の幣帛に預る、凡其相當祭には、恩智神主官幣を受けて之を奉りき、一條天皇正曆五年四

オンチ

月中臣兵人を賞命使として幣帛を奉らしむ、疫病放火の祈に依てなり、毎年六月二十七日祭を行ふ(河内志、神祇志料)

オンテン 隱田(陰田) 隱蔽して年貢を納めず、作り取りになす田地を云ふ(ノノヒタ)と訓す、又隱地ともいふ、或は絶戸の田を隱没して之を私するなり、或は死亡を隠し公に還さるあり、皆隱物に類似す(源治傳)淳仁天皇天平寶字三年十二月武藏國田九百町中田二百町を隱没す、便ち木道の巡察使に仰せしめ檢せしめたり、又清和天皇貞觀十七年八月左右京職の廢戸田を顯告する者は、顯告の田地の半を三年間耕食せしめ、隱没し他人に告らるるものは罪を科す、鎌倉以來擾亂相繼ぎ、朝夕其主を異にし、また田地を檢校するに暇あらず、故に各地隱蔽多し、吾妻鏡に、土御門天皇建曆元年七月十一日宗掃部允孝尙勳發を蒙り、北條武藏守に召預らる、是下野國中泉莊隱田等あるの旨本所之を訴へ、尋糾すと雖も、今に對辨するの故を以てなりと見え、新式目には、後深草天皇正元元年二月九日、實檢使を遣はし、隱田顯露すれば、年々不沙汰の員數に隨て早速之を辨濟すべし、若し猶辨濟せざれば理非を論せず、其地を沒收すべしとあり、建内記に、後花園天皇永享十一年川成並に荒野と稱し、隱田を保つことを糾明せしむること見えたり、江戸時代に至り昇平年久く人民繁殖し、自ら開墾私有する者益多し、茲に於て嚴法を設けて之を防ぐ、其自首する者は之を宥し、然らざれば重科に處す、櫻町天皇寛保二年將軍徳川吉宗の制令に、隱地を爲せし者は中追放となす、又隱地を自首せず、顯る、に及ては重科に處し、且つ所有の田畑家屋敷等に至るまで調所と爲す、村役は疎漏の罪により答を蒙るの定とす、明治維新に至り、隱

ランナ

地切添地等は漸々制定に歸すべき様、各管廳に於て説諭せしむべきを布告し(明治四年正月)九年五月、更に其條目を布告す、(以後地租改正に及びて隱田のこと見え(田制篇、大日本租稅志、法令全書))

ランナウタアハセ 女歌合 女房のみにて行ふ歌合をいふ、内裏歌合(御歌)に、天徳四年三月三十日己巳、此日有女房歌合事者、去年秋八月、殿上侍臣關詩合時、典侍命婦等相語云、男已闕(文章)女宜(合)和歌、及今年二月、定(左右)方人(中略)蓋此爲(惜)風靡之道徒以廢絶(也)後代之不知(意)者、恐成(好)淫華(尊)内寵(之)謗、仍具記之、と見えたり、(ウタアハセ)參看、

ランナエ 女繪 女の姿をかきたる繪を云ふ、枕草子に、いろゆるくもの、善くかいたるをんなのおもしろうつ、けておほかる(紫式部日記)におとらじと、したてたる女のおかしきに、いとよう似てたとあり、

ランナカアキ 女歌舞妓 歌舞伎(カアキ)を見よ、

ランナカミユヒ 女髮結 名義(髮結)を業とせる女職人をいふ(源治傳)古へ朝廷にては、髮上采女と稱し、御髮を上げたる者ありて、一般の女は自ら髮を結びたるものなりき、江戸時代安永の末、始めて女の髮を結ぶ者あるに至りしかど、男なりしに、寛政二三年の頃より、女の髮結を出すに至り、天保十二年改革の際、女髮結の風儀悪きを以て嚴禁した、しが、何時頃よりか、また女髮結出で來りて遂に現今に至る(風俗叢報)に、婦人の髮結職の出來しは、今を去ること一百餘年、安永の末にて、初めは妓女の類のみ之を結ばせ、其他は却て此風を賤しめたるが、漸次に移りかばりて後には武家の婦

ランナ

人までも、或は之を結はするに至りたり、抑江戸の
開けてより寛永の頃までは、婦人は細き麻繩にて髪
を束ね、其上を黒き絹にてまきしに、其後麻繩をや
めてもゆひがみといふものにてゆひ、それより絹
にてまく事をやめたるよし、嬉遊笑覽に、江戸にて
女髪結は、寛永七年頃、深川茶屋むきにて上方風の
髪ゆふ女ありしが其後所々に女かみゆひ出来れり
いへり、上方風の髪結女とは、女形の俳優山下金作が
假髪結なり、味之絲巻に、此事を詳に記るべし、安永
の末山下金作深川茶屋に住す、此者のかつらつけ仲
町の妓に通じたりしに、或日此妓の髪をかづらの様
に結びつけるを、妓單うらやみ、謝物を贈りてゆはせ
けるに、後は一度を二百度と定めけるに結ばする者
多ければ、かつら附を止めて妓の髪を結ぶを渡世と
したり、其弟子に甚吉なる者あり、また髪結を業と
せしに、女の弟子あり、弟子に髪をすかせ、甚吉其
跡へまはりて結ぶ、是れ寛政二三年の頃なり、云々
と見えたり。

ランナクビ

女首 軍陣の時正法に據らずし
て削ぎたる鼻をいふ、凡て敵の鼻を削ぐには上唇へ
かけて鼻をそぎ、鐵の胸板へ入て持つべきを正法と
なす、その法を知らずして濫に削り取ることを女首
と稱するなり(針録)

ランナシヨ井

女叙位 女に位階を賜はる
を云ふ、隔年正月八日に行はる、蓋し除日以前に之
を行ふ、雲圖抄に、近代定日なしと云、公事根源に詳
しく其儀式を述べていへば、其儀大方は叙位におな
じ、大轉輪、小轉輪、切杭の申文、空勤文など云ふも
のあり、切杭の申文と云ふは、たとへば、生年十一
歳の女官、四十年の勞を以て叙爵するものなり、其
故は、かの十歳の女の母、三十にもならば、其間の勞

ランナ

を勤へて母の三十年と、女の十年とを取り合せて、
四十年の勞になして、五位の爵を申すなり、これを
切杭の申文と云ふべし、又典侍、掌侍、命婦、藏人、
東殿手、はしらのものを叙する事あり、二位三位
など、さるべき人あれば、叙せらるゝなり、中にも
東殿手(アツマワラハ)と云ふは(中略)年毎に申文を
いたし、必ず五位の位をたまふなり、これは昔より
同じ名字を相傳して、紀朝臣季明となる、いと不
思議なる事にこそ、持統天皇の御宇正月に、内親王
以下の位を賜ふと侍るに、女叙位の始めならんかし
とあり、

ランナダイフ

女太夫 女淨瑠璃のこと
をいふ、江戸時代管笠を冠り、三絃を弾き、路上を徘徊
し、人家に立て鏡を乞ふもの、後ち寄席などに出て表
太夫を語れり、武江年表天保十四年の條に、六字南
無右衛門左門よしとか等が、流れを汲る女太夫行れ
て、場を構へ、高座に登りて耻る色なく、婦女子のに
げなき義太夫節の淨瑠璃をかたりける、愚夫愚婦き
そひて之を聞き、之を見て藝の巧拙をいはずして、
容貌の美惡を論じけるが、やがて之を禁せられしか
ば、此輩いづちへか去たりと見えたり、

ランナタウカ

女踏歌 「タウカ」を見よ、

ランナナデ

女手 假名の事をいふ、女書メカキの義、
源氏物語、空穂物語等に見ゆ(後訓業)

オンナデモノ

御撫物 祈禱の時、身を捨て
て禍を蔽ひ捨つる人形を云ふ、ヒトカタヲ參看、

ランナノゴヤウ

女五様 江戸幕府の時、
婦人關所通行の際、その身を取調ふべき規則の五箇
條をいふ、元禄十年九月令して云ふ(一)羅尼、是は
よき人の後室又は姉妹などの髪制、はちたるをいふ
(二)尼、是は普通の女の髪制、はちたるをいふ

ランナ

(三)比丘尼、是は伊勢上人善光寺上人などの弟子又
はよき人の召仕其外熊野比丘尼等なり(四)髪切、是
は髪カミの長短に依らず少し切りしもの、中はさみ出来
物の上など扱みしとも執も髪切、又煩の上ゆけて未
だそらはざるは髪切にあらずれども髪切と見ゆれば
髪切となす(五)小女、是は當歳より振袖の内の女た
るべしとあり(高野餘慶隨筆)

ランナマヒ

女舞 内教坊の婦人の舞をい
ふ、教訓抄に、皇帝(樂曲の名)六人、天長寶壽樂十人、
玉樹後庭花十二人、赤白桃李花十二人、玉殿喜春樂六
人、場帝萬歲樂八人とあり、

ランナミヤ

女宮 内親王を云ふ、「ナトコ
ミヤ」參看、

ランナモジ

女文字 平假字をいふ、また女
手、女假字とも稱す、眞字を男文字と云ふに對して
の稱なり、カナシ參看、

ランナラウ

女牢 江戸幕府の時、犯罪ある
女を容る、獄舎の女牢は西口の揚屋にて檜垣あり、
女囚は人数少故に東西の分ち無く、若し多人数の
時は遠島部屋(東の口の揚屋)に入れ置く、牢内にて
は女牢を女部屋といふ、入牢の時乞食の女房一人
づ、相詰、女牢附人と稱し、一箇月毎に交代して牢内
に居り、衣類等の改を爲すなり、女の入牢あらば
先づ牢庭火の番所前へ來り其指添人より書付を請取
り、益番一々名所年を當人に聞届けて、夫より牢内
へ送る、益番外さやにて女部屋入りと云へば、牢内
の名主「エイ」と云ひ、尋で、深川無宿何某と呼ぶ時、
牢名主、ハイ御有ガタウ」と答ふ、其時益番益を當番
に渡して入口を開き、中に居る乞食女房出來りて檜
側の上にて先づ下帯を改めて之を止めさせ、衣類を
一つ一つに改め、髪をとき改め、齋めて後ち牢内

ランナ オンハ

入る、若し乳飲子ある女は、入牢の時子も同じく
入牢せしむ、懐胎にて入牢の女は臨月になり牢内に
て出産させ、附人の乞食女房世話を爲すと云ふ、ラ
ウヤ參看(舊幕政談)

ランナワラハ

女儒 「ニヨシユ」を見よ、

オンバウ

煙亡 江戸時代庵を焼くことを業
とせる者をいふ、もと御坊と書き、僧の火葬を掌る
者をいひしが、後ち此事卑賤の者の爲す業となりて、
終に其名移りたるものなり、オンバウ文字に定説な
し、煙坊、煙坊、煙坊など、かぎり、孰も借字なり、
江戸時代機多非人など同様に取扱はれたり(蔵考考)

オンバカセ

音博士 音博士「コエノハカセ」
とよむ、唐名音博士、又云音韻博士、大學寮の下に屬
し、漢音英音を教ふることを掌る、官位相當從七位
上、後に從五位上となる(唐書)文武天皇大寶元年之
を制定して二人を置く(金義解、職原抄)

オンハタザシ

御旗差 錦御旗を持つる者
を云ふ、後醍醐天皇關東を征せんとして、此御旗を
官軍のしるしとし給ひしに始まる、太平記諸將被進
早馬於船上條に、金持大和守錦の御旗を差て左に候
し云々、同毛利水義貞爲節度使の條にも、御旗差の
泰久武見えたり、其後足利將軍征討の時には、此御
旗を請ふて出陣す、其時諸大夫たる輩を御旗差とし、
(御騎馬の侍を御旗副と稱して差副ふ微なり、足利以後
は此職なし(武家名目抄)

オンハラヒ

御祓 天皇解除の時、御身の不
淨を清め給ふ祓を云ふ、祓の有様は大槪七瀬禊に同
じ、内侍撫物を進め、上臈之を傳へて天皇の御身を
撫て給ひ、河原へ奉向せし使歸るの後祈禱したる直

ランナ

去を着御する眞似をするなり(禁秘抄、同權權)
オンフミハジメ 御讀書初 「ミフミハジ
メ」を見よ、

オンベノツカサ

織部司 「オリベノツカ
サ」を見よ、

オンボ

陰補 祖父の官位に依り、子孫官位を
受くるをいふ、陰によりて補せらるゝの意、唐書に、
祖父官位子孫曰陰補、唐李德裕以陰補授書郎
と見えたり、「オンボ」參看(安齋隨筆)

オンマトハジメ

御的始 「マトハジメ」を
見よ、

オンマトアギヤウ

御的奉行 「マトアギ
ヤウ」を見よ、

オンミツ

隱密 江戸時代、探偵の者を俗にい
ふ語、隠し目付或は忍び目付と同じ(官中要録)

ランメイデン

溫明殿 「ランメイデン」と
訓むを正しとす、同條を見よ、

オンメイモン

陰明門 大内裡内廊十二門
の一、宮西面の中門ともいふ、後涼殿の後に在り、宣
秋門と相距る四十八丈、其製作宣陽門に同じ、三間
戸一間、門外に南北の二舎あり、右兵衛陣といふ、門
内に右兵衛の陣あるを以てなり(拾芥抄、大内裡圖考
證)

オムモノ

珮 玉珮(ギョクハイ)を見よ、

オンモノイ

追物射 騎射の一種、馬に乗り
て地を走る獸を追ひて、身をさがりて射る事を云ふ、
「オンモノイ」は「オフモノ」の音便なり、倭名抄に、馳射
の注に、今按俗云於牟毛乃以流」とあり、源平盛衰記
小坪合戦の條に、昔は馬を射る事候はず、近年は敵
の透間なければ、馬の大腹を射て、主を駈落して立
ちあがんとする所を、御物射にもする候」とあり、

オンフ オンモ

オンフ オンモ

オンフ オンモ

オンフ オンモ

オンフ オンモ

オンフ オンモ

オンフ オンモ

オンフ オンモ

オンフ オンモ

オンフ オンモ

オンフ オンモ

オンフ オンモ

オンフ オンモ

オンフ オンモ

オンフ オンモ

オンフ オンモ

オンフ オンモ

オンフ オンモ

オンフ オンモ

オンフ オンモ

オンフ オンモ

オンフ オンモ

オンフ オンモ

オンフ オンモ

オンフ オンモ

オンフ オンモ

オンフ オンモ

オンフ オンモ

オンフ オンモ

オンフ オンモ

オンフ オンモ

オンフ オンモ

オンフ オンモ

オンフ オンモ

オンフ オンモ

オンフ オンモ

オンフ オンモ

オンフ オンモ

オンフ オンモ

オンフ オンモ

オンフ オンモ

オンフ オンモ

オンフ オンモ

オンフ オンモ

オンフ オンモ

オンフ オンモ

ランナ オンヤ

御の字むまのるとよむ字なり、馬上にて射る故御物
と書きたるなり、地に落倒れたる敵を馬上より射る
ゆゑおん物射に射ると云ふなり(眞文雜記)

ランモン

諺文 朝鮮の文字を云ふ、
「ランモン」と音して、通俗の文字と言はん程の意
思、朝鮮四代の君主、世宗莊憲王の二十八年鄭麟
趾申叔舟成三問等に命じて撰定せしむ、此文字の制
作につきては數説あり、伊東長胤は梵字より出てし
とし、佛蘭西の東洋學者「レシユザール」は、遼金の鞋紐
に基きしとし、「コラアルト」は百濟人の手に成りて、
漢字の一片を取て製るとし、「テロル」は佛教文字
の古體とし、「エトキン」は梵語より出てしとし、
「フルベルト」は西蔵文字に基き、之を支那文字の形
に倣ひて、方形形となしたるとなす、白鳥博士は、文
字の形及び、歴史上の關係より、西蔵文字より出て
し八思巴文字より出てしとなす、即ち梵字より西蔵
文字、西蔵文字より八思巴文字、八思巴文字より諺
文と順次變化し來りしなり、今次頁に諺文の字を、
日本古代文字考によりて示す、

オンヤウケ

陰陽家 陰陽師ともいふ、陰
陽寮に出仕して曆占の事を掌る家をいふ、眞丈雜記
に、陰陽家、いにしへは兩家あり、安倍氏と賀茂氏
と也、安倍は土御門と號し、賀茂は勘解由小路(天
文中公卿姓名に見えたり)と號す、(名乗の通り字、
安倍は有の字、又泰の字なり、賀茂は在の字也)、勘
解由小路は、今禁裏には絶えて其の末兩都にあり、
幸徳井と號す(昔は安倍を定行事と云ひ、賀茂を善通
士と云ふ)と見えたり、

オンヤウシ

陰陽師 陰陽寮に屬し占筮及び相地の事を掌る、定員六人、

ヤマ

人形をつかふに妙を得たり、これに依て婦人の形容のよきをば小山人形の如きなりと云ひしが、何日しか遊女の稱とはなりしならん(扁額軌範、物類稱呼)

ヤマウチ 小山氏 姓は藤原、其先は鎮守府將軍秀郷の末男子常より出づ、三代頼行の子宗行、宗行の子行政共に下野掾となる、行政の子政光下野大掾となり、下野小山に居住し、小山四郎と稱す、子孫因て氏とす、政光の妻は寒川尼と稱し、源頼朝の乳母たり、其子朝政、乾光等共に頼朝擧兵の時より従ひ、大功あり、朝政遂に下野攝磨守護となり、朝光は結城氏を稱す、世々鎌倉に仕へて豪族たり、貞朝評定衆となり、其子秀朝足利氏に仕ふ、建武二年七月北條時行を武蔵國府中に防ぎ戦死す、三代義政天授六年五月南朝の爲めに兵を起す、弘和二年八月鷲城中領盡きて降を乞ふ、三年三月自ら祇園城を焼き、糟尾城を築き居す、四年十月遂に自刃す、其子隆政父の死後祇園城に據りしが、應永三年陸奥に遷れ、白川に兵を起す、四年正月勢振はず終に自殺す、一族捕はれて鎌倉に送らる、是より小山氏の勢衰ふ(吾妻鏡、梅松論、尊卑分脈、小山系圖)

○宗行 行政 政光 朝政 長朝 本政 長村 時村 宗朝 時長 宗長 貞朝 政村 政義 義忠 政行 秀朝 政勝 政昭 政通 高朝 秀朝 秀廣 朝氏 氏政 義政 隆政 泰朝 滿泰 氏部 成長 政長

ヤマジヤウ 小山城 所屬下野國下都

ヤマ

賀郡小山町 小山氏累世此城に居す、永徳元年九月小山義政、管領の命に従はざるを以て、足利氏満の攻むる所となり遂に自殺す、至徳二年六月義政の子若丸來り居城す、兵滿又攻めて奔らす、應永三年二月若丸又籠城す、又破る所となり陸奥に逃れて自殺す、後ち小山彌正此城に居す、永祿五年上杉輝虎に攻められて其下に屬す、七年夏小田原北條氏政此城を攻め陥れ、北條氏輝の兵を置いてこれを守らしむ、天正十八年小田原の役、結城晴朝これを攻落す(廢城考)

ヤマダタカイ 小山田高家 名 太郎と稱す、關元元年新田義貞に従ひて播磨に至り赤松則村を白旗城に圍み、春より夏に至る、而して陣中軍糧に乏し、義貞兵士の暴掠せんことを慮り、街毎に榜して一穂一屋を侵すことならしむ、高家命を以て夢を刈る、軍吏罪を論じて斬に當る、義貞曰く彼豈夢を以て命に易へんや、敵地に生ずるを以て令の限に非ずとなすか、然らずんば糧食乏しく止むを得ず法を侵すならんと、人をして檢視せしむ、馬肉食に窮糧盡の如し、義貞愧づる色あり、曰く彼食を求むる將に戦に力めんとするなり、而して士卒の饑ゆるは將の耻、勇士は失ふべからず、法亦溢るべからずと、田主に償ひ高家に糧を與ふ、既にして義貞足利尊氏と兵庫に戦ひ敗走し馬倒る、高家馳せ來りて乗る所の馬を義貞に與へ、力戦して死す、義貞爲めに脱することを得たりと云ふ(大日本史)

ヤマダトモキヨ 小山田與清 名 通稱は六郎左衛門、後ち外記といひ、又將曹と改む、字は文瑞、松屋と號す、知非齋、碧思舎等の別號あり、田中本孝の子、後ち高田好愛の養子となる、武藏國多摩郡小山田村に生る、幼より學を

ヤマ

好み、漢學を古屋普陽に、倭學を村田春海に學ぶ、文化三年江戸の豪商高田氏に養はれ、其女に配す、文政二年増上寺に於て、華頂宮法親王の十念を受く、九年病により家を孫清常に譲り、明年三條山の學士となる、而して生家田中氏は小山田氏の流にして、養家の高田氏また其同族たるの故を以て、自ら遠祖の姓を冒し、爾來小山田を以て氏となす、天保二年水戸烈公の聘に應じて史館に入り、古典を講じ、和歌を添削し、また命により、扶桑拾葉集註解、八洲文藻等を撰す、弘化四年三月二十五日歿す、年六十五、深川靈岸寺中靈哲寮に葬る、與清、博學精敏にして尤考證に長じ、著書頗る多し、家藏書に富み、書庫を擁書樓と稱す、關西圖書漫筆、松屋筆記、松屋叢考、松屋内外集、十六夜日記殘月抄、松屋叢話、相馬日記、扶桑拾葉集註解、八洲文藻、群書搜索目錄等數百部(松屋筆記、松屋先生稱號再興記、小山田與清、國學者傳記集成)

ヤマトモマサ 小山朝政 名 小四郎と稱す、剃髮して生西と號す、藤原秀郷の裔、祖父を行政、父を政光と云ふ、朝政足利忠綱と同宗州豪を以て相軋る、信太義廣源頼朝を襲はんとし、朝政忠綱を誘ふ、忠綱之に應ず、朝政伏を設け義廣を撃て之を破る、頼朝功を賞して常陸村田下庄地頭職となす、壽永三年源頼朝に従ひ一ノ谷を攻め從ひて西海に至る、皆共に功あり、文治五年頼朝藤原泰衡を征す、朝政之に従ひ、功を以て右衛門尉となる、尋で左衛門檢非違使從五位下野守となる、正治元年播磨守となる、建仁元年成長茂叛して法皇の御所を圍む、朝政拒き退く、後ち鎌倉にあり、比企氏の北條氏を謀るや、島山重忠等と之を平ぐ、承久の役、若舊を以て鎌倉に留り、軍略を主り兵士を

ヤマ



(押花義)

調遣す、曆仁元年卒す、年八十四(大日本史) ヤマヨシマサ 小山義政 名 出家して永賢と號す、關西下野の人、朝政九世の孫、父を氏政と云ふ、關西左馬助下野守となる、天授六年義政兵を起して官軍に應ず、宇都宮基綱來攻す、撃て之を破る、足利氏滿上杉憲方をして攻めしむ、義政降を乞ひ、尋で背き鷲城に居す、弘和元年氏滿上杉朝宗をして攻めしむ、義政兵を出して拒ぎ戦ふ、敵兵剣を牽りて退く、既にして孤立後援なきを以て降を請ひ僧となり祇園城に居す、明年城を焼き、檀澤城に移り、長野寺窟城に兵士を遣はして守る、兵滿憤怒し上杉朝宗木戸範季をして攻めしむ、義政軍敗れて戦ふ能はず、依りて夜に乘じて子若丸を逃れしめ遂に自殺す(大日本史)

ヤマワカイヌマル 小山若丸 名 義政の子、關西弘和中義政鷲城にて兵を擧ぐ尋で降る、義政難髪し祇園城に入り、若丸丸をして家を繼がしむ、尋で叛して檀澤城に據る、兵滿の大兵の爲めに敗られ、義政自殺し若丸丸僅に逃る、元中三年祇園城に據り兵を擧ぐ、兵滿來り攻む、衆寡敵せず遂に逃る、應永三年陸奥に至り、勤王諸氏の遺子を集め、兵を擧げ新田義宗の子義則を奉じて白河關に至らんとす、兵滿自ら關東十國の兵を率ゐて至る、若丸丸終に敵すべからざるを知りて潰え去る、終る所を知らず(大日本史) オヤリアギヤウ 御槍奉行 「ヤリアギヤウ」を見よ、 オユドノ 御湯殿 大内親清涼殿の御湯殿上より糞子を隔て、西にあり、東西二間南北一間、天

オユド

皇御入浴の所にて浴槽あり(大内親圖考證) 倭訓栞に、一書に御湯殿は御茶の湯など常にしかけてあるかげの御膳など調る所なり、主上の御水所は、御遊殿と書といへり、三箇重事抄にも御遊の舟と書りといへり、 オユドノノウヘ 御湯殿上 大内親清涼殿の間の名、西庇の御手水間の北にあり、一間四方御湯殿の事を掌る女官の居る所なり、又「や」と云ふ、枕草紙に、御佛名のあした、地獄繪の御屏風取出して、宮に御覽せさせ給ふ、いみじくゆいしきこと限なし、是またよかしく仰せらるるをばさらに見侍らしめて、ゆいしきにうへやにかくれふしめと見え、江次第賀茂祭の條に、内記に宣命付内侍所、御湯殿之後上御壺前召内藏察使、内侍賜宣命ことあり、一説に湯を沸し置く所と云ふ、貞丈雜記に、御湯殿のうへと云ふは、是れは御厨子所(壺所の事)の近くに御湯殿の上と云ふ座敷あり、是れは、呑湯を初として、諸事に用ふべき湯を沸し置く所なり、湯をおび給ふ湯なども、此の湯殿の湯を運び持行くなり、湯をおび給ふ所を湯殿と云ふ、此の湯おび給ふ所の湯殿と、湯をわかす所の湯殿とまざる、故、湯をわかし置く所をば、湯殿の上と上の字を付けて云ふなり、湯をおび給ふ所、湯殿の上の間と云ふ心なり、湯おび所と湯わかす所とは、御座敷はるかにへだたる事なれども、湯おび所の湯は、湯わかす所よりはこび入る、ゆゑ、湯わかす所は湯おびの上と云ふ心なり、上といふは、畢竟は本といふに同じ心なり、されば湯をわかす所を、御湯殿の上と云ふなり、御湯殿の上は、香料の湯もわかす所なれば、御厨子所に(壺所なり)つゞきてあるゆゑ、御湯殿の上には食物などを置くなり、さればつれづれ草に、雄松茸

オユド

などは、御湯殿の上にかゝりたるも苦しからず、又中宮の御方の御湯殿の上の、くる御たに雁の見えつるを、北山の入道殿の御覺じてと云々、又藤中日記に、常の御所御はき候事は、御所さまの小上らふたち、御れんたいそのほか御くわんすの間、御ことのみ、くきやうのみ、御ゆとのうへまでは、御なかつちばきまらせ候とあり、御なかつちとは、なかつちと云ふ役の女なり、はした女より上なり、魚鳥の類は豊殿と云ふ所に納めおく物なれども、よそより到來なり又只今調味につかふべき魚鳥は、御湯殿の上にも假りに置くなりしと見えたり、 オユドノニヨクワン 御湯殿女官 御湯殿等の雜用を勤むる女官を云ふ、 オユアギヤウ 御湯奉行 室町將軍大名の第に赴く時、諸家臨時に置く所の役名、御湯殿并に其所の器具等の事を沙汰す(武家名目抄) ヲユミゴシヨ 小弓御所 足利義明を云ふ、下總千葉郡小弓に居せしを以てかく名づく、アシカガヨシアギヤウを見よ、 オユミハシメ 御弓始 「ユミハシメ」を見よ、 オユルシカハ 御免草 草の一種、人々の憚りなく用ひらる、草にて二品あり、一には、正平御免草、別條に述べたり、二には赤黒色の地に、白く唐草又は菊紅葉などの類を染めたるを云ふ、にしき草は將軍家其外高位の人の用ひらる、草にて、濫りに平入はにしき草を用ひず、赤黒の地に白紋の草は誰々も憚りなく用ふる故に名づく(貞丈雜記) オヨリモノドコロ 御粧物所 節會の日紫宸殿の北庇に、假に屏風を立て回らして御椅子を設け、天皇に御靴を奉らせ給ふ所を云ふ、されば一

オランダ

定の場所あるにはあらず、江次第元日宴の條に、南殿障子北東四行雙三鋪小簾二枚、其列文三宋御屏風二帖(東向開戸)其内立朱漆小椅子、爲御粧物所と見え、建武年中行事に、主上御院にあらせ給ひて、御粧物所の御椅子にて御靴を奉る、左右近衛の陣をひくと見えたり、

オランダ

和蘭 歐羅巴洲の一國、紅毛、紅夷、鴨蘭、荷蘭とも書す。東はハノーブル、プロシヤに、南は白耳義に接し、西北は北海及び大西洋に濱す、面積一萬二千六百八十平方哩、北緯五十一度十分より五十三度三十分に至り、東經三度二十分より七度二十分に至る。國語はネザラランドと稱す、日耳曼に屬し、フランケン侯之を領す、其女佛國の「バルカン」侯に嫁するに及びバルカンに屬し、「バルカン」侯の女、塊地利の「マキシミリアン」一世に嫁するに及び、塊地利に屬し、一世之を「チャールス」五世に傳へ、次て其子西班牙王「フィリップ」二世繼ぐ、而して其人民多く新教に傾くを以て、「フィリップ」王是等人民を厭制す、千五百六十五年(正親町天皇永祿八年)遂に「オランダ」ズエランド、ウトレクト、セルタルランド、オヴェルゼッセル、グロナイン、フレスランドの七州同盟して獨立し、「オランダ」公「ウキリアム」ナツサウを首將とし、西班牙と相戦ふ事殆ど四十年、尋で「ウキリアム」二世を頭領となし、頭領政治を行ふ、千六百五十年(後光明天皇慶安三年)二世歿してより、二十年間共和政治となり、「ウキリアム」三世立つに及びて、又頭領政治に復す、三世歿後又共和政治となりしが、千七百年代の終に佛國革命黨に征服せられて佛國に屬す、千八百十四年(光格天皇文化十一年)平和條約に依り、和蘭は舊地を復して獨立し、「オランダ」家再び帝位に即き之を領す、

オランダ

千八百三十三年(仁孝天皇天保四年)白耳義國分立して王國となる。慶長三年四月(西曆千五百九十八年)蘭船豐後に漂著す、四年四月蘭人「アダムス」江戶に來り數學を教へ、洋式の船を造る、五年蘭人耶楊子、英國人安針果と共に、和泉界浦に來る、徳川家康江戶に之を招き、宅地俸米を與へて府下に留む、十三年八月平戸に來り通商を請ふ之を許す、元和七年(千六百二十一年)平戸に和蘭館を建て、甲比丹を派駐し、歳々方物を貢す、即ち寛永四年、十六年五月、十八年五月、慶安三年三月(元年一たび入貢を停む)承應二年、明暦元年正月、寛文元年、十二年、延寶元年三月、天和元年、貞享元年二月、寶永元年、正徳元年三月、享保六年、七年及び十年、元文元年、寛保元年三月、延享元年三月、寛延元年三月、寶曆元年春、明和五年三月、安永五年三月、寛政二年四月、五年六月、及び十年春、文化十一年二月、文政元年三月、弘化元年二月、嘉永二年、三年六月、安政二年六月等或は來聘して、方物を獻じ、或は歐洲諸國の形勢を報告す、安政三年七月蘭人來り交易を請國に許す、之を議す、五年七月十日假條約を結び、萬延元年二月九日(千八百六十一年)本條約を結び、文久二年六月、幕府内田恒次郎、澤太郎左衛門、伊東玄伯、林研海等に命じ、蘭國に留學せしむ、明治に至り彼我互に公使を派して駐劄せしめ、和親を結ぶ(萬國歴史、萬國地理、外交志稿)

オランダ

和蘭より傳はりたる流をいふ、南蠻流の醫術に次ぎて傳はりたるもの、寛永十八年、長時に居留を許され、商館を出島に定め、年々異藥珍物を舶來し、且つ名醫の來する者多かりしが、譯司其術を見習ひ遂に其法を傳ふ、爾來世人其術の秀てたるを認め、長時に至り、其業を受くる者多く、後ち栗崎植林吉

オランダ

田西桂川等の諸流起るに至れり(日本外科史) **オリイロ** 織色 經緯と緯緯と、色を替へて織りたるものを云ふ、たとへば紅梅といはれたるむらさきに、むき紅のものをいふ、古へ裝束に用ひたるもの、織色の概略を示せば左の如し(裝束抄、胡曹抄、貞丈雜記)

オリイロ

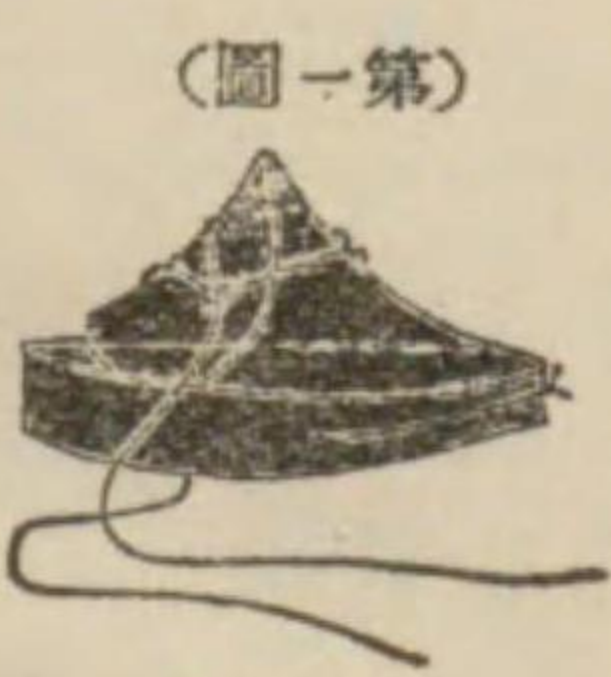
花葉色(經黃、緯山吹) 萩色(經青、緯蘇芳) 女郎花(經青、緯黃) 蒲萄染(經赤、緯紫) 赤色(經紫、緯赤) 薄色(經紫、緯白) 濃色(經緯共濃紫) 薄青(經白、緯青) 半色(經緯共薄紫) 香色(經赤、緯黃)

オリイロ

太上天皇 位を皇太子に讓りて退きたまへる天皇をいふ、即ち太上天皇のとなり、「オランダ」参看、 **オリイロ** (故實拾要、有職小説) **オリイロ** 折居ともいふ、俗に侍烏帽子といふ、常の立烏帽子を折りたるをいふ、古今要覽稿に、烏帽子の古製は、柔かなりし故、風に吹かれて折しかば、その體をうつし製し、こぼくなりても、態と折て折烏帽子とは名付しなり」といへり、折り様家々によりてかばりあり、京極折、鳥津折、佐竹折、武田折等頗る多し、後世は、是等の形廢れて、僅に發榮折、觀世折と云ふを傳ふのみ(第一圖)晴の時

オリイロ

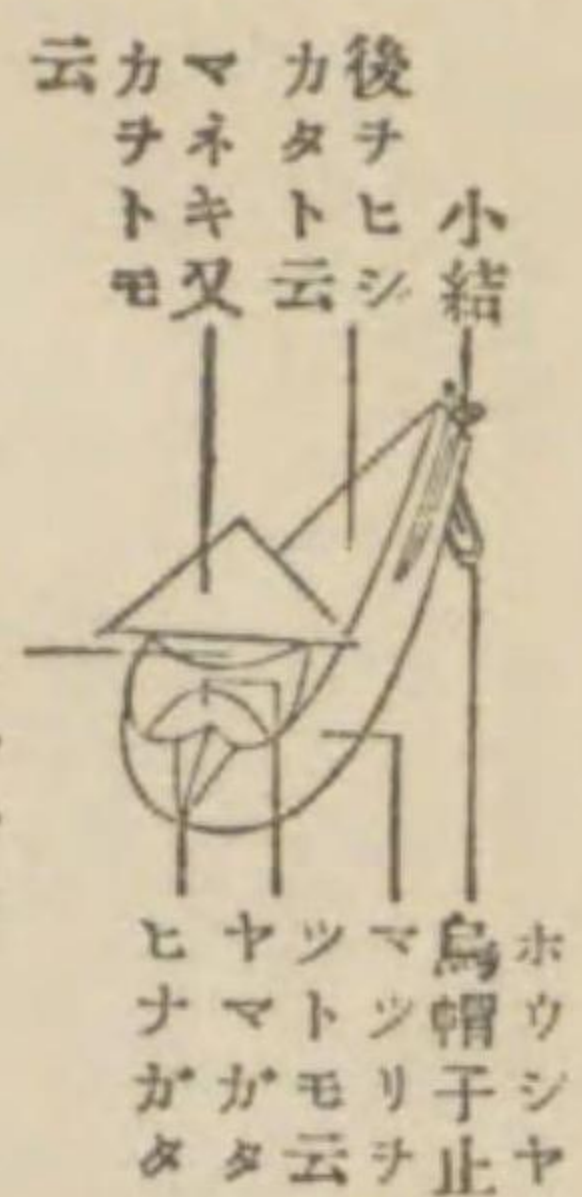
折烏帽子 折居ともいふ、俗に侍烏帽子といふ、常の立烏帽子を折りたるをいふ、古今要覽稿に、烏帽子の古製は、柔かなりし故、風に吹かれて折しかば、その體をうつし製し、こぼくなりても、態と折て折烏帽子とは名付しなり」といへり、折り様家々によりてかばりあり、京極折、鳥津折、佐竹折、武田折等頗る多し、後世は、是等の形廢れて、僅に發榮折、觀世折と云ふを傳ふのみ(第一圖)晴の時



長小袖は 龍形小帯 袴の時用 之

オリイロ

圖解) 〇西三條裝束抄に、鷹狩或は蹴鞠馬上などの時は、折烏帽子たるべしといひ、西三條實隆公秘訣に、烏帽子の頭左へ折返せば左折と云ふ、侍従以上著之右へ折返せば五位以下著之狩衣の時必烏帽子を著也、今世侍従以上、以三條結之、四位以下紙捻にて結ぶ云々といへり、貞丈雜記に、上古の折居はしはうすく柔かにて立居しを折りて折居はしにしたる也、さればまねきも(三角なる所を云ふ)ふたへになりて袋の如し、其袋の如くなる内に髪のもとをりを入れてかぶりし也、又折居はし前にいふ如く、立居はしを折りてかぶる故、風口(ヒタヒの上の穴なり)などもなき也、今はかたくめてまねき(三角なるもの)を切はなしてとりおきにし、ひたひの上、風口とてあなをあげ、又てうづかけを付る爲に、はりかねを曲げて、まばしに打ち置くなり、此等の事情に警りたり」とあり、但し風口は古くよりありて、近頃の者にあらず、古代折烏帽子に作る時に、此風口を切らざれば折ること能はざる式のものありて、止むを得ず切り始めしなり、貞丈雜記の風口の説は誤なりと云ふ、橘嘉樹の説に、堂上家にては風折の事を唯左上りと計り御唱候事は無之、尋常には立烏帽子折烏帽子とのみ御稱し被成候、其左右眉の事は、其御家々の御著例にて定り候事故、平日左右の稱は無之候(中略)折烏帽子に成事は人々所存に任ぜらるゝ也、されば左上りを著候人は左へ折り、



オリイロ

右上下り著候人は右へ折候事は又差定りたる事に候なり、然れども夫を左折右折とは不申、左上り右上りとのみ申事に御座候(下略)又、折烏帽子は風折の事も、侍烏帽子の事にあらすといへり、今服色圖解所載の圖を前に示す、烏帽子(エボシ)参看、 **オリイロ** 折掛燈籠 竹を折かけて作りし燈籠を云ふ、魂祭に用ふ、五人女五巻に云、亡き人の來る魂祭の業として、鼠尾草折敷て瓜茄子をかきしげに、枝豆かれんに、折かけ燈籠かすかに棚懸せばしく、又一雪の洗濯物に、火をともし百合は折かけ燈籠哉(其他明暦二年刊本佛語世話集、貞享四年刊の續虛栗などに此名見えたり(用捨箱、佛語世話記))

オリイロ

折紙 奉書紙、烏子紙、檀紙、杉原紙等の二ツに折たるものを云ふ、消息、交名、目錄等を重に記す、後には文書の一の名目となり、太刀を獻するを太刀折紙、用途を獻するを要脚折紙と稱し、三種を同じ折紙に書したるを三色折紙、四種を四色折紙、五種を五色折紙とも云ふ、又管領奉行等の折紙あり、これらは殆ど奉書の如くなり、將軍又は武將等の命を、其臣が奉じて、折紙にて施行下知するものなり、吾妻鏡に、文治二年三月二十七日乙巳、北條殿已欲進發關東、仍爲警衛落中、撰定勇士、被差置之、其交名注被折紙、所付進帥中納言、也(折紙交名略)と見えたるは、交名の見えし始め、同書文治元年十二月六日乙卯、院奏折紙狀云(折紙狀略す)とあるは、折紙に奏狀の始め、同五年九月十八日乙亥、差飛脚被奉消息於京都、折紙狀云(折紙狀略す)とあるは、消息の始めなり、室町時代には、家中竹馬記に、公方様へ御進物の折紙調様之事(號目録)當方は料紙者高檀紙也(簡禮記に、太刀折紙の次第料紙之事、是も三公以上は大高檀紙、三位以上は中高檀

オリイロ

折紙 奉書紙、烏子紙、檀紙、杉原紙等の二ツに折たるものを云ふ、消息、交名、目錄等を重に記す、後には文書の一の名目となり、太刀を獻するを太刀折紙、用途を獻するを要脚折紙と稱し、三種を同じ折紙に書したるを三色折紙、四種を四色折紙、五種を五色折紙とも云ふ、又管領奉行等の折紙あり、これらは殆ど奉書の如くなり、將軍又は武將等の命を、其臣が奉じて、折紙にて施行下知するものなり、吾妻鏡に、文治二年三月二十七日乙巳、北條殿已欲進發關東、仍爲警衛落中、撰定勇士、被差置之、其交名注被折紙、所付進帥中納言、也(折紙交名略)と見えたるは、交名の見えし始め、同書文治元年十二月六日乙卯、院奏折紙狀云(折紙狀略す)とあるは、折紙に奏狀の始め、同五年九月十八日乙亥、差飛脚被奉消息於京都、折紙狀云(折紙狀略す)とあるは、消息の始めなり、室町時代には、家中竹馬記に、公方様へ御進物の折紙調様之事(號目録)當方は料紙者高檀紙也(簡禮記に、太刀折紙の次第料紙之事、是も三公以上は大高檀紙、三位以上は中高檀

オリイロ

太刀折紙	進上	御太刀	一腰行平
御馬	一疋掃毛	以上	武田大膳大夫 信光
三色折紙	進上	御太刀	一腰
御馬	一疋	以上	名字官途 名乘
(以上)既カ	進上	御太刀	一腰
御馬	一疋	以上	名字官途 名乘
五色折紙	進上	御太刀	一腰
御馬	一疋	以上	名字官途 名乘
要脚折紙	進上	御太刀	一腰
御馬	一疋	以上	名字官途 名乘

トリカ

紙、四位以下六位の輩は小高境紙、平侍は杉原或小引合也、料紙一重にて可調之、但三公以上公方家には料紙一枚を被り用なり」とありて、其一斑を知るを得べし、後世の半切は、蓋し折紙より出でしものなるべし。○折紙の書状を折紙状と云ふ、香妻鏡文治五年九月十八日の條に左の如く見えたり、

降人本吉冠者高衛 大田冠者師衛 比爪俊衛法師 河北冠者忠衛 次郎兼衛 男新田冠者經衛 比爪五郎季衛 仍所令二上達一候也、又真俗雜記問答抄に、折紙消息故實事問何、答、初行必五字書之、奥日附不書月、唯日許書之」と見えたり、今簡札記所載折紙式を別圖に示す

トリカミカタ 折紙方 室町幕府の職名、將軍隨從の物を掌る、政所執事を以て之とす、寛正六年、贈遺物料萬匹を折紙方に授く折紙方選擧期に後を以て、料紙を割き納錢方より慈恩院に贈るを見ゆ、唯正月の儀、諸侯より幕府に獻する進物と云ひ、將軍將士の邸に臨御する時其主家の進獻を掌る者、進物奉行と云ふは、舊稱の存するなり(武家名目抄、官制沿革略史)

トリカミジヤウ 折紙狀 トリカミを見よ 折紙 風折烏帽子着用の輩を云ふ、三光院内府記に、風折地下諸大夫(布衣並直垂等)醫陰置殿上之中にも、着用の家々有之、世號此折紙候」と見えたり、

オリシリガイ 織鞆 馬具の名、糸にて織りたる鞆を云ふ、又坂東鞆とも云ふ、上總鞆なり、「シヤイ」參看(貞丈雜記)

オリドノカタ 織殿方 江戸幕府の職名、小督請よりの出役にて、三番町、飯田町、豊鶴等の御用屋敷にて羅紗織を織ることを掌る、綿羊の毛其

オリナ

外柔毛を加へて織るなり、持高持扶にて、役料三人扶持、役金三兩より五兩まで給す(明良傳錄)

オリナ 下名 除目の時、武部省兵部省の悉に下さんが爲めに認めたる、四位以下の官に新任する人々の姓名をいふ、是速に其人を引出さしめんが爲なり、江次第叙位の條に、上卿仰二外記一令二進三親續紙等一此固令二參議書一可レ給二省下名書一(四位五位書二戸名一六位不レ書レ戸、作二數書一其本位無レ通二一人一公卿不レ入二下名一云々)と見えたり(羽倉考、安齋隨筆)

オリナドコロ 下名所 職所を云ふ、「ギン」を以て見よ、

トリビツ 折櫃 櫛の薄板を折曲げて箱に作りたるものなり、餅類等を盛る具、四隅に作り花を立て飾ることあり、俗に折云ふ(安齋隨筆)

トリアギヤウ 折奉所 「サカヅキダイサ」リアギヤウを見よ、

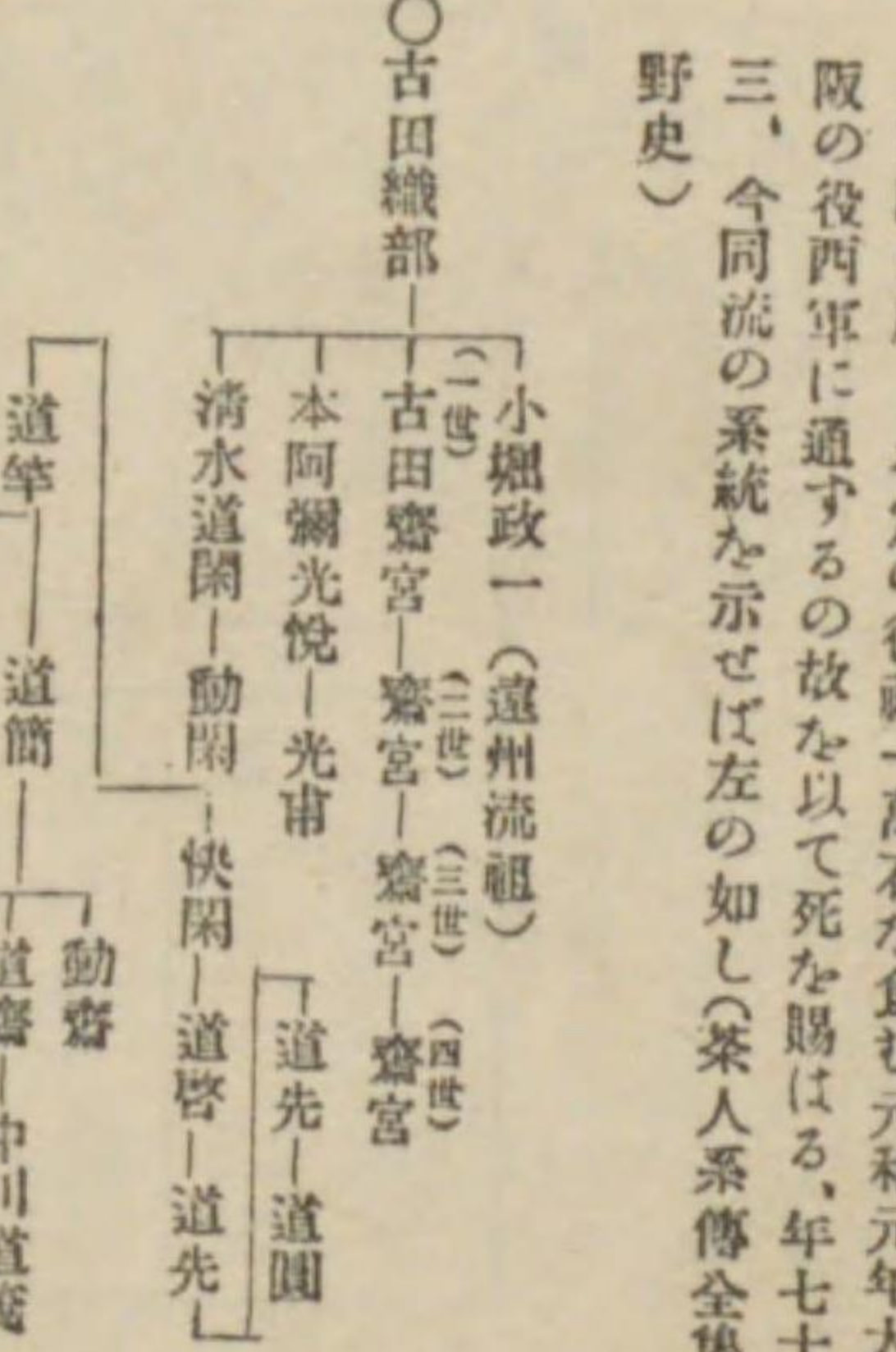
オリベノツカサ 織部司 「オン」ベノツカサとも云ふ、唐名織染署、大藏省に屬し、綿綾織羅を織り、及び雜染の事を掌る、正一人正六位下、佐一人正八位上、令史一人大初位下、撰文生八人、使部六人、直丁一人、初允恭天皇の時此司を置き、諸國の織部を總領せしめらる、大寶元年に至りて大藏省の下に屬し右の職員を定む、平城天皇の大同三年に至り、此司を廢し縫殿寮に併せらる(類聚三代、格職官志)

オリベヤキ 織部焼 古田織部正重然の製したる陶器の名、天正年間重然茶を好み即ち瀬戸村の工人に命じて一種の茶器を造らしむ、世人是を呼んで単に織部と云ふ、其實大抵志野に似たりと云へども、實柔にして厚し、描する所の繪多く草畫にして雅致あり、黒褐色の釉及び緑釉を施せり、又一種青織部と稱する者あり全體青綠釉を施して菊花の草一箇を白く存したる者なり、其

オリベ

の他の工人陶法を傳へて今に至る、而して猶織部といふ、機物(ヤキモノ)參看(工藝志料)

オリベリウ 織部流 古田織部の創めたる茶道の流派、千利休より出づ、織部名は重然、印齋と號す、父を重勝といひ豐臣秀吉に仕ふ、重然茶道を好み、千利休に從ひ其道奥を極め、高弟七哲の一なる、秀吉に仕へ織部正と稱す、慶長關原の役徳川家康に屬し、平定の後祿一萬石を食む元和元年大阪の役西軍に通ずるの故を以て死を賜はる、年七十三、今同流の系統を示せば左の如し(茶人系傳全集野史)



オロシモノノツカサ 監物 「ケンモツ」を見よ、

ヲロチノアラマサ 蛇龜正 素盞鳴尊の持ちし龜の名八岐大蛇を斬りし故に名づく龜は荒振のアラにて鋒及鋭くして靈威あるをいふ、正は「マサミ」も「マサヒ」も云ひて、マは眞にて美と同じく、響て副ふる詞古語利銀を眞身と云ふ、一説にサヒは物を断るさまを云ひて、スカヒの約なり、又蛇鱗と云ふ、韓は普通ならぬを響て云ふ、調、龜は眞身と同じ、又天羽々斬とも云ふ古語は大蛇をハ、と云ふ、又天蠅研とも云ふ、利銀にて銀の上に留まりし蠅自研れし故に名づくと云へどもいかゞあらん、蓋し「ハ」は「ハ」と同じ、大蛇の古語なるべし(書紀、釋日本紀、源平盛衰記、古事記傳武家名目抄)



明治四十一年七月十一日印
昭和二年九月十五日増訂發行

發賣所

- 東京市日本橋區數寄屋町六 合原書店
- 大阪市東區北久太郎町四丁目 柳瀬書店
- 名古屋市中區下長者町四丁目 川瀬書店
- 東京市京橋區鈴木町 日用書房
- 東京市牛込區早稲田鶴卷町三三 國際美術社

編纂者 文學博士 八代國治
同 早川純三郎
同 井野邊茂雄
發行兼印刷者 吉川半七
印刷所 三重縣四日市市濱田三七六番地
發行所 東京市京橋區鈴木町十二番地 吉川弘文館

21793

